

令和3年 第6回定例会

会議録

(令和3年9月3日~10月1日)

枕崎市議会

令 和 3 年

枕崎市議会第6回定例会会期及び会期日程

- 1 会 期 29日間(9月3日~10月1日)
- 2 会期日程

月日(曜)	区	分	時	間	内容
9月 3日(金)	本会議		前	9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 行政報告 7 議案上程(日程第5号-第17号) 8 提案理由の説明、質疑 9 予算特別委員会及び決算特別委員会の設置並びに委員の選任 10 議案委員会付託 11 議案上程(日程第18号) 12 提案理由の説明 13 質疑、討論、表決 14 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 15 報告(日程第20号、第21号) 16 散 会
9月 4日 (土)	休 会				
9月 5日 (日)	休 会				
9月 6日 (月)	本会議	委員会	前後	9:30 4:42	 1 開 議 2 一般質問(5名) 3 散 会 1 総務文教委員会
9月 7日 (火)	本会議		前	9:30	1 開 議 2 一般質問 (5名) 3 諸般の報告 4 散 会
9月 8日 (水)	休会	委員会	前	9:22	1 総務文教委員会
9月 9日 (木)	休 会	委員会	前前	8:54 9:24	1 議会運営委員会1 予算特別委員会

9月10日(金)	本会議		前	9:00	 1 開 議 2 認定事項第6号の訂正について 3 提案理由の説明 4 質疑、表決 5 散 会
	Ź	委員会	前	9:56	
9月11日 (土)	休 会				
9月12日(日)	休 会				
9月13日(月)	休会	委員会	前	9:23	1 決算特別委員会
9月14日 (火)	休会	委員会	前	9:24	1 決算特別委員会
9月15日(水)	休会				
9月16日 (木)	休会				
9月17日(金)	休会				
9月18日 (土)	休会				
9月19日(日)	休会				
9月20日 (月)	休 会				
9月21日 (火)	休会				
9月22日(水)	休会	委員会	前	9:16	1 議会運営委員会
9月23日 (木)	休会				
9月24日(金)	本会議		前	9:30	1 開 議 2 議案上程(日程第1号) 3 委員長報告(総務文教委員会) 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第2号-第5号) 6 委員長報告(予算特別委員会) 7 質疑、討論、表決 8 議案上程(日程第6号)

					9 表 決
					10 議案上程(日程第7号)
					11 提案理由の説明
					12 質疑、討論、表決
					13 議案上程 (日程第 8 号)
					14 表 決
					15 散 会
9月25日(土)	休 会				
9月26日(日)	休会				
9月27日 (月)	休会				
9月28日(火)	休 会				
- / / (/ (/ / / /					
9月29日 (水)	休 会	委員会	前	9:30	1 議会運営委員会
			前	10:30	1 議員定数適正化及び議員報酬等調査特
					別委員会
9月30日(木)	休会				
10月 1日(金)	本会議		前	9:30	1 開 議
					2 議案上程(日程第1号-第7号)
					3 委員長報告(決算特別委員会)
					4 質疑、討論、表決
					5 議案上程(日程第8号)
					6 提案理由の説明
					7 質疑、討論、表決
					8 報告(日程第9号)
					9 継続審査申し出について
					10 閉 会

本会議第1日

(令和3年9月3日)

令和3年枕崎市議会第6回定例会

議事日程(第1号)

令和3年9月3日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4		行政報告	
5	4 4	令和3年度枕崎市一般会計補正予算(第4号)	予特
6	4 5	令和3年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	11
7	4 6	令和3年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	11
8	4 7	令和3年度枕崎市介護保険特別会計補正予算(第2号)	"
9	4 8	枕崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	総文
1 0	認 1	令和2年度枕崎市一般会計歳入歳出決算	決 特
1 1	認 2	令和2年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	JJ.
1 2	認 3	令和2年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	IJ
1 3	認 4	令和2年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算	IJ
1 4	認 5	令和2年度枕崎市立病院事業決算	11
1 5	認 6	令和2年度枕崎市水道事業決算	"
1 6	認 7	令和2年度枕崎市公共下水道事業決算	"
1 7	陳 4	「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・研究,議論などに関する陳情	総文

4 9	固定資産評価審査委員会委員の選任について	
	鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	
報 5	健全化判断比率について	
報 6	資金不足比率について	
	報 5	鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 報5 健全化判断比率について

○ 本日付議された事件は議事日程 (第1号) のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番 永 野 慶一郎 2番 眞 茅 弘 美 議員 議員 上 袁 3番 泊 正 幸 議員 4番 沖 強 議員 占 男 5番 禰 通 議員 城 森 史 明 議員 6番 7番 吉 松 幸 夫 議員 8番 豊 留 榮 子 議員 芳 9番 <u>\</u> 徳 議員 下 竹 郎 議員 石 幸 10番 中 原 信 議員 東 君 子 議員 11番 重 12番 13番 和 弘 議員 吉 周 作 議員 清 水 14番 嶺

1 本日の書記次のとおり

沖 袁 信 也 事務局長 鷺 Ш 美津代 書記 大 武 史 溝 江 書記 П 達 也 書記

山 口 美津哉 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長 小 泉 智 副市長 資 本 田 親 行 総務課長 堂 原 耕 企画調整課長 鮫 島 寿 文 水産商工課長 日 渡 輝 明 市民生活課長 佐 祐 司 財政課長 藤 Щ П 英 雄 福祉課長 中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長 松 \mathbb{H} 誠 建設課長 原 博 明 農政課長 西 村 祐 健康課長 田

神 園 信 二 税務課長 堂 園 力 郎 地域包括ケア推進課長

永 江 隆 水道課長 上 園 秀 人 水道課参事

高 山 京 彦 市立病院事務長 橋 口 和 洋 監査委員事務局長

水 流 敏 幸 監査委員 小 湊 哲 郎 農政課参事

新屋敷 增 水産商工課参事 松 田 勇 一 市民生活課参事

駒 水 孝 広 農委事務局長兼農業振興係長 平 塚 孝 三 選管事務局長

松 田 章 子 会計管理者兼会計課長 田 代 勝 義 企画調整課参事

平 田 寿 一 総務課参事 丸 山 屋 敏 教育長

宮 原 司 教育総務課長兼給食センター所長 中 村 克 己 学校教育課長

豊 留 信 一 生涯学習課長 田 中 幸 喜 消防長

中 原 広 次 消防総務課長兼消防団係長 俵積田 一 豊 警防課長兼消防署長

山 口 太 総務課主幹兼行政係長 中 山 俊 吾 総務課行政係主任

水 谷 彰 吾 総務課行政係主事補

午前9時30分 開会

○永野慶一郎議長 令和3年第6回定例会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員として、6番城森史明議員、9番立石幸徳議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から10月1日までの29日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御承知おき願います。

次に、日程第3号諸般の報告を行います。

監査委員から、6月、7月及び8月執行の例月現金出納検査結果報告書を受理し、事務局に保 管してありますので、御閲覧願います。

また、令和3年第4回定例会以後の議長会等の報告につきましては、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で、報告を終わります。

次に、日程第4号行政報告を行います。

市長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

[前田祝成市長 登壇]

〇前田祝成市長 令和3年第6回枕崎市議会定例会の開会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症の状況等について申し上げます。8月に入り、鹿児島県内でも第5波による感染拡大が広がり、県は8月13日に県独自の緊急事態宣言を出しました。その後、8月17日には政府が鹿児島県などに対して8月20日から9月12日までを期間とするまん延防止等重点措置の適用を発表しました。現時点で全国21の都道府県に緊急事態宣言、12の県にまん延防止等重点措置が出されています。鹿児島県に出されたまん延防止等重点措置により、県は県内全市町村の飲食店に対して営業時間短縮の要請を行っております。本市では8月7日から9月2日までに17人の感染確認がありました。年代別内訳は40代2人、30代3人、20代6人、10代4人、10歳未満2人と若い年代が中心となっております。

また、5月から本格的に開始しました希望する市民へのワクチン接種の状況ですが、優先接種の医療従事者や65歳以上の方の接種後、64歳以下の方への接種も順調に進み、9月1日現在で本市人口の68.4%に当たる1万3,887人の方が1回目の接種を、56.2%に当たる1万1,402人の方が2回目の接種を終えています。第4クールの終了する10月23日までには、本市人口のおよ

そ75%の方が2回目の接種を終える見込みです。

今後は全国の感染の状況、県内の感染の状況等を冷静に分析するとともに、経済状況について もその状況判断をした中で、次の一手へ向けた準備を進めてまいります。

次に、8月11日からの前線の停滞等により、九州をはじめとした西日本に大きな被害をもたらした大雨について御報告いたします。本市におきましても、本日、お手元に配付いたしました資料のとおり、8月11日の雨の降り始めから8月20日午後10時30分頃までの降水量は800ミリを超え、48時間降水量や72時間降水量で観測史上最大を更新するなど記録的な大雨となり、長期的な警戒体制を取りましたが、幸いにも河川の氾濫や人的被害、住家被害を引き起こすような土砂災害等の発生はなかったところです。なお、公共施設等につきましては、農道、林道、水路といった農業用施設や市道に路面流失、路肩決壊などの被害が発生いたしました。また、農地につきましても被害が発生しておりますが、現在、その状況を調査中であります。

避難状況について申し上げますと、8月16日月曜日の午後4時20分に土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害発生等の危険性が高まったことから、市内全域に警戒レベル4の避難指示を発令し、防災行政無線や緊急エリアメール等で避難を呼びかけるとともに、市内75公民館の館長に対しましては、直接、自治公民館長用連絡メールや電話で住民への避難の呼びかけをお願いしました。なお、開設いたしました第一避難所8か所のうち、避難のあった避難所は6か所で、12世帯17人の方が避難されました。また、この避難指示は8月19日木曜日午前7時に解除しましたが、翌日8月20日金曜日の午前6時18分に再び大雨警報が発表されたことから、警戒レベル3の高齢者等避難を発令し、第一避難所の市民会館1か所を開設しましたが、市民の避難はなかったところです。これから本格的な台風シーズンを迎えることになりますが、今後とも災害対策につきましては万全を期してまいります。

本市では、我が国の脱炭素社会の実現を支える新たな地域エネルギー社会を創造するとともに、電力の地産地消といった市内経済の地域内循環やレジリエンス強化、さらには様々な地域課題解決にもつなげることを目的とした地域エネルギー事業に取り組むこととし、その事業推進の基盤となる自治体新電力の設立を目指しております。先月、そのマスタープラン策定のための枕崎市地域エネルギー社会活性化協議会を設立いたしました。

本年度、総務省補助事業である分散型エネルギーインフラプロジェクトを活用し、協議会の協力を得ながら、本市の再生可能エネルギー発電所や電力需要に関する調査を行い、シミュレーションを重ね、本市のマスタープランとして「海・山・太陽の幸が循環する2万人のまちプロジェクト」を策定し、本市が目指す地域エネルギー社会、市域の目標と施策、そして自治体新電力の事業計画を定めることとしております。

また、地域公共交通の課題や実情に即した公共交通体系の在り方等を検討するため、市民や関係団体、交通事業者、関係行政機関等で組織する法定協議会、枕崎市地域公共交通活性化協議会を本年4月に設置しております。

この協議会において、高齢者をはじめとする本市の交通弱者に配慮した利便性の向上のため、 既存の交通網の最大限の活用や、それを補完するデマンド交通の検討などを行い、市内一円を対 象区域とした地域公共交通の持続可能性の確保を目的とする地域公共交通計画の策定を進めてお り、現在、市民の皆様を対象としたアンケートの実施とその集約・分析などを行っているところ です。

今年も、さつま黒潮きばらん海枕崎港まつりは、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となりましたが、8月7日には蛭子神社に関係者が集まり神事を執り行いました。その日の夜は、花火打ち上げを行い、航海の安全と枕崎市の発展、市民の皆様の健康を祈願いたしました。

また、南溟館で7月11日から開催中の南溟館特別企画展「親愛なる友フィンセント動くゴッホ展」は、残り1週間の会期を残した8月29日の日曜日までに、集客目標の8,000人を大きく上

回る1万3,301人のお客様に御来場いただいております。市外からのお客様も多く、展覧会と合わせて市内の飲食店にも昼間の時間帯に多くのお客様に足を運んでいただいたようです。コロナ禍での開催となりましたが、南溟館の存在感や期待値を高め、本市の文化的価値を市内外に発信するよい機会になりました。

新型コロナウイルス感染症による厳しい社会状況は続いていますが、そのような中でも現状を精緻に冷静に見極めて、社会経済活動の動き、動き出しに後手を踏むことのないよう、今後もよい準備を進めてまいります。

以上で、行政報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

次に、日程第5号から第17号までの13件を一括議題といたします。

市長提出に係る案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算4件、条例1件、人事案件1件、決算7件及び報告事項2件の計15件であります。このうち、人事案件及び報告事項を除く12件について、説明を申し上げます。

まず、議案第44号令和3年度枕崎市一般会計補正予算(第4号)について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4億4,479万円を追加し、予算総額を159億0,160万円にしようとするものです。

地方債の補正は、過疎対策事業ほか2事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当した「枕崎の、味と旅。」グルメ・宿泊クーポン券発行事業補助、新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金事業などの新型コロナウイルス感染症関連新規事業、令和2年度決算剰余金の財政調整基金への積立及び地方債の繰上償還の実施等、生活保護費など令和2年度の事業費確定に伴う国県支出金の精算返納金、地域密着型施設を整備する事業者に対する地域介護基盤整備事業補助、サツマイモ基腐病対策として産地生産基盤パワーアップ事業基金事業補助などをお願いしてあります。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第45号令和3年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,947万9,000円を追加し、予算総額を35億1,803万9,000円 にしようとするものです。

補正の内容は、総務管理費、保健事業費並びに償還金及び還付加算金の増額であります。

以上の財源として、県支出金、繰入金及び繰越金の増並びに諸収入の減で措置いたしました。 次に、議案第46号令和3年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について申 し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ190万7,000円を追加し、予算総額を3億6,746万3,000円に しようとするものです。

補正の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金及び繰出金の増額であります。

以上の財源として、繰越金及び諸収入の増で措置いたしました。

次に、議案第47号令和3年度枕崎市介護保険特別会計補正予算(第2号)について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億9,093万3,000円を追加し、予算総額を30億0,189万

5,000円にしようとするものです。

補正の内容は、介護給付費準備基金積立金、介護給付費負担金等返納金、一般会計繰出金並び に介護保険料還付金及び還付加算金の増額であります。

以上の財源として、繰越金及び繰入金の増で措置いたしました。

次に、議案第48号枕崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カード及び通知カードの再交付手数料を廃止しようとするほか、住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民票の除票の写し等の交付手数料に関する規定を整備しようとするものです。

なお、認定事項第1号令和2年度枕崎市一般会計歳入歳出決算、認定事項第2号令和2年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第3号令和2年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定事項第4号令和2年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第5号令和2年度枕崎市立病院事業決算、認定事項第6号令和2年度枕崎市水道事業決算、認定事項第7号令和2年度枕崎市公共下水道事業決算についても、それぞれ認定をお願いしてあります。

これらのうち、認定事項第6号令和2年度枕崎市水道事業決算及び認定事項第7号令和2年度 枕崎市公共下水道事業決算については、剰余金処分計算書案も併せて提出してあります。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提 案理由の説明を終わります。

- ○永野慶一郎議長 ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。
- **〇9番立石幸徳議員** 私は、補正予算の関係ですね、補正予算の基本的な点について本会議での 質疑をいたしたいと思います。

まず、一般会計補正予算(第4号)でございますけれども、1点目が地方交付税の普通交付税、今回8,000万円増額となっております。この要因は何であるのかですね。それから臨時財政対策債のほうが7,315万8,000円減額となっております。この2つの増減額、どういう関連があるのか説明をいただきたいと思います。

また、2021年度の普通交付税は、去る8月3日、ちょうど1か月前ですけれども総務省が決定をしてきております。普通交付税の算定基礎となる一番大きな人口の算定については、今年度から20年度の国勢調査の人口に切り替えられているわけですね。

本市の場合、人口の算定では、20年国調とその前の15年国調、これを比較したときにどういった状況になっているのか、そして交付税の影響額はどのようになっているのかお答えいただきたいと思います。

そして、新しく創設された今年度の地域デジタル社会推進費、この算定項目は本市の場合は幾 らの算定になっているのかですね。以上、交付税の関係では幾つかお尋ねをしておきます。

それから2点目はですね、この予算書の説明資料6番目にあるんですが、地域介護基盤整備事業補助、これが8,230万2,000円。これはまず介護関連の予算なんですけれども、なぜ一般会計予算に計上されているのか、この事情も説明いただきたいと思います。

そして、この事業は本市の本年度から始まります第8期の3か年の介護保険事業計画に予定されているのかということをですね、私、予算書を頂いて当局に聞きましたら、本市の第8期の事業に予定していると。そのことは事業計画73ページに書いてありますというんですけれども、ところが私どもはこの第8期の介護保険事業計画をもらっていないんですよ。

その当局説明を受けて事業計画はどうなっているんだって言ったら、その場でいただきました。 その後、ほかの議員の皆さんにも先月30日ですか、介護保険事業計画を配付したようですけれ ども。本年度半ばに来ているのにですよ、大事な介護保険事業計画がようやっと今頃配付されて いる。こういったことはいかがなものかと思うんですけどね。なぜこういうことになったのか、この事情も説明いただきたいと思います。

そして、一般会計ではもう一点、説明資料7番目の経営継承・発展等支援事業、これは農政課の400万の事業なんですが、そのうち200万円が一般財源ですけど、残りを雑入ということになっているようでありますが、この雑入は一体どこから納入されてくるのかですね。一般会計上は以上、質疑をします。

次に、国保の補正予算なんですけれども、1点ほどですね、国保財政安定化支援事業、この部分が今回計上されてきているんですが、今回は480万円ほどの増額の補正になっているんです。今、当初分と合わせて繰入金が5,085万円ということで安定化支援事業3年度は5,000万円の大台にのっているわけですけどね。この480万円の増額の要因は何であるのかですね。そして、実はこの安定化支援事業を今回出されてきて、ついこの間、今年の3月議会で2年度の国保の最終補正でですね。この安定化支援事業は計上されてきているんです。2年度は減額でしたけど。

今年度はなぜこの9月議会でスピードアップされて国保予算に計上されてきたのか、その理由 を質疑をしておきたいと思います。

○佐藤祐司財政課長 普通交付税の件で数項目御質疑いただいております。

まず、今年度の普通交付税につきましては、議員がおっしゃいますように8月3日に決定をされております。総額としては、33億3,095万3,000円という額でございまして、2年度と比較をいたしまして2億7,139万2,000円の増となっております。

この交付決定額が増加したことにつきましては、基準財政収入額が1億1,207万1,000円減少したことに加えまして、臨財債振替後の基準財政需要額が1億6,039万4,000円の増となっていることが要因でございます。

その内訳といたしまして、まずこの基準財政需要額の全体の影響として、議員がおっしゃいますように、今回、人口を測定単位とするものが令和2年度国勢調査人口速報数値が使用されたことで、人口減の影響がございます。

平成27年では2万2,046人だったものが、令和2年度の速報数値では2万0,052人と1,994人減少しておりまして、これによりまして、人口減の影響として6,400万円程度需要額は減少しております。しかしながら、そのほかの影響で増加をしているわけですが、中でも質疑にございましたとおり、新設の地域デジタル社会推進費、これが6,711万5,000円、これは皆増でございます。

そして、そのほか高齢者保健福祉費の65歳以上人口を測定単位とするものですが、これにつきましては、単位費用の増に加えまして、介護サービス利用者増の影響により密度補正が増となったことで、前年度より4,864万6,000円の増、それから公債費の関係では、過疎対策事業債の償還費が3,910万7,000円の増、そして社会福祉費が単位費用の増に加えまして、障害福祉サービスの利用者の増などによって密度補正が増となったことで、2,064万4,000円と増になっております。これらのほかにもございますが、これらの主な増の要因があるところでございます。

また、基準財政収入額の減の理由、これは交付税の増につながるわけですが、市民税の所得割、 また法人税割が大きく減少したという影響、この2つで7,238万5,000円の減となっております。 こういう影響が大きいところでございます。

その結果、本年度の決定額については冒頭申し上げたとおり大きく増と、2億7,000万程度増になったところですが、それで今回補正として8,000万円計上をいたしております。

これにつきましては、先ほど質疑者からもありましたとおり、同時に決定をされております臨時財政対策債、これが当初に推計して出した数値よりも7,315万8,000円下回っております。今回、その減を行っております。それの財源の振替の理由、そして、地方特例交付金、これも同時に決定をされておりますが、これも当初推計の数値よりも282万2,000円減少しておりますので、

これも財源の振替と。そして、国保のところで今出ましたが、国保の安定化支援事業、これにつきましても基準財政需要額の中で見られておりますが、今回その額について決定がされまして、480万前年度よりも増額しておりますので、これらの計上をしたことによりまして、8,000万円を今回計上いたしたところでございます。

それから、交付税ではなくて経営継承・発展等支援事業の財源のお話がありました。これについては2分の1が原資は国、そして2分の1が市という財源内訳になるわけですけれども、その国の原資のものにつきましては、全国農業会議所を通じて交付をされるということから、国庫支出金ではなく諸収入として計上をいたしているところでございます。

それから、臨時財政対策債の減になった理由ということですが、これ当初予算の推計のときに は地方財政計画の対前年度の伸び率57.7%増というふうに算定されていたわけでございますが、 それを勘案しまして3億8,134万5,000円を計上いたしました。

しかし、今回発行可能額が3億0,818万7,000円と決定いたしましたことから、差額7,315万8,000円の減額補正を行ったものでございます。この臨時財政対策債は各団体の財源不足額を基礎として、財政力に応じてその額が積算されるものでございます。

本市の財源不足額は前年度と比較をして増加する普通交付税と臨財債の合計額は増加すると見込んでいたことで、地方財政計画上の伸び率57.7%よりは増加すると推計いたしまして、前年度実績よりも比較をして67.2%増の先ほど申し上げました3億8,134万5,000円を見込んだところでございます。

しかしながら、財源不足額は当然増加いたしたところであるんですが、財源不足額に乗じる一定率というのがございまして、それが122.09%ということで、これを乗じたことによって、財源不足額は増えたものの、財源不足額に乗じる一定率の減の影響のほうが大きく、地方財政計画の伸び率よりも大きく伸びが下回ることとなりました。これについては、普通交付税として交付されるか、臨時財政対策債として交付されるかの違いでございまして、普通交付税で交付されたほうがこちらとしては助かるわけでございますので、本市にとってはいいことかと思います。

なぜこのような大きく下回るかということになりますと、基準財政収入額に占める市町村民税の割合、ここの減の影響が全国的に大きいものだというふうに考えておりまして、その割合が大きい市町村ほど今回の推計によります減収割合が大きいというふうに見込まれておりまして、それらの団体の影響の財源不足額は枕崎市よりも大きくなると見込んでおりまして、本市の財源不足が増えてはいるものの、全国平均より小さかったということが理由ではないかというふうに分析をいたしております。

〇山口英雄福祉課長 私のほうからは、介護保険事業計画に関係する2点についてお答えを申し上げます。

まず、第8期介護保険事業計画につきましては、今年の3月定例会の最終日におきまして概要版をお配りし、事業の計画書の概要について説明をさせていただいたところでございます。その後、計画書ができましたけれども、その配付が大変遅れましたことにつきましては、私のミスでございます。その点につきましては、心よりおわび申し上げます。大変御迷惑をおかけいたしました。

それから、今回、補正予算に計上してございます地域介護基盤整備事業補助金につきましては、第8期事業計画におきまして整備を予定しております認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームの増床分、それから複合型サービス事業所の整備分、この2つの事業所の整備に関する補助金分を計上しているわけでございますけれども、この整備につきましては、民間の事業者が、この県の補助金を活用して整備をしたいというような事業でございまして、この補助金の流れにつきましては、市のほうは県のほうに申請をいたしまして、県が市を通じて事業者に交付するとそういったことになっております。

仮に、市のほうが直接介護サービスを提供する事業所を整備するということになれば、その整備補助金につきましては、介護保険の特別会計の予算の中に歳入歳出計上するということになりますけれども、今回の補助金につきましては、市が直接サービスを提供する事業所の整備でなく、民間事業所の整備に関する補助金でございますので、介護保険特別会計に計上する必要がないということでございます。

〇西村祐一健康課長 私のほうから国民健康保険特別会計補正予算に関する2つの質疑のことに つきましてお答えいたします。

まず、国保財政安定化支援事業繰入金の増の要因ということなんですが、こちらにつきましては、国保財政安定化支援事業の算定額は被保険者の応能割合、保険税負担能力が特に不足していること及び高齢者が特に多いことの項目で算定されます。

令和3年度の算定におきましては、昨年度と比較しまして繰出金ベースで被保険者の応能割合、 保険税負担能力が特に不足していることの項目で460万円、高齢者が特に多いことの項目で20万 円増加しております。

被保険者の応能割合、保険税負担能力が特に不足していることの460万円増額の要因につきましては、国が実績に基づく推計値として出しております保険基盤安定事業費、こちらのほうが令和 2 年度では 1 億0,610万9,000円だったものが、令和 3 年度では 1 億0,700万9,000円、90万円の増となっております。また、保険税軽減世帯割合が令和 2 年度では64.2%だったものが、令和 3 年度では66.7%へ2.5ポイント増加しております。

また、保険基盤安定事業費に係る繰出金の額に乗じる割合、こちらも国の財政措置率になりますが、令和2年度が30.86%だったものが令和3年度33.89%、3.03ポイント増加していることによります。また、高齢者が特に多いことの項目20万円の増加につきましては、高齢被保険者の割合が令和2年度65.2%だったものが令和3年度66.1%へ0.9ポイント増していることがその要因であると考えております。

続きまして2つ目に、なぜ昨年度は3月議会で計上したものを9月議会で計上したのかということでありますが、昨年度につきましては、国県の精算返納金を前年度の繰越金で賄えたことによりまして、最終補正での計上としておりましたが、今年度、国県の精算返納金を前年度の繰越金で賄うことができませんでしたので、赤字補填財源であります歳入欠陥補填収入を増やさざるを得ない状況となったところなんですが、財政課と協議しまして確定しました財政化安定支援事業繰入金を計上することとして、最終的に歳入欠陥補填収入というのは373万円程度の減となっております。

○9番立石幸徳議員 一般会計のほうはですね、また来週月曜日に資料要求をさせていただきますので、そこでまた委員会のほうで審査を掘り下げたいと考えますが、先ほどから出ているこの介護保険事業計画のことですね、これは極めて3年に1回の大事な計画をですよ、議員に半年遅れで配るということは実におかしいし、こういったことがあってはならない、反省をしていただきたいと思うんです。

ただですね、さらにこの介護保険会計は今回は補正第2号、6月議会での介護保険会計は第1号を審査しているんですね。私どももその時点で気がつかなかったといえばあれですけども、6月議会でも補正を審査しているのに、ようやっと9月議会でですね、介護保険事業計画を出すということはですね、私は今後こういったことは決してないようにしていただきたいと思います。

国保の安定化支援事業でですね、健康課長のほうから細かい計数も説明いただきましたけど、 実は令和元年度までは算定基礎に病床数が多いことによる医療費の増、この部分も交付の対象と して地方交付税で財政支援するということになっていたんですね。

これが、地域医療構想との関連で昨年度からその病床数の多いことは算定をしないということが出されて、実は今年ではなくて昨年のこの安定化支援事業の算定の際も国でも何が出たかとい

うと、今コロナで病床は足らんのに、病床は多いほど助かるものを何でその病床が多いところに は交付金はやらんちゅう、全くちぐはぐな政策をですよ、そういうものをやるのかということで、 昨年のときにもいろいろ論議にもなった。

そして、私は本年度の算定ではその辺の相変わらず続いているこのコロナでですね、病床というのは極めて大事ですよ。今も病院に入れずに自宅待機がごろごろしている、そういうときにこの病床数の多いところにその交付金はやらない、こういった政策っていうものは、 私は国に対して地方から声を上げるべきじゃないかと思うんですよ。

この点について、本市としては、こういった国保財政の安定化支援事業、病床数の部分を交付金のカウントに入れない。どういうお考えなのか、またこの点について改善の声を上げる気はないのか、市長なりにお尋ねをしておきます。

○前田祝成市長 おっしゃられるように、その基準の中に病床数というのが多いところにはあげないということが言われているのは事実だというふうに思っています。

これコロナの発生前の基準のところで、地域医療構想の中で基本的にその病床数の削減という ことがうたわれておりまして、その流れによるものだというふうに認識しております。

ただ、おっしゃられるように、コロナによって病床数の不足というところがこうやって社会問題になっている状況の中ではですね、やはりそこについては我々としても主張すべき部分があろうかというふうに思います。そこについてはですね、しっかりと研究して伝えていける部分を見つけて、しっかり市長会等のほうでも協議をしていければなというふうに思っております。

私どもも今年から国保連合会のほうに理事として参加しておりますので、その辺りの中でも、しっかりとそういう問題意識を持って話をさせていただければなというふうに思っております。

- **〇9番立石幸徳議員** 最後ですけどね、ちょっとくどいようかもしれませんけど、この病床数の関係は昨年は論議をしているんですよ。病床数の関係で、交付金を出さないということはいかがなものかと、当時の自民党総裁選に出るのかどうか、高市総務大臣がコメントした記事もございます。昨年は論議をしとってですよ、まだコロナがどんどん拡大してきている今年は何ら病床数に関するコメントの記事も見てもいない。だから、再度この国への対応についてですね、市長の再度の見解になるかもしれませんけれども、お尋ねしときます。
- **○前田祝成市長** ただいま申し上げましたように、そういう問題意識は持っております。ですので、当然国保の財政についても非常に厳しい状況がございますので、そこにつきましては、私のほうもしっかりと問題意識を持って、市長会あるいは国保連合会の中でそういう発言をしてまいりたいというふうに思います。
- ○永野慶一郎議長 ほかにありませんか。──これをもって質疑を終結いたします。 この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を、 また、決算関係議案については、議長及び監査委員である6番議員を除く全議員で構成する決算 特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託して審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算及び決算の関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、所管の委員会に付託いたします。

次に、日程第18号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

〇前田祝成市長 ただいま上程されました議案第49号固定資産評価審査委員会委員の選任につ

いて提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員牧野政義氏は、令和3年10月23日をもって任期が満了となりますが、その後任として白窪義広氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行いますが、質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。――討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

日程第18号固定資産評価審査委員会委員の選任について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

「議場閉鎖〕

○永野慶一郎議長 ただいまの表決権を有する議員数は、13人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○永野慶一郎議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。──配付漏れなしと認めます。 投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

〇永野慶一郎議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○永野慶一郎議長 投票漏れはありませんか。──投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○永野慶一郎議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、11番中原重信議員、12番東君子議員、13番 清水和弘議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

「開票〕

○永野慶一郎議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成11票、反対2票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第49号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第19号鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本選挙は、現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員6人について1人の 欠員が生じているため、広域連合規約第8条第2項の規定により、市議会議員区分から1人の議 員を選出するものです。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選 人が決定されますので、会議規則第30条の規定に基づく選挙結果の報告にかかわらず、有効投 票のうち、候補者の得票数のみを報告することにいたします。

議場を閉鎖いたします。

「議場閉鎖〕

○永野慶一郎議長 ただいまの出席議員数は14人であります。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。

まず、候補者名簿を配付いたします。

「書記候補者名簿配付〕

○永野慶一郎議長 候補者名簿の配付漏れはありませんか。──配付漏れなしと認めます。 次に、投票用紙を配付いたします。

「書記投票用紙配付]

○永野慶一郎議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。──配付漏れなしと認めます。 投票箱を改めます。

「書記投票箱点検〕

○永野慶一郎議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○永野慶一郎議長 投票漏れはありませんか。──投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○永野慶一郎議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、2番眞茅弘美議員、3番上迫正幸議員、4 番沖園強議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○永野慶一郎議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数14票。

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票14票、無効投票0票。

有効投票中、川越信男4票、畑中香子10票。

以上のとおりであります。

次に、日程第20号及び第21号について、市長に報告を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

〇前田祝成市長 報告事項2件について報告いたします。

報告事項第5号健全化判断比率について及び報告事項第6号資金不足比率につきましては、令和2年度における健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、それぞれ監査委員の意見を付して報告するものです。

以上、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時35分 散会

本会議第2日

(令和3年9月6日)

令和3年枕崎市議会第6回定例会

議事日程(第2号)

令和3年9月6日 午前9時30分開議

日程 番号					件					名
1	一 船	L F	質	問		中	原	重	信	議員 (20ページ〜25ページ)
						眞	茅	弘	美	議員 (25ページ〜35ページ)
						城	森	史	明	議員 (35ページ〜43ページ)
						清	水	和	弘	議員 (43ページ~53ページ)
						穪	占	通	男	議員 (54ページ〜65ページ)

○ 本日付議された事件は議事日程(第2号)のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番 永 野 慶一郎 2番 眞 茅 弘 美 議員 議員 3番 上 袁 強 迫 正 幸 議員 4番 沖 議員 占 男 5番 禰 通 議員 城 森 史 明 議員 6番 吉 7番 松 幸 夫 議員 8番 豊 留 榮 子 議員 議員 芳 9番 <u>\f</u> 徳 10番 下 竹 郎 議員 石 幸 11番 中 原 重 信 議員 12番 東 君 子 議員 13番 水 和 弘 議員 14番 吉 嶺 周 作 議員 清

1 本日の書記次のとおり

丸

Щ

屋

敏

教育長

沖 袁 信 也 事務局長 大 江 武 史 書記 溝 達 也 書記 山 П 書記 \Box 美津哉

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

市長 泉 前 田 祝 成 小 智 資 副市長 総務課長 親 行 堂 原 本 田 耕 企画調整課長 鮫 島 寿 文 水産商工課長 日 渡 輝 明 市民生活課長 祐 佐 藤 司 財政課長 Щ П 英 雄 福祉課長 松 建設課長 原 博 農政課長 田 誠 田 明 西 村 祐 健康課長 神 亰 信 税務課長 永 江 隆 水道課長 上 袁 秀 水道課参事 人 橋 \Box 和 洋 監查委員事務局長 水 流 敏 幸 監査委員 小 湊 哲 郎 農政課参事 新屋敷 増 水産商工課参事 勇 広 農委事務局長兼農業振興係長 松 田 市民生活課参事 駒 水 孝 平 代 勝 企画調整課参事 田 寿 総務課参事 田 義

中 村 克 己 学校教育課長 山 口 太 総務課主幹兼行政係長

宮

原

司

教育総務課長兼給食センター所長

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから一般質問を行います。

質問は、1番中原重信議員、2番眞茅弘美議員、3番城森史明議員、4番清水和弘議員、5番禰占通男議員、6番沖園強議員、7番立石幸徳議員、8番豊留榮子議員、9番上迫正幸議員、10番東君子議員の順に行います。

まず、中原重信議員。

[中原重信議員 登壇]

〇11番中原重信議員 まず初めに、8月の長雨、豪雨により被災された方々に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を心からお願いしたいと思います。

それでは通告に従い一般質問を行います。

2018年11月に沖縄で初めて感染が確認された基腐病は、これまでに鹿児島県を含め全国20都道府県に感染が拡大しております。

まず、本市の現在の発生状況についてお尋ねいたします。

「前田祝成市長 登壇」

○前田祝成市長 サツマイモ基腐病につきましては、平成30年12月に発生が確認されてから、 令和元年産が作付面積全体の50%、令和2年産が作付面積全体の90%で発生しているなど、本 市においても甚大な被害となっています。

カンショについては、市内で約500ヘクタール作付されている大変重要な基幹作物でありますが、令和2年産においては生産量、生産額ともに例年の約50%に落ち込んだところです。

本年産については、生産者の方々の様々な対策や御努力によって順調に生育していると伺って おりましたところですが、8月に入ってからの台風や豪雨によって被害が拡大しているとの報告 がなされております。

現在の被害状況など詳しい内容については、担当課長が答弁いたします。

○原田博明農政課長 令和3年産の被害状況につきましては、目視での生育調査を月2回関係機関と行っています。調査は、地上部の黄化、萎凋、枯死などの発生状況を、被害率ゼロ%がなし、3%未満が微、3%から20%が少、21%から40%が中、41%から60%が多、61%以上が甚と分類しています。

8月31日時点での調査内容として、被害率ゼロ%のなしがゼロ%、3%未満の微が70%、3%から20%の少が25%、21%から40%の中が5%になっており、全ての圃場で少なからず被害が発生しており、先日の産業厚生委員会の所管事務調査で報告した8月13日現在の状況より被害が拡大してきている状況でございます。

市長の答弁でもありましたが、8月に入ってからの台風また豪雨によって被害が拡大していると推測しているところです。ただし、8月23日に実施しました坪掘調査では、例年と変わらない収量が確認されていると報告がされていまして、これは、生産者による圃場の土壌消毒や堆肥散布による土づくり、健全種芋・苗の確保と消毒、本圃の排水対策、生育初期の発病株の除去、薬剤による防除などの様々な対策により効果が出ているものと見ています。

本年産のカンショの収穫は、例年に比べて早植えを実施したこともあり、また酒造会社やでん 粉工場の早期操業開始により、例年より1週間から10日ほど早く始まっています。

今後は、できるだけサツマイモ基腐病が拡大する前に収穫することが重要と見ておりますが、 各工場の操業や収穫・配送作業などの進捗状況に合わせながらの出荷となりますので、状況を注 視していきたいと考えています。

〇11番中原重信議員 今年はこの基腐病も枕崎地区から発生してですね、そしてまた農政課か

ら発生状況の防災無線でのお知らせもあったし、そのかいあって農家は今年は素早く対応したわけです。発生株の除去とか農薬の散布も行った結果、その時点では今年はいいなという感じだったんですけども、先ほどからありますように、8月の豪雨で、これはもうたちまち状況が一変しております。

今考えればそういう感染のメカニズムが段々分かってきたわけですよね。風と水、雨ですので、やはり今後は農家もですけど、やはりそこら辺を重視してですね、またいろんな面で研究をしていきたいと思っています。それと、鹿児島県園芸振興協議会南薩支部の資料では、病気はカビなんだということです。そのカビが胞子をつくり、そして種子ですね、種をつくって、それが子孫を残すんだそうであります。そして、この胞子はうどんこ病みたいにふわふわしているんじゃなくて、風に乗って飛ぶようなものではないということです。水と混ざって、飛び散る際に感染を起こすタイプで、少量の雨では隣の株まで、台風のような豪雨では隣の畑まで感染が拡大する範囲とされております。

やはり、だんだん感染の原因が分かってきますので、今後は植付け前の排水対策の徹底とか、 そしてまた補助事業で導入されましたプラソイラ等による耕盤破砕ですね、そして枕畝を作らないいろんな対策を講じる、講じてはいるんですけど、まだまだ多く、20%以上発生する圃場では、そういう対策が少しなされてない感じもありますので、今後はそこら辺も圃場を巡回する場合については、指導のほうもよろしくお願いしたいと思います。

経験から言いますと、大型建設機械、ユンボにより底盤を壊すことによって、排水対策は一番効果がありますので、またそこら辺も我々も農家としていろんなふうに取り組んでまいりたいと思っています。

次に、生産者は今までは種芋による採苗を行ってそれを植え付けていたわけですけども、病の 発生後は種芋に残っているもんですから、植付けても病が発生するということであります。

私も今回、種芋から採苗した苗と、そしてバイオ苗を区別して植えたんですけども、やはり発生が早いのは種芋から採苗した苗、そして、やはりいろんな雨とか風によりバイオ苗にも感染が広がっていくようであります。

そして、またこのバイオ苗なんですけども、一農家当たりの供給本数とか、時期が2月中旬になって、先ほど課長からありましたように、早植え、早掘りをしたいんですけども、なかなか苗が足りないということであります。そしてまた、焼酎用の黄金千貫はポット苗、増殖用ですね、それをまた畑に植えて、それを増殖して、本数を増やしていく。これについてはハウスの施設とか、労力も大変必要であります。そしてまたこの苗については、1本200円から300円という高い金額と、そしていろんな施設面で農家は大変困っている状態になります。

ですから、先ほど言われましたように、早植え、早掘りをするためには健全な苗の供給体制、 ウイルスフリー苗、バイオ苗の生産供給体制の強化を強く望む声が農家から発せられております。 このことについて何か対策を考えているのかお尋ねいたします。

○原田博明農政課長 サツマイモ基腐病の発生予防の菌を持ち込まない対策として、健全種芋と 健全苗の確保が一番重要な対策となります。この健全種芋と苗の確保に生産者の皆さんは大変御 苦労されており、健全種芋・苗の供給体制が今後の重要な課題となっています。

通常、基腐病菌の入っていないきれいな芋を種芋として選別し、貯蔵してから1月から2月に育苗施設に伏せ込み苗を確保していきますが、この基腐病菌が入っていない種芋の確保というのが難しくなってきています。

生産者によっては、サツマイモ基腐病の発生していない地域の芋を取り寄せたり、なり首(蓄梗部)、尾部(ひげ部分)、ここを切り落として入念に消毒を行う作業をしています。

このような作業をしていますが、現在、ウイルスフリー苗につきましては、経済連の育苗センターにおいて供給しています。品種といたしましては、加工用カンショの高系、酒造用カンショ

の黄金千貫、でん粉用カンショのシロユタカとなっています。比較的、基腐病に強いとされているこないしんは種芋として供給されています。しかしながら、今、質問者からありますように、数量に限りがあるということで1人当たりの本数に制限があると伺っており、供給体制は厳しいようでございます。

関係機関で構成している南薩地域サツマイモ基腐病対策プロジェクトチーム作業部会でも供給体制の強化について様々な検討をしていますが、現在のところ具体的な方策まではできていないところでございます。各方面に要望等を実施しているのが現状です。なるべく早い段階で対策を取らなければならないと考えているところでございます。

〇11番中原重信議員 ぜひですね、健全な苗が必要ですので、そういう体制も今そういう会があるということですので、これを充実させていただいて、健全な苗の供給にさらに努めていただきたいと思っています。

これは、南九州市でなんですけども、平成10年度に農林水産省経営基盤農業改善事業で南九州市頴娃農業開発研究センターを設立し、サツマイモの苗の生産、供給が行われております。また、昨年度は南九州市の方には補助がありまして、割り引いて半額程度で供給されたと聞いております。

枕崎はそういう施設がないですので、先ほどありましたように、そういうプロジェクトチームでよく話し合って、供給体制についてはぜひ早く植えて早く掘りたいというのが農家の実情ですので、そこら辺はどうぞよろしくお願いしたいと思います。

本来、サツマイモはあまり肥料を必要としない作物なんだそうであります。肥料の標準施肥料を見ますと、10アール当たり、これは肥料で若干差はあるんですけども、2袋から4袋、40キロから80キロといわれております。しかし実際は、農家では2倍近く、80キロから120キロ程度多肥傾向にあります。

農家からすると、1人が反当6袋で収量がこれだけあったといえば、だんだん施肥量は増えていくわけですよね。それに伴って、今までは収量も多かったんですけども、基腐病のそういう発生の原因として、土壌のそういう浄化作用ができない、肥料が溶けなくて、残っていて、それが土壌を悪化させるというのもいろんなもので、書物で出されているようであります。ですから、土壌の成分の混乱、アンバランスが非常に起こっているのも事実であります。

そして、農家にとって化学肥料と農薬は農業にとって大きな進歩につながったのは事実ですけども、その反動で土の機能不全が圃場で起こっているのではないかと思われます。

そこで、基腐病の特効薬はもちろん必要なんですけども、欲しいんですけども、私としては、 農家では堆肥とかいろいろあるわけですけども、まずはそういう土壌改良をする基腐病対策も必 要になってくるんじゃないかと思っています。

今後、こういった土壌改良も必要と思いますが、対策は何かあるんでしょうか。

○原田博明農政課長 サツマイモ基腐病の予防及び収量増を図る上で、堆肥散布等の土壌改良は大変有効な対策と考えています。昨年度は、産地基盤パワーアップ事業(土づくりの展開事業)により、47名、401筆、75へクタールで堆肥散布を実施しました。また、甘しょ重要病害虫被害対策事業(国の直採事業)においても、2分の1補助で約200へクタールで堆肥散布を実施しています。

実施した生産者への聞き取りによりますと、かなり収量が増えたと報告がされており、また、 実証圃場での生育状況を見ましても効果があると確認しています。

本年度においても、産地基盤パワーアップ事業(土づくり展開事業)を実施する予定で、生産者への要望調査を実施したところであります。今定例会に補正予算として提案しています。今年度は、来年産に向けて約100ヘクタールで実施する計画でございます。

〇11番中原重信議員 去年からそうありまして、そして私、今朝も堀土の現場に行って、農家

の皆さんに聞いてきました。やはり、確かに堆肥をした圃場としない圃場、堆肥しているのは唐芋も表面がそういうきれいになる効果を持っています。そして、収量も大きなカンショになっていたようでした。やはりその効果が随分現れております。農家も散布した農家は全てよかったというのを聞いています。

ただ、堆肥も必要なんですけども、やはり今、いろんな面でそれにプラス、堆肥プラス土壌改良剤というのも……。兄弟3人でカンショを作っているわけですけども、三人三様の対策を講じています。

1人は堆肥と別な土壌改良、アズミン苦土ですね、それをしたと、そして1人は堆肥だけやったと。1人はそういう農薬散布とかやっていますが、やはり堆肥プラス土壌改良剤を散布したほうが、収量も多く、またきれいなカンショができているようでしたので、今後やはり堆肥もですけども、そういう土壌改良剤についてもいろいろと検討して、国なりとか相談してですね、そういうあらゆる面で土壌の改良剤の薬剤等も今研究が進んでいるようですので、堆肥プラスそれができるような体制をですね、今後つくっていただきたいと思っています。

次に、基腐病の予防薬は3回から5回散布してくださいとなっています。ただし、アミスターは3回まで、あとは銅剤と組み合せて散布するとのことであります。高齢化も進み、防除作業は大変な重労働になります。また、散布するときは2人体制で同じ溝、株間を通るわけですよね、行ったり来たり。そしてまた、病気とかそういう菌はやはり茎の傷口から入るのもありますので、防除はするけども、反対ではそれを傷つけて、病気が入りやすいというのもあるようであります。そこで、労働力不足の解消、作業の効率化としてドローンの活用が有効なツールだと考えております。そして、別府地区でも3名ほどドローンを導入したいという考えの農家がいるようであります。どのような補助制度があるのかをお示しください。

○原田博明農政課長 高齢化や後継者不足により、ますます農家は減少してきています。そのような中で、カンショに限らず、お茶、花卉、果樹において新規の病害虫が発生するなど防除作業や施肥作業も複雑多様化してきています。

労働力の確保や農家の作業の効率化などが今後の大きな課題となってきます。このため、ロボットやAI、ICT機を活用したスマート農業の推進が始まっています。

今回のサツマイモ基腐病の防除作業も数種類の薬剤を効率よく使用して防除に努めるように指導していますが、広大な圃場の防除作業は大変な重労働です。そこで、ドローンを活用した防除作業に取り組んでいる農家も増えつつあります。このドローンの補助制度につきましては、産地パワーアップ事業、また、強い農業・担い手づくり総合支援事業交付金、去年ありました経営継続補助金、これらで示されています。

今回、鹿児島県が令和2年度に創設しましたポストコロナ農業生産体制革新プログラム事業に おいて、ドローンを導入できる事業がありまして、現在この事業に2経営体が各1台申請中と伺 っています。

ドローンの活用は、今後の労働力不足や労力の軽減に大変有効な手段だと考えております。機械の導入費用やドローンの操縦技術、免許取得、採算性など、関係機関や生産者と研究し、共同で購入、使用などができるように組織の立ち上げについても検討していきたいと考えているところでございます。

〇11番中原重信議員 ぜひですね、そういうものを立ち上げて耕作放棄地がないように、そしてまた年を取ってから農業そういうカンショづくりをやっていくのをできればいいんじゃないかと思っています。

私も7月29日ですね、桜山地区の木口屋のほうでそういうドローンによる防除作業を見学に行ったんですけども、本当に1反当たり二、三分。準備からすれば10分、そういう機械を運んで、そして農薬を入れて、1反当たりもう10分もかからないような速さで防除をしてくれます。

これについては、先ほど言いましたように、圃場に入らずに茎を傷めない、いろんな面で大変 有効な防除作業だと思っていますので、ひとつ、今2経営体が申請しているそうですので、ぜひ そういうのを事業化されまして、できるようにお願いしたいと思っています。

今回、ドローン防除の受託作業があったわけですけども、これについてはどれぐらい。

〇原田博明農政課長 カンショ栽培においてドローンで防除作業を委託している農家は、把握しているところでは6名、21へクタールで活用しているようでございます。これは、経済連での受託事業ということでございます。10アール当たり薬剤込みで約4,000円と伺っています。

そのほかにも、民間の薬剤メーカーと契約して実施している農家もいるようでございますが、 実数としては現在把握はできておりません。

委託費用や労働力軽減による効率性を考えて、採算が取れるようであれば今後このドローンについての活用は増えていくと考えております。

〇11番中原重信議員 やはり、ドローンについての効率性は証明されておりますので、ぜひ事業化をやっていきたいと思っています。

そしてまた、特にカンショ農家なんですけども、共同作業、共同で何かやるというのがなかなかできてないようであります。

私としては、やはりこのドローンを使った共同防除体制の確立も必要となってくるわけですが、これは、行政じゃなくて、農家が自ら集まってそういうことをしようよというのも必要ですので、今後、別府地区は特に一面にカンショ畑が広がっていますので、活用はしやすいと思いますので、また地区の農家の皆さんとよく話してですね、そういう高齢化対策とかいろんな面で、これ以上病気を増やしていかない、そういう対策を自ら農家のほうで検討していきたいと思っています。

ちょうど、防除時期が3月、三番茶の時期ですので、いろんな面で隣接する畑とも協議とか必要ですので、立ち上げるときには、どうか農政課の皆さんも御指導をひとつよろしくお願いして、これについてはまた実際立ち上げるときにですね、皆さんの知恵を拝借しながら、一緒になって農家のする分、行政が手伝いできる分は区別して、しっかりとやっていきたいと思いますので、そのときはよろしくお願いしたいと思います。

次に、災害について先般の長雨、豪雨による本市の被害状況、農業関係だけでいいですので、 お示しください。

○小湊哲郎農政課参事 先般の8月中旬の豪雨による被災状況について説明いたします。

農道の災害が4件、水路の災害が4件、林道の災害が3路線4件あり、農地の災害につきましては現在調査中ですが、9月1日現在で報告があったのは14件となっております。

〇11番中原重信議員 この災害でですね、これは前も上迫議員の質問にも答弁しているようですが、再度お尋ねしたいと思っています。

農地農業施設の災害復旧事業の採択要件で対象とならないものはどのようなものが……。

〇小湊哲郎農政課参事 過去の議会でも答弁させていただきましたが、まず国庫補助事業の対象 となる災害復旧事業について説明いたします。

1か所の工事の費用が40万円以上のものが対象となります。1か所の工事とは、同じ施設が被災した場合、その被災箇所が150メートル以内の間隔で連続しているものは1か所の工事として申請することができます。また、耕地災害におきましては、同一箇所で農地や農業用施設に被災があった場合は、合併施工として申請することができます。

国庫補助事業の対象とならないものについて説明します。

農地・農業用施設の災害復旧事業の対象とならないものとしては、1か所の工事費が40万円 未満のもの、被害の事実のないもの、異常な天然現象によらないもの、過年災害によるもの、維持工事と見られるもの、維持管理不良に起因するものなどがあります。

〇11番中原重信議員 採択要件に満たない災害もたくさんあるわけですよね。そして、今のと

ころその土のう袋を配布しているわけですけども、この異常気象というか、道路、農道からの何らかの水も来るわけですよね、土のう袋についてはそういう土手が崩れた箇所の枚数が今配付されておりますが、私としてはやはり、そういう農道、市道からも流れてくるわけですので、そこら辺もこうせき止めるためにも、そういう原因となったところにもそういう土のう袋の配布はできないかっていうことであります。これについては、ひとつ御検討を。

〇小湊哲郎農政課参事 先ほども説明しましたが、農地の小規模災害への対応として、同一工種で150メートル以内の間隔で連続した被災箇所については1か所工事として事業費の合計が40万円以上であれば、補助災害復旧事業の対象となっているところです。

それにも該当しない農地については、単独災害による復旧を対象としていないため、現在、土のう袋の支給を行っているところですが、農地の災害につきましては、農家からの報告があった際に職員が現地調査に伺いまして原因等を調査しながら対応を取ってきているところですが、一応、現在は土のう袋の支給ということで対応しているところであります。

〇11番中原重信議員 本当に、災害のときに職員が大変苦労なさっていることは十分理解しております。やはり、今後ともそういう災害があった場合については、調査は大変でしょうけども、よろしくお願いしたいと思います。

最後に、農地等小災害復旧事業債の活用はできないのかということですが、これについては。

〇小湊哲郎農政課参事 農地等小災害復旧事業債については、事業費が13万円以上40万円未満の激甚災害に係る被災の復旧を市町村等が単独事業で行う場合に、その費用の一部を起債で対応できる制度であります。

本市の場合、補助災害復旧事業に該当しない農地の単独災害による復旧を行っておりませんので、活用はできないところであります。

なお、多面的機能支払交付金の活動組織においては、水路等の小規模な被災について、地域の 共同活動等による早急の復旧ができることとなっているところであります。

〇11番中原重信議員 現在、異常気象というか本当にもう想像できないような雨が降ったりしてですね、そういう農地に流れ込んでくるのもあります。特に、日東地区はシラス対策事業でやったんですけども、それを乗り越えて、畑のほうにも流れ込んでくる水もあるようですので、また、これについては検討をひとつよろしくお願いしたいと思います。

最後に、10月13日はカンショの日だそうです。これは、どっか関東のほうで制定されたカンショの日だそうですので、どうか皆さんカンショの消費拡大にも御協力をよろしくお願いして、私の一般質問を終わります。

○永野慶一郎議長 以上で、中原重信議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時6分 休憩 午前10時16分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、眞茅弘美議員。

[真茅弘美議員 登壇]

〇2番眞茅弘美議員 昨年から長期にわたりコロナ感染症が続いております。感染された方にはお見舞い申し上げます。そして、この長い間、医療機関に勤務されております医療従事者、またエッセンシャルワーカーの皆様に感謝申し上げます。

それでは質問に入らせていただきます。

新型コロナ感染症の長期化に伴い、失業や収入の減少などの経済的な困窮で、途上国だけでなく先進国においても生理の貧困が顕在化しており、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題となっています。

公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパンが2021年3月に行った日本のユース女性の生理をめぐる意識調査によりますと、約36%が「生理用品の購入をためらったことがある」「購入できなかった」と回答し、購入・入手できない理由として収入が少ないが31%、高額であるが25%、経済的な理由を挙げた人が多かった一方、自分で買うのが恥ずかしいが18%、親に頼むのが恥ずかしいが7%、親が買ってくれないが5%など経済的な理由以外も一定数に上っており、生理の貧困は貧困問題だけでなく生理を取り巻く環境や生理への無理解・知識不足など多くの深刻な問題が背景にあることがうかがえます。

鹿児島県や枕崎市における生理の貧困に関わる調査は現時点では行われていないため、データなどはまだない状況ではございますが、平成27年国勢調査の就業状態等基本集計から鹿児島県の女性の52.9%が非正規雇用であること、県と同様に枕崎市の女性も53.8%が非正規雇用であることから、多くの女性や少女たちが生理の貧困の問題に直面している可能性が高いことが考えられます。

県内では日置市、霧島市、薩摩川内市が取組を始めています。また、今月2日の新聞記事にも さつま町と鹿屋市でそれぞれの各団体から小中学校などに寄贈されたと掲載されていました。そ こで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や拡充された内閣府の地域女性活躍交 付金等を活用して、本市でも生理用品の問題に取り組む考えはないでしょうか。

[前田祝成市長 登壇]

〇前田祝成市長 最近、生理の貧困という言葉をよく耳にします。新型コロナ感染症の影響が長引く中で、とかく経済的貧困による生理の貧困がクローズアップされがちですが、今説明にもございましたように単に経済的な理由で生理用品が買えないという状況を指すのではなくて、また、決して最近になってから現れてきた言葉でもないというふうに認識しております。

例えば、ネグレクト(育児放棄)や親の理解がないために生理用品を買うことができない場合、あるいは歴史的、社会的な流れの中で生理は不潔なものとしてタブー視されてきたことによる性や生理に関する誤った認識あるいは理解の不足なども生理の貧困と呼べるものではないかと考えております。ですので、ずっと以前から潜在的に存在する非常に根深く重い意味合いを持つものであると認識しております。

取組状況等につきましては担当課長のほうから答弁させます。

〇山口英雄福祉課長 生理の貧困に関する取組状況について申し上げますが、内閣府が実施いたしました調査によりますと、本年7月20日現在で生理の貧困に関する取組を実施している、または実施を検討している地方公共団体は581団体というふうになっておりまして、その内容といたしましては、生理用品を配布したり、学校や公共施設のトイレに配置するといった取組が多くなっております。

その調査におきまして、本県では霧島市におきまして民間団体等が7月から生理用品の無償配布を始めているほかに、日置市では本年9月から学校や公共施設で生理用品の配布をするための予算措置を行っています。また、質問者が言われましたとおり、さきの新聞でさつま町とか鹿屋市の民間団体がそういった取組を始めたというような記事が載っていることは承知しております。

お尋ねの地域女性活躍推進交付金を活用して本市での取組をというようなことでございますけれども、言われましたとおり、女性活躍推進交付金の対象といたしまして、生理の貧困についての活動も対象にされたというふうなことは認識しております。

本市での取組ということですけれども、本市におきましてはこれまで様々な手続の際に独り親の女性の方とかいろんな方々にこういったお尋ねをするんですけれども、これまで生理の貧困対策に関して具体的な御意見とか要望とかが私どものほうに寄せられてきたことがございません。また、質問者が言われたとおり、本市がどのような実態にあるかについても具体的な調査をまだしておりませんので、正確なところが把握できておりません。

それに、市長が申し上げましたとおり、生理の貧困というのは経済的な部分だけではなく様々な要因があって、背景があって起こっているものと、問題化しているものというふうに思っておりますので、単に生理用品を配布、配置すれば済むというものでもございませんので、本市といたしましては今後、他市の取組状況等を参考にしながら対策の必要性等につきまして調査研究をしたいというふうに考えているところでございます。

○2番眞茅弘美議員 ただいま課長からもございましたとおり、内閣府が行った生理の貧困に関わる地方公共団体の取組状況の調査について、2021年7月20日時点の結果が出ております。生理用品の配布などを実施する自治体を調査し、鹿児島県の取組状況は2%で全国最下位という結果が出ております。

そして、先ほど課長が言われました、そのような生理の貧困に該当するような声は上がっていないということですが、残念なことに日本の社会では、これまで生理は恥ずかしいことという誤った認識が定着しております。非常に声を上げづらく、なかなか届かないと思います。

8月3日、内閣府の男女共同参画局は全国581の自治体が学校や公共施設で生理用品の無料配布などを実施したと明らかにしています。その中には、防災備品用品を無料配布した自治体もあるようです。

本市では、避難所用として備蓄用品に生理用品の準備をしているでしょうか、お尋ねします。 **〇山口英雄福祉課長** 避難所の備蓄用品でございますけれども、その中にですね、生理用品等を 含みますレディースセットというのを保有しております。これまでのところ20セット保有して いるんですけれども、まだちょっと配備数がこれでは十分とは言えませんので、今年度も40セ ット購入するということにしております。今後も計画的に避難所の備蓄用品の整備充実を図って いきたいと考えております。

〇2番眞茅弘美議員 今、説明していただきましたが、備蓄用品として生理用品だけでなく様々なものでセットになっているということでございます。これは必要とする方にとても配慮されているなと感じました。昨年から準備を始めたということですので、課長が言われましたとおり数的にも少ないようです。本市の場合は、例えば備蓄用品を活用して無料配布することにはちょっと使えないということがうかがえます。

プラン・インターナショナル・ジャパンが行った意識調査によりますと、36%が生理用品の購入をためらったことがある、また購入できなかったと回答しております。例えばですけど、二、三か月とかですね、試しに取り組んでみるという考えはございませんか。

〇山口英雄福祉課長 今、質問者が言われた二、三か月試しに配布してみるとかそういった方法 もあるかと思います。先ほど申し上げましたとおり、生理の貧困につきましては生理用品を配布 する、配置するということだけでなく、社会的、歴史的な背景に基づく考え方、意識を変えると いったようなことも重要な要素にもなるかと思いますので、そこら辺の、試しに二、三か月取り 組むといったことも含めて、今後ですね、どのような対策を取っていくかというのを調査研究し て、策を講じていきたいというふうに考えております。

〇2番眞茅弘美議員 最近、特に生理の貧困についての報道がメディア等で取り上げられています。枕崎でもこの報道を見て、枕崎でもこの取組が始まらないかなと思っている方がいるかもしれません。限りある予算配分です。しかし、多額の予算がかかるわけではございません。各種交付金等を利用しながら、各担当課と連携を図りながら積極的に取組について検討していただきたいです。

枕崎市の女性の非正規雇用は54%です。独り親家庭、特に父子家庭の事情を考えたとき、特に困った人に届くような行政であってほしいと私は願っております。そして、今後も困った方が相談しやすい環境づくりにどうか努めていただきたいと思います。

次に移ります。

小中学生は1日の大半を学校で過ごします。不安なく安心して学校生活が送れるように小中学校の個室トイレに生理用品を置いてほしいという願いから、7月半ばに豊留議員と2人で本市4つの中学校を訪問し、中学校の校長先生にお話を伺いました。

その結果、全ての中学校で生理用品を忘れた場合、また急に必要になった場合は保健室にもらいに行っているということでございました。生徒数の多い枕崎中学校では、大体一月に五、六人保健室にもらいに来ますということでした。そして、養護の先生に対応していただいているというお話で、これは大変ありがたいと感じました。

それで、中学校は直接話を聞きましたが、小学校はどのような対応をしているか伺います。

〇中村克己学校教育課長 各学校ではこれまでも生理用品を忘れたり、準備をしていなかったり した児童生徒に対し保健室に常備してあることを周知しておりましたけれども、現在、社会問題 となっている生理の貧困の周知については十分ではございませんでした。小学校も中学校と同様、 忘れたり、準備していなかったりした児童については、直接子供にお渡しをするということに変 わりはありません。

このようなことから、7月30日に養護教諭研修会を開催し、生理の貧困の問題に対し、今後、学校としてどのような支援ができるのかということについて意見を聴取したところでございます。その中で養護教諭から、困っている子供が気軽に養護教諭や女子職員にSOSを伝えることができる環境づくりを進めていくことが必要である、学校として女子トイレの個室にメッセージを掲示し、生理用品を常備することも今後検討していかなければならないのではないかなどの意見が出されたところでございます。

さらに、教育委員会では8月26日に臨時校長会を開催し、この生理の貧困の問題について周知するとともに、今後、各学校において経済的な面から困っている児童生徒にもしっかり生理用品が届くための方策を検討するようお願いしたところでございます。

議員の御質問にございますように、個室トイレに生理用品を設置するのも一つの方法でございますが、衛生面や管理の在り方など様々な課題も考えられることを考慮しながら、課題解決の方策を検討していかなければならないものと考えておるところでございます。

〇2番眞茅弘美議員 トイレに貼り紙っていいますかね、メッセージを書いていただくっていうことは子供にとりまして大変分かりやすいと思いますので、そこのところは検討していただきたいと思います。

それではですね、小学校での性教育、特に初潮については何年生で学習しますか。

〇中村克己学校教育課長 小学校では4年生の保健で思春期の体の変化、参考に中学校では1年生の保健体育で生殖に関わる機能の成熟と適切な行動の学習で、初経について取扱いを行っております。また、各学校では学級活動などでも性に関する指導の時間が設定されており、児童生徒の発達段階においた指導がなされておるところでございます。

さらに、修学旅行や宿泊学習など宿泊を伴う行事の事前指導の際には、養護教諭を中心に女子 児童生徒に対し生理に関する指導を行っております。また、夏季休業中の管理職研修会において も、このような指導をする機会を活用しながら、生理の貧困の問題についても学校として取り組 んでいくようお願いしたところでございます。

○2番眞茅弘美議員 最近ですね、早い子供では小学2年生から生理が始まると聞きます。実際、 私の知り合いの娘も2年生から始まったと以前聞き驚いた記憶がございます。

日置市ではコロナ感染症の交付金を使い、小中学校、高等学校、大学、公共施設、商工会をは じめ50の団体に生理用ナプキンの無料配布を始めるようです。また、全国的に見ても愛知県東 郷町や新潟県十日町市では、児童自らが生理用品を学校の個室トイレに置いてほしいという思い からアンケートや署名活動を始め、その取組に賛同した事業所や団体から生理用品が寄贈された ようです。本市の児童生徒から生理に関しての声は上がってないでしょうか、そこのところをお 聞かせください。

〇中村克己学校教育課長 先ほどもお話ししましたとおり、この問題に関しましては、ヤングケアラーの問題と同様、学校全体でこのような生徒がいるのではないかということを夏休み前に職員、それから子供たちに周知するように教育委員会が指導したところでございます。

それを受け、生理と貧困の問題についても職員でしっかり対応しながら見ているところでございますが、今のところ子供たちの中から声は出ておりませんけれども、経済的な面、日頃の学校生活の様子から心配である子、気になる子が必ずいると思いますので、教師側から声をかけ、大丈夫かという形で進めていければと考えているところでございます。

〇2番眞茅弘美議員 これまで生理は恥ずかしいこととされてきました。保健室で対応していただくことは大変ありがたいし、大事なことです。しかし、声を上げられない児童生徒もいると思います。声を上げられない場合は、仕方なくトイレットペーパーを代用したり、取替えずに長時間同じもので過ごすということも考えられます。そうすると、漏れていないかとか、制服を汚していないかということが気になり授業に集中できません。

そして、先ほどトイレに設置すると衛生面がと言われましたが、生理用ナプキンはきちんとナイロン等でくるんでおりますし、また取り替えるものがなく長時間使用すること自体に衛生上問題が生じるのではないでしょうか。

全国で自治体や国が支援に乗り出したきっかけは、生理の貧困のことを知った愛知県の小学6年生の女の子でした。どこのトイレにもトイレットペーパーは常備されているのに、どうして生理用品は置いてないのという疑問からだったようです。

先ほど申しましたが、小学校2年生から初潮が始まるお子さんもいるようです。突然、学校で始まるかもしれません。例えば、トイレに常備してあれば性教育の中で実際に子供たちとトイレに行き、突然始まった場合は、ここに常に置いてありますからこれを使うんですよと説明できます。そうすれば、慌てず、一人で悩まず、安心して学校生活を送れるのではないでしょうか。

生理用品を各家庭で準備できる、できないに限らず、生理格差が生まれないよう先ほど検討していただくというお話でしたので、市内の小中学校の個室トイレに設置していただきますようぜひよろしくお願いいたします。

次に移ります。

生理は、長い間語ることがタブー視されてきました。生理についてタブー視せず社会全体で共有し理解を深めていく取組が必要と考えます。生理について実際困っている人がいても果たして今の情勢で声を上げられるのでしょうか。女性にとって生理は日常的なことですが、生理について話すことも女性同士であっても抵抗を感じるのが現状ではないでしょうか。

残念なことに日本の社会では生理は恥ずかしいことという誤った認識が定着しています。女性 の生理は人類が子孫を残すための必要不可欠な生理現象です。

そこで、枕崎市男女共同参画推進条例第3条第5項において、全ての人が互いの性について理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について個人の意思が尊重されることとあります。この性と生殖に関する健康と権利を男女共同参画社会では、リプロダクティブ・ヘルス/ライツと呼びますが、この概念そのものの周知などを行う考えはございませんか。

例えば、広報紙の男女共同参画の連載ページ等を利用して周知をお願いできないでしょうか。 それから、生理についても、生理は特別なものではない、声を上げていいんだ、男性、女性それ ぞれの違いについて理解を深めましょうという啓発も兼ねてお願いします。

〇田代勝義企画調整課参事 生理がタブー視される歴史的背景につきましては、平安時代に生理 を「恐れ」「けがれ」と認識する月経禁忌があるものとされています。生理につきましては隠す もの、触れてはいけないものという空気があり、話題にしにくい風潮があります。

これまで生理については、義務教育の過程では一通り勉強していますが、月経や妊娠の仕組み

などの生殖に関する知識については、学校以外ではほとんど学ぶ機会がありません。

男性にとっては、女性特有のものとの意識があるため自分のこととして捉えることも難しく、性についてどこまで踏み込んでいいものか距離感が分かりづらい、また生理につきましては人それぞれで症状が違うため、男性に限らず女性でも他人のつらさや悩みについては理解しづらいものと言われています。

最近では、メディアなどでも生理という言葉を聞くことも増え、生理を題材とした漫画や映画 の影響もあり、従来は語りにくかった女性を取り巻く問題も論議しやすい雰囲気が生まれつつあ ります。

性と生殖に関する健康と権利の取組につきましては、先ほど議員も言われましたけれども枕崎市男女共同参画推進条例において、全ての人が互いの性について理解を深め、生涯にわたって心身ともに健康な生活を営むことができるよう配慮されることというのが基本理念として示されております。

女性の健康に配慮することは、働き方改革に大きく関係し、女性の社会進出を実現するために は女性の健康支援の充実や意識啓発を行う必要があります。

本市の第2期地方創生総合戦略の政策分野の3として、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるを掲げ、妊娠、出産、子育ての各ステージで切れ目のない支援を行い、地域や企業などを含めた社会全体として男女ともに結婚、子育て、仕事をしやすい環境の整備に向けた取組を行っております。

引き続き、性と生殖に関する健康と権利、いわゆるリプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を持って、先ほど言われました広報紙等での意識啓発や事業の推進に努めていきたいと考えております。

○2番眞茅弘美議員 リプロダクティブ・ヘルス/ライツは女性の人権の根幹であります。私が 私を生きる。私の体は私のものということです。その辺りも重ねて、そのような方法でよろしく お願いいたします。

生理前は個人差はあるものの、いらいらしたり、気持ちが落ち込んだりします。そういうとき、例えば家庭内で「今、私は生理前なの」「生理中なのよ」と話すと、その一言でパートナーや家族もそれなりに理解でき、「それなら休んでいなさい、茶わんは洗っとくよ」など優しい言葉かけができ、家庭円満にもつながります。

そして、先ほど生理について漫画等がというお話がございましたが、現在、枕崎市の図書館にも生理について分かりやすい本や漫画形式になったものなどが置いてあります。どうか皆様も一度御覧になってはいかがでしょうか。とても分かりやすく書いてあります。どうか周知、啓発をよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

動物愛護管理の推進についてでございます。近年、社会の少子高齢化への流れを背景とし、また心の癒やしや教育の観点からペット動物の飼育志向が広まってきております。また、今日、ペットは家族の一員として人の暮らしに密接に関わり、生活の中心がペットだという家庭も少なくありません。

ペットフード事業者を中心とした86社で組織する一般社団法人ペットフード協会は、全国犬猫飼育実態調査を2016年から5年間、20歳から79歳を対象に行い、集計をしています。その中で、5年間の時系列で見ると、犬の頭数は減少が続き、猫の頭数は横ばいのようです。そして、飼育頭数は猫の頭数が犬の頭数を上回っています。猫の飼育理由の1位は、生活に癒やし、安らぎが45.2%を占めております。本市ではそのような統計はございませんが、同じような傾向にあるのではと感じております。

そこで、本日は猫のことに絞って質問してまいります。ちなみに、私の家でも猫を2匹飼って

います。まず、猫に関する苦情や相談の件数、そしてその内容をお願いします。

○松田勇一市民生活課参事 令和2年度の猫の苦情や相談件数は、多くありませんが6件となっております。

猫の苦情や相談内容につきましては、猫の多頭飼いをしている方が放し飼いをしている、家の前にふんをしたり、屋根に上るなど迷惑をしている、戸外で餌やりをしているため飼い主のいない猫が増えているなどの苦情と、飼い主のいない猫がかわいそうで戸外で餌を与えていたら繁殖してしまい、どうしたらよいか分からないなどの相談が寄せられております。このほかに直接保健所への相談が寄せられているケースもあると思われます。

〇2番眞茅弘美議員 6件ということでですね、少し少ないという印象を受けますが、私も保健 所に話を聞きに行きましたが、保健所のほうに相談の電話や直接来る方もいらっしゃるというこ とでした。

それから、道路等で交通事故死した場合に要請があれば猫を引き取ると聞きますが、どのような場合に引き取るのか、お願いします。

〇松田勇一市民生活課参事 道路等で交通事故で亡くなっている猫があった場合の収容につきましては、国道、県道は道路管理者で対応していますのでその件数は把握できておりませんが、それ以外の市道等につきましては環境整備係の生活環境保全事業で対応しており、令和2年度の猫の収容は81件となっております。

猫のへい死として収容された猫が首輪などをつけているなど、明らかに飼い猫であると分かる場合は、1日程度保管をするようにしております。

○2番眞茅弘美議員 一昔前までは保健所というと殺処分というイメージが強かったように感じております。鹿児島県は平成26年3月、鹿児島県動物愛護管理推進計画を策定しましたが、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針の改正に伴い見直しを行い、令和3年3月に新たに策定したようです。その中でも大きく掲げた数値目標がございます。大猫の譲渡件数を令和元年では45.2%だったものを令和12年には70%以上にする。また、殺処分は令和元年1,074頭だったが令和12年には350頭以下にするとしています。

現在、県のほうでは終生飼養を進め、殺処分ゼロを目指しているようです。そこで、保健所では猫を保護することがございますか。その場合、どのようなときに保健所が猫を保護するのかをお聞かせください。

〇松田勇一市民生活課参事 引取り、保護については、動物の愛護及び管理に関する法律で都道 府県の処置義務として加世田保健所が所管しており、加世田動物管理所が行っているところでご ざいます。

現在、引取り、保護する猫につきましては、同法の定めと環境省告示により、引取りについては生活環境保全上の支障を防止するための引取りで、飼養の継続及び不妊去勢手術その他の必要な助言を行った上で引き取ることとなっております。また、保護につきましては収容と言いますが、疾病にかかり、もしくは負傷した猫については保護することとなっております。

引取り、保護された猫につきましては、飼養を希望する者を募集するなど、できるだけ生存の 機会を努めることとなっており、鹿児島県は譲渡会など殺処分ゼロに向けた取組を行っているよ うです。

〇2番眞茅弘美議員 今、話されたとおり、県では譲渡会なども積極的に行っているようで、平成25年10月に隼人に開設された動物愛護センターでは、犬猫の譲渡会が年に数回行われておりまして、令和元年には500頭近い猫が譲渡されたようです。

そして、今年度、県が猫に起因する生活環境被害の軽減及び猫の引取り数の減少を図るため、 地域猫活動に取り組もうとする活動団体に対して必要な経費を補助する事業を始めました。本市 では地域猫活動を行っている団体はございますか。 ○松田勇一市民生活課参事 地域猫とは地域住民の理解と合意の下で管理されている特定の飼い 主のいない猫のことで、地域猫活動とは地域猫の不妊去勢手術を行い、餌のやり方やふんの始末 に関するルールを定めて地域で適切に管理し、トラブルを減らすとともに将来的に飼い主のいな い猫を減らしていくことを目的とした活動になっております。

現在、本市では県が今年から実施する地域猫活動等事業の補助対象団体として、名称がラ・ヴィという1団体があり、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施し、地域で飼い主のいない猫と人が共生していく活動を行っているようです。

市としましても、市民の中からこのような活動が出てきたことは大変喜ばしいことで、このような活動が広がっていくためにも市民の理解・協力が不可欠と考えております。

〇2番眞茅弘美議員 今、答えていただきましたラ・ヴィという団体が本市には1つでございますね。実は私もこのラ・ヴィの代表の方から話を伺い、実際に保護猫も見せていただきました。

この代表の方は、これまでに約10年、個人で野良猫の保護、TNR活動を続けてこられているようです。このTNR活動というのは、捕獲、不妊去勢手術を施す、そして元へ戻すという意味でございます。私はその活動の熱心さに感動いたしました。

何とこれまでに65頭の猫の不妊去勢手術を施し、餌を与え、ふん尿のお世話をしてこられた そうです。また、里親探しもされて、鹿児島だけでなく大分や東京のほうとも縁があり譲渡され、 時々携帯画像で写真が送られてくるそうです。そして、これまでの10年間は全て自費で活動さ れてきているそうです。

先ほども話しましたが、今年から県の助成事業が始まり、ラ・ヴィも8月半ばに申請が決定されたようなんですが、この補助の内容は補助対象経費の2分の1以内とし、補助上限額が8万円、そしてその他餌代やトイレ砂等が上限3万円ということでございます。ちなみに、決定額は7万円だったそうです。期間は2月28日までの約6か月間です。6か月間をこの金額で活動するとなると限られた猫の数の対応になってしまいます。そこで、猫の不妊去勢手術費用を教えてください。

- **〇松田勇一市民生活課参事** 猫の手術費用につきましては、飼い主のいない雄猫の去勢手術が7,700円程度、雌猫の不妊手術が1万5,400円程度となっているようです。
- **○2番眞茅弘美議員** これはですね、飼い主のいない猫に対して動物病院のほうで良心的な対応 をしてくださっているようです。通常はですね、雌猫で大体2万円、雄猫で1万円ということで、 結構なかなかの金額でございます。

猫に関しては、私のところにも以前から苦情も含め様々な相談が来ています。その中でもこのような方がいらっしゃいます。

近所で野良猫が増えるから飼っている猫ではないが病院に連れていって手術をした。またある 方は近所の方が亡くなられて、その方の飼い猫が餌欲しさに来るようになったので餌をあげてい る。そして、雄猫は去勢手術をしたと話されました。

それから市内の動物病院に飼い主のいない猫に関しての不妊去勢手術をどのくらい連れて来るのか伺ったところ、多い月で10頭くらい連れて来ていますということでした。

実際、自分の懐を痛めて不妊去勢手術を施している方からもですね、市のほうで助成ができないかという要望がありました。本市で飼い主のいない猫の不妊去勢手術に助成をしていただく考えはございませんか。

〇松田勇一市民生活課参事 県内では鹿児島市と離島の奄美市などが市町村独自の補助を実施しておりますが、県が実施する地域猫活動等事業の補助要件が手術助成事業やTNR事業が行われてない市町村での地域猫活動となっており、活動団体は県と市町村の補助を併用して受けられない現状となっております。

本市としましては、県の補助事業を活用していただきたいと考えますが、先ほども議員が述べ

られましたように県の補助の上限があるようです。地域猫活動が市民に定着していくためにも、 補助制度を本市としましても研究を重ねてまいりたいと思います。

〇2番眞茅弘美議員 猫の繁殖を減らし、一代限りの命を全うするために取り組まなければならない大事なことだと思います。

猫に関しては、特に住宅密集地では猫の鳴き声、ふんの問題、またかわいそうだからと野良猫に安易に餌を与える方がいらっしゃることにより、野良猫が勝手に倉庫などで子猫を生んで困るなど様々なことから近所トラブルにつながります。

また、交通事故などにより死亡する猫のその多くは飼い主のいない猫と言われています。猫といえども一つの限りある命です。こういう痛ましい状況をなくすためにも市の助成をぜひ検討をお願いいたします。

そしてですね、検討いただきながら、一つ提案がございます。これは市民の方からの声がありました。クラウドファンディングを始めてはどうですかということです。取り組んでいる自治体もございまして、私が承知しているのは愛知県豊川市の取組です。豊川市では、適切な飼養をお願いしてきたが、猫の繁殖力は大変強くなかなか問題解決に至らなかった。また、多くの人に知ってもらい、支えてもらうためにクラウドファンディングを始めたようです。

豊川市では地域猫活動をしている団体が2つあるようですが、やはり不妊去勢手術費用が大きいことから、問題の解決のためにはこういった現状をより多くの方に知っていただき支えていただくことが重要かと考え、周知も兼ねてクラウドファンディングを活用することになったようです。

そこでお尋ねします。このクラウドファンディングについては御存じでしょうか。

〇松田勇一市民生活課参事 愛知県豊川市や福岡県古賀市などが自治体が行うクラウドファンディングとして、ふるさと納税ポータルサイト、ふるさとチョイスを活用して、ガバメントクラウドファンディングで地域猫活動費の寄附を集めているようです。

豊川市は目標金額を100万円に設定して264人から支援をいただき500万円程度の寄附を集めておりますが、返礼品は行っていないようです。また、古賀市は目標金額150万円に対し、140人から190万円程度の寄附を集めており、5,000円以上寄附の方には返礼品を行っているようです。 寄附の募集期間等につきましては両者とも90日ぐらいを設定しているようです。

○2番眞茅弘美議員 このコロナ禍の中に動物のことかという声もあるかもしれません。しかし、コロナ禍で家にいることが多く、大変ペットが癒やしになっているという方もいらっしゃるようです。野外で繁殖する猫を減らすこと、これはいつかどこかでやらないといけないことと思います。この活動が本気で始められるようにクラウドファンディングを計画していただけないでしょうか。

〇松田勇一市民生活課参事 本市においても地域猫活動など地域の環境問題に対する活動を行う 団体の支援につきましては、先進地の例など情報収集を行い、活動を行う団体の継続した取組や 活動団体の広がりを期待し方策を研究してまいります。

○2番眞茅弘美議員 地域猫活動をする団体が市内のあちこちにあれば、一定程度の効果は出てくるかもしれません。しかし、このような活動はよほどの熱意と思い、また家族の理解がなければできません。

一方では、猫好きで猫を飼っている人、猫の苦手な人、ふん尿被害や鳴き声で迷惑して困っている人、それぞれ言い分があります。それぞれが理解できずにお互いを悪く言うようになってしまい近所トラブルになるパターンが多いようです。人と動物が共生できる社会、またトラブルがない住みよい枕崎であるようにぜひ検討をよろしくお願いいたします。

時間の関係で3番目の質問に移らせていただきます。

本市の基幹産業でもあります農業の農業用機械支援について聞いてまいります。

農業はまさに今、大変厳しい状況にあります。まず、お茶に関する機械に関してですが、近年、 荒茶価格の低迷が続き、これに加え昨年はコロナ感染症の影響で近年記憶がないくらいの暴落だったと聞いております。

茶農家には大型機械が欠かせず、特に経費の負担が大きいと言われています。大事に使っていても耐用年数が来れば買い換えなければなりません。茶工場の製造機械まで入れるとかなりの台数になります。

そこで、本市の単独事業として、令和2年に高性能茶機械施設等導入支援事業という個人でも 利用できる補助事業を新設していただきましたが、この事業の今年度の申請状況をお聞かせくだ さい。

○原田博明農政課長 高性能茶機械施設等導入支援事業につきましては、本市の基幹産業である 荒茶生産において生産費用の低コスト化及び品質向上に係る機械導入に要する経費の支援を実施 することを目的に令和2年度に創設した事業でございます。

これは先ほど質問者が言われましたが、通常の国県の補助事業につきましては3戸以上の共同利用であることなどが条件となっているため、個人経営の茶工場が補助対象とならないことから、令和2年度に市単独で補助率10分の2、限度額200万円の内容で制度設計したものでございます。しかしながら、昨今の茶業情勢の厳しさ等で補助率が10分の2と低率であるとの意見で、令和2年度に公募いたしましたが応募者がいなかったところです。

このため、令和3年度に補助率を10分の5、限度額を200万円に充実し、公募をいたしました。 枕崎市茶業協議会に属する38工場のうち、3戸以上の組合員で組織できない25工場に対して 本年5月11日に公募し、応募期限を6月11日としました。

本年度の応募件数として7工場の応募があり、1工場は協議により次年度に導入するとの意向で、6工場が今年度実施することとなりました。

導入機械の機種については、被覆資材のバロンの巻取機が1工場、製茶機械の蒸機が2工場、 同じく製茶機械のボイラーが3工場となっております。

- **〇2番眞茅弘美議員** それではですね、近年物価上昇により機械購入費も値上がりしていると聞きますが、圃場で作業する摘採機、防除機、そして茶工場での製造の要でもありますボイラー、蒸機の60キロ型、90キロ型の購入費をそれぞれお願いいたします。
- **○原田博明農政課長** お茶を生産及び製造する主な機械の平均的な価格について答弁をいたします。

お茶の生産機械として一条型乗用摘採機が約800万円、これに除灰機能がつきますと約1,000万円、乗用防除機が約500万円、今回対象となる個人工場は荒茶製造機械が60キロラインと90キロラインがほとんどであるため、これらに該当する蒸機が60キロラインで約250万円、90キロラインで約350万円、ボイラーにつきましては約200万円から約350万円となっております。

- ○2番眞茅弘美議員 今、答えていただきましたように大変高額でございます。1,000万円の事業枠を新設していただいており大変ありがたいところではございますが、上限200万円だと1年に五、六工場しか助成できません。今が踏ん張りどころでございます。ぜひ申請件数を増やし、利用していただくように補助事業枠を増やしていただけないでしょうか。
- **〇原田博明農政課長** 予算額につきましては、現在予算枠として総体で1,000万円を当初予算で組んでおります。予算枠につきましては、今後の茶工場等の応募状況を見ながらですね、今後検討していきたいと考えております。
- ○2番眞茅弘美議員 ぜひよろしくお願いいたします。

次にですね、お茶以外の農作物についてもですね、現在カンショについては基腐病で大変苦しまれています。そして、他の野菜、果樹、花卉などにおいてもですね、コロナ感染症の影響で収入の減少が続き、労働意欲がそがれるという方もいらっしゃるようです。

そしてですね、こちらに関しても本市の単独事業で機械購入補助事業がございますが、こちらもですね、是非事業枠を増やしていただきたいと希望いたします。

そして、一つお尋ねですが、機械購入は大変高いというイメージがございますが、中古の購入 を検討する方もいらっしゃると思いますが、中古機械でも利用できるでしょうか。

- **○原田博明農政課長** 導入機械につきましては、耐用年数が5年以上のものということで、一応 要綱にはうたってあります。ただ、昨今の新品の機械につきましてはかなり高額になりますので、 耐用年数が5年以上使える機械ということであれば、中古でも導入可能ということで考えており ます。
- ○2番眞茅弘美議員 事業枠の増額についてもお願いいたします。
- **○原田博明農政課長** この事業につきましては、1台当たり50万以上の機械ということで設定しております。耐用年数につきましては先ほど申しました5年以上のもの、それから補助率は購入費用の3分の1以内、限度額を100万円としています。

質問者が言われるように、今後、農業者の高齢化、後継者不足、経営の不安定などですね、農業者にはだんだん厳しくなってきますので、今後の導入状況を見ながらですね、また生産者の皆さんと制度の内容を協議しながら、内容につきましては充実させていきたいと考えております。

○永野慶一郎議長 以上で、眞茅弘美議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時18分 休憩 午後1時9分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

○6番城森史明議員 通告に従って一般質問を行います。

地球温暖化による気候変動のため、日本国内では、毎年大きな災害が発生しております。また、世界の海では海洋プラスチックごみが問題とされ、近い将来には魚の数よりプラスチックごみの数が多くなると予測されています。地球の将来、人類の次世代にとって、ごみ問題は非常に重要な問題であります。

本市のごみ総排出量は、県下19市の中でワーストワンであります。平成30年度における1人当たりのごみ排出量は、19市の平均は332キログラムでありますが、本市は426キログラムであり、1人当たり94キログラムと突出して多い状況です。ほかの市に比べなぜ突出して多いのか、今でも私は理解できないし、不思議でなりません。

8月の市報に特集「混ぜればごみ、分ければ資源」という記事が一面に掲載され、その中で、本市のごみ排出量が多い要因として、内鍋清掃センターが身近な場所にあり、ごみを持込みやすいことが挙げられていました。果たして本当にそうでしょうか。ごみ排出量が多い状況を分析して原因を正確に把握しないと、ごみの減量化は実現できないと考えます。

ごみの減量化のために、リデュース・リユース・リサイクルの3Rが掲げられています。3Rの中で最も本質的なものはリデュースであり、本市のごみ減量化において重視すべきこともリデュースではないでしょうか。本市におけるごみ排出量が突出して多い状況を早急に改善すべきと思いますが、まず具体的な改善計画をどのように考えているか質問いたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 環境基本計画を本年3月定例会における全員協議会で説明させていただきましたが、環境全般に関する施策を総合的にかつ計画的に推進するため、本市第1期となる計画として、近年の地球温暖化対策や廃棄物処理、自然環境保全など多くの環境課題に対し、あらゆる視点から取組を前進させるための環境行政マスタープランと位置づけまして3月に策定していると

ころです。

御指摘のとおり、本市の1人1日当たりのごみ排出量は県下の中でも多い状況であり、喫緊の 課題として減量化に向けた取組を前進させ改善を図る必要がございます。

環境基本計画の中で、3つの柱とその柱を支える3つの横串で構成する望ましい環境像と計画の体系を設定しておりますが、ごみの排出抑制、減量化、リサイクル促進については、3つの柱の一つである循環において、施策の柱として計画を推進することといたしております。

具体的な内容(改善計画)につきましては、担当参事が答弁いたします。

○松田勇一市民生活課参事 本市のごみ排出量につきましては、8月の広報紙配布に併せて全戸にチラシでお示ししたとおり令和元年度の実績で申しますと、本市1人1日当たりのごみ排出量は1,114グラムとなっており、県下19市の中で一番排出量が多い状況となっています。南薩地区衛生管理組合構成市の状況を申しますと、南さつま市846グラム、南九州市819グラム、日置市751グラムの状況であり、これまでもごみ減量化は大きな課題として取組を進めてきた経緯がございますが、ごみ1人当たりの排出量は横ばいで、効果的な成果に至ってないのが実情となっております。

具体的な改善策を図るため避けることのできない課題として、令和4年4月からのごみ収集体制の見直しをお願いし、市民の皆様へ周知を図っているところでございます。

環境基本計画でもごみ減量化の評価指数として、令和7年度の中間年度において1人1日当たりごみ排出量900グラム、令和12年度、最終年度において855グラムを設定しているところです。 ごみの減量化を含め計画実現のためには、市民、事業者、行政、各主体が互いに連携しながら 協働していくことが重要であり、さらに取組を進めていくこととしているところでございます。

○6番城森史明議員 426キログラムといいますと軽トラに乗り切らないぐらいの量ですよね。 平均の332キログラムと言ったら軽トラでちょうどいっぱいぐらい、そういう感覚だと思うんで すが、具体的な計画ということで、これといったものをなかなか聞かれなかったんですが、まず、 さっき言われましたこの環境基本計画に基づいた計画があって、令和7年度1日当たりの量を現 在1,117グラムを900グラムにすると。そして、令和12年度はそれを855グラムにすると、そうい う計画でありますが、これはどういう観点から設定された数字なんですかね。

〇松田勇一市民生活課参事 本市においては、県下19市の中でもごみの排出量が多く高い数値となっており、その排出量は1人1日当たり1,100グラムを超える数値となっており、ごみの減量化が重大な課題となっていることはこれまでも話をしているとおりでございます。

県下の廃棄物の状況を申しますと、ごみ排出量及び1人1日当たりの排出量は、平成25年度総排出量58万1,000トン、1人1日排出量936グラム、平成30年度総排出量55万3,000トン、1人1日排出量923グラム、令和2年度の推計値では総排出量53万2,000トン、1人1日排出量は目標値890グラムに対して918グラムとなっているようです。

県の計画の具体的な目標を見ますと、令和7年度の総排出量を48万3,000トンとし、計画期間内において9.2%削減、県民1人当たりの排出量におきましては予測値909グラム、目標値875グラム、4.7%の削減を目標としております。

本市は、環境基本計画における数値目標の設定につきましては、県の廃棄物処理計画の推進を 基にごみ減量化の数値目標の設定を行っており、本市としては、この5年間の計画で1日1人当 たり50グラムの削減を達成するため、厳しい数値設定をしているところでございます。

平成29年3月に策定しました枕崎市一般廃棄物処理基本計画、第2期枕崎市地方創生総合戦略に掲げる施策との整合性を図りつつ、前期5年で県の目標指標により近づけるために設定を行っているところでございます。中間年度から最終年度におけるごみの減量化につきましては、中間年度から5%削減を目標に数値設定を行っております。

〇6番城森史明議員 県の減量基準に従って設定しているということなんですが、ちょっと私が

計算したところ、令和7年度で1,117グラムを900グラムにするというときにですね、これが減量パーセントが19.4%なんですよ。そして、ちょっと単位が違うんで分かりにくいですが、私はもう1人当たりの重さで言っているんですけど、枕崎市の平均値426キログラムを県の平均まで落とそうとしたときには22%減量しなきゃいけないんですよね。ですから、まだこの令和7年度も県の平均値まで達成できない可能性があるということだと思うんですよね。そして、総排出量というのがありますが、これはっきり言って参考にならないと思うんですよ。だって人口減少、自然減少分があるわけでしょう。鹿児島県は人口減少が多いので、自然減でより減少するので。この総排出量ではどうもあれじゃないかと思うんですよね。

それと、これに掲載されます参考資料には、4市のごみ減量、ごみの状態が載っていますが、これを見た場合ですね、本市の場合は、これを分析すると事業系ごみっていうんですか、これが全然減ってないんですよ。確かに生活系ごみは減っていますよ、毎年毎年減っていますが、この事業系ごみが全く減ってない。ということは、この事業系ごみに問題があるんじゃないですか。 〇松田勇一市民生活課参事 内鍋清掃センターに持ち込まれるごみにつきましては、生活系のごみと事業系のごみに分類されます。生活系のごみは60%、事業系のごみが40%の割合になっております。

それぞれを平成30年度の県の状況で比較しますと、生活系のごみは4番目に多く、事業系のごみが2番目に多い状況となっており、先ほど質問者が述べられたとおり、事業系のごみも1人1日当たりの排出量の算定の中に加算されているため、事業系のごみが1人1日当たりの排出量を押し上げている現状があります。

○6番城森史明議員 ほかの3市、南さつま市、南九州市、日置市と比べた場合、大体、南さつま市、日置市は7対3ぐらいなんですよね、事業系ごみが30%、南九州は63対37でその中間ぐらいだと思うんですが。やはりこの事業ごみっていうのを、ある程度減量していくべきじゃないかと思うんですが、この今の手数料が、聞いたところキロ当たり2円ということで、やっぱりこの辺の見直しをして、これは当然ごみの原価っていうのも計算せないかんと思うんですよね、まずね。ごみの原価を計算して、果たして今のごみを、生活系ごみはしょうがないですけど、事業系ごみについてはキロ当たり2円というのが高いのか安いのか、この辺はどうなんですか。

○松田勇一市民生活課参事 ごみ手数料におきましては南薩地区衛生管理組合の条例によって決まっているところでございます。現在、手数料が250キログラム以下500円、250キログラムを超えると250キログラムを増すごとに500円を負担していただくという条例になっております。

事業系のごみにつきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとあります。また、事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないというところがあります。本市としましても、事業所には令和2年1月に事業所ごみの処理ガイドを作成しており、市のホームページで適正処理をお願いしているところであります。

また、県におきましては、九州食べきり協力店を募集しており、食品ロス削減に協力・貢献を する取組を行う店舗を募集しているようです。

飲食店につきましては、小盛りメニューの導入、食べ残しの削減に向けた啓発、食べ残しを減らすための呼びかけ、食品小売店につきましては、食べ切り削減に向けた啓発、使い切りレシピ、ばら売りの導入、徹底した売り切りの推進など、その他食品ロス削減につながる取組を行っているようです。

○6番城森史明議員 今度のオリンピックでも食品ロスという問題で、多数の弁当が捨てられたということで、その事業所がちゃんと守っているか守っていないかは、当然それは今言ったいろんなマニュアルを基に誠意を持って事業系ごみも分けていると思うんで、そこを信じなきゃいけ

ないんですが。その辺のところを減らす必要があるんじゃないかっていうことですよね。

それと次にですね、南薩地区衛生管理組合の構成市があるんですが、これの中でですね、1人当たりのごみ排出量に伴う財政負担っていうのはどうなっているんですかね。その4者はどういうような1人当たりの負担をしているのか。

〇松田勇一市民生活課参事 内鍋清掃センターの経常経費につきましては、均等割3、実績割7 の割合で負担を行っており、ごみ排出量が多くなりますと、実績割に係る負担が大きくなってまいります。

平成30年度におけるごみの排出量による南薩地区衛生管理組合内鍋清掃センターの負担金は、翌々年度の令和2年度に反映され、全体の負担金は2億7,659万6,000円で、本市の負担金は9,596万9,000円になり、実績割に係る市民1人当たりの負担額は3,962円となっております。

南さつま市につきましては、負担額が1億0,604万6,000円で、実績割に係る1人当たりの負担額は2,677円、南九州市知覧町につきましては、負担額5,597万2,000円で、実績割に係る1人当たりの負担額は2,816円となっており、本市の市民1人当たりの負担額は大きくなっているところです。

このことから、ごみ量1人1日当たり50グラムを減らすことができた場合、3,962円から100円程度の削減ができ、実績割に係る負担金を年間200万円程度削減できると試算しております。

○6番城森史明議員 他市に比べて1,000円強高いわけで、人口2万ですから2,000万以上は高い、ほかの市に比べて多く払っているということじゃないかと思うんですけど。非常に大きな数字なんで、ぜひ、やはりごみの減量化を早急にやってですね、財政負担を減らしていくっちゅうことは大事なことではないかと思います。

次に、一番問題の生ごみですよね、いかに生ごみを処理していくか。これが大崎町の関連でい うと、生ごみと木々のごみっていうんですか、剪定くずやら、それがごみの中の重量の50から 60%近くになると言っておりましたが、それが本当なのか、本市はどうなのか。

今、生ごみ処理機の補助制度で家庭用ごみ処理機を買ってもらってそれで生ごみの減量を図る ということをやっていますが、これは例えば生ごみ処理機の処理能力、それと家庭で出すごみが どれぐらいなのか。

例えば、標準家庭でいう両親と子供 2 人の家庭の場合ごみがどれぐらい出るのか、高齢者 2 人で生活してどれぐらい出るのか、そういうことも計算に入れながら生ごみ処理機は当然考えていると思うんですが、この辺は具体的に今どれぐらい処理機を購入、買ってもらっているんですかね。それと、その辺の計画のどういうことでそういう生ごみ処理機の対応になったのか、お願いします。

〇松田勇一市民生活課参事 まず、令和2年度における生ごみ処理機の補助につきましては、 17件申請があって半額補助をしているところでございます。今年につきましては6件、今のと ころ申請があるところでございます。

生ごみ処理機につきましては、令和2年10月から家庭用電気式生ごみ処理機購入に対する補助制度を設けており、購入経費の2分の1以内の額、上限3万円の補助を行っており、県内自治体と比較しても有利な補助内容となっております。

先ほども述べましたが、令和4年4月からは、ごみ収集体系の見直しを行いますが、可燃ごみは、これまで週3回の収集から週2回の収集に変更となります。家庭で発生するごみの臭気が課題となりますが、ごみの水切りの徹底、乾燥などの対策を講じていただくとともに、コンポストでの堆肥化、家庭用電気式生ごみ処理機を活用して、ごみの減量化に努めていただきたいと考えております。

○6番城森史明議員 要は、計画をどのように立てたのか、その生ごみ処理機を普及させるに当たってその辺の計画はどういうふうになったのか。

〇松田勇一市民生活課参事 家庭用電気式生ごみ処理機の補助制度を導入するに当たり、ごみの 分析を基に生ごみの排出量が1人1日当たり17%で、およそ190グラムと仮定しております。

補助対象となっている電気式生ごみ処理機の減容率は7分の1程度とされており、190グラムのうち160グラム程度は減量できるものとして数値設定を行っているところです。補助制度導入時の目標として、市全体で2,800人が使用したと仮定して、1人1日当たり22.4グラムの削減ができるものと試算しております。

- ○6番城森史明議員 生ごみ処理機ですが、いろんな問題点が実際売っててあると思うんですよね。例えば市街地なんかに売っても、あれ肥料化するんですよね、減量だけでしたっけ。堆肥化しても処理するところがあるのかどうか、まず。生ごみ処理機を使って、後はごみで出すのかな。○松田勇一市民生活課参事 家庭用電気式生ごみ処理機を利用して減量されたごみにつきましては、それぞれの家庭での判断になるかとは思われますけども、市街地であればプランターの肥料に使ったり、もしくは先ほど質問者が言われましたとおりに燃えるごみとして廃棄されるということになろうかと思います。
- **○6番城森史明議員** そういう意味ではどちらも減量化につながっていくわけなんですが、確かに生ごみを処理するのは堆肥しかないと、現状はですね。だから、どこか民間の堆肥施設を造るかJAに頼むかしないと、堆肥化っていうことはできないんですよね、現状。

そしたら減量化だよということで市街地でもどこでも使えるので、農地がある人は畑にまけばいいわけで、枕崎市内どこでも使えるということになると思うんですが、そういう意味では、やはりその実績台数をがんがん伸ばしていかんと、その辺を市民に分かってもらってですよ、それで購入台数を増やさないと、2,800人使うということは2,800台買うということになるわけですよね。ですから、その辺のところをもっと積極的にやるべきじゃないんですか、市民に対して。

実際、公民館に置いてですよ、そこで使ってもらうとか、やはり実際その機械を市民の人に見てもらわないと、なかなか市民も理解しないと思うんですけど。

- **〇松田勇一市民生活課参事** 現在、枕エコサポーターを市で募集しております。サポーターのいろいろなアイデアや活動の広がりを図るために、行政と市民、事業者が連携しながら取組ができるような体制づくりを現在取り組んでいるところでございます。
- ○6番城森史明議員 枕エコサポーターというのもいいと思うんですが、例えば次の段階になるんですかね、これを実際進めていって、それがうまくいくことが、まず今のところの目標ですが。例えば公民館辺りに大型処理機をちょっと置いてですよ、公民館に例えば何台か無償提供して、逆にそれを公民館に持ってきてもらってそこで処理するという考え方のほうが効率的じゃないんですか。例えば団地やら事業所でもいいし。いわゆる大型生ごみ処理機ですよね、機械ですよね、同じような大型なものそういう方向に持っていったほうが、よりいいんじゃないかと思うんですけど、その辺はどう考えていますか。
- **〇松田勇一市民生活課参事** 生ごみの減量化につきましては、ごみの減量化に取り組みやすいということで、生ごみの減量化に努めることが成果につながっていくことと考えており、各家庭や個人が身近な実践課題として取組をさらに進めていただきたいと考えております。

生ごみにつきましては減量化に取り組みやすいごみということで、市民の皆様に協力をお願い して減量化に努めていただくという推進を現在しているところでございます。

- **〇6番城森史明議員** 確かに生ごみはごみの中で一番多いわけですから、そして一番重たいもんですよね。言わば水を運んでいるのと一緒ですから。だから一番重たいわけですよ。だから一番ごみの排出量にはつながってくるわけだから、そこをやっぱりいかに積極的にスピーディーに進めるかということで私は言っているんですけど。だから、その生ごみ処理機をもっとみんなに分かってもらう必要があるんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうされますか。
- **〇松田勇一市民生活課参事** 補助をしております電気式生ごみ処理機の普及につきましては、現

在、23名の申請しかございませんので、今後、市民へ電気式生ごみ処理機、それから生ごみの 減量化につきまして普及・啓発をさらに一層進めてまいりたいと思います。

〇6番城森史明議員 それと、もう一つはどういう世帯に売り込むかですよね。高齢者は大体二人住まい、一人住まいが多くて、あまり生ごみは出ないんですよね。ですから、やはり子育て世代、若い世代だって子供はいっぱい御飯も食べるじゃないですか。だから、子供たち、若い世代がごみの排出量は多いし、そこをやっぱりターゲットっていうとおかしいですけど、そこが一番多分ごみの排出が多いと思うんで、あと事業所系ですよね。そこを狙ってやるべきじゃないかと思いますよね。

そして、市役所の人も若いわけですから、積極的に買ってもらってですね、その辺は市役所内 での啓発はされているんですか。

〇松田勇一市民生活課参事 生ごみの処理につきましては、先ほどから説明しています電気式生ごみ処理機の購入補助、それから枕崎市衛生自治団体連合会においても生ごみ処理、減量化するためのコンポスト、それからしぼりっこ、マジックボックスなどについて助成を行っており、生活環境に応じて選択をしていただいて減量に取り組んでいただければと考えているところです。

また、市役所の職員につきましては、積極的にそういう生ごみ減量に取り組んでいただくよう、 一層周知をしてまいりたいと思います。

○6番城森史明議員 確かにいろんな機械装置があるわけですから、そこを分かりやすく、やっぱり市民はどうしてもそういう機械音痴の人が多いのでですね、なかなか理解する人は少ないと思うんで。特に高齢化すればなおさらなんで、そこはもう徹底して生ごみ処理をどうするかっていうのはしてほしいと思いますよ。

次に、リサイクル率の件なんですが、ごみは減らすかリサイクル、資源化するかこの2つなんですよね。私はリサイクル率が高ければ排出量は多くてもいいと思いますよ。排出量が多くてリサイクル率が高ければ、燃やす分は少なくなるわけですよね。だから、リサイクル率が低ければそれはごみの量は減らさないと、燃やす量はどんどん多くなってくるわけですよ。

ですから、やはりその辺のところも考えてもらって、リサイクル率というものを考えてほしいと思うんですが、実際、平成29年度における一般廃棄物のリサイクル率は全国の平均は20.2%なんですが、本市の令和元年度のリサイクル率は11.3%とかなり低いわけですよね。この辺のところの原因とかその辺はどう考えていますか。

○松田勇一市民生活課参事 令和3年8月の広報紙で「混ぜればごみ、分ければ資源」として特集を組み、広報を行いました。市民一人一人の協力のもとに分別収集をすることで、その一部が資源として再利用され、売却金が内鍋清掃センターの経費に充てられ、運営されていることなどを広報しております。

可燃ごみとして排出されているごみの中には、きちんと分別をすると資源化できるものもあり、また、資源ごみの中にも汚れているものやペットボトルの水洗いが不十分で廃棄されているものも少なくありません。リサイクル率の高いほかの自治体を見てみますと、ごみの分別品目が多くなっていることや、先ほどから取り上げられている生ごみの堆肥化を取り組んでいる実績からリサイクル率が上がっているようです。ごみの分別の徹底とごみ排出量総体を減らしていくことで、リサイクル率は上がってくるものと考えておりますが、環境基本計画の中でも、リサイクル率を令和7年度17.6%、令和12年度最終年度におきましては23.4%の目標を設定しております。

目標達成のためには、環境課題に対する認識と、可燃ごみとして出される資源ごみの多くがあると考えており、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら、取組を推進していくことが重要であると考えております。計画期間の中間年度におきましての達成状況によりましては、分別品目を増やすなどの対策も必要になり、新たな協力をお願いしなければならないことも考えられますので、まずは現状の体制の中で達成ができるように研究を重ねてまいります。

○6番城森史明議員 これも一つ残念な数字なんですが、これ平成23年のデータですからあれなんですけど、この全国のごみリサイクル順位というのがあって、本市は残念ながら全国の1,756自治体の中で1,407位なんですよね。そのときのリサイクル率が12.8%、平成23年度の古いデータですよ。だけど残念ながら、リサイクル率はこれより下がっているわけですよね。12.8%より下がっているわけで、うちはこの辺のレベルなんで、今リサイクルしているのは12品目でしたっけ、それを増やせば、少しでも上がるわけですよね。その辺は今後どうされる予定がありますか。

〇松田勇一市民生活課参事 大崎町は生ごみ、それから一般ごみ、粗大ごみも含めてのリサイクルの分別ではありませんけれども総体で27品目分別しておるようであります。大崎町のというわけにはいきませんけれども、先ほども言いましたように、中間年度におきまして目標を達成できないような状況であれば、新たな協力をお願いしていかなければならないと考えているところでございます。

○6番城森史明議員 私もですね、正直言うと1年前までは全然ごみに対して無関心だったんです。それでこういう状況を勉強して、今までは本当、うちのごみは週に1回燃えるごみ1個です。生ごみは全部農地還元するし、最近はプラスチックとかいろんな小さなプラスチックまで私は分けていますね。紙もぼんと捨てないで、コピー用紙なんかも資源化できるんでしょう。だから、やはり意識だと思うんですよね。本当、市民の意識が高くなれば、だけど市民の意識は高いかというと私は決して高くないと思うし、無関心の人が多いんじゃないですか、私が1年前そうだったようにですね。だから、そこをいかに市民と行政と一体となって、やはりせないかんっちゅうことは分かりますよ。そして、市民の意識も向上させて、そうすれば、10年かかって23.4%ですが、これは上がってくると思いますよ。

そして、別件で言えば国保の検診率もですよ、わっぜ枕崎は低かったのに今はもう53%までいっているでしょう。県でも高いほうですよ。だから、やれば必ずできるんじゃないかと思うんで、その辺のところをそういう意味で頑張ってもらいたいと思います。

次にですね、このごみの排出量が多いということはですね、やはり地球温暖化の抑制への逆行、温室効果ガスの発生につながっていると思うんですよね。やっぱり燃やすということ自体がもうそのまま燃やしていますので、当然それは直接的に地球の温室効果ガスの排出につながっているわけで、そして、そのごみっていうのはやはりつくられるまでにですよ、いろんな熱エネルギー、電気エネルギーを使っていろんな製品があるんですよ。弁当にしてもそうですよね、熱エネルギーを使いますよ。電気代を使うわけです。

だから、それを捨てるちゅうことがごみとしてただ捨てるということは非常にこれもせっかく温室効果ガスを出してエネルギーでつくったものが全部捨てられる。そういう意味でも地球温暖化に悪い影響を及ぼしていると思いますし、そして反面、その持続可能な開発目標SDGs、これは12番、13番、14番、15番が関係すると思うんですよね。「つくる責任、つかう責任」さっき言ったのと一緒ですよ。製品を作ったらそれを使う、捨てる、全く反しているわけですよね。

そして、「気候変動に具体的な対策を」「海の豊かさを守ろう」そして15番目の陸の豊かさも守ろう。やはり、ここら辺のことを勘案したときに、非常に現状排出量が多いということはマイナスの状況であると。この辺を実際どう考えておりますか。

〇松田勇一市民生活課参事 SDG s 達成と地球温暖化対策を図るためには、ごみ排出量を減らすことが重要となります。

これまでの答弁と重複するところもありますが、環境基本計画の策定に当たり、本市の状況と 課題を分析するため、一般市民、事業者のほか、小中学生、高校生へのアンケートを実施し、計 画を策定するためのデータとして活用させていただきました。

また、計画の基本理念と望ましい環境像につきましては、1 脱炭素、2 循環、3 自然共生の3

つの柱と、その柱を支える3つの横串として4安全・安心、5生活環境保全、6環境教育を設定しております。持続可能なまちづくりへ向けた環境行政の方向性と環境目標を設定し、SDGsと関連づけて施策を展開する内容となっております。

御指摘のごみの減量化を含め多くの環境課題がありますが、施策・事業の進捗状況を定期的に確認しながら、取組の成果を評価し、改善すべき事項につきましては次の施策へ反映させながら、環境基本計画に掲げる施策を実効性のあるものとして推進してまいりたいと考えております。

〇6番城森史明議員 地球温暖化は特にやっぱりですね、私たちはもう亡くなっていくのでいいんですけど、次の子供たち、孫の世代、やはり住みやすい地球を残す責任があると思いますので、お願いしたいと思います。

次に、9番の耕作放棄地の件ですが、これはまず私もびっくりしたのは耕作放棄地といったらどちらかというと農業という産業面の点から議論されることが多かったんですけど、この環境基本計画に耕作放棄地が具体的な目標が載っているということは、自然共生ですよね。どういう観点からこれを取り上げたのか、まず質問いたします。

- **〇松田勇一市民生活課参事** これにつきましても、生活環境保全の一部ということで取り上げているところでございます。
- ○6番城森史明議員 まず、これに関しては農業委員会も関係あると思うんですが、耕作放棄地の解消として私も農業委員だったから知っていますが、地目変更と純粋に耕作放棄地を農地にしたっていう両方あるんですけど、これはどういう状況になっているんですか。
- **〇駒水孝広農委事務局長** まず、目標設定の面積のほうから説明をさせていただきたいと思います。過去の耕作放棄地の解消実績に基づきまして、解消率を求め、令和12年度目標を95へクタールとしたところでございます。

議員が申し上げましたとおり、解消面積の中には4条、5条の農地転用及び保全管理、営農再 開並びに非農地判断面積が含まれているところでございます。

〇6番城森史明議員 含まれるということであれなんですが、その中で私は今回その市街地周辺住宅地等の耕作放棄地を衛生面や景観面からちょっと取り上げたんですが、農地が雑種地にっていうんですか、それの量というのはどれぐらいのもんなんですか。さっき言った農地を雑種地に地目変更する、山林じゃなくて、農地を雑種地に変更する割合というのは。

要は住宅地というのは農地に家を建てる場合とかそういうときに農地を変更しますよね。その割合というのはあるんですか、計画の中に。

○駒水孝広農委事務局長 地目を雑種地に変更となりますと、転用関係になろうかと思うんですけれども、転用に関しての目標といいますか、地主からの、所有者からの申請に基づきますので、 4条、5条の目標設定というのは挙げられるものではないのかなと。

例年、どれぐらいの面積があるということは申し上げることはできますけれども、そういう転用の面積というのもその対象の中には含まれているということではございます。

〇6番城森史明議員 この辺のところが、さっき言った山林化と純粋に農地に耕作放棄地からした部分と転用した部分という明細はないっちゅうことですね。ということで理解していいですね。そしたら、確かにその耕作放棄地というのを考えた場合、山地近くの農地はですね、当然もう放棄地は地目変更で山林化していくのはもうそれはある程度この時勢だから仕方がないと思うんですよね。

市街地の周辺の住宅地の耕作放棄地はですよ、実際ありますが、それで、さっき午前中にも出ました多面的機能交付金というのが出ましたけど、事業というのがあるんですよね。それである程度その農道やら水路なんかは草刈りできれいにできるんですよ。だけど、農地に関しては私有地なもんですから、なかなか手が出せないんですね。というのが、耕作放棄地の中でも、例えばよそに住んでいた人がおってこちらでシルバーに頼んだり、親戚に頼んできれいにする人もいる

んですね、お金を出してですよ。だけど、残念ながら市内に住んでいる人でも荒かしているところがあるんですよ。市内におってもね、荒かしているところがあるんです。ですから、そこに公平さがなくなるんですね。

例えば、多面的事業で農地を草刈りすれば、そしたらもうお金を出している人が絶対不満を持つと思うんですよ。それで、地主はもう他人に頼り切ってしまう。それから管理する意思がなくなってしまうっていう意味でですね、非常にその農地っちゅうのは手を出しにくい状況、行政にしてもですね、そういう状況があるもんですから、なかなかそういう荒れた農地をきれいにするということがなかなかできづらい状況がありますが。そういう意味でですね、やはり何らかの仕組みづくりが必要なわけですよ。

例えば海の日なんかはみんな市民が出てごみ拾いをやっていますよ。それは陸も一緒なんですよ。耕作放棄地をやはりみんなできれいにしていくというのが必要だと思うんです。それをしないといつまでたっても景観的にも衛生的にもきれいにならないわけですよね。だから、そういう仕組みづくりが必要ではないかと思うんですが、この辺はどう考えたらいいんですか。

〇駒水孝広農委事務局長 耕作放棄地は、おっしゃるとおり、あくまでも個人財産でありますので、基本的には所有者の責任で管理していただくことになります。したがいまして、海の日の美化活動と同じような取組活動は難しいかと考えております。しかしながら、耕作放棄地に対する住民や近隣土地所有者からの伐採による農地管理の依頼は、令和元年度が41筆、令和2年度が39筆寄せられております。現地調査後、現地写真と伐採依頼の文書を送付しまして、対応をお願いしているのが現状でございます。

また、基盤整備などで整備している農振農用地などは、現在交付金を活用した地域での農地保全活動による解消を実施しているところでありますが、市街地や農業振興地域以外の農地などは対象外のため、取組が進んでいないのが現状でございます。

基盤整備地区内の優良農地につきましては、農地中間管理事業を活用した農地の貸し借りにより、担い手農家への集積をすることによりまして耕作放棄地の解消につなげていっております。

今後、農地の管理をしてくれる団体の設立等を含めまして、市街地等の周辺にある農地及び耕作放棄地につきましては、所有者と地域住民、行政で対策を研究しまして、優良事例を参考にしながら取り組みたいと考えているところであります。

○6番城森史明議員 私もいろいろそういう意味で他の市町村を回るんですが、長島町、宮崎県の高千穂町、ここは小さな土地ですけど一切耕作放棄地はなくて、国道沿いのやつもきれいに土手もされていますし、何らかのやはりその耕作放棄地に関しては、以前課税強化っていうのもあって、固定資産税を上げようということもあったんですが、それも実際的に効果がないと。

実際、固定資産税を1.8倍耕作放棄地にかけようという課税強化をしたんですが、それも実施例がないということなんです。その辺の中間管理局にしてもですよ、あれは耕作放棄地は扱わないんですよね。ですから、そういう意味でやはり……。

〇永野慶一郎議長 時間となりましたので、以上で、城森史明議員の一般質問を終わります。 ここで10分間休憩いたします。

> 午後 2 時 9 分 休憩 午後 2 時 18 分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、清水和弘議員。

[清水和弘議員 登壇]

〇13番清水和弘議員 私は市民代表として、市民の不安を払拭すべきと考え、今回は、人口減少が市民に与える影響について質問してまいります。

社人研調査によれば2045年度に本市人口は1万1,000人程度になると言われております。人口

減少と少子高齢化が進むことにより、経済活動の停滞、経済成長率が低下することが懸念されております。産業面においては、生産年齢人口の減少により、短期的には需要サイドに、長期的には供給サイドに影響が出ることが予想されます。

そのことにより、産業構造は大きく変化し、財政面においても人口減少による税収の減少が予想されます。一方で、少子高齢化に伴う社会保障支出の増大や累積債務の返済などにより、今後、本市に在住する現役世代への負担の増加が予想されます。住民サービスに対する影響をどのように判断しているのか、市長にお伺いいたします。

「前田祝成市長 登壇〕

〇前田祝成市長 全国的な傾向を一般論で申し上げれば、人口減少と少子高齢化が進む地方において、質問者が言われたような状況が懸念されます。

ただ、個々の自治体で申し上げますと、自治体の人口や人口密度、そして地場産業の状況、これまでの財政状況など違いがあるのと同様に対応策にも違いが出てくると考えております。

本市においては、産業面では業種によっては外国人技能実習生を受入れてきたほか、施設あるいは設備の大型化、機械化等を図り、省力化、省人化を進め、労働者人口の減少に対応したり、今後はさらにAI、ICT等の活用によって効率化あるいは生産性向上を促進することで、その状況に対応していくと考えております。また、消費者の対象を日本全国から世界に向けるなどの需要拡大にも対応しているところでございます。

これまでの業界のこれらの対応により、税収については大きな減少は見られておりませんが、本市としては国県の補助、ふるさと応援基金などを活用することで、環境改善を図る企業を支援してまいります。また、一定規模の工場、設備の新増設に対しましては、課税免除の制度もあるところです。これらの支援を行っていくことで、産業競争力の向上、これが図られていくものと考えております。

確かに厳しい状況にはございます。ただ、本市の場合は全国に誇れる地場産業を背景に、ふる さと応援寄附金で多くの寄附を頂くことなどで将来負担比率等の健全化比率の改善も進み、基金 残高も充実してきたところでございます。後年度への負担額も減少してきているところです。

今後とも、地場産業の育成・推進を図っていくとともに、普通交付税制度での財源保障などを 活用し、住民サービスへの影響が出ないよう市政を進めてまいりたいと考えております。

〇13番清水和弘議員 今、市長は将来負担比率が、まあ確かに以前は160%とか私らが議員になった当初は悪かったですよ。今はもう100%以下、六十何%ぐらいだと思うんですけどね、決して私はいいほうではないと思います。

次にですね、産業面において、生産年齢人口は2000年からの10年間で2,200人ほど減少、また2020年からの10年間でも1,850人ほど減少するとされております。本市の産業構造はこれまでより労働者不足、また課税対象者が減少すると思いますが、労働者不足が本市財政に与える影響についてどのように予想しているのかお伺いします。

○佐藤祐司財政課長 先ほど市長も申し上げましたように産業面においては、業種によっては外国人技能実習生を受け入れてきましたほか、施設・設備の大型化、機械化を図って省力化、省人化を進め、労働者人口の減少に対応してきております。今後はさらにAI、ICTの活用によって効率化を促進して、状況に対応していくものと考えております。これまでの業界のこれらの対応によりまして、税収について大きな減少は見られていないところでございます。

それと、毎年の財政運営におきましては、御承知のように普通交付税の動向が地方自治体の財政状況を左右するところでございます。各地方公共団体の需要額を適切に把握いたしまして、税収等の状況を踏まえ、基準財政需要額と基準財政収入額との差額が普通交付税として交付されるわけですが、過去、平成16年度ですが、過去には三位一体の改革により大きく普通交付税が減少して、本市におきましても特定目的基金からの借入れを行うなど非常に厳しい財政状況になっ

たところでございます。

全国の地方自治体からも国に対して普通交付税の確保に対して声が上がったということを踏まえまして、その後は国の概算要求時に地方財政の仮試算を行いまして、普通交付税額の目安を事前に示すようになりまして、前年度と同水準の一般財源を確保するなどのルールがつくられております。これによりまして、地方財政全体として税収が減少すれば、ある程度、普通交付税でカバーできる状況になっております。

〇13番清水和弘議員 財政課長も外国人労働者に頼っとるみたいな発言もありました。この外国人労働者っていうのも、自国がですよ、発展してくれば必ず私は自国に帰ると思うんですね、そういうことで絶対安心できる雇用じゃないと私は思っております。

次に、本市高齢者人口は、2000年度6,850人、2010年度7,522人、2020年度8,077人、2030年度の推計は7,282人となっております。今後、高齢者人口は増加し、社会保障費は増大すると考えております。本市財政に与える影響をどのように判断しているのか、またこの状況に対する対応策、計画はどのようになっているのかお聞きいたします。

○佐藤祐司財政課長 高齢者人口の推移につきましては、質問者が言われるとおり現状として今がピークの状況でございます。今後は減少していくだろうと見込まれております。ただ、その内訳として、介護や医療を必要とするであろう後期高齢者につきましては増加することが見込まれておりまして、関係課におきましては、健康寿命を延ばすための様々な取組を進めてきておりますが、すぐには効果が出ないこともありまして長期的に進めていく必要がございます。

具体的に福祉課や健康課の取組といたしましては、生活習慣病の罹患者が多い状況を踏まえ、特定健診・特定保健指導の推進、糖尿病重症化予防事業、高血圧プロジェクトなどが上げられております。また、医療費が高額となる各種がんについても早期発見・早期治療を目的にがん検診を実施しております。さらに、てげてげ広場などの介護予防事業にも取り組むほか、フレイル予防教室を新たに実施する計画もあり、介護予防の必要性について高齢者自身に理解を深めてもらう取組も進めております。

本市財政への影響ということですが、普通交付税の算定については先ほど申し上げたとおりで、制度としての社会保障経費は基準財政需要額に単位費用や密度補正などを通じて反映されるため、普通交付税の交付という形である程度財源は保障されることとなり、社会保障費が増大することをもって財政運営が厳しくなるということはないと考えております。

ただ、ここで注意しなければならないことは、普通交付税で財源保障される社会保障は介護給付費や後期高齢者医療費、障害者福祉費、児童福祉費、生活保護費など国の制度として基準財政需要額において算定されるもののみでございまして、社会保障の単独の制度をはじめ、具体例として挙げますが、国民健康保険などの基準外繰り出しなどにつきましては、基準財政需要額で捕足されておりませんで、それぞれの自治体の財源で対応しなければならないという点でございます。

さらに、人口が減少すれば人口という測定単位で算定される費目におきましては、基準財政需要額自体が減少することになりますし、財源保障される額も減少することになってまいります。

また、借入金の返済である公債費におきましても、交付税措置された部分は財源保障がありますが、その他の部分は自前の財源で返済していかなければならないため、過大な施設整備で公債費の増加により財政状況が悪くなっていくことが考えられます。

累積債務の返済の話で言えば、本市の財政面においては、これまで非常に厳しい状況にございまして、健全化判断比率のうち将来負担比率については、数値を算出するようになった平成19年度から県内19市の中でも最も高い状況にございました。健全化を進めていく中で数値は年々改善し、令和2年度には28%程度となり、令和元年度における全国の市町村並みの数値まで改善をしてきております。

数値の高かった要因は、これまで過疎団体ではなかったことにより公債費の実質負担が大きかったこと、基金残高が乏しかったことなどでございますが、過疎対策事業債を活用できるようになったこと、全国に誇れる地場産業があることによるふるさと納税での全国からの支援などのほか、持続可能な財政運営を意識して毎年の予算編成を進めてきたことなどで比率の改善につながっております。

質問者が冒頭から言われる後年度への負担というものは軽減されていることが、目に見えて分かる状況ではないかというふうに考えております。

〇13番清水和弘議員 私はですね、この人口減少対策の一環としてこのふるさと納税制度による効果を期待して、これまで質問してきたんですけどね、ふるさと納税制度は雇用にも多少効果があったと私は思っております。ふるさと納税制度による本市住民への雇用の効果、どれぐらいあったのか、お願いします。

○堂原耕一企画調整課長 本市のふるさと応援寄附金に関しましては、取扱いサイトの増加でありますとか、協力事業者及び返礼品の充実に努めておりまして、その効果などにより寄附額の安定的な確保が図られており、近年では平成30年度に約8億0,700万円、令和元年度に約27億4,200万円、そして令和2年度には約33億2,900万円と全国の皆様から多額の寄附が寄せられており、これがまちづくり財源の確保、そして返礼事業による本市の特産品等の販売促進などに貢献していると考えております。

ふるさと応援返礼事業に対する返礼事業者の雇用者数についてのお尋ねなんですが、個々の事業者の状況というのは残念ながら把握してはいないところなんですけれど、これまでの本市の協力事業者数と返礼品数の推移というものをまず申し上げますと、平成28年度時点では、9事業者189品目でございました。これが令和元年度には36事業者500品目、さらに令和2年度におきましては50事業者800品目まで拡大しているところでございます。これにより特産品等の販売促進を通じた地場産業の振興が図られ、協力していただいている事業者の皆様に関しましては、売上げの増加という形でその効果が現れているものと考えております。

また、本市が返礼事業を委託している市内事業者に関しましては、9名の雇用が図られているという状況もあるところでございます。

○13番清水和弘議員 特定の企業名は言いませんけどね、ある程度、9人か10人出とるというのは私も聞いています。ところがですね、もう一か所、物すごくこのふるさと返礼事業が進んで、私んところはすごく忙しくなったと、うれしい悲鳴ですよね、こういうのが上がっておる事業者もあります。そういうとこに、従業員がもし足りないのであればですよ、人づてでもいいから聞いて、やっぱり雇用の促進につなげてほしいんです、私は。

次にですね、本市の水道会計や下水道会計などの企業会計債務残高についてですね、2010年から2020年までの状況はどうなっているのか。また、これがですね、人口減少により給水人口や下水道利用人口も減少すると思われるんです。返済計画は示されておりますが、計画どおり実施できるのか。今後の企業債残高の推移や返済計画を見直す必要はないのかお伺いします。

○永江隆水道課長 水道事業及び公共下水道事業の企業債残高の推移について、100万円単位で述べさせていただきます。

まず水道事業は、2010年度が22億0,800万円、2011年度が21億1,900万円、2012年度が20億7,900万円、2013年度が19億7,800万円、2014年度が19億3,400万円、2015年度が18億7,500万円、2016年度が21億5,200万円、2017年度が20億6,700万円、2018年度が19億8,000万円、2019年度が18億5,500万円、2020年度が19億2,000万円となっております。

また、下水道事業について申しますと、2010年度が41億6,700万円、2011年度が40億4,900万円、2012年度が39億3,900万円、2013年度が37億7,000万円、2014年度が36億6,700万円、2015年度が35億5,900万円、2016年度が34億3,100万円、2017年度が33億3,100万円、2018年度が31

億9,700万円、2019年度が31億7,700万円、2020年度が30億0,400万円となっております。

お尋ねの返済計画の見直しについてですが、企業債の借入れというのは借入れの段階で償還回数及び毎年の償還額が決定しており、これはなかなか難しい状況だと考えております。また、水道事業及び公共下水道事業とも人口減少に伴う収入減を考慮した上での経営戦略を策定しており、今後の施設更新計画を定めた借入額の計画を立てております。

これは厳しい経営状況下におきましても、市民の生活基盤を支える上で重要な役割を占めております両事業を持続させていくための必要不可欠な資本投資として整備を進めていくものであります。

両事業ともに、先ほど述べましたとおり、企業債残高は年々減少しており、今後の計画においても企業債残高が増大し経営を逼迫しないような企業債借入れ計画としておりますが、人口減少に伴う収入減は免れず、必要最低限の収入確保を目指す上では、将来的に料金改定という形で利用者の皆様にも御協力を仰がなければならない収支計画となっているところでございます。

〇13番清水和弘議員 将来的には私も返済計画というのは、またつくり替えなければならないと思っとるところですよ。そういうときにですね、もうちょっと水道事業あるいは下水道事業もですね、もっとやり方が私あると思うんですね。住民の立場になって、その辺の住民負担をできるだけ軽減するようなですね、対応をしていただきたい。

次にですね、固定資産税は人口減少により影響を受けにくい税目だと考えるんですけど、今後 の固定資産税の推移について本市はどのように考えていますか。

〇神園信二税務課長 固定資産税の令和2年度決算時の現年度分調定額につきましては、11億0,105万9,000円となりまして、5年前の平成27年度決算時の現年度分調定額10億4,108万4,100円と比較いたしますと約5.8%、約6,000万円の増となっております。

この6,000万円の増加の内訳を見ますと、土地課税分が約2,400万円の減少、家屋課税分が約2,000万円の増加、償却資産課税分が約6,400万円の増加となっております。

土地課税分は、土地の需給動向によりまして地価下落が進みまして3年に1回の評価替えのたびに調定額は大きく減少しておりまして、今後もこの傾向は続くと考えております。

家屋課税分も3年に1回の評価替えの年度には調定額を減らしますが、納税義務者数が家屋の減失数と新築数がほぼ同一であることから安定しておりまして、減失される家屋の評価額と新築される家屋の評価額の差額分、これが調定額の微増として表われております。

しかしながら、今後、空き家等の家屋滅失が増加する一方で、新築家屋の減少が顕著に見られる状況になった場合、建物の評価額を引き上げる建築物価の上昇があったといたしましても、家屋課税分の調定額は減少に転じる可能性がございます。

償却資産課税分は最近取り組みました申告慫慂、課税客体の捕捉の効果によりまして、令和元年度まで増加をいたしまして、固定資産税の増に大きく寄与したものの、申告慫慂、課税客体の捕捉が一段落をいたしました令和2年度は令和元年度調定額と比較すると減少をしまして、今後大きな設備投資を伴う工場、施設の建設など、民間の設備投資が続かない限りこれまでのような増加を見込むことは難しいというふうに考えております。

以上のことから、今後は固定資産税の動向につきましても注視する必要があるだろうというふ うに考えているところです。

〇13番清水和弘議員 私、この問題はですね、今本市も空き家がありますよね。使用不可能な空き家、これも結構あります。こういうのが解体されていった場合ですよ、地目変更とか必要になってきた場合、課税対象金額というのは変わってくるんじゃないですかね。

〇神園信二税務課長 家屋の滅失後の跡地に対する税額につきまして、滅失後に高くなるのか、安くなるのかという質問を度々いただいております。

この質問に対しますお答えとしましては、それぞれのケースについて具体的な内容をお伺いし

た上で、個別に税額計算をしなければ分かりませんというふうにお答えをしてきております。 その理由につきまして申し上げます。

一般的な専用住宅に対しましては、小規模住宅用地の特例というものがございまして、住宅面積の10倍まで、200平米、約60.5坪というところですが、これを限度に土地の課税標準を6分の1に減じる特例が適用されております。200平米を超える部分につきましては、課税標準の3分の1に減じる特例となっています。この特例は住宅用地に限るものでございまして、店舗用地とか、工場用地などは対象外でございます。

さらに、家屋によっては店舗兼住宅、工場兼住宅という併用住宅というものがありますが、これらのものの場合は、建物に占める居住部分の割合に応じて特例を適用しているなど、複雑な税額計算が行われて課税をしております。

さらに、滅失後の土地課税に関しましては、その跡地の地目は所有者が地目変更登記、これを行わない限り登記上の地目は滅失前の登記のままとなりますけれども、課税上はその土地の現況地目で課税をするということから、その多くが現況雑種地と判断して課税をしております。この雑種地評価につきましては、その跡地が市街地にあるのか、または郊外にあるのかということで評価が異なります。

ただいま申し上げましたように住宅面積は幾らなのか、土地の広さはどうか、滅失した家屋の 用途が専用住宅か、併用住宅か、立地は市街地か郊外かなど様々な要素が絡んで複雑な税額計算 をいたしますので、家屋滅失後の土地の課税額は一概に高くなる、または安くなるとお答え申し 上げるのは大変難しく、個別に税額計算をしてみないと分かりませんというふうなお答えをさせ ていただいているところです。

O13番清水和弘議員 次に、人口減少のため各自治体では歳出抑制や市町村合併などにより行政を効率化し、財政状況の悪化を食い止めることが重要だと考えております。また、今後は全国の自治体の人口減少や地方企業の活動減少などの影響により、ほとんどのところは税収不足が発生してくるのではないかと考えております。

今後の対応として、地方自治体間の連携が私は不可欠じゃないかと考えておるところです。市 長は今後の人口減少による自治体の維持ということを考えた場合、そのようなことは考えられま せんか。

〇前田祝成市長 持続可能で活力ある地域社会を実現していくためには、人口減少や少子化、高齢化といった我が国が抱える構造的な課題へ対応するための取組を進めていかなければならないと考えております。

本市ではこれまで施設の民営化あるいは業務の民間委託の推進、組織機構の改革による職員数の適正化など行財政改革に取り組んできておりまして、また近年におきましては多額のふるさと応援寄附金が寄せられていることなどで各種財政指標は改善傾向にありますが、今後も市民サービスの向上を図るとともに、行政のスリム化・効率化の推進に努めてまいりたいと考えております。

また、質問者がおっしゃるとおり人口減少傾向が続く中で、産業振興、福祉、医療など様々な 分野における課題解決を図っていくため、近隣自治体との連携の視点、これを持つことは非常に 重要であると考えます。

現在におきましても、効率的、統一的な行政運営のため、後期高齢者医療広域連合あるいは南 薩介護保険事務組合、南薩地区衛生管理組合など各分野における広域的な組織による市町村間連 携が行われております。

また、南薩地域においては、地域医療圏や広域道路に関する問題など、地域全体で取り組まなければならない課題に対しましては、南薩総合開発期成会などにより各市足並みをそろえた要望、陳情活動を展開するなど連携が図られているところでございます。

今後も医療、産業、関係人口拡大など地域連携により相乗効果が見込まれる分野について、どのような取組が必要かつ有効であるか、研究していかなければならないと考えております。

その一方で、本市が将来にわたり持続可能な地域であるためには、独自性のある施策を展開していかなければなりません。

そのためにも、第2次地方創生総合戦略に掲げている、本市の強みである地場産業のさらなる 磨き上げ、切れ目ない子育て支援などといった従来からの施策を着実に推進するとともに、自治 体新電力を基盤とする本市エネルギー政策のマスタープラン策定や地域公共交通の今後の在り方 を示す公共交通マスタープランの策定など、経済、環境、社会の3側面にわたって本市が抱える 地域課題の解決に向けた新たな取組を進めていきたいと考えており、先般の行政報告でもお話し させていただいたところでございます。

O13番清水和弘議員 次にですね、令和2年6月4日施行した人口急減地域特定地域づくり推進法の活用についてなんですけど、令和3年度、内閣府の予算額は5億円計上されておりますけど、この特定地域づくり事業協同組合の設置や本市の今後の対応について考えておりませんか。

〇堂原耕一企画調整課長 お尋ねの特定地域づくり事業協同組合制度につきましては、議員立法により制定され、質問者からもありましたとおり令和2年6月4日に施行された地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律が根拠となっているところであります。

この制度は、地域人口の急減している地域におきまして、地域社会及び地域経済の重要な担い 手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備が喫緊の課題であるということで創設 されたものでございます。

制度の概要につきましては、地方においては事業者単位で見ると年間を通じた仕事がないですとか、安定的な雇用環境や一定の給与水準を確保できないというような全国的な状況が見られる中、地域の事業者、例えば農業者、漁業者、食品加工業者、飲食・宿泊業者などが組合員となって、特定地域づくり事業協同組合を設立して、地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出し、組合において地域外また地域内の若者などを雇用し、その事業所に派遣することによって安定的な雇用環境と給与水準の確保、そして地域の担い手を確保するというものであります。

この制度では、地方への移住を希望したり、地域にとどまりたいと考える若者の皆さんから見ると、安定的な雇用や一定の給与水準が確保されるなど移住・定住に向けての検討に有効であると思われます。一方、地域の事業者側から見ましても、繁忙期に人手が確保できるなど地域の担い手不足の解消にもつながるものと考えております。

全国では、令和3年8月時点で17の組合が認定されておりまして、県内では先日、和泊町と 知名町が合同で設立したえらぶ島づくり事業協同組合が県内第1号の認定を受けているようでご ざいます。

今後、関係課において、本市ではどのような業種においてどのようなニーズがあるのかなど研究を進めていきたいと考えておりますが、ただ一方では、本制度については組合からの職員の派遣を1年間通じて安定して受けないといけませんので、それを受けることができる事業者がちゃんと確保できるのかどうかであったり、事業者と派遣職員間のマッチング事務など組合の運営自体を担う人材というのをどのように確保するのか、また事務局の場所というのをどこに設置するのかなどクリアすべき課題も多いかと思いますので、そういった点に関しましては、慎重に研究していきたいと思っております。

O13番清水和弘議員 私はこの事業はですよ、人口減少を少しでも食い止めるんじゃないかと思っておるので、できるだけ取り組んでいただきたい。

次にですね、このSDGsの問題なんですけど、誰一人取り残さない社会を実現するためには、SDGsの浸透は必要と言われております。止まらない本市の人口減少、地域経済の縮小など課題は山積しており、地方自治体におけるSDGs達成へ向けた取組は地域課題の解決に資するも

のであります。 SDGs を原動力とした地方創生を推進することは重要と考えますが、市長の SDGs に対する認識をお伺いいたします。

〇前田祝成市長 国のSDGsアクションプランにおきましても、SDGsを原動力とした地方 創生、経済と環境の好循環の創出という重点項目が掲げられ、SDGsを原動力とした地方創生 を推進するということがうたわれております。

私は平成31年3月議会の施政方針におきまして、その年に最終年度を迎える枕崎市地方創生総合戦略の次期計画策定にSDGsを活用すると申し上げ、令和2年度からの第2期総合戦略の政策分野の各施策にSDGsのゴールをひもづけておるところです。また、広報まくらざきの市長コラムの中でもSDGsの話題を取り上げまして、市民の皆様にSDGsを知っていただく機会をつくっているところです。

現在では、多くのメディアでもSDGsが取り上げられておりまして、私が施政方針の中でSDGsを初めて取り上げた頃に比べますと大分市民の皆様にもSDGs自体が浸透しているものというふうに認識しております。

今年6月の市長コラムでも書きましたが、SDGsのゴールには本市にとっても重要な目標が並んでおります。その目標達成に向けて取り組むことは有意義なことだというふうに思います。さらには、国のアクションプラン2021で初めて示されました新型コロナウイルス感染症対応など2016年当時にはまだ示されていなかった、これから発生するであろう感染症への予防等が示されておりまして、その中身や我々の行動指針など、常に見直しや更新が必要になってくるというのもSDGsの特徴ではないかなというふうに考えております。非常にその辺りが重要であると再認識しているところです。

〇13番清水和弘議員 次に、SDGsアクションプラン2021の重点項目1の感染症対策と次なる危機への備えについて質問していきます。

感染症対応能力を強化するため、公平なアクセスを確保し、また次なる危機に備え、強靱かつ 包摂的な保健システムを構築し、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成に向けた取組を推進 する。国内では、PCR検査、抗原検査等の戦略的・計画的な体制構築や保健所の機能強化など、 国民の命を守るための体制確保を進めるとあります。コロナ感染症発生後の本市体制はこれらに 対し十分な体制になっているのかお伺いいたします。

○西村祐一健康課長 SDGsアクションプラン2021の重点事項の一つといたしまして、感染症対策と次なる危機への備えが掲げられておりまして、その取組につきましては、ただいま質問者のおっしゃるとおりの記述となっているところでございます。

コロナ感染症発生後の本市の体制についてのお尋ねかと思いますが、まず保健所機能の強化につきましては、国内の保健所設置主体は都道府県、政令指定都市、中核市、その他法令市、特別区となっておりまして、本市におきまして感染症が発生した場合には、県が設置する保健所がその対応に当たります。ただし、今後感染拡大が進みまして保健所からの要請があれば、本市におきましても必要な支援を行うことになろうかと思います。

次に、PCR検査につきましても、県におきまして発熱患者等の診療または検査を行う医療機関を指定しましてPCR検査を行っておりますが、本市におきましては市民の皆様の不安の解消と無症状の陽性者を早期に発見するために行うPCR自費検査に係る費用の一部を助成しているところです。

そのほか感染症対策の体制確保についての本市の取組といたしましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び新型インフルエンザ等対策行動計画に基づきまして、国内で緊急事態宣言が発令された後、直ちに新型コロナウイルス感染症対策本部を設置いたしまして、新型コロナウイルス感染症に関する情報共有や対応策等を検討し、防災行政無線、市のホームページ、広報紙等で市民向けに情報を発信しております。

また、ワクチン接種につきましては、枕崎市医師会と協議を重ねまして、市医師会の協力を得ながら 5 月10日から接種を行い、9月1日現在で4月1日住民基本台帳人口2万0,297人に対しまして1万3,887人、68.4%の方が1回目の接種を終え、そのうち1万1,402人、56.2%の方が2回目の接種を終えているところです。

〇13番清水和弘議員 次に、この SDGs アクションプラン2021の 4 番目、一人ひとりの可能性の発揮と絆の強化を通じた行動の加速とあります。職員の行動について質問していきます。

最近、私が議員になった当初からですね、多くの市民から職員の態度が悪いと、また市民の立場で話を聞いてくれないなどいろいろ批判があります。本市職員のできる行動について、平成27年に誠実さ、思いやり、柔軟思考、傾聴力、コミュニケーションの充実のための講習を受けとると思います。この講習により職員に対してはどのような効果があったのか、お伺いします。

〇田代勝義企画調整課参事 議員が言われます講習につきましては、平成29年度に多様性(ダイバーシティー)をテーマとして開催された男女共同参画フォーラム、まくらざきハーモニーフェスティバルで行われた事例発表のことだと思われます。

このフォーラムでは、市内医療法人の理事の方が講師として、医療法人が経営する病院や施設においてダイバーシティーの視点を取り入れた職場環境づくりの取組を紹介され、この取組が他事業所の職場環境づくりの参考になればとの思いで事例発表をされたようです。

事例発表では、病院や施設の全職員を対象とした研修の中で、法人にとっての「できる職員の行動!」という冊子を作成したとの紹介がありました。その冊子の中に先ほど質問者が言われました職員のできる行動の5つの柱、誠実さ、思いやり、柔軟思考、傾聴力、コミュニケーションの充実、これが仕事を行う上での意識づけとして冊子の中に書かれているとのことです。

このまくらざきハーモニーフェスティバルでは、事例発表のほかに他の講師を招いて男女共同 参画の基本的な考え方について学ぶワークショップも実施されております。

このフォーラムは全市民を対象としておりまして、自治公民館や育成会、市内の事業所などから約80名の方が参加しており、市職員も数名参加しております。

研修後の市職員の行動に変化があったのかということですが、研修終了後に無記名でのアンケートを取っておりますが、その内容を見る限りでは、ダイバーシティーの大切さについていろいる学ぶべきよい機会であったように感じているところです。

○13番清水和弘議員 やっぱり枕崎市役所の職員はですよ、我々枕崎市住民のかがみでなければならないと私は思っているんですね。だから、誰が来ようと公平公正に、平等に対応していただきたい。

次にですね、アクションプラン4番目、あらゆる分野における女性の参画、ダイバーシティー、バリアフリーを推進するとともに、人への投資を行い、十分なセーフティーネットが提供される中で、全ての人が能力を伸ばし発揮でき、誰ひとり取り残されることなく生きがいを感じることのできる包摂的社会を目指すとあるんです。本市が取り組んでいる女性参画事業の推進状況はどのようになっとるんでしょうか。

〇田代勝義企画調整課参事 国は女性活躍推進に向けた取組の加速のための重点方針において、「コロナ対策の中心に女性を」「女性の登用目標の達成に向けて~「第5次男女共同参画基本計画」の着実な実行~」「女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現」の3つを柱とした取組を推進しています。

この方針を踏まえ、本市においても全ての人が性別に関わりなく、いかなる場合でも性別による差別的取扱いを受けることなく、誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、 枕崎市男女共同参画推進条例に基づき、あらゆる分野における女性活躍を支援する取組を市、市 民、事業者及び教育関係者が一体となって進める必要があります。

女性が活躍する機会は、教育や福祉などの分野をはじめ、地域活動など様々な広がりを見せて

おります。人口減少や少子高齢化が進んでいく中で、女性活躍を促進することは労働力を確保し、 企業の競争力を高め、地域の発展につながるものと考えております。

今後とも男女共同参画社会に向けて正しい理解と認識の促進に努め、一人一人の女性が安心して働くことができる環境を整備することにより、全ての人が個性や能力を十分に発揮できる社会の推進に努めていきたいと考えております。

〇13番清水和弘議員 女性の方を管理職に登用した場合のメリット、デメリット、どのような 影響があると思いますか。

○本田親行総務課長 少子高齢化が進み、人口減少社会に突入いたしました現代におきましては、若者も、高齢者も、女性も、男性も、障害のある方も、誰もが生きがいを感じ、その能力を十分発揮することができる組織づくりが求められます。

このような中で市役所において女性活躍の推進が図られ、意思決定の場に参加する女性の管理職が増えていくことにつきましては、まず管理職が男性だけのときに比べ、これまで出てこなかった視点や観点からの意見や提案があり、意思決定に当たっての検討がより深まることが期待されます。

また、女性が活躍できる職場は男女を問わず職員の誰もが働きやすい職場と言えることから、 このことが優秀な人材確保にもつながり、結果として質の高い市民サービスが提供できていくの ではないかと考えます。

今後とも女性活躍をはじめとして、多様な人材の活躍の推進を図っていくため、職業生活と家庭生活との両立がしやすい勤務環境の整備や働き方の見直しに積極的に努めてまいりたいと思っております。

〇13番清水和弘議員 今、総務課長からうれしい答弁といいますかね、これは必ず実施するようにしていただきたい、お願いしときます。

それとですね、8番のSDGs実施方針の8つの優先課題に対する主な取組について、コロナにより未来を担う子供や若者の教育にも大きな影響が出ております。子供の貧困対策や教育デジタル化、リモートを進めるとともに、持続可能な開発のための教育(ESD)を推進し、次世代へのSDGs浸透を図るとなっております。現在、本市教育現場における持続可能な開発目標のための教育の進捗状況はどのようになっているのかお尋ねします。

〇中村克己学校教育課長 まず、ESDとは、国連の教育専門機関であるユネスコが中心となって取り組んでいる「持続可能な開発目標のための教育」のことで、子供たちが世界的な気候変動や生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大など、人類の開発活動に起因する様々な現代社会の問題を自分たち自身の問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう新たな価値や行動の変容をもたらすことで、持続可能な社会を実現していくことを目指そうとする教育活動でございます。

この活動は、SDGs目標の4、すべての人々に包括的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯教育の機会を促進するのターゲット4の7に位置づけられており、新学習指導要領の中でも、一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められていると明記されております。

これを踏まえて、学校では子供たちが自ら課題を設定し、課題解決のために探求的学習を深めていく総合的な学習の時間を中心に、各教科や学級活動、学校行事など全教育活動を通して環境、世界遺産・地域の文化財、国際理解、平和、人権、ジェンダー、福祉など様々な分野についてESDを意識しながら、教科横断的に学習しております。

また、活動に当たっては、何を学ぶのかだけではなく、どのように学ぶか、さらに何ができるようになるかという新学習指導要領の育成すべき資質・能力の視点に基づきながら取り組んでい

るところでございます。

〇13番清水和弘議員 私はこの問題でですね、子供の貧困化対策、これは子供の貧困をつくらないように対応していただきたい。教育についても、体力についてもですよ、家族についても、お願いしときます。

次にですね、成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーションとしてポストコロナ時代における経済社会の姿として、質の高い持続的な成長を実現していく必要があるとあります。そのために持続可能なまちづくりに資する優れた地方公共団体の取組をSDGs未来都市として選出し、成功事例の普及展開と国内外に向けた情報発信を継続する。また、地方創生SDGs官民連携プラットフォームを通じた地域課題の解決に向けた民間参画の促進と地方創生のSDGs金融を通じた自律的好循環の形成等の取組を促進するとあります。SDGs未来都市に対する本市の取組についてお尋ねいたします。

〇田代勝義企画調整課参事 SDGs未来都市につきましては、SDGsの理念に沿った基本的、総合的取組を推進しようとする都市、地域の中から、特に経済、社会、環境の3側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市、地域が選定されているところです。

SDGsの17のゴールにつきましては、本市にとってどれも欠くことができない重要なものでありますが、本市が進める様々な施策はSDGsの全てのゴールの達成に寄与するものであると考えているところであります。

しかしながら、その時々の社会情勢などに対応して取り組む施策や、本市が抱えている課題に 重点的に取り組む施策など、各ゴールに対する重点度合いが異なってくるものと考えております。 そのようなことから、SDGs未来都市に対する取組につきましては、本市施策の目標達成に 向けた取組を分析した上で、今後様々な事例を参考にしながら検討していきたいと考えていると ころです。

〇13番清水和弘議員 日本近海における2020年までのおよそ100年間にわたる平均海水温の上昇率は1.16度、2004年から2014年の10年間では地盤の変動量が気象庁が測定、計算した結果、1993年から2010年の1年当たり3.2ミリあったと言われております。

本市の場合、海岸に面した地形であり、今後の気候変動への対応は周辺地域に先んじて対応しなければならないと考えております。住民に安心安全な暮らしを提供するのは行政の責任と考えております。内鍋清掃センター南側海岸沿い整備など、今後どのような対応をしていくのか、質問します。

〇小湊哲郎農政課参事 今回の8月11日からの豪雨後、8月25日に現地確認を行いまして小規模な崩落を数か所確認しておりますが、海岸への土砂の流出はなかったところです。

なお、当該地区は本市と南さつま市との市境に位置する地区でありますことから、県、南さつま市と協議していくことで確認しております。

○13番清水和弘議員 今、参事のほうから崩落はあまりないみたいな答弁だったと思うんですけどね。

私は平成25年当初、撮影したんですけど、そのときは汚水が流れとったり、3か所か4か所、真っ黒な汚水がありました。そしてまたですね、海岸沿いは防波堤が崩れており、そのことについて私は県の担当課と相談したことがあるんですよ。その辺は今現在どうなっとるんですか。

- ○小湊哲郎農政課参事 今回、現地を確認した結果につきましては、県へ報告しているところです。県とは、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、本市と南さつま市の市境に位置する地区であることから、県、南さつま市と今後協議していくということで確認をしているところです。
- ○永野慶一郎議長 以上で、清水和弘議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後3時18分 休憩

午後3時28分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○5番禰占通男議員 内閣府の8月発表した2021年4月から6月の国内総生産速報値は、実質で前期比0.3%増、年換算で1.3%の増、2四半期ぶりに成長に転じたと発表されました。

しかし、4度目の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が拡大、長期化しています。また、オリンピックが終わるということで、延長も検討されているようです。

感染拡大で個人消費の早期回復は望めなくなっており、本市の基幹産業への影響は大きく、日本経済がコロナ禍以前の水準を回復するのは、22年度以降になるとの予測もあります。

景気回復まで、きめ細かな対策を講じる必要があるのではないかと私自身も思っております。 質問に入らせていただきます。

新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者による雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の活用状況はどのようになっているのかについて質問いたします。

「前田祝成市長 登壇〕

○前田祝成市長 まず私のほうから、これまでの新型コロナウイルス感染症に関する本市の経済 対策についての全体評価と今後の考え方について申し上げたいと思います。

本市では、この感染症が発生した当初から、終息までは長期間を要すると考え、一時的な支援よりも、持続性を可能な限り担保できるよう雇用の維持と事業の継続に資する支援に重点を置いてまいりました。その成果につきましては、後ほど担当課長より詳細を申し上げます。

しかし、想定していたとはいえ、ここまで感染症の影響が長期化してきますと、厳しい経済環境の中で何とか持ちこたえていた事業者の中には、事業継続が難しくなる事業者も出てくる可能性があるのではないかと危惧するところです。

一方で、今回のような感染症が経済に及ぼす影響を考えた場合、例えば過去のバブル崩壊やリーマンショックなどのような金融に端を発する経済危機とは違い、こういうコロナ感染症の場合、ストックよりもフローへの影響が大きいというふうに考えております。経済が動き出した後の回復という点では、そのスピードが比較的早いのではないかという予想も一方されております。

そのためにも、回復基調に転じた場合に乗り遅れないための良い準備をしっかりしていく、それが必要だと考えておりますので、枕崎の産業価値、ブランド価値を維持拡大していくための継続的な活動は制限のある中でも可能な限り継続していかなければならないというふうに考えているところです。

なお、御質問の雇用調整助成金等の活用状況の詳細につきましては、担当課長に答弁させます。 **〇鮫島寿文水産商工課長** 国の雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金は、新型コロナウイルス 感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用を維持するために 労使間の協定に基づき、雇用調整、休業を実施する事業主に対して休業手当などの一部を助成す るものです。

お尋ねの本市の事業主の雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の活用状況につきましては、 両助成金の申請窓口となっております鹿児島労働局にも確認したところ、自治体ごと市町村別の 申請件数や支給額等の公表は行っていないとのことで、お答えできないところです。

本市におきましては、令和2年度から雇用調整助成金申請費支援事業ということで、雇用調整 助成金及び緊急雇用安定助成金の申請を社会保険労務士に依頼した場合にかかる費用への補助を 行っており、令和3年度についても引き続き実施をしているところです。

同事業の実績としまして、これまで約50事業者に対しまして約1,400万円を交付しており、雇

用調整助成金及び緊急雇用安定助成金により延べ3,300人超に対する休業手当への助成として市内の事業主に1億円超の支給があったものと思われることから、雇用の維持には大きな効果があったと考えているところです。

なお、日本標準産業分類の大分類別に申請の多い業種を申し上げますと、製造業が申請全体の約56%、宿泊・飲食サービス業が申請全体の約17%と2つの業種で約73%を占めているところです。

○5番禰占通男議員 市長が今、答弁でおっしゃられたとおり、今はいいんだけど、いろんな国、県、本市の独自の支援策もあります。それで今はいいんだろうけど、市長がおっしゃったように、これが回復基調に乗っていったときに、結局、ただでさえ労働人口が足りないのに、もう皆さん外へ出ていったら足りなくなるっていうのは明らかなんだけど、私も本当に市長と同じ考えというか、それは最初から思っております。何とか踏みとどまってもらいたいなあと、維持をしてもらいたいっていうのがこの質問の趣旨なんですけど。

それで、今課長がおっしゃられましたように、2年度の5月に補正予算(第2号)で市独自の申請支援事業なるものが補正で組まれました。そのときから50事業者を対象にということで我々も説明を受けました。それで今、課長がおっしゃられましたように3,300人に対する申請ということで、これは延べになるんですか、それともずっと私も今、課長が答弁したように、労働局のこの雇用調整助成金の支給申請と決定状況というのはもうホームページで発表されていまして、言うなれば、県のやつはあるんだけど、市町村の分はないと。

課長に打合せのとき言ったんだけどハローワークまで行ったけど自分で調べなさいと。本当に 先ほど質問者が言いましたように、結構市民に寄り添うっていうか、あちらは国家公務員になる んだけど、そこが冷たいなあと思ってですね。

2月の申請件数、決定状況もありますけど、申請件数で2万、5月が2万6,000、そして7月が2万9,000、8月20日が一番近い情報だけど3万1,000と、簡単に言えばどんどん申請件数は上っているんですね。

ですから、課長に取りあえず3,300人は延べなのか、それとも1回、2回とその数なのかとそこをお願いいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 私が申し上げました約3,300人という数字につきましては、延べ人数であります。この数値の根拠といいますのは、先ほど言いました50事業者の方の申請を把握しているところですが、そこの従業員の数が合計で600人を超えていたと思います。なので、そういった方々が複数回やはり月々で申請となりますので、こういった3,300人という数値というのは積み上げられた数値となります。

市内の50事業所、たしか六百五、六十名の合計の人数の方がですね、こういった雇用調整を して、その事業主がその休業分を申請をしたということで、私どものほうでは把握しているとこ ろでございます。

○5番禰占通男議員 あともう一つ、当初は1番目に雇用調整助成金の活用状況っちゅうのはこの1つでして、2番目で新型コロナウイルスの対応休業支援金って、2番目に聞こうかと思ったんですけど、打合せの中で課長も雇用調整助成金と一緒のほうがいいんじゃないですかということでここに持ってきたんだけど。

この緊急雇用安定助成金については、労働局も発表してないし、パートとアルバイトを対象に したものは幾らなのかという数が出てこないんですよ。厚生労働省分のほうも出てこない。

だから、この数が本市ではどの程度、今、課長がおっしゃったように650人が対象でっていうことなんだけど、正規雇用はこの雇用保険ということでこれが対象になるということなんだけど、勤めとっても雇用保険に入ってないとかいろんなやつ、やっぱり違いがありますよ。パート、アルバイトの緊急雇用安定助成金の対象者というのはどうなりますか。

○鮫島寿文水産商工課長 雇用調整助成金につきましては、正規の従業員ということでの数値ですが、もう一つの緊急雇用安定助成金といいますのは、質問者がおっしゃいますとおりパート、アルバイト、雇用保険が掛かっていない方ということでの助成の名目でございます。

これにつきましては、企業で正規職員と一緒に雇用保険を掛けていない方も申請をしてあります。なので、合算の数値で申請をして、そして労働局のほうでも合算した数値としております。

私どもがこういった数値を把握できるのは、細かい資料を提出いただいておりますので、先ほど言いました延べで3,300とかですね、そういう数値が把握できております。厚生労働省の発表する数値といいますのは、質問者がおっしゃいましたとおり申請件数と支給決定の件数、それと支給決定額だと思います。

こういった形でですね、何人ということでは数値の公表はありませんし、私どもも労働局、ハローワークのほうからは数値として情報の公表をいただいてないところなんですが、先ほど言いましたとおり、やはり国のほうでも報道等でもありますとおり、やはりこの雇用調整助成金というのは、非常に雇用の下支え、失業率の低下であったり倒産のそういった抑制とか、先ほど来出ております事業の継続においては生産性の維持につながりますので、非常に効果的な国の政策であると考えております。

また、本市においては申請費の補助を出すことによって、雇用主の方も躊躇することなく社会保険労務士にお願いをして、休業をし、固定費といいますか、コストの縮減を図った中でこういった助成金を頂いているということで、活用されていると思っております。

〇5番禰占通男議員 質問することは、事業者なんかからそういう話が出たなら、私に教えてください。そういう話が出なかったら別にその回答はいいです。

助成の割合が大企業は10分の6、ほかのところで中小とか低くなっていくんだけど。今は10分の10ということでいいんだけど、去年のボーナスが出るまでは、皆さん結局10分の6補助をもらって、正職員、パート、アルバイトに補填したとあった場合、結局、業績が悪くなるんですね。

会社は利益が出てこないところに、また賃金だけ払って、結局はボーナスに響いてくるという。 それは大企業というか九州管内のある企業の人から聞いたんだけど。

本市ではどのような去年の分ですよ、4月からずっと始まって、5月、6月、暮れのボーナス ぐらいまで、そういった情報とかはなかったんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 まず、雇用調整助成金の大企業、中小企業のその今、特例期間ということで新聞報道等でもありますのは、国のまん延防止の措置の期間が、今9月12日、延長も取り沙汰されておりますが、9月12日ということで、こういったまん延防止の措置の提供期間の月末までということで9月の末までが雇用調整助成金の特例期間とされております。

私どもが把握しているのは、この特例期間が10月、11月ぐらいまで延びそうだということで 予定をしているということで厚労省からの発表もございましたので、その準備も進めているとこ ろですが、通常は雇用調整助成金の休業手当に対する支給割合というのが、中小企業、本市はほ とんど中小企業ですが、小規模事業者を含めて3分の2です。

これが、今のこの特例期間の間は質問者がおっしゃったとおり、10分の10であったり、10分の9であったり、10分の8であったりします。

いろんな条件で業況特例とか、30%以上業況が前年、または前々年から悪い場合にはですね、そういった10分の10であったり、10分の9、10分の8なんですが、これにつきまして皆さん休業しながらも、生産調整しながらも、こういった休業手当はタイムラグがあって2か月後ぐらいに支給があるんですけれども。

その中で、昨年から私のほうも市内事業者のヒアリングをする中で、賞与とかその辺もお聞き しましたところ、昨年はある程度、若干下がってでも出したという話も聞いております。 ただ、今年の夏は非常にやはり長引いてですね、令和2年2月ぐらいからコロナの影響が出始めて令和2年3月ぐらいにはセーフティーネット等の融資を申し込まれたり、私どもに相談に来ております。そうした中で、1年6か月ぐらいを過ぎて、やはり厳しいところはですね、そういった従業員の賞与についても検討をせざるを得ないというのは聞いているところです。

○5番禰占通男議員 次の2番目の質問ですけど、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の活用状況はどのようになっているのかについてお尋ねいたします。

先ほども言いましたように、緊急雇用安定助成金と同じような内容なんだけど、こちらは事業 主が申請してもいいし、個人が申請してもいいということになっていますので、これについても 労働局からも申請数とか決定状況というのは出てこないところですけど、分かったら説明をお願 いいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 お尋ねの新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により、休業させられた労働者のうち、休業中に賃金、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対しまして、当該労働者の申請により支給されるものです。

本市に関係する労働者においては鹿児島労働局がその申請窓口となりますが、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の活用状況、どれくらいの方が申請され支給があったかというお尋ねですが、鹿児島労働局に確認しましたが、先ほどの雇用調整助成金と同様に自治体ごと、市町村別の支給申請件数や支給決定件数、支給決定額の公表はしていないということで、お答えできないところでございます。

○5番禰占通男議員 今、課長がおっしゃられたのは、本当に先ほど私が言いましたこの公務員の何か国民を突っぱねるのか、市民を突っぱねるのかち、そんな感じで本当に私も何か文句言うところもないんだけど、一つお尋ねしたいのは、昨年5月に始まった雇用調整助成金の申請支援事業ですよね。

これは雇調金の申請ということで、説明を受けていますけど、この休業支援金の申請についても、申請用紙に個人で書いて申請する分はいいんだけど、事業主が申請する欄もあったりするんですけど、その一番上に申請者の名前を書く、その下に社会保険労務士が書く欄があるんですよ。そしたら、今本市が取り組んでいるこの申請支援事業ですよね、これは支援事業の対象になるんじゃないのって私はこの申請書類を調べとってそう思ったんですよ。

課長も、いろいろアルバイト、パートで事業主が明日から来なくていいとか、8時間働いていたものを半日でいいとかって、これ支給の対象になるっていうことなんだけど、この申請については、今本市が取り組んでいる、1年たったんだけど、この支援事業の対象として見ていいのか、どうなんですかね。

○鮫島寿文水産商工課長 雇用調整助成金の申請事業の対象にはなっておりません。

今、私どものほうにも二、三件ですね、そういった労働者といいますか、パートができなかったということで相談がありましたので、ハローワークのほうに行ってまず詳しいことをお聞きして、そしてハローワークのほうから鹿児島労働局のほうへつないでいただいて申請をしていただいております。

直接、本人でできますので、企業が申請する雇用調整助成金というのは、就業規則であったり、 非常に添付書類というのが多うございます。

本人が申請します休業支援金・給付金につきましては、質問者がおっしゃるとおり、一部事業 主に書いてもらう確認書類等があるんですが、それほど難しい書類ではないということで、事業 所に1枚書いていただければ、本人の申請で可能なものということでお伺いしております。

お尋ねにありました、対象になるかということにつきましては、対象にならないということで 考えております。 **○5番禰占通男議員** 私としてはもうその申請書類に労務士なる名前を書くところがあるということは、本当はそういうふうに対応してもらいたいなと思っております。なぜかというと、このまますんなり終息してくれればいいんだけど、先ほど冒頭に私が言いましたように、都市圏はまた延期しようという、二、三日前からそんな話が出ていて、新聞にもちょこっと出ていたような気がしたんだけど。

あとそれとですね、私が今朝読んできた新聞の記者もおるんですけど、いろんな支援策があって緊急小口資金とか、総合支援資金なるものがありますよ。個人がいろんなお金が足りないから申請して、支援してもらうという。

このアンケートが今日の新聞に載っていたんですよ。それによると、こういう小口資金とか、 支援資金とか、これ知っているのかという質問が69.7%、総合支援金のほうは48.67%かな、そ のぐらい高いパーセントで知っているんだけど、申請は26.5%と14.2%、その内容は何でかと いうと、仕事で忙しくて休んで行けないと、相談に。そして、どこに相談していいっていうのも 分からないと。

一番私が思ったのは、以前相談したら嫌な思いをしたと、私はそこが一番気になりましてね。 だからもう本当に困ったときは、本当に懇切丁寧に気分を害さんように、私は本当に対応しても らいたいと。

水産商工課も、今回のことで商工会議所であれ、私も何人かもう2つのところに行って相談するしかない、下手に素人の我々がどうのこうの言ったって、間違っていたらどうしようもないから、もう直接行ってちそれしか言えないですよ。市民から、何かないけとかそう言われたら。ですから、そういう時はもう本当に懇切丁寧な対応をよろしくお願いいたします。

それでいろいろ市町村別がないということで、次の質問に移らせていただきます。

枕崎市事業者応援資金支給事業、雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス 感染症対応休業支援金・給付金の本市経済への影響判断はどうなっているのかということで、先 ほど課長がおっしゃっていましたように、生産性の維持の一つになっているっていうことで、そ れは分かるんですけど、雇用調整助成金とか、この休業支援金は国のもんですから、本市の応援 資金支給事業、これはこうやったらこうだろうとか、このような効果があるだろうとか、そうい うことは考えて取り組んだんですか、どうなんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 令和2年度に実施をしました事業者応援資金支給事業等について少し 実績を申し上げたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が急減した事業者への支援として実施しました事業全般に広く使える枕崎市事業者応援資金の支給につきましては、令和2年度に1回、令和3年度に2回の計3回実施しております。それぞれの実績としまして、1回目は令和2年7月から12月までのいずれか1か月の売上高が、前年同月と比べまして15%以上減少した全業種の事業者を対象としまして、交付件数が707件、交付額が1億2,550万円でした。

2回目は、令和3年1月または2月のいずれか1か月の売上高が、前年または前々年の同月と 比べて30%以上減少した全業種の事業者を対象とし、交付件数が382件、交付額が7,450万円で した。

3回目は、令和3年5月の売上高が前年または前々年の同月と比べて30%以上減少した飲食サービス業及びカラオケボックス業を営む事業者を対象とし、交付件数約100件、交付額約3,100万円となっております。

どういう考えで実施をしたのかということですが、先ほど少し事業者応援資金の用途を申し上げましたが、事業全般に使えるということで、その当時非常に経営が厳しく、またコロナ感染症で家賃補助等も実施をしたりしておりましたが、またそれに加えて、いろんな感染対策、そういったものを踏まえてこの用途を限らずにですね、名前のとおり事業者応援資金ということで支給

をしたところです。

これにつきましては、最初の2回はですね、全業種ということで申し上げましたとおり最初 15%、そして2回目は30%ということで全業種を対象にしたところです。

そして、3回目につきましては、飲食店等を中心に非常に厳しいということで、特化した形で 交付をしたところです。

いずれにしましても、用途についてはこちらのほうからは限定せずにですね、応援ということで支給したところです。

他市とかほかの状況を見ますと、まだたくさんやってくれとかですね、まだパーセンテージを 10に下げてほしい、いろんな御意見も賜ったところですが、やはりしっかりと事業者の御意見 を聞きながら、私どものほうで商工会議所、また金融機関からいろんな業界の状況も確認しなが ら、こういった事業を進めて取り組んできたところです。

雇用調整助成金につきましては、1億円超の支給があったということで、先ほど言いました生産性の維持という意味では事業の継続、それと雇用の維持ということで市民の暮らしを守るという視点で、私どもは大きな効果があったと思っております。

今後もですね、タイムリーに事業者また労働者の声も聞きながら、支援が必要な場合には、支援策といいますか、そういったものを考えていかなければならないと考えております。

○5番禰占通男議員 今、課長のほうから大きな効果があったということで、21年度の労働白書での推計も7月17日に出ているんですけど、完全失業率の抑制された数値、なかった場合、あった場合っていうそこの数値なるものが発表されているんですけど、本市としては、この今課長が効果はあったと、効果はあったと私も思います。いろんな小さい飲食業、宿泊っていうのが日本で一番打撃を受けているということは、毎日、テレビ、ラジオ、新聞等でも報道されておりますから、それは分かっているんですけど。

本市にどのぐらいの影響があったというこの数値化というのは、庁内に対してはこの数値化するっていうものは何かあるんですかね。

今課長がおっしゃられたことが、地方創生であれ、総合戦略であれ、いずれは統計に出るだろうかと思って、あるところにはいろんな情報を聞きに行ったら、市の統計にありますよっていって統計を調べたら平成27年度分が我々の資料としては一番新しいわけであって。そうすると、それから3年、4年たつともう本市の統計があっても今度は資料にならないという部分があるんですよね。今はもう緊急な場合と考えたらですよ、どうなんですか、この今現在の、誰もが認める効果はあったと思います、本当に。それを数値化して、失業率がこんだけ維持されているって、本当に失業率も1倍を超えて6月以降は上がってきております。そしてまた、新規の高校卒業生の倍率も1.5倍以上になってきて、例年どおりの倍率になってきたかなあと思っております、私も。

今度、午前中もリーマンショックの話やら出てきたんだけど、就職氷河期なるものは回避できるのかって、そう思っているんですけど。その数値化というのはどうなんですか。

〇鮫島寿文水産商工課長 まず、少し雇用情勢で出てきました数値を確認したいと思うんですが、 失業率といいますのは、雇用調整の関係でいろいろ報道発表されているのは失業率、国全体で 2.9ぐらいだったと思います。議員がおっしゃるのは、1倍を超えているというのは、有効求人 倍率が最新のハローワーク加世田管内でも1.28ぐらいだったと思います。

六十何か月連続で5年ぐらい連続で1倍を超えているという状況で、これにつきましては、先ほど申し上げました国のほうもやはり雇用調整助成とかですね、後でちょっと、質問者の質問にもありますとおり、やはり資金繰り調整という意味では、やはりコロナ関係の融資というのがつなぎになりまして、企業の事業継続に大きく寄与していると思っております。

以前お答えしたかもしれませんが、そういった融資というのも30億を超える融資がされて、

本市にも注入されております。

それと、今申し上げました雇用調整助成の関係でも、多分1億、令和3年度の今までを含めますと1億四、五千万は超えているかもしれません。

昨年の3月ぐらいで1億を超えているという数値の積み上げを私しましたので、もう今の状況でいきますと、1億数千万ぐらいの国からの雇用調整助成が本市の事業主、そしてまた休業手当としてマイナスにならないように支給されたと思っております。

本市のGDP総生産というのは、たしか企画調整課のほうでも800億円ぐらいということでされていたと思うんですが、それに対しての数値がどういうふうに上乗せとか、下回ったかということになろうかと思いますが、そこについては私どもは産業連関で数値的に示せる資料を持っておりませんので、今私が申し上げました数値といいますのは、実際に、雇用調整助成金等の申請にあります数値等を参考にしながら、そこに人数であったり、休業手当につきましても通常は8,300円ということですが、1日ですね、上限が1人当たり。これが、特例期間におきましては1万5,000円もしくは1万3,500円とかそういう上限になっておりますので、そういった積み上げでされておりますので、そこから私どもとしては、先ほど申し上げました数値を積み上げておりますので、それが実際にどれぐらいの市のGDPといいますか、質問者がおっしゃる数値に変わってくるかというのは、そのひもづけ、連携づけは、私のほうではまた庁内でも難しいのかなと考えているところです。

○5番禰占通男議員 今、課長も1億数千万、本市にとってはありがたい制度であります。ですが、専門家の方とか、経済研究所あたりでは、このコロナ禍による急激な雇用悪化を防いでいるのが雇用調整金ですよ。雇用保険財政はもう限界に近づいており、財源確保が課題になっていると。

ですから、このまんまコロナが続いて、雇用とか影響があるということを想定すると、もういつ打ち切られてもいいと。

今度、新しい内閣もできることですけど、そこで何らかの手を打つのか、赤字国債を発行して 手当てするのか、そうすれば、ある程度また延命できるかもしれないけど、もう財源がありませ ん、打ち切りますってなったら、今までもらって必死にやってきたところはもう本当にやってき た分も水の泡に帰するのではないかといって、今後を私は心配しています。私が1人で心配した ところで大したことにもならないんだけど、実際私はそういうふうに情勢を見ています。

次の質問に参ります。

10月以降の最低賃金引上げについて、中小企業等への施策はどうなるのかということで、地方では28円上げるのに、鹿児島地方最低賃金審議会でもいろいろ話があったみたいですけど、 すんなりもう28円上げということが決まりました。

この個人消費を上げるには、やっぱり賃金が上がっていくっちゅうことが必要だと思うんですよね。我々が若い頃はもう経済成長で毎年のように賃上げ、賃上げでずっともう賃上げばっかしやっていて、その恩恵も分からないぐらいにただ喜んでいただけで。いっときリーマンショックからがたんと落ちて、それから回復が望めない。そしてまた、都会というか、大都市と地方はこの経済の波がずれてやってきます。それも実感しました。

そういうことで、本市のこの産業界にとって、この28円の賃上げですよね、これへの対応の施策っていうのは何か業界と話したり、いろんなことが必要になると思うんですけど、そういうことは今までもあったのかどうなのかっていうその過去でもいいですから、説明をお願いいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 最低賃金は、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低額を定め、使用者 はその最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度で、最低賃金には各都 道府県に一つずつ定められた地域別最低賃金と特定の産業に従事する労働者を対象に定められた 特定産業別の最低賃金の2種類があります。

鹿児島県における地域別最低賃金は令和2年10月3日に発効された793円となっておりますが、 最低賃金法に基づき、最低賃金の調査審議を行う鹿児島地方最低賃金審議会からの答申があり、 答申後異議申出もありましたが、答申どおり令和3年10月2日から現行の最低賃金を28円引き 上げて、821円となる見通しです。

お尋ねの最低賃金の引上げによる中小企業等への施策につきましては、事業場内最低賃金を一定額引上げた場合、機械設備やPOSシステム等、集計機能を有する高機能のレジシステムなどですが、こういったものを導入するなど、生産性向上のための設備投資にかかった費用の一部を助成する国の業務改善助成金がございます。

なお、本市におきましては、最低賃金の引上げに伴います独自の支援策を実施したことはございません。

また、会議所ともお話をする中でも、そういった支援というのはこれまで検討したことはない と伺っているところです。

○5番禰占通男議員 今まで対策は市としては取られてこなかったということですけど、この業務改善助成金も水産商工課長がおっしゃられるように生産向上の支援制度ということで1企業450万円支給、時給で900円未満の企業には最大で600万円まで引き上げるということなんだけど、たしかこれはもう一度きりの支援になると思うんですよね。

私もちょっと計算してみたんだけど、28円上がって1年間すると5万3,700円ぐらい、約5万4,000円に28円上げるとなるという計算で、それ掛ける従業員数ちゅうか雇用者数になるんだけど、実際、景気のいいところはこれぐらいいいだろうと、上げましょうという事業主もいるだろうけど、この今の情勢から見ると、何かこれちょっと半年でも待ってくださいって言いたい気持ちなんだけど、本市のこのいろんな従業員を雇用しているその事業主の意見というのは何かあるんですかね。

○鮫島寿文水産商工課長 市内の事業主の声ということではですね、私どももお聞きしております。先ほど来話をしていますコロナ関係で、昨年の2月、3月ぐらいから本市の事業者の経営に非常に大きな影響を与えていて、1年半ぐらい経過しているわけですが、非常に長期化しておりまして、その中で今回の最低賃金の28円のアップというのは、質問者がおっしゃるとおり年間で1人当たり数万円とかあって、10人いれば四、五十万というお話は実際に聞いております。

しかしながら、その中でも何とかですね、これは法を守って賃金を上げていかなければならない。

そうしたときに、やはりここでまだまだアフターコロナとはいえないような状況かもしれませんが、市長の先ほどの答弁にありましたとおり、やはり先を見据えて、いかに生産性を上げて、価値を高めた商品を売っていくかということで、補正でお願いしましたEC事業等も活用しながら、皆さん売り方、そして物のつくり方、販売の仕方を、皆さんこの機会に非常に勉強をしたいということで、小規模な事業者も手を挙げて、私どもにも相談に来ております。そうした中で、支援ができるものは支援していこうかと。

ただ、今後、終息が見えない中で、こう長引いていけば、やはりこの従業員の固定費である給与というのも非常に大きなウエートを占めてきますので、そこは質問者からありましたとおり、労使関係で先ほど申し上げました県の審議会等でもいろんな議論がなされているとは承知しているところですが、まだ会議録等の公表はないところですが、全般的に報道を見ますと、国のほうの審議会等でもやはり労働者と事業主の意見の対立というのはやはり差が大きくあったと伺っております。

そうした中で、本市においても事業主の声というのも、今後も引き続き聞きながらですね、施 策に取組に反映していきたいと考えております。 **○5番禰占通男議員** 一つ市長にお伺いと、あとお願いなんだけど、個人の賃金が上がって、ある程度所得もちょっと上がりますよ。そういった場合、やはりその上がった分を枕崎で使ってもらいたいというのは、これは人情ですよね。

だから、やはり地域経済循環ということで、そこを持っていかないと、今の輸出も大事、観光も大事、リピーターも大事なんだけど、やはり枕崎市内の購買力、それを高めるのが必要だと思うんだけど、何らかの手を打ってもらいたいなと。いろんな周知であったり、本当に古い言葉ですよ、地域経済循環ち。枕崎で買いましょうち昔はあの峯尾峠から下りるところには立て看板があって、何それは枕崎で買いましょうとか、そういう看板が地方の至るところにもあったんだけど、今はそれも見られない。だけど、やっぱり便利なところに行く。こういうことですので、やはりその地域経済循環にだけはやっぱり市を挙げて私は取り組んでもらいたい、これはお願いしておきます。

次の質問に参ります。

この売上げ減による資金繰りについて、市内事業者の実質無利子、無担保融資の活用状況はどのようになっているんでしょうか。

○鮫島寿文水産商工課長 新型コロナウイルス感染症の影響による資金繰りの支援措置の強化として、3年間の実質無利子、無担保融資に関しましては、鹿児島県の制度資金であります新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金及び日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付などがございます。

いずれの資金も、市町村別の申請件数や融資額等の公表は行っていないことから、市内事業者への融資状況の詳細についてはお答えできないんですが、県の新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金につきましては、融資の申込みに当たって、本市による危機関連保証またはセーフティーネット保証の認定が必要となりまして、本市ではこれまで約200件の認定を行っているところです。

また、民間金融機関による融資について、鹿児島県信用保証協会の本市における令和2年度保証承諾件数は225件、金額にして37億2,660万円となっております。

この金額につきましては、政府系金融機関であります日本政策金融公庫の融資額は算入されておりませんので、本市の企業、事業者が資金調達した新型コロナウイルス感染症関係の借入総額は、今申し上げました37億2,660万円よりも多い金額になるものと思っております。

○5番禰占通男議員 本当に今までこのコロナの前は、商工費で利子補給補助っちゅう本市がも う数年来取り組んでいる事業ですよね。本当に今になってみればありがたい。額は少ないんだけ ど、ありがたい本当にいい制度、施策だなあと思っております。

今回はこういった無利子、無担保で、また借りている額が37億プラスアルファということで、本市のいわば交付金を超える額ですよ。本当にありがたい制度で息をつないでいるということですよね、事業者を助けているということで。

その中で、一番心配するのは、水産商工課長ともいろいろ話したんだけど、借りるのはいいけ ど、この据置き期間を過ぎたら、もう何がどうあれ返済はしないといけないと。

3年間無利子でも無担保でもいいけど、結局そうすると、事業が始まらんと払えない。

それをまた補填するために銀行から借りるのかっていうことになるんですけど、まず、そういったことがね、本当にもう最初はいいんだろうけど、もう3年間無利子で最長5年間なんだけど、どうなんですか。

大口で借りている方もいるだろうし、小口のこんだけあればもう当座はしのげるっちゅう方もいると思うんですよ。その気持ちというのはどうなんですかね。この融資を受けた方々の気持ちというのは。

〇鮫島寿文水産商工課長 気持ちといいますか、私どもが資金繰りの調整で来られた事業主の方

といろいろ話をする中ではですね、これまでも経営のために設備投資であったり、運転資金等で 市内金融機関からプロパーの融資を受けている方もいらっしゃいます。

それに加えて、たしか最初、このコロナ関係の無利子無担保融資というのが上限4,000万円でした。これが令和3年1月ぐらいから2,000万追加融資もオーケーになって6,000万になっております。プラスまた政策金融公庫の融資はまた別途で借りれますので、そうしますと、変な言い方ですけど幾らでも借りれるというのはあろうかと思いますが、しかしながら、質問者がおっしゃったとおり、実質無利子とはいえですね、3年後、最大5年据置きだったと思いますが、そうした場合に返済しなければなりません。

そうしたときに、やはり元本の金額も返さないといけない。また、3年後ぐらいからは利子も発生する、そうしたときに、年間の売上げが100しかないのに500借りるということはですね、どうしてもやはり無理が来るのかなということで、金融機関とも調整をしながら、やはりそこは資金の調達はしていらっしゃると思います。

具体的に申し上げますと、借りたいんだけれども借りてしまうと返済が3年後、4年後どうなのかなということで、そこは慎重に対応しているということで、事業者もまた金融機関もそういった対応をしているということで伺っております。

○5番禰占通男議員 先ほど私が言いましたこの利子補給補助ですよね、従来からある。これも ふるさと応援基金活用事業になっているんですけど、特例として、今回だけとか何かこれを拡充 するっていう考えはないんですか。

今そんなに大きな額は補助なんかできないと思うんだけど、そういった活用っちゅうのは考えていないんですか、今後について。

○鮫島寿文水産商工課長 先ほど申し上げましたとおり、今、実質無利子のいい事業といいますか、融資がございますので、その中でもこれまで借りた先ほど言いましたコロナ以前に借りていた利子の関係で利子補助というのは令和3年度もあろうかと思います。

そうした中で、金融機関の方と会議所なり話をしているのはですね、二、三年後やはりどうしても利息の支払いが非常に厳しくなるであろうと思われます。

そうしたときには、今申し上げました市が独自でやっています利子の補助とかですね、そこも また少し現行の制度を少し見直す必要もあるのかなというのも話題に上っているところです。

令和2年3月でしたかね、市長を含めて金融機関のトップと会議所の会頭と私も入ってコロナ関係の協議をしました。その中でも、今申し上げました融資の制度資金のことでありますとか、利子の補助、これもですね、今、年間30万を上限にやっているんですが、そういったことも話題になりまして、まずはそういった国のとか政策金融公庫の資金をまずは使うということで話になったところです。

必要があれば、そういった利子補給の事業の見直しとかですね、効果的になるように検討は進めたいと思っております。

〇5番禰占通男議員 いい策があれば取り組んでもらいたいと要望しておきます。

最後の質問になりますけど、この資金繰りについて金融庁の企業アンケート調査結果が公表されております。

この国の要請について、対応はどのようになっているのかということで、余り時間がないので、項目を読みますから、それについて市内の金融機関、商工会議所、事業者、それと行政である本市の取組について、今後どのような考えでいくのか、話合いとかそういうのを持たれているのか、これから持つのか、ということについてお答えいただければと思います。

補助金の支給までの間に必要な資金ということでいろんな補助金申請をするんだけど、支給に 時間がかかると、それが今までずっと言われてきました、この去年来ですね。それとですね、飲 食業者等への家賃の支払い、これは1度本市も昨年取り組んでおります。それについて、今日の 新聞にも県なんかの、やっぱりその事業が広告で出ております。

それとあと、民間金融機関における実質無利子、無担保の融資についてって今私が本市でもできないのかというそういうことについて、金融機関なんかとの話はどうなっているのかということですよね。

それとあと経営改善、事業再生、事業転換支援等、これが一番の問題だと思うんですけど、もうこれからどうして自分の事業を立て直していくのか、何かほかに手だてがあるのかということを金融機関は研究所なんかとつながっておりますので、そういう支援はできないのかということで、金融機関において資金繰りに非常に厳しい状況を踏まえて、個人の元本据置きと貸し剥がしはないと思うんだけど、やっぱそういうことについて、今後、その事業者、本市、商工会議所なりを交えて話合いとかそういうのを持ってもらいたい。また、持っているんであれば、それについてお答え願います。

○鮫島寿文水産商工課長 金融機関の国の要請に基づいた対応、貸し渋り、剥がし、そういう話もございましたが、まず事業者が申請する補助金等につきましては、事業再構築補助金でありますとか、従来からものづくり補助金とか、今は月次支援金とかございます。

そういったものに対しましても、丁寧にですね、私ども行政でも相談に来ましたら、内容をお 伝えして、そして会議所のほうで詳しく案内をして、手続をしていただいております。

また、事業者の中にはですね、コンサルタントに頼んで、実際に申請をして、そういったものづくり補助金等の申請をされております。

金融機関の取組につきましてもですね、国のほうからは、金融機関に対しましてコロナウイルス感染症の影響を踏まえて資金繰り調整に当たる場合には、積極的に事業者訪問するなど丁寧な経営相談、経営の継続に必要な支援をするようにという要請が累次にわたって出されております。それを踏まえまして、金融機関におかれましても、先ほど申し上げました新型コロナウイルス関連緊急経営資金の融資などについて、本市の状況を申し上げますと、事業者にとってメインバンクである市内金融機関がしっかりと経営指導も含めて対応に当たっていただいております。

また、1事業者に対しまして、複数の金融機関で協調、リレーションして経営支援、指導を行っている場合もございます。また、さらにですね、税理士や会計士を含めたネットワークで経営支援するケースもあるようです。

資金繰りの支援内容としましては、企業、事業者の業績や財務体力、返済能力を含め、事業主の方と協議しながら対応していただいておりますが、金融機関独自のプロパー資金であったり、さらに現在返済中の借入金の融資条件の変更、具体的には元金の返済の先送り、据置きですね、そういったものを含めて対応を取っていただいております。

しかし、また個別にですね、オーダーメードかつ効果的な資金繰り支援を行っていただいていると認識しておりますが、それぞれの企業、事業者の業況によっては、希望した資金調達額、融資額に至らないケースもあろうかと思います。

理由としましては、県の信用保証協会の保証審査、保証承諾におきまして、金額査定において 満額とならない場合もございます。先ほど申し上げました4,000万の上限の融資を申し込んでも、 2,000万の保証承諾、審査しか得られなかったという場合もございます。

このようなケースは、先ほど申し上げました日本政策金融公庫などの政府系金融機関でもある と伺っております。

いずれにしましても、市内金融機関におきましては、そういった対応をし、そして、私ども行政も先ほど申し上げましたセーフティーネットの関係で審査をする認定機関となっておりますので、それと商工会議所と常に連携をしながら企業の支援に当たっているところです。

今後はですね、質問者もおっしゃいました金融支援と経営支援を一体的な取組として、事業主への支援をしていかなければならないと思っております。

感染症の拡大が一進一退となっている中で、随時金融機関、会議所、行政の間で情報共有し、 共通認識を図っておりますが、今後も引き続き、より密に連携し市内の事業者を支えてまいりた いと考えております。

○永野慶一郎議長 以上で、禰占通男議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時32分 散会

本会議第3日

(令和3年9月7日)

令和3年枕崎市議会第6回定例会

議事日程(第3号)

令和3年9月7日 午前9時30分開議

日程 番号		件			名
1	一般質問	沖	園	強	議員(68ページ~77ページ)
		$\vec{\underline{M}}$	石	幸徳	議員(77ページ~87ページ)
		豊	留	榮 子	議員 (88ページ〜98ページ)
		上	迫	正幸	議員 (98ページ~103ページ)
		東		君子	議員 (103ページ~110ページ)
2	諸般の報告				

○ 本日付議された事件は議事日程(第3号)のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番 永 野 慶一郎 2番 眞 茅 弘 美 議員 議員 上 袁 3番 泊 正 幸 議員 4番 沖 強 議員 占 男 5番 禰 通 議員 城 森 史 明 議員 6番 7番 吉 松 幸 夫 議員 8番 豊 留 榮 子 議員 議員 芳 9番 <u>\f</u> 徳 10番 下 竹 郎 議員 石 幸 11番 中 原 信 議員 12番 東 君 子 議員 重 13番 和 弘 議員 14番 吉 嶺 周 作 議員 清 水

1 本日の書記次のとおり

沖 袁 信 也 事務局長 大 江 武 史 書記 溝 П 書記 \Box 達 也 書記 Щ 美津哉

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

市長 泉 前 田 祝 成 小 智 資 副市長 親 堂 原 本 田 行 総務課長 耕 企画調整課長 鮫 島 寿 文 水産商工課長 日 渡 輝 明 市民生活課長 祐 佐 藤 司 財政課長 Щ П 英 雄 福祉課長 松 建設課長 原 博 農政課長 田 誠 田 明 西 村 祐 健康課長 堂 袁 力 郎 地域包括ケア推進課長 江 永 隆 水道課長 上 袁 秀 水道課参事 人 橋 \Box 和 洋 監查委員事務局長 水 流 敏 幸 監査委員

小 湊 哲 郎 農政課参事 新屋敷 水産商工課参事 増 代 企画調整課参事 松 田 勇 市民生活課参事 田 勝 義

平 田 寿 一 総務課参事 丸 山 屋 敏 教育長

宮 原 司 教育総務課長兼給食センター所長 中 村 克 己 学校教育課長

田 中 幸 喜 消防長 中 原 広 次 消防総務課長兼消防団係長 俵積田 一 豊 警防課長兼消防署長 山 口 太 総務課主幹兼行政係長

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

昨日に引き続き一般質問を行います。

まず、沖園強議員。

[沖園強議員 登壇]

〇4番沖園強議員 しばらくの間、お付き合いのほどをよろしくお願い申し上げます。

古くから気象学では、線状メソ対流系と言われてきた同じ地域に長時間にわたって帯状に横た わる豪雨域のことを線状降水帯と表現するようになったのは、2014年8月の広島豪雨以降でご ざいます。地球温暖化とともに、気象用語として豪雨による防災意識、警戒を促すキーワードと なっております。

その線状降水帯は学術的な定義がないと言われていますが、8月の長雨では線状降水帯を知らせるアラートに不安に駆られた市民が多かったようです。幸いなことに雨脚が小康状態になる時間帯があり、雨量の割には災害が少なく安堵することでありました。

防災に備え対応を迫られた当局はじめ関係者の皆様への敬意と、罹災された方々へのお見舞い を申し上げます。

通告の次第に沿ってお尋ねいたします。

災害対策基本法第42条に基づき、枕崎市防災会議で作成された枕崎市地域防災計画の目的は、 市、防災関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、市の地域に係 る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、市域における土地 の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とするとなっているところであります。

その地域防災計画の第2編災害予防の要点を概略申し上げますと、第1章の災害に強い施設等の整備では、第1節において、土砂災害等の防止対策の推進で土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、山地災害危険箇所等を調査・把握し、危険箇所等の巡視警戒等災害予防に必要な措置を行うとして、災害が発生した、あるいは発生防止に備えた災害予防対策を掲げて、警戒・危険区域等を指定しています。

また、砂防施設等の災害防止対策として、老朽化対策等を推進するとともにハザードマップの 作成や避難体制の整備・訓練のソフト事業とともに、農地災害等の防止対策として、ダム、ため 池、排水機、水門、樋門等の整備を実施し、災害の発生防止に努めるとしているようです。

さらに第2節、河川災害・高潮災害等の防止対策の推進では、河川災害の防止対策として、居住地側の地盤が低いところや護岸施設が老朽化しているところでは、浸水被害が予想される必要区間の護岸施設等の整備を進めるとなっております。

このように、災害対策基本法に基づき策定された枕崎市地域防災計画は、災害が発生した後の 災害予防対策や災害応急対策、災害復旧対策はもとより、未然に災害を予防する目的の防災計画 でなければならないと認識いたしております。

初日本会議で市長は、先般の8月豪雨において、農道4路線、水路4件、林道3件、市道8路線の路面流失や路肩決壊などがあり、土砂崩壊はなかったと施設等における被害や避難状況について報告いたしました。

そこでお伺いします。報告にはなかった市民が不安を感じるような河川・水路等での越水、滞水などの状況はなかったのか、また枕崎市地域防災計画についてどのような見解をお持ちなのか、まずもってお聞きします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 行政報告でも述べましたとおり、今回の大雨は8月11日から20日までの長期にわたって強い雨が降り続きました。梅雨末期のような大雨が長く続いたという状況でございま

した。

8月11日の雨の降り出しから8月20日午後10時30分頃までの降水量は800ミリを超え、48時間降水量や72時間降水量で観測史上最大を更新するなど、大変な記録的な大雨になり長期的な警戒態勢を取りましたが、一部の河川で越水があったものの幸い河川の氾濫や人的被害、住家被害等を引き起こすような土砂災害等の発生はなかったところです。

また、枕崎市地域防災計画の意義といいますか、在り方なんですけれども、質問者がおっしゃられるように市域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護するというのが基本的な目的であります。そして、地域防災計画を示すことによって今回のような災害が、大雨が起こったときにですね、しっかりと振り返りもしないといけないというふうに考えております。

災害復旧対策はもちろんですけれども、災害予防についても本計画に基づいて行うものであり、 これが本市の災害対策の一番のベースになるものだと認識しております。

詳細につきましては担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

〇松田誠建設課長 建設課で把握している河川の被災状況としましては、2級河川金山川の田布 川公民館付近左岸側で越水による農地の浸水と、2級河川馬追川の国道226号交差部より30メー トル程度上流側左岸側で護岸の一部崩落を確認しております。

金山川の被災箇所はこれまでも被災してきた護岸であることから、本年度に県が測量・設計業務委託を計画しており、来年度以降、県単河川等防災事業で築堤かさ上げ工事を着工する予定でございます。

また、馬追川の被災箇所は県による現地被災調査の結果、国庫災害に申請する予定と伺っております。

なお、水路等の滞水については全体の把握はできていませんが、非常に強い降雨があった時間 帯で数路線の道路冠水があったことから、道路冠水箇所については水路断面不足による滞水が生 じていたと推測しています。

○4番沖園強議員 ただいまの報告がございましたような形で越水、滞水があったということです。そうすると、地域防災計画で土石流危険渓流 I に13本、土石流危険渓流 II に10本の渓流が指定されていると。

その23本の土石流危険渓流の中で、金山地域における1か所は越流が確認されていると思うんですけど、十石川の下流のほうですね、そういった確認はできたということなんですが、そのほかの23本の土石流危険渓流において、越流、氾濫等はなかったんですか。

○松田誠建設課長 市内で土石流危険渓流として指定している渓流は、保全戸数5戸以上の区分Iで13か所、保全戸数4戸以下の区分IIで10か所、計23か所ありますが、今回の豪雨での被災はなかったところでございます。

今、質問者からありました十石川の下流に当たりますけれども、土石流危険渓流として抽出していない仮屋川と思われます。仮屋川の金山郵便局付近で越流によるのり面崩落を確認していますが、道路作業員で対応できる規模であったことから、被害報告はその他で計上しているところでございます。

なお、砂防堰堤や流路工が未整備及び一部完成である16か所のうち9か所については、防災・減災国土強靱化のための5か年加速化計画において事業化の要望を行っているところでございます。

○4番沖園強議員 ただいま答弁がありましたが、土石流危険渓流 I は5 戸以上と、保全戸数がですね。そして II は4 戸以下ということなんですけど、そうすると谷止めが済んでいるのは I で4 か所かな、一部谷止めが1 か所と、そして II のほうで3 か所済んでいると、谷止めは。資料編ではそういうふうになっているんですよね。

そうすると、今答弁であった危険渓流ⅠとⅡの区分は5戸以上と4戸以下だということなんで

また、谷止工の施工してある渓流についてですが、土石流危険渓流で谷止工及び流路工まで完成している箇所、これは区分 I の13か所中 4 か所、区分 I のほうで谷止工はしていないんですけれども、流路工を施工したことで完成している箇所が区分 I の11か所中 3 か所ということになります。全体で谷止工、流路工、全てが完成しているところは 4 か所ということになります。

- ○4番沖園強議員 今、答弁であったように、施工済みが7本かな、一部施工が1か所、これ中島ダムのことかな。そうすると、今後、5か年計画でというような御答弁だったんですけど、今後、谷止めが必要だなと、例えば板敷の冷水川、上園川というのは雨期でないと水は流れないような状況の川ですよね、別府地区の場合はね。そういった中で、その谷止めが必要な渓流というのはないんですか。
- **〇松田誠建設課長** 先ほど 5 か年計画のところで述べましたが、谷止工が必要なのが今のところ 木口屋公民館北側の中洲川、下山公民館北側の下山第 1 谷川で、それから金山公民館上の十石川 の 3 か所が谷止工の必要な箇所というふうに認識しております。
- ○4番沖園強議員 その5か年計画の中ではその3か所はどんな計画になっているんですか。
- **〇松田誠建設課長** 先ほど申し上げましたとおり、9か所について申請をしているところでございますが、今のところ事業化のめどが立っているのが、中洲川、それと下山第1谷川、この2件でございます。これは令和4年度から測量設計の着工をする予定でございます。

また、木口屋公民館北側の中州川につきましては、県単防災事業におきまして、令和2年からもう測量関係を流路工については行っているところでございます。また、十石川については令和5年度からお願いしているところでございます。

〇4番沖園強議員 大体分かりました。優先順位等が大体3か所はついているということですよね。

最後でいいんですけど、その板敷の日頃、水が流れていない川の場合、危険渓流に指定されているんですが、どういうふうに状況を把握されているんですか。

- ○松田誠建設課長 かねてからの水の流れのない渓流でございますけれども、落石とか湧水の状況等々、かねては水が流れませんけれども、降雨時期とか、そういうときの確認ということになります。
- ○4番沖園強議員 一応、危険渓流に指定されているように何らかの危険を予想されるんでしょうから、ぜひその辺もはっきりと事業計画等を示してですね、取り組んでいただきたいと。

次に、地すべり防止施設災害復旧事業計画で地滑り危険箇所、美初と木口屋の2地区が指定されておりますよね。

特に木口屋の場合、予想される被害ということで住家、耕地、公共施設等は掲載されていないんですけれど、美初の場合33.8~クタールの住家戸数が12戸、耕地面積が3.6~クタール、それに公共施設の市道が1,200メートルとこういった状況にあるんです。これ、場所はどこになるんですか、美初地区の。

〇松田誠建設課長 市内で地滑り危険箇所として指定している地区は美初と木口屋の2か所あるところでございますが、美初地区が県の指定、木口屋地区が市の独自指定ということでございます。

今、御質問のありました美初地区につきましては、美初集落から広域農道の上部といいますか、

木原の広域農道の北側ですね、あの辺一帯の山腹ということになります。

- ○4番沖園強議員 あの辺の広域農道の北側は住家が関係するのかな、そうするとそこで兆候は 見られなかったの。
- **〇松田誠建設課長** 地滑り箇所の指定箇所においては、1か所の範囲が広く、また山腹にあることから、地面のひび割れなどを目視で発見することは難しいところでございます。また、落石や 湧水の状況などから判断した場合、災害の兆候は見受けられなかったと判断しております。
- ○4番沖園強議員 次に移りますけど、熱海の土石流では行政の許認可の在り方、そしてまた指導、監督の在り方等々が人災だと指摘されたんですけど、本市でも国の大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドに基づいて作成されているんですけど、枕崎市大規模盛土造成地マップ、ホームページでこれ見れるんですけど、谷埋め型が24地区、そして腹付け型が3地区を色塗りで分けてありますよね。

24地区なのかちょっとホームページの地図が小さいから分かりづらいんですけど、この指定された地区で地滑りが将来懸念されるなといったような箇所はないのかですね。また、マップで示されていない、無届けの盛土、無届けか何か分かりませんけど、そういった箇所があるのかないのかお聞きします。

○松田誠建設課長 まず、大規模盛土造成地についてお答えします。

平成28年の熊本地震などにおいて、大規模な盛土造成地で滑動崩落が発生しました。宅地や公共施設等に大きな被害が発生したことから、国土交通省が大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドラインに基づき、大規模盛土造成地のおおむねの位置と規模を調査し、大規模盛土造成地マップを作成したところでございます。

本市におきましては、国土交通省が作成したマップに基づき、鹿児島県が令和2年度に27か 所の現地を調査し、優先度を示した宅地カルテを作成する第一次調査が完了しております。その 宅地カルテを基に、第二次調査を行うこととなります。

大規模盛土造成地であると判断された27地区のうち、判断基準である宅地地盤や擁壁変状がある、常時湧水がある、盛土下の不安定土層があるなどの滑動崩落の危険性が高いランクA1に位置づけされた地区が11地区となっており、その中で、住民の生命、財産に影響がある地区が6地区あります。

このような中、現段階で滑動崩落の危険性がある箇所はありませんが、経過を観察する必要の ある箇所は2か所ほどあることから今後も注視していきます。

なお、指定箇所27か所以外でも谷埋め、腹付けによる盛土があると認識できますので、大規模盛土造成地となるかを判断した上で、県へ指定の要請を行っていきます。

○4番沖園強議員 今、答弁があったように、このマップに載っていない盛土、腹付け等の造成地というのはまだほかにもいっぱいあるんですよね、複数ありますよ。自分があちこち調査した結果ではですね。

その中で、私一番注視していかなければいけないというのが、林道開設なんかが載っていないんですよ。林道が金山悪谷線あるいは宇宿蔵多山線、そして野平国見線かな、必ず林道を造成するときは、切り取って、谷を埋めて林道は造っていきます。これはもう腹付けになるのかな、埋立て腹付け型になると思うんですけど、特に蔵多山のテレビ塔に登る市道、過去何回も崩落してるんですよ。そして、民有地の山林や下の砂防ダム等に再三被害を与えていると。

その林道はこのマップに載っていないということですので、今後、やはり今回も林道で3か所 崩落等があったんですけど、年次計画で災害未然防止に努めるべきであるということでマップに 掲載すべきだというふうに思いますが、いかがですか。

〇松田誠建設課長 この大規模盛土造成地の定義というのがございまして、谷埋めの場合は盛土の面積が3,000平米以上で高さ5メートル以上、腹付けの場合は盛土をする前の地盤面の角度が

20度以上かつ盛土の高さ5メートル以上というのがあります。

今、質問者からありましたように、林道におきまして谷埋めや腹付けがあるのは承知しているところですが、1か所当たりの規模とかもありますので、そういうものが基準を満たせば、そのマップに載っていくということになります。

- **〇4番沖園強議員** 定義で3反歩以上とかいうような答弁があったんですけど、そうするとそれ 以下の場合、市独自のマップちゅうのはできないんですか。
- **〇松田誠建設課長** 地滑り箇所でありましても、渓流でありましても、市独自の指定というか判定はできますので、それは今回の第2次調査が終わった時点で検討していきたいと思います。
- **〇4番沖園強議員** ぜひ前向きに検討していただいて、そして災害予防対策として年次計画が立てられるように、災害が起こってから災害復旧だと言っても始まらんですから、その辺は要望しておきます。

急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画で急傾斜地崩壊危険箇所として151か所が指定されております。そのうち令和2年度時点で改修済みとなっているのは36か所にすぎないと、55か所は一部改修、残りの60か所は未改修、指定されているけど60か所は未改修、その指定の24%しか改修済みでないという状況です。

その151か所のうち人家等が関係していない地区は4か所のみなんですよね。あとは全部人家が関係していると、保全戸数が関係している。そういった資料になっているんですけど、これらの地区においてそういった災害の兆候とかそういったものが見受けられなかったんですか。

〇松田誠建設課長 市内で急傾斜地危険箇所として指定している地区は、保全戸数5戸以上の区分 I で58か所、保全戸数4戸以下の区分 II で93か所、計151か所ありますが、8月の豪雨では2か所で宅地裏のり面の土砂崩壊が発生したところでございます。

この被災については県へは報告済みで、このうち比較的規模の大きな指定名、田布川 2 地区については県の現地確認も完了しており、今後事業採択に向け調査を行うこととなります。

また、擁壁やのり面保護工など未着手及び一部完成箇所のうち5か所については、防災・減災 国土強靱化のための5か年加速化計画において事業化の要望を行っているところでございます。

なお、年に1回程度、急傾斜地区については目視による点検を行っております。その中で12 か所程度は観察、要観察という形になっておりまして、今回の降雨中につきましても、その12 か所については途中で点検を行っているところです。

- ○4番沖園強議員 5か年計画で5か所は大体計画されていると、だけど12か所は要注意、要観察が必要だと。その12か所等について今後の計画というのは大体めどは立っているんですか。 ○松田誠建設課長 要観察の12か所につきましては、ほぼ、一部のり面を覆うことが終わっているところでございます。あと、全然工事が着工していないところもございますけども、今回、事業前が5か所ありますけれども、そのうち2か所につきましては要観察箇所で、あとにつきましてはそこよりも急ぐ公共施設があったり、そういうところをまず要望しているというところであります。
- ○4番沖園強議員 一遍に要望もできないんでしょうから、年次計画等なるものを策定していただきたいと要望しておきます。それと、山腹崩壊危険地区40か所を指定してございます。そのうち治山事業の完成は1か所のみであると、一部完成が31か所で8か所は未完成となっているんですけど、これらの地区においては災害の兆候はどうだったんですか。
- 〇小湊哲郎農政課参事 質問者がおっしゃるとおり、本市の山腹崩壊危険地区は40か所指定されておりますが、最近では、県において平成28年度に調査を行い、傾斜などの自然条件や人家戸数や公共施設等により危険度が区分分けされているところです。毎年、梅雨時期前に危険ランクの高い箇所の点検を行っておりますが、今年度は被害は確認されておりません。

なお、治山事業に対する地域からの要望については、被災した現地を確認し、治山事業での事

業化を県へ要望しているところです。

今後の対応につきましては、昨年度被災があり治山事業での対応を要望した下山地区及び田布 川地区において、県において事業実施されることとなっております。

〇4番沖園強議員 大体把握されているようで安心したところですが、今後とも事業計画を立て て取り組んでいただきたいと思います。

次に、地域防災計画で崩壊土砂流出危険地区に21か所を指定しているんですけど、治山事業の完成は1件の状況でございます。

土砂災害警戒区域が227か所指定されております。先ほどからいろいろ御答弁があるんですけど、土石流危険渓流はじめ危険箇所は指定したが改修状況がまだ道半ばといいますか、一遍にはできないという土砂災害の危険にさらされていると言えばちょっと言い過ぎかもしれませんが、そういった地区があると。やはり、地域防災計画の目的、災害予防の目的に沿った事業計画というのは冒頭指摘いたしましたけど、危険箇所の災害未然防止事業、そこが重要かなと私は思っております。

当然巡回、警戒等をやって住民に知らせる防災計画では必要なんですけど、その以前の未然に 防ぐ、そういった計画を今後とも年次的な計画を立てていただきたいということを申し上げてお きまして、市長に再度、この防災計画についての御認識をお伺いします。

〇前田祝成市長 ただいま建設課のほう、そして農政課のほうから答弁がありましたが、当然、様々な事業を行う上で予算のこと等もございますので優先順位というのが当然、必要になってきます。ただ、質問者がおっしゃられたようにですね、やはり防災に関しては未然のっていうところが非常にキーワードだと思っております。我々も実際、対策本部を立ち上げたときにもですね、常に何が起こるのかというところをしっかりと想定しながらやっていきます。

ただ、それはもう既に雨が降り出してからの話でございますので、その前の未然防止というところについては年次的にしっかりと計画を立てていく。そして、やはりこの近年の異常気象による大雨等が想定以上のものが発生しておりますので、その辺りも含めましてですね、常に見直しを図っていきたいというふうに思います。

○4番沖園強議員 今市長がおっしゃられたように、非常に重要なところだと思うんですよね。 それで、災害関係でもう一点、防災計画で知事管理の重要水防箇所指定基準なるものに基づい て、花渡川の右岸、左岸、中洲川の左岸と枕崎漁港海岸の4か所は重要水防箇所に指定されてお ります。そのほかに10か所が水防箇所として指定はされているんですけど、その中で立神本町、 前の田畑公民館と言えばいいのかな、そして平田潟、中洲川、建設課と農政課のほうに事業は分 かれているんですけど、5か所は排水設備、揚水機が常設されていると。

しかしですよ、花渡川の右岸、左岸、水流、山下地区は排水機がない、揚水機がない。当該地はこれまで水路等の改修はなされてきたんですよね、水流地区は調整池を造ったりしてなされてきた。そして、山下地区はやっぱり農政課の事業だったのかな、村づくり事業か何かで排水路は整備された。しかし、雨期になると毎年のように揚水機を建設業者からレンタルして対応していると。

そうすると、今年はたしか梅雨時期はそのレンタルをちょっと見受けなかったんですけど、8月の豪雨において、今度、ちょっと梅雨時期には私、認識がちょっと定かでありませんので、8月に長雨になってはじめてレンタルしたと。地域住民の要望があってレンタルしたはずです。どのような状況だったんですか。

○松田誠建設課長 まず、私のほうから水流地区について答弁いたします。

水流地区につきましては、8月豪雨で最大時間雨量67ミリを観測した8月17日の午前6時頃より断続的な降雨が続いたことから、花渡川の水位が氾濫危険水位に達し、また排水路の雨水もはけにくい状況となり調整池の水位も天端から30センチ程度まで上昇したことから、7時30分

から揚水ポンプ2台を稼働しております。その後、4時間程度の運転により調整池の水位が下がったところでポンプを停止しております。今回の豪雨で当地区の浸水被害はなかったところでございます。

なお、調整池が一部あふれたということで通報があったんですけれど、8月の豪雨においては、 調整池からの越流はなかったものの、水田からの排水口の高さ以上に、調整池水位が上がったこ とから水田の排水ができなくなり、一時冠水したものと考えております。

ポンプの設置要請としましては、最大時間雨量を記録しました8月17日の前日の設置要請となっております。

○原田博明農政課長 山下地区の排水路整備につきましては、先ほど質問者からありましたように平成9年から平成10年並びに平成15年にかけて2路線の排水路改修工事を実施しております。今回、山下地区の排水路につきましては、通常、豪雨時等において花渡川の水位が高くなった場合に、河川内の水位が地区内に逆流しないように招き扉を設置しています。このため、集落内の排水が河川に排水できないときは、地区内に滞水することを防ぐため、仮設の排水ポンプを設置し排水対策を取っているところです。

今回、梅雨前に1回配置をしております。梅雨が明けたものですから一応撤去をしておりまして、今回大雨が降るという警報がありましたので、また建設業者のほうに依頼して設置をしたところでございます。こういったことで、通常梅雨時期や台風時期においては、事前に2路線の排水口付近に発電機と水中ポンプを設置して対応しております。

今回の8月16日から18日にかけての大雨警報時には、排水作業ができるように職員が待機し作業に当たるように準備していました。8月17日午前6時頃に神浦橋の水位が氾濫危険水位を超えたため職員が出動し、河川の状況を見て6時50分にポンプを稼働し排水作業を行ったところです。状況が落ち着いた9時過ぎにポンプを停止し、作業を終了いたしました。その後の稼働はありません。

なお、今回の豪雨で山下地区の浸水被害はなかったところでございます。

- ○4番沖園強議員 市長と副市長にお伺いしようかな。今の農政課長、建設課長の現地の状況等の御答弁があったんですけど、現地を確認されたんですか、お二人は。
- **〇前田祝成市長** 山下地区も水流地区も現状のほうは私も分かっているところでですね、特に山下地区に関しましては、このポンプの排水作業に職員が当然出向かないといけないというところを考えますとですね、非常に職員の安全面のリスクも高いのではないかなというふうに認識しております。

実際、平成10年前後にやっていますけれども、やっぱり現場を見るとですね、非常にその老 朽化といいますか、そういう部分もございます。

ですので、その辺りの揚水ポンプの設置についてもですね、年次的なことになろうかと思いますけれども、そこについては専門のコンサルなりを入れて状況を把握した中でですね、どのような対応をすべきかというところについては、前向きに検討していきたいと思いますし、そのような指示を既に担当課には出しているところでございます。

- **〇小泉智資副市長** 災害対策本部会議においてポンプ場への職員の待機、それからポンプの稼働 については逐一報告を受けておりますので、災害対策本部内で情報の共有は図られております。
- ○4番沖園強議員 当然、情報の共有を図っていかなければいけない。そして、今市長が前向きに御答弁があったんですけど、先ほど農政課長の答弁でもあったように職員が張りついていると。非常に職員の負担ちゅうのかな、そういった物すごく大きいものがあると思うんですよ。そして、今回山下地区の場合、ポンプの排水ホースが短くて堤防を浸食したんですよね、こういったことがあってはならない。

ですから、今市長が御答弁なさったように早期に設置してほしいと、住民の不安がもうあるわ

けですから、堤防より低いんですから、両地区は。揚水機を早く設置できるように事業計画を立てていただきたいと。

大変ですよ、業者によっては、市の要請がないとレンタルのポンプを設置できないと漏らしておりますよ。当局としても住民の不安というものはもう十分認識されているからポンプを設置する、そして対応しているということですので、ぜひ前向きに早目に揚水機常設を検討していただきたい。

そうすると、その瀬戸口地区と桜馬場地区の場合、農政課の補助事業等があったんですけど、 水流、山下で揚水機を設置しようとした場合、どんな補助事業があるんですか。

- **〇松田誠建設課長** 今、外水位、河川の改修とかそういうのはたくさん事業があるんですけれど も、内水位排除については用途区域外でもあることですので、今のところどんな事業が一番いい のか、農政課、建設課併せてですね、今検討しているところでございます。
- **〇4番沖園強議員** 用途地域の指定等があって、どの事業が対象になるかということは検討ということなんですけど、何が一番早道なんですか。
- **〇松田誠建設課長** 事業化に何が一番早いかと言われたら、国の交付金等々を使用せずに市の単独で行うのが一番早いとは思います。
- ○4番沖園強議員 市の単独事業はさておいて、何か補助事業、やっぱり有利な補助事業を見つけるべきだと。昨日も市長等の答弁でもあったんですけど、今、ふるさと納税あるいは過疎債等で非常に将来負担比率も27.7%に好転してきたと。

私、将来負担比率の論議のときにいつも思いおったんですけど、将来への資本整備、投資ですよね、いわゆるそういった社会資本の投資というものは起債によって整備したりするんですけど、現役世代が将来の将来負担比率ばっかり気にしとると、将来の社会資本投資を現役世代が被っていかないといけないということもあると思うんですよ。

実際、こうして過疎債も対象地域になったし、非常に財政が好転してきています。その辺はき ちんとした財政計画の下に、対処すべきところは早く対処して、取り組んでいただきたいという ことを要望しておきます。

通告にあります避難所等は、後もって豊留議員も通告してございますので割愛させていただきます。

次に、同じ山下地区からの要望等を再三聞くんですが、招魂塚幼稚園跡を西鹿篭地区のコミュニティー施設等に整備してほしいと、兼ねて避難所にというような要望はずっと以前から聞いてきておるんですけど、どのような検討が今までなされてきたんですかね。

○佐藤祐司財政課長 私のほうから、寄附されるまでのこれまでの経緯というものをちょっと申 し上げていきたいと思います。

招魂塚幼稚園跡につきましては、土地、建物とも学校法人等からの寄附の申出を受け、平成 28年10月から普通財産として財政課財産管理係で管理をしております。

当該建物につきましては、寄附を受ける以前、平成24年6月から学校法人と地域公民館、市の三者で協定書を締結いたしまして、園舎を災害時における地域公民館の一時自主避難所として無償で使用できるようにしております。市が寄附を受けた後も同様に使用していくとともに、行く行くは地域に無償譲渡し、地域内にある招魂塚の慰霊碑を含め地域で管理していただく計画でありました。

その後、平成28年に市に寄附されたことに伴いまして、協定書は解除をされ、その後の一時 自主避難所としての使用について、担当課から地域公民館に意向を確認する文書を同年12月に 送付したところですが、回答はなく、使用しないまま数年が経過したというのがこれまでの経緯 でございます。

〇4番沖園強議員 寄附前は協定書等に基づいて無償で利用しよったと、今の答弁では平成28

年12月以降は地元から回答がないということですよね。

そうすっと、今後の幼稚園跡の普通財産と、今出た石碑等のああいう史跡、そういったものを 管理するにはどういった手法が一番市としてはよろしいんですか。

○佐藤祐司財政課長 建物を御覧いただきますと、現状では老朽化が非常に進んでおりまして、 建物に亀裂が入るなどの状況に加え、施設と擁壁との距離が近過ぎることを考えますと、今の建 物を改修するというのではなくて、早急に取壊しをする必要があるのではないかと考えておりま す。

〇4番沖園強議員 改修はしない方向性と、取り壊すということで、後はそうすると、今までは 無償で南方神社のほうが管理しているのかな、榊なんかこう石碑の前なんかに供えてあるんです けど。

今後、ああいった史跡は誰が管理していくんですか、そうなると。市が普通財産として管理していくんですか。

〇佐藤祐司財政課長 土地の中に招魂塚の碑があるということ、これについては従前から地域の 方々に管理をしていただいております。

今申し上げているのは建物についてでございまして、どうしても擁壁ぎりぎりに建っておりまして、一部沈下をして亀裂が入っているという状況も見受けられますので、建物についてはやはり早急に解体撤去をしたほうがよろしいかと思います。

土地につきましては、その碑の在り方、今後、地域の方に管理していただけるのかどうかというのは、また地域の方々に相談しなければいけないとは思いますが、碑のもともとの考え方からいたしまして、市が管理をするというのもいかがなものかと。これまでどおり地域の方々に管理をしていただいたほうがよろしいのではないかというふうに考えております。

〇4番沖園強議員 地域住民と行政との齟齬といいますか、考え方が若干食い違っている部分があるんでしょうけど、その辺も地域住民に十分理解してもらった上でですね、建築基準法に、ああいう崖の上に立っている構造物であるということで、今の御答弁で大体理解できたんですけど、地域住民とどういった話合いちゅうか、そういう打開策を見つけられるのか、さっき言った史跡の管理の在り方、そういったものも出てきますので、政教分離と言えばいいんですかね、そういった部分もありますので、十分地域住民との話合いを重ねていただきたいと思います。

時間もございますんで、お魚センターに移ります。

枕崎お魚センター、これ開設当初から枕崎市かつお公社、そして南薩地域地場産業振興センター、似たような施設を造ってどげんすっとやという市民の批判というか、そういう声が聞かれたんですけど、そしてまた運営が危惧されてきた。

しかしながら、歴代の市長、そしてまた我々議会においても、枕崎の観光の拠点であるという ことで、そういったものを認識した上で今まで存続というものをみんないろんな御意見あるんで すけど、取り組んできたと思うんですよね。

しかしながら、コロナの関係もあるんですけど、ここ近年の状況は、もう民間の企業なら完全な破産状況であると、破綻している状況である。このことはもう我々議会も、そしてまた皆さんも共通認識されていることなんですけど、これまでも私何回か市の政策として何とかこれを存続させるんであれば、市が増資すべきじゃないかと、第三セクター同士の合体というかそういったものは非常にいろんな難題はあるということもお聞きしておりますので、あれを存続させるんであれば増資しかないなと私はこう思っているんですが、市長はどうお考えですかね。

○鮫島寿文水産商工課長 お魚センターの経営状況につきましては、さきの6月議会で説明しましたとおり、新型コロナウイルスの感染症流行の影響による経営の打撃は大きく、休業や来館者数の急激な減少で売上げの大幅な落ち込みにより資金繰りが厳しくなったことから、県内でも多くの事業者が危機関連保証の融資制度を利用して資金を調達したように、お魚センターもその影

響がいつまで続くのか見えない中、資金繰りを安定させて事業を継続していくため令和2年6月 に危機関連保証制度を利用して借入れを行ったとのことです。

また、今期につきまして申し上げますと、令和3年4月から6月までの第1四半期の損益状況 につきましても、依然として新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて厳しい経営を強いられ ていることは認識しております。

こうした状況下、第三セクターへの支援策としましては、補助、貸付け、損失補償、出資などがございますが、お尋ねのお魚センターの再建に向けて、増資、出資ということにつきましては経営体質の補強になり、資本を増強することで財務の健全性を高め、問題の長期化に備える意味では効果的な経営策の選択肢の一つであると考えておりますが、このことは他の出資団体も含めて財政的支出を伴う課題でもありますので、まずは当該法人、お魚センターにおいてですね、増資を含めた経営再建策について協議を行い決定していただくものと考えております。

また、質問者もおっしゃいましたとおり、当該法人の設立に当たっては、市が積極的かつ主導的な役割を果たしてきたことから、現在の経営課題解決に向けた改善策につきましても、どのような支援が効果的なものかも含め、市としましても検討していかなければならないものと考えております。

- **〇4番沖園強議員** 市として考えていかなければならないと。そうすると、経営までは我々踏み込めないんですけど、市長としては、取締役会等でそのような意向というものは伝えたことがあるんですかね。
- **○前田祝成市長** ただいま水産商工課長のほうから答弁がありました。市としての、行政としての考え方ということを述べさせていただいたところでございます。

一方、経営という視点から判断すると、そこについてはですね、実際取締役会の中で増資という言葉を出して議論をしたというところまではまだ行っておりません、実際のところ。

増資の場合はですね、潜在成長率といいますか、どちらかというと潜在的な成長率を高めるっていうところが前提になるというふうに思っているところでございまして、現在のコロナ禍の不確実な状況の中で非常に難しい選択であろうというふうには思っております。

ただ、考え方として、既にもう法人としての体をですね、債務超過という形で出してないという部分もございますので、その辺りについては会社内での深い議論が必要であろうというふうに思っております。

ただ、もう少し時間が必要かなというふうにも思っております。現在のコロナ禍の状況等を踏まえてですね、時間が必要であるというふうに思っておりますので、その辺りについてはですね、最終的に今度は経営としての判断をせねばいけないというふうには思っております。

○4番沖園強議員 経営まで我々は言及できないんですけど、何かの糸口を何らかの形で見つけないといけないということはやはり経営者、ほかの団体とも協議をしていかなければいけないでしょうから、あれを存続させるつもりであれば、ぜひですね、早めにテーブルに着いていただきたいというふうに思います。

あと、もう時間の都合がありますので教育委員会には大変申し訳ないんですけど、割愛させていただきます。

○永野慶一郎議長 以上で、沖園強議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時34分 休憩 午前10時43分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、立石幸徳議員。

「立石幸徳議員 登壇〕

○9番立石幸徳議員 通告に従い一般質問をいたします。

鹿児島県においては、新型コロナウイルスの感染急拡大に歯止めがかからないとして、先月8月13日に警戒基準を最高レベル、ステージ4に初めて引き上げ、県独自の緊急事態宣言を発令しました。その後、8月17日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第3項に基づき、鹿児島県はまん延防止等重点措置の適用を受けることになり、8月20日から9月12日までを実施期間として定め、重点措置が集中的に実施されております。

重点措置の一つとして、県有施設などとともに本市公共施設の利用制限が行われております。 8月号のお知らせ版に、本市の公共施設等の火之神公園から市立図書館までの利用制限が掲載 されていますが、何を根拠に、どのような考え方で利用制限がなされているのか、お尋ねをいた します。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 鹿児島県は、令和3年8月13日に独自の緊急事態宣言を発令したことを踏ま え、県有施設の利用制限を行うこととし、県内各市町村へも県有施設の例を参考に利用制限を検 討するよう要請しています。

こういったことから、本市におきましても翌14日に新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、公共施設の所管課において対応方針を検討するよう指示を行い、各施設の対応方針を集約した後、最終的に対応を決定し、市ホームページ、お知らせ版で市民に周知したところです。その後、県にまん延防止等重点措置が適用されたことを受け、利用制限期間の延長を行ったところです。公共施設の利用制限の考え方の詳細につきましては、健康課長が説明いたします。

○西村祐一健康課長 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部が示しています新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づきまして、鹿児島県は独自の緊急事態宣言を発令した段階から、県民の日常生活や健康維持に配慮しつつ、不要不急の外出を抑制し、感染拡大防止を図る観点から、県有施設の利用制限を行うとともに、県内市町村へも県有施設の例を参考に利用制限を検討するように要請しています。

県からの要請を受けまして、市有施設の所管課で対応方針を検討した結果を集約した後、本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議で最終的に対応を決定いたしました。あわせまして、今後の各課の事業やイベントの実施の可否について検討をお願いしたところであります。その後、鹿児島県にまん延防止等重点措置が適用されたことを受けまして、その適用期間に合わせて市有施設についても利用制限の期間を延長しております。

利用制限の考え方につきましては、県と同様、基本的に既に予約されているものは感染防止対策を徹底した上で利用可能としまして、新規の予約については受け付けないものとしております。 火之神公園プールや台場公園海水プールにつきましては、マスクを着用せず、大声を出す場面が 想定されることから閉鎖としたところであります。また、各公園につきましては、散歩など通常 の利用につきましては、利用可能としております。

なお、本市は重点措置区域に指定されておらず、他の地域と比較しまして急激な感染拡大が見られていないといったことから、市有施設の開設時間の制限は行っていないところです。

○9番立石幸徳議員 個々のですね、公共施設の利用制限、これ膨大な時間が、一つ一つ上げていくとかかりますんでね、委員会のほうでできるだけ個々の施設の在り方はまたお尋ねをする機会があろうと思いますので、そっちのほうに譲りますけど。基本的にですね、今健康課長から言われた既に予約されているものは利用させたと。新しく予約するものについてはストップをかけると。

ただ、これは市民には見えないんですよね、予約されているのかどうかというのは。ですから、 市民から公共施設は使えないんじゃないのと、使えませんと言いながら、ちゃんと利用がなされ ているんじゃないかと、そういった苦情、お叱りの声、幾つかいただいております。 私も県のほうにですね、こういった際の公共施設の利用制限はどうなっているのかということで聞きましたところ、8月17日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長が各都道府県知事に出された基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に関わる留意事項、この書類が国から来ていると。これに基づいて県もいろいろ施設の在り方を検討して、また各市町村も県に倣っていると、こういう説明です。

ただ、こういういろんな背景もこれまた市民は分からない。ですから、市民にできるだけですね、分かりやすく、こういった公共施設ですので、利用というものの在り方については、今後は慎重な上にも慎重に細かい説明をしていただきたいとお願いしときます。

次に、コロナの関係で自宅待機コロナ患者、これが今大きな問題になっているんじゃないかと思うんですね。本市にも大体8月末の本市の感染状況の中で説明がありますと、自宅待機という感染者が結構ございました。しかし、よくよく考えてみれば、ウイルス患者がですよ、自宅にいるということは、私は大変なことだと思うんですね。

なぜこういう事態になったのか、大きく言えば医療崩壊ということなんでしょうけれども、本 市では現時点でですよ、自宅待機というのは自宅療養をしている人も含めてですね、何名おられ るのか、ピーク時は県内では1,200名ぐらいという、大体ピーク時からは下がってきています。

でもこれもある意味で、恣意的な、ステージ4をステージ3に下げるための操作であるというような言い方をする人もおりますが、まず具体的に、本市の現時点での自宅待機あるいは自宅療養者、何名おられるんでしょうか、お尋ねをいたします。

〇西村祐一健康課長 ただいま質問者からありました本市における自宅待機者、自宅療養者につきましては、こちらで把握している限りでは2世帯7名ということになっております。

〇9番立石幸徳議員 健康課長が非常に意味のありそうに、こちらが把握している限りではと、何か変な形容詞がついているんですけどね。これ数日前の全国紙でですね、大きなキャンペーンで取り上げておりましたよ。それは何かというと、各都道府県がそれぞれの市町村に情報提供がなされていないと、全国レベルでいうと34の都道府県、鹿児島県も入れてですね。

各県の保健所、政令市、中核市はもちろん保健所を持っていますけどね、南薩みたいに枕崎みたいにですよ、それぞれの市町村が保健所を持っていないところが南薩振興局の保健所から情報提供がない。私も保健所に聞きましたよ。これ自宅療養者にどういう対応をしているんですかと。健康観察をするために電話をしきりに入れていますと。今日はどうですか、体調どうですか。今朝の新聞では埼玉県で自宅療養者が死んだと。健康観察の連絡もいってないというちょっとした記事もございましたけどね。

本市としては自宅療養者、自宅待機者がどこにいるかっちゅうのは分かっているんですか。

○西村祐一健康課長 ただいまの質問者の質問につきまして、本市で把握しているかということでございますが、こちらにつきましては、保健所からの情報提供が限られているものですから、言えば一般に記者発表される内容でしか本市にも情報が来ませんので、具体的には把握していないところです。

〇9番立石幸徳議員 私は大変なことじゃないかと思うんですね。このことをですね、私がいろいろ自分なりに調査してみますと、大きな壁としてですね、個人情報の保護条例そういうことを言うのは、教えるのは個人情報に関わりますと、だから言いませんちゅうんですね。

しかし、専門家はですよ、個人情報保護条例に関してですね、個人の生命や身体、財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないときは、例外的に、例外的にですよ、個人情報を外部に提供できると学識経験者がちゃんと個人情報の専門家が言っているんですよ。

何でその自宅待機者が市内のどこにいるかっちゅうこの問題を、また私は加世田の保健所に聞きました。いやそれは今度は本人がですね、いや私はコロナですから、いろんなほかの人と折衝というかお会いすることはできないと言うか、いろんな問題が出てきているわけですよ。

それで、全国紙が取り上げているのは、都会の保健所のない市町村が都道府県に掛け合ってちゃんとその最低でも私たちのまちのどこどこに今、自宅待機者がいるというその情報だけは提供をしてくれと。その市長はこそっとですね、県に掛け合っていましたよ。

私は当然のことだと思うんですけどね。自分たちのまちに自宅待機者がいるという情報はあるのに、どこに住んでいるのか分からない。それは、一般市民が知る必要はないと思いますけどね。 最低でも行政当局は分かっていないといろいろ問題があるんじゃないですか。

それと、保健所の説明ではこの自宅待機者にはですね、専門的にいわゆる自宅でできる血中酸素濃度測定器、いわゆるパルスオキシメーターこれも配るようになっています。そういうことを言うんですけど、この自宅待機者に今現在どういう対応がなされているのか、その辺について説明をいただきたいと思います。

○西村祐一健康課長 新型インフルエンザ等対策行動計画におきまして、県は新型インフルエンザ等対策特別措置法並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担っておりまして、政府対策本部の定める基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められています。

また、市町村や関係機関との緊密な連携を図り、県の区域におきまして市町村や関係機関等が実施する対策を総合的に調整、推進することとしております。

入院調整等や積極的疫学調査、健康観察につきましては、管内の保健所が担っておりまして、 自宅待機中の新型コロナ感染症患者への対策につきましても保健所が対応している状況です。

自宅待機者につきましては、保健所が健康観察を行う目的で、先ほど質問者からもありましたが、電話連絡を必ず1日に1回は行うなど対応しているとのことです。

また、健康観察によりまして容体の悪化が判明した場合は、医療機関への入院の調整を行って おります。

本市の自宅待機者への対応につきましては、新型コロナウイルスの感染者が発生した場合、保健所から氏名や住所など個人を特定できる情報の提供がないことや、現状では基本的に保健所が対応することなどから市単独で自宅待機者への対応は行っておりませんが、保健所からの要請がありましたら必要な支援を行うことになろうかと思います。

また、先ほどパルスオキシメーターの配付状況についてなんですが、私が保健所に確認したところ、まだ配付は行っていないとのことでした。

〇9番立石幸徳議員 聞きようによってはですね、全部県がやるから、はっきり言って市町村は もうそういうことはノータッチで構わんのですよみたいな聞こえがするんですね。

私はこんな重大なことはですね、例えば群馬県、これは群馬県内の県内33市町村とこの情報 提供の件で県と覚書を結んでいるんですよ。

やっぱり私はそういうことは積極的にやっていかないと、このコロナ終息っちゅうのは期待できない。これはもう要望しておきます。

それから、これからですね、ワクチン接種も3回目、65歳以上、年明けにワクチン大臣の河野太郎さんがもう既にこれはメディアを通じてですね、年明けに3回目をやると発言しております。それから10歳以下のコロナ患者も出ている。そういう意味で、12歳以下も今後ワクチンというのをどうするか。それから一番深刻なニュースであるその妊婦に対してのワクチン接種、こういう私は非常に複雑なですね、今度のこのコロナ対策っちゅうのも出てくると思うんですが、私、このコロナが発生してから、本市の対策本部に専門家である医者を対策本部の本部員として入れてくださいと。これいまだに実現していませんけどね。ますます私はその専門家の対応というのは必要だと思うんですよ。

なぜかって、先般行われた横浜市長選挙、いろいろあったけど、医者である方が市長になりま したよ。だからその辺も検討していただきたいと、再度お願いしときます。 時間の関係で次に、社協の関係なんですけど、現在、今枕崎市の社協の職員、事務職員ですね、 何名おられるんですかね。

〇山口英雄福祉課長 社会福祉協議会の事務担当職員でございますけれども、正職員が2名、それから臨時職員が2名というふうに把握しております。

〇9番立石幸徳議員 そこでですね、今、社会福祉協議会も非常にこのコロナ対策で重要な役割をしているわけなんですね。

これはこれまでの議会でもそうでしたけど、最新では去る7月5日に臨時会があって、そのときにはこれまでの生活資金の貸付けに限らず、初めて国が困窮者に給付すると、最大30万円をですね。これが生活困窮者自立支援金、7月5日の議案でした。

これまで、昨年の3月からこのコロナ対策として特例貸付制度が始まってですね、一時金の緊急小口資金あるいは3か月間を貸し出す総合支援資金、こういったものがあったんですけど、もう上限まで借りてこれ以上は借りられない。そして、借りてきた人は、今度は来年度からの返済が始まってくる。

そこで国は、この貸付金の償還時においても、返済のときにおいてもですね、なお所得の減少が続くときには住民税非課税世帯の償還、返済を免除、返済しなくてよいということを決定をしております。こういったことはですね、社協を通じてまた申請せんといかんのですよ。この状況について簡潔に説明をいただきたいと思います。

〇山口英雄福祉課長 社協が窓口となって行っております緊急小口資金等の特例貸付けの関係のお尋ねでございますけれども、あくまで貸付金ですので、基本的にはいずれの特例貸付けも無利子、保証人は不要なんですけれども、償還方法につきましては、緊急小口資金は据置期間が1年以内、償還期限が2年以内となっておりまして、総合支援資金につきましては、据置期間が1年以内、償還期限は10年以内というふうになっております。ただ、償還時において、今質問者が言われたとおり、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の方につきましては償還免除するというふうにされております。

なお、償還免除につきましては、資金種類ごとにされる、つまり緊急小口資金それから総合支援資金の初回貸付け分、総合支援資金の延長貸付け分、総合支援資金の再貸付け分、この資金種類ごとに一括して行うことというふうにされておりまして、緊急小口資金と総合支援資金の初回貸付け分につきましては令和3年度または令和4年度が非課税の場合、それから総合支援資金の延長貸付け分につきましては令和5年度が非課税の場合、それから総合支援資金の再貸付け分につきましては令和6年度が非課税の場合、償還免除というふうになっているところでございます。〇9番立石幸徳議員 私がこの部分で申し上げたいのはですね、こういう大事な取組をやはり対象者の方が知らないっちゅうことは私は非常にですね、大変なことだと思うんですよ。ですから、社協を中心にですね、やはりこの辺のお知らせといいましょうか、しっかりとやって、大変なコロナのですね、生活困窮をやっぱり救済していただく。

ですから、あと2項目ありますけれども、まとめて聞きます。

今、本市の社協がですね、実施している訪問介護事業、これは本年度令和3年度いっぱいでも う廃止すると、やめるということを聞いているんですが、この事業を利用されている方は大体 30名ぐらいなんでしょうか。今後の対応をどうしていくのか、なぜ廃止することになったのか ですね、利用者の方が路頭に迷わないようにこの辺の本市の立場を聞いておきます。

それから、次の福祉給食サービス、これも当初、福祉給食がスタートしてから、今非常に利用 者が少なくなっている。配食数はですよ、ピーク時の半分ぐらいになっているんじゃないかと。

その実態とですね、一番聞きたいのは、いろんな意味でこの社協のやらなきゃならない事業あるいはこの福祉の一翼を担った社協のですね、体制が本当にしっかりしているのかと。社協の体制強化をですね、やらなければならないと思うんですが、その辺をどのように考えているのか、

これもできるだけ簡潔にお答えいただきたいと思います。

〇堂園力郎地域包括ケア推進課長 ただいまの御質問の前段の部分の訪問介護事業について説明させていただきます。

現在、訪問介護事業は、在宅で生活していくために支援が必要な高齢者等の食事や入浴、排せつなどの際に介助をするいわゆる身体介護と、食事の準備や洗濯、掃除などの生活援助サービスがあり、ホームヘルパーが利用者の自宅に出向いて行う介護保険サービス事業で、本市には現在3か所の訪問介護事業所があります。

社会福祉協議会からは、本年3月初めに事務局より事業収支の赤字を理由に事業所を廃止する旨の連絡があったことから、サービスを利用している高齢者について影響が大きいため改めて社会福祉協議会との話合いを持ちました。ただ、事業収入の減少や今後介護人材の確保は厳しいことが予想されるため、廃止の方針は変わらないとして、5月に会長名で令和4年3月末日をもって事業所を廃止する旨の通知が市へ送られてきたところです。

介護保険法では、指定訪問介護事業を廃止する場合、県知事に対して廃止する一月前までに廃止年月日と廃止理由、そして利用者の調整をどのように図ったかを記載し、廃止届を出さなければならないとされていますが、現在サービスを利用している方の最終的な調整については、高齢者を担当する介護支援専門員、いわゆるケアマネが調整していかなければならないため、本市の地域包括支援センターでは、社協をはじめ居宅支援事業所と訪問介護事業所に集まっていただき、サービス利用の引継ぎについて情報を共有し、調整を図ったところです。

5月時点での利用者が31名で、現在社協のサービスを利用している方は15名ですので、約半分の調整が終わったことになりますが、今後もサービスを必要とする利用者に影響が出ないよう関係機関と連携してまいります。

〇山口英雄福祉課長 私のほうからは、福祉給食サービスについて2点ほどお尋ねがありました ので、そちらのほうについてお答えいたします。

まず、福祉給食サービスの利用状況についてですけれども、民間の宅配事業の影響等もございまして、令和2年度の配食数は7万8,124食となっております。これは今質問者が言われたとおり、平成14年度が14万3,000食程度ございましたので、約半分近くまで利用者が落ちているということでございますけれども、その原因といたしましては、食事がおいしくないというか、味が薄いという声がございますけれども、こういった御意見につきましてはですね、福祉給食は食を通じた健康増進とか安否確認、そういったものも目的としておりまして、塩分の摂取を控えていただくための減塩食をしております。

それから、配達時に安否確認などそういったことも行っておりますので、こういった意味合い があるということを利用者のほうに御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、2点目の社会福祉協議会の体制強化ということでございますけれども、社会福祉協議会につきましては、社会福祉法第109条第1項に規定されておりますけれども、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施その他の事業により地域福祉の推進を図ることを目的とする団体でございまして、当該区域内の社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものというふうにされております。

そういったことで、民間が母体の団体であるというふうにはなりますけれども、社会福祉協議会は行政とともに地域福祉の推進の中核を担う組織でございますので、行政のほうが社協の体制強化ということについて直接、言及はなかなかしにくいものがありますけれども、行政と社協が地域福祉の両輪を担うということで、それぞれの役割を適切に果たせるよう、さらなる連携に努めてまいりたいというふうに考えております。

〇9番立石幸徳議員 今、福祉課長の決意も聞かせてもらいましたのでね。本当にこれから社協、 大事な役割をしていただかなければならない。もうそれは分かりきったことですけれども、実際 現場でどうするのかと。大変でしょうけど、これは本当に市民のため、福祉のため、しっかりした体制をつくっていただきたいと思います。

次に、教育の関係でですね、2項目出しているんですが、時間配分の関係で、先に学校給食費のですね、無償化の件を質問させていただきたいんです。

我が国の義務教育制度においてですよ、学校給食費を徴収している学校と給食費が無料になっている学校、これがあるわけですね。一応、その数としては開きがありますけどね。このことをどう考え、どのようにあるべきか、整理させていただきたい。

といいますのも、今ですね、政府は子供関連の施策を束ねる「こども庁」これを来年度2022 年度中に創設するため動き出しております。

既にこのための検討チームが7月に発足しておりまして、総合調整機能を持つこども庁を創設して、担当の閣僚を置く、大臣を置くんですね。子供関連予算を思い切って増額する。こういったことが出てきているんです。

また、政権与党の公明党の竹内政務調査会長はですね、8月19日付日本経済新聞「政策を聞く」という記事におきまして、こども庁は組織いじりではない。具体的な政策を一つ一つ講じていく必要性を述べて、その政策として小中学生の給食費の完全無料化、このことをきっちりと全国紙の日本経済新聞に与党政務調査会長が記事として書いております。

そういうことで、状況がいろいろ変化し、子育ての政策が今後充実していく方向性を私自身が感じているんですけれども、まず本市としてはこの学校給食費っていうのはどのようにあるべきだと。これまでのいろんな議会での論議もありましたけど、こういった状況を受けてですね、改めて本市の給食費への見解を聞いておきます。

○宮原司給食センター所長 学校給食法は、その目的を学校給食が児童及び生徒の心身の健全な 発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上 で、重要な役割を果たすものであるとうたっております。

学校給食の目的として、食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うことなど、7つの目標が達成されるよう努めなければならないとされております。

子供たちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、何よりも食が重要であり、子供たちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体を培い豊かな人間性を育んでいく基礎となるものであり、その基本は、家庭が重要な役割を有していると考えております。

また、教育においても食育の重要性を十分自覚し、積極的に子供の食育の推進に関する活動に 取り組むこととしなければならないと考えております。学校における食育の中心をなす学校給食 は、重要な位置を示していると考えております。

学校給食に係る経費につきましては、これまでも答弁しておりますとおり、学校給食法第11条の規定では、「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は、学校の設置者の負担とし、経費以外の学校給食に関する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする」と定められております。

その一方で、近年、県内の自治体の中では、学校給食費の無償化や生活困窮家庭の児童生徒に対する様々な取組がマスコミ等で報じられております。

本市におきましても、令和元年度から学校給食費の負担軽減策として、就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の対象となる世帯に対し、学校給食費助成の支給割合を80%から100%に引き上げたところです。

本市といたしましては、学校給食法第11条の規定に基づき、学校給食の実施に必要な施設及び設備に関する経費並びに学校給食の運営に要する経費は学校の設置者の負担とし、経費以外の

学校給食に要する経費は学校給食を受ける児童生徒の保護者が負担するものと考えております。

○9番立石幸徳議員 最後に、給食センター所長のほうから学校給食法という法律を引き合いにいるいろ見解をいただいたんですけど、この日本の法律の総元締め、日本国憲法ですね、その憲法の中で第26条教育を受ける権利、教育の義務という規定があるわけですね。

1番目が、すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2番目が、すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。

この規定がですね、かつて訴訟になったわけであります。この憲法第26条の最後の義務教育は、これを無償とすると定めてあるのに、何で教科書代を取るのかと。教科書の費用を請求した訴訟が発生しまして、この判決が昭和39年2月26日に出ております。

その判決は、義務教育はこれを無償とするという意義は、この義務教育の無償の範囲は授業料の無償ですよという判例なんですね。じゃあその後、なぜ教科書が無償化してきたのか、教科書のほうがですよ。この点についてはどのように整理されておられますかね。

〇宮原司給食センター所長 憲法第26条にすべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とすると規定されております。

昭和39年2月26日の「義務教育費負担請求事件」最高裁判所判決では、憲法第26条第2項の 義務教育はこれを無償とするという意義は、国が義務教育を提供するにつき有償としないこと、 教育提供に対する対価とは、授業料を意味するものと認められるから、同条項の無償とは授業料 不徴収の意味と解するのが相当である。憲法の義務教育は無償とするとの規定は、授業料の他に 教科書、学用品、その他の教育に必要な一切の費用まで無償としなければならないことを定めた ものと解することはできないとされています。

このことに対して、教育基本法第5条には、国民は、その保護する子に普通教育を受けさせる 義務を負う、第4項では国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業 料は、これを徴収しないと規定されています。

これらのことから、憲法第26条に規定する義務教育の無償とは、授業料を徴収しないことと 理解しております。

〇丸山屋敏教育長 御質問の、なぜ義務教育の教科書無償化なのかということについて答弁いた します。

これにつきましてはですね、学校教育法の第34条第1項、ここに、これ小学校の例ですけど、 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する 教科用図書を使用しなければならないというふうに位置づけてあるんですね。

そのことからですね、学校で教科書がないというのはおかしいんじゃないかという議論が出ま して、当時の政権のほうでこの教科書無償給与法というのを定めたものでありまして、そのこと が教科書の無償給与につながっていくのであります。

〇9番立石幸徳議員 教育長の説明は本当に参考になりましたけど、実は今現在、令和3年度のですね、文科省の予算、あそこに文科省予算が全て載っていますけれども、この中に約463億3,000万円この予算が義務教育教科書購入費、つまり日本全国の児童生徒が使用する教科書を国が無償で給与するための経費約463億円です。

そして、この教科書無償化予算の要旨ですね、要旨のところにきっちり書かれているのが、な ぜ教科書を無償化するかという要旨ですよ。ここは憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神を、 精神ですね、心、これを広く実現するものとして取り組みますというんですよ。

判例は確かに授業料だけが無償なんだという意味。しかし、今の文科省予算は教科書について

は、第26条の義務教育無償の精神を広く実現すると。ですから、第26条のいろんな考え方が広がってきているわけですよ。

そうしますと当然ですね、私は学校給食費についても同様の考え方が適用されても何もおかしくない。

今、仮にですね、全国の小中学校の学校給食費を無償化するとすれば、どの程度の予算が必要になってくるのか。このことについては、本市の教育委員会では何か試算というかこの程度のもんだろうというようなものは持ち合わせているんですかね。

○宮原司給食センター所長 全国の学校給食費を無償とした場合の試算という額は持ち合わせておりません。本市の学校給食費を無償とした場合の試算額でございますが、その場合は、令和3年5月現在の児童生徒数で計算した場合に、市内小学校の児童数は859人で、1人当たりの学校給食費は年間4万4,000円ですので、全体では3,779万6,000円となります。中学校の生徒数は465人で、1人当たりの学校給食費は年間5万1,700円となりますので、全体では2,404万0,500円となります。

本市で児童生徒全員の学校給食費を無償化した場合は、単年度で約6,183万円の財政負担が必要となると考えております。

○9番立石幸徳議員 本市の負担についてはですね、また後もって関連の質問をしますけど、まず全国のですね、これ全国一斉に文科省が取り組むとしたらですよ、幾ら給食をただにするには予算が要るんですかと文科省に聞きましたよ、学校給食係。

今、給食センター所長が言ったように、いや文科省としてもそういう試算をしておりませんと、 当然、やっていないわけですからね。ただ、それを何とか試算をしてくださいませんかと私はも う一回お願いしました。1週間ぐらい時間をおいて、あくまでも推計ですけどという形で連絡を いただきました。

日本全国の学校給食費の小学生、平均で年額4万7,800円、これは11か月分ですね、夏休みを除いて。日本全国に児童数約635万人。これが小学生の部分ですね、これを掛け算をすると約3,035億円。中学生は給食費年額5万4,000円、生徒数が250万人ということで1,350億円。これで4,385億円なんですね。

ただですね、ここで気をつけなきゃならないのは、先ほど教育委員会の給食センター所長が言われた就学援助の関係ですね。これ、総務省の関係なんですが、これも就学援助費、学校給食費に幾らぐらい出ているんですかと。これもややこしい計算があるけど、おおよそ1,000億円と見たらいいですよ。だから、4,300億円から1,000億円はもう既に出ているわけです、就学援助で。だから、私は3,000億円ぐらい、今後、生徒児童数っちゅうのは少子化で減っていきますので、今、日本全国学校給食を無償ということで文科省が予算を必要とするのは約3,000億円と見ればいいと思うんですね。その3,000億円はそう私は絶望的な予算でも何でもない、そんな気がするんですよ。

そして、給食センター所長がさっき言った就学援助の関係ですね。

枕崎の給食費を無償化すると6,180万と言いますけど、既に就学援助費でこの決算書が出ているから、令和2年度を取上げますね。小学校で約640万円、中学校で410万円、1,000万円は就学援助費のほうで給食費にはもう充当されているわけですよ。あと必要な額っつったら5,000万円に減ってくるわけです。

そういうことでですね、この給食費の最後にしますけど、今、日本全国においてですよ、義務 教育は無償とするというこの憲法の定めの下にですね、教育に関わる経費を等しくあるべき姿に するというのは当然のことだと思います。

地域によって、学校給食費が必要なところとないところがある。あるいは同じ学校でもですよ、 就学援助と表現はおかしいけれども、無料で食べる子と家庭が支払っている子、住む地域によっ て違ったり、同じ学校内においても収入によって給食費を払う人と、援助の下に無料で食事をする、こういったことは教育上も好ましくない。

ですから、このこども庁ができることをきっかけにですね、小中学生の学校給食完全無料化、 衆議院の総選挙を目前にして、いろんな国政の動きもあろうかと思います。

今こそですね、行政あるいは保護者を中心にしたPTAの皆さん、あるいはこの教育に熱意を 持たれる方がですね、私は学校給食費無料化の声を上げるべきじゃないかと思うんですけど、こ の件について最後に見解を聞いておきます。

〇丸山屋敏教育長 給食費の無償化についてですね、2つの考え方がありまして、今、憲法第26条に沿って義務教育は無償だということでやるのか、あるいは今、給食を無償化して地域おこし、まちおこしでやっている。それでやるのかですね、そこのところの違いをはっきりしなきゃいけないと思います。

あわせて、今、給食費なのかと言われればですね、私は教育委員会の教育長としては、これから児童生徒の小学校の教科担任制、それから文科省は中学校も35人学級をするという、当初予定でしたけれども、財務省からそれはなりませんよと、当面、小学校でやっていただきたい。中学校はありませんよという回答をもらっているんですね。

そういうことを考えると、今給食費なのかというとですね、私はそれよりも教職員の定数を確保して、きちんと先生方を送っていただく、そのことが最初だというふうに思っております。

〇9番立石幸徳議員 私、教育長が言われたことは極めて大事なことだと思うんですけど、別に 学校給食費を無償化することと完全に両立することじゃないかと思うんですよ。

政権与党の政務調査会長、政策をつくる会長がですよ、もう既に完全無料化、これを打ち出しているわけですからね。

私たちはそういう立場で、今後、枕崎市あるいは地方からですね、いろんな声を上げていただきたいと重ねて要望をしておきます。

もう一点、教育長も触れられました来年度からの小学校高学年の教科担任制ですね。昨年度から小学校においては思考力や表現力を重視した新学習指導要領が始まっているところなんですが、 5年生、6年生の高学年で英語が正式な教科になっております。

こういったことを背景にですね、今年の1月中央教育審議会は答申で2022年度から英語、理科、算数について、さらにその後、文科省の有識者会議、ここで体育についても追加されまして、4科目の教科担任制を導入することとなっているようなんですが、本市の対応ですね、もう既に8月末に文科省も概算要求を出しておりますが、この辺についてできるだけ簡潔に教えていただきたいと思います。

〇中村克己学校教育課長 議員がおっしゃるとおり、小学校の高学年における教科担任制の導入 につきましては、2021年1月に取りまとめられました中央教育審議会「令和の日本型学校教育」 の構築を目指してに明記されているものでございます。

現段階におきましては、対象となる教科は理科、算数、外国語、体育が上げられているところでございます。

教科担任制の狙いにつきましては4つ上げられております。

1つ目は、学力の向上、2つ目は、教科、教師の持ちコマ数を軽減した教師の負担軽減を図ること、3つ目には、学級担任や専科教員などの複数の教師による多面的な児童理解を図ること、そして大事な4つ目には、小学校から中学校への円滑な接続により中1ギャップの解消を図ることなどが上げられております。

本県では、小学校高学年における教科担任制を本格的に導入している学校はございませんが、 学校によっては、理科や音楽などで専科教員による授業を行ったり、英語科の免許を持った中学 校の教員が小学校で授業を行うよう配置したりするなど運用上の工夫を行っているところでござ います。

次年度以降、教科担任を導入するに当たり、文科省や県では予算の確保と人員の確保、配置が 懸案となっていると聞いております。つまり、教科担任となる算数や理科や外国語や体育の教員 を新たに加配教員として配置するための予算が確保できるのか、また、これらの教科を専門にす る教員を確保、配置できるのかということが大きな課題でございます。

本市としましては、新たな教育施策となる小学校教科担任制の導入について国や県の動向を注 意深く見守り、対応してまいりたいと考えておるところでございます。

〇9番立石幸徳議員 最後に、あまり時間は残っていませんけど下水道の関係ですね、通告して ございました。

下水道が特別会計から公営企業会計になりまして、いろんなメリットがたくさんいわれていたんです。時間の関係もありますので、端的にメリットの関係ではですね、この公営企業法適用によって消費税がですね、非常に有利になるっちゅうこの部分は、2年度決算ではどうなったのか。それから今後、下水道使用料改定も視野に入れているみたいなんですけれども、今度の決算を受けて、監査委員会のほうの報告の中に2年度の下水道使用料単価が169円91銭ですね、それから汚水処理原価が191円21銭、つまり、原価のほうが高いわけですね。この差が21円30銭ある。これを公費でもってっていいましょうか、負担をしている。

次の使用料改定をやっぱり一応、令和5年度ですか、改定としては15%を改定するというような考えをお持ちみたいですけれども、少なくともこの使用料単価はやっぱり原価に合わすという説明をいろんな関係の人に市民にもですね、説明していただいて、原価より安い使用料を皆さんは、受益者負担として払っているというここのところは大事だと思うんですけど、それも含めてですね、担当のほうの説明を聞いておきたいと思います。

○永江隆水道課長 まず、今回の決算において特別会計から企業会計になったことによる最大の メリットといいますか、数字に出てくるメリットとして消費税の節税がございます。

水道課のほうで試算いたしましたところ、今年度の決算において節税効果が286万円の効果が あったというふうに把握しているところでございます。

次に、下水道使用料の改定の件でございますが、議員がおっしゃるように2年度の決算で経費 回収率が88.9%ということにとどまっております。現使用料で下水道事業を維持していくには、 大変困難な状況であるということが言え、経費回収率100%とするには令和2年度の決算上で 3,097万円程度の増収が必要とされております。

これは現使用料の12.5%程度の上乗せに相当することとなり、昨年度策定いたしました経営 戦略の収支計画では、資金不足が非常に懸念される令和5年度に改定率15%を仮定いたしまして、策定をさせていただいております。

ただ、改定の実施時期及び改定率のことでございますが、現在のコロナ禍の状況下において水産加工場あるいは飲食店等をはじめ悪化している景況感を考慮いたしますと、早急な使用料改定は現在まだ困難と判断しており、景気動向の状況を見守りつつ、改定に向けた準備については粛々と進めていきたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、下水道事業の経営状況上、使用料改定は避けて通ることはできないため、昨年度策定いたしました経営戦略の収支計画を基本として、改定率及び実施時期について関係部署及び外郭団体でございます公共下水道事業審議会等とも協議を行いながら準備に努めていきたいと考えております。

○永野慶一郎議長 以上で、立石幸徳議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後1時9分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、豊留榮子議員。

「豊留榮子議員 登壇]

○8番豊留榮子議員 私は自治体のデジタル化について質問してまいります。

デジタル関連法案が5月の国会で成立しました。この関連法案には6つの法案があります。

1 デジタル社会形成基本法案、2 デジタル庁設置法案、3 デジタル社会形成整備法案、4 公的給付支給預貯金口座登録法案、5 預貯金口座マイナンバー管理法案、6 自治体情報システム標準化法案という6 つの法案の審議に対して、日本共産党はプライバシーの侵害、地方自治への侵害、国民生活への影響、そして官民癒着の問題があるとして反対をしました。

この6法案が自治体や市民にどのような影響があるのか、お聞きしていきます。

まず1番目に、菅政権はデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針を示し、行政のデジタル 化を進め、システムの標準化、官民の情報連携、マイナンバー制度の活用などを行おうとしてい るようですが、市はこれに対してどのように受け止めているのか、お聞きします。

「前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 国は、我が国のIT戦略について定めたIT基本法を廃止するとともにその内容を見直し、いわゆるデジタル社会の形成が国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展をはじめとする課題解決を図る上で極めて重要であることに鑑み、我が国の経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するため、デジタル社会の形成に係る基本理念、施策の策定に係る基本方針、国・地方公共団体及び事業者の責務などについて定めたデジタル社会形成基本法を制定しました。同法は本年9月1日から施行されております。

また、デジタル社会の形成に関し、行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを目的として、 同じく9月にデジタル庁を設置しております。

一方、国はデジタル社会の形成を地方自治体が担っていくために、各自治体に対しDX(デジタルトランスフォーメーション)推進体制の構築を求めて、その重点項目として自治体のシステム標準化、マイナンバーカード普及促進、行政手続のオンライン化などが挙げられているところでございます。

デジタル社会の形成に向けた基本理念としては、全ての国民が情報通信技術の恩恵を享受できる社会、地理的、年齢的、身体的、経済的な条件や状況に左右されない機会の格差是正、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活と活力ある地域社会の実現などが掲げられておりますが、行政デジタル化の推進による最大の効果は、従来の窓口での対応に加え、オンラインでの申請など、行政手続手段の多様化が図られ事務処理が効率化されることで、住民一人一人のニーズに合ったサービスを迅速に提供できるようになる点であると考えております。

今後、一層の住民サービス向上を図る観点から、国の進めるデジタル改革の動向を見極めながら、本市としましてもDX推進体制の構築を図っていきたいと考えております。

- ○8番豊留榮子議員 デジタル化そのものは利便性も高いことだとは思うんですね。ですけれども、デジタル化1本になってしまうと、経済的にですね、通信端末を持てない住民の方や高齢者、障害者などデジタルに対応できない住民への対応はどのようにされていくのか、お聞きいたします。
- **〇堂原耕一企画調整課長** 国はデジタル社会の形成を目指すために、地理的、年齢的、身体的、 経済的な条件や状況に左右されない機会の格差是正により、全ての国民が公平、安心、有用な情報にアクセスする環境の整備を図るものとし、また基本原則の一つとして、誰一人取り残さない

国民全体に浸透するデジタル社会の達成を掲げているところでございます。

また、私どもといたしましても、真のデジタル化を推進するためには、住民に寄り添った支援 というものが必要であり、デジタル化によって振り落とされる住民の方々が生じないように努め なければならないと考えております。

本市において、デジタル社会を構築する上で一つの重要な要素になってくると思われる光回線の通信網の整備状況につきましては、平成31年3月末現在の県の調査によれば、限りなく100%に近い99.94%の世帯がカバーされているということになっております。その意味では物理的に情報通信ネットワークから漏れる、こぼれる住民の方々はほぼいないものと考えております。

ただ、質問者が御心配されていらっしゃるとおり、例えば情報機器の購入自体やその取扱いが 困難であるなど、個々の様々な事情によりデジタル化への対応が困難な住民の方々もいらっしゃ るかと思います。

市といたしましては、そういったデジタル化に対応が困難な方々には従来どおりの対応も併せて丁寧に行いながら、行政手続に要する時間の短縮などデジタル活用によって受けられるメリットを分かりやすくお伝えしつつ、メリット、恩恵を実感していただきながら、住民の皆様へデジタル化を浸透させていきたいと考えております。

それに当たっては民間事業者などとも連携をし、特に例えば高齢者を対象とした情報機器の取扱いに関する教室の開催であったりとか、あとは経済的な理由などで必要な機器が所有できない方に対する対応などについても、今後研究してまいりたいと思っております。

〇8番豊留榮子議員 ですけれども今までですね、例えば持続化の給付金ですとか家賃の支援金など原則デジタルで申請となっているようなんですけれども、給付金や支援金など、そういう制度を知らずに申請ができずに支援を受けられなかったという事業者の方など把握されているのでしょうか、お尋ねします。

〇堂原耕一企画調整課長 制度そのものを御存じなかったという方につきましては、国において も、また市の広報などにおいても、こういった制度については十分な周知が市としては図られて いるものと考えております。

この持続化給付金及び家賃支援給付金はもう御承知だと思うんですけれど国の給付金でございます。ですので、その申請状況というのは、詳細については私どもも把握できてはいないところではございますが、ただどちらの給付金につきましてもインターネット等の環境がなく、やはりオンライン申請ができない事業者というのはやはりいらっしゃるかと思いますので、そういった方々に対しましては、国が枕崎市内に会場のサポートセンターを設けて、専用のサポートスタッフを配置して、そういった方々の申請には対応したと聞いております。

そういった取組がなされたこともあり、少なくとも私どものほうには申請をしたいけどそういった環境をお持ちでないために申請ができなかったという事業者がおられたという情報はつかんではいないところでございます。

〇8番豊留榮子議員 国もいろいろとそういう機会を設けて説明していただいているわけですね。 それでも多分、行き届いていないんじゃないかと思うんですね、素早くこれは市のほうで手だて をとってほしいなと思っているところなんです。

次の質問なんですけれども、デジタル化によってですね、窓口のサービスの減退が心配されている、懸念されているところなんですが、住民にとってこの身近な窓口の維持と充実を市はどのように考えているんでしょうか、お尋ねします。

〇堂原耕一企画調整課長 行政手続のデジタル化につきましては、先ほど来申し上げておりますが、住民にとって選べる手続の手段が増えることにつながり、住民一人一人が御自分にとって可能な、行いやすい手段を取っていただけるようになるものであると、私どもとしては考えております。

ですので、デジタル化の推進が即、従来からの住民の皆様との大切な接点でございます市役所の窓口等の廃止につながるものではないことにつきましては御理解いただきたいと思います。

ただ、そのやり方が分からないでありますとか、あとはデジタル活用そのものに対する意識が薄いという言い方が正しいのかどうか分かりませんけれど、そういった理由でデジタル化によるそのメリット、恩恵というのを受けられない、あるいはある意味受けようとしない方々に対しましては、やはりそこは住民サービスの向上を目的として行うことでございますので、行政としてはデジタル化の利便性であったり、活用法について十分な情報発信や説明を行い推進を図って浸透させていかなければならないと思います。

今後、そういった行政デジタルトランスフォーメーションを進めていく中で、この点については十分な留意が必要であると考えておりまして、そういったデジタル化の普及をしていく場としても、やはり従来どおりの窓口の存在というのは重要なものであると考えております。

〇8番豊留榮子議員 今までアナログで生活をしてきた私にとってみると、このデジタル化1本になってしまうというのはちょっと不安が広がるんですよね。ですから、あまりパソコンとかそういうのに携わらない方たちもたくさんいらっしゃると思うんですね。

そういったことで、まず、周りの方に聞くと、そのデジタルって何って言われるんですね。ですから、窓口サービスがなくなってしまって、デジタルだけでやり取りするというふうになると、自分たちはどうなっちゃうんだという不安の声がやっぱりこう寄せられてきました。

それでですね、皆さんが一番心配しているような、先ほど課長が言われましたのは、その窓口の閉鎖というのはないということなんですけれども、でもデジタルがどんどん進んでいくにつれて、本市の窓口閉鎖っていうのも出てくるんじゃないかっていう不安の声がとてもあるもんですから、それを具体的に、決してそういうことは起こらないんだという何かありますか。

〇堂原耕一企画調整課長 確かにそういう御不安というのを感じられるというところは、私どもといたしましても理解させていただいているところでございます。

私どもの考えといたしましては、今後、デジタル化が進んでいけば、例えば今窓口で手書きで申請書を書いていただいているような、そういった住民の皆様がそういう作業をしていただいているということになると思うんですけれど、そういった作業の負担がいろんな形で減っていったり、あるいは窓口がなくなるということではなくて、幾つかの手続を複数の窓口で順番順番にしていたものが、デジタル化が進むことによって、業務自体がある程度統合化というものがスムーズに進んでいけば、その窓口が一本化して、住民の方々があっちに行ったりこっちに行ったりというところもなくなってくるというような形で、住民の皆様の利便性というのが向上する形での窓口の形が変わってくるということは予想されますが、先ほど来御心配をいただいているとおり、窓口が必要な住民の皆様がいらっしゃる限り、窓口そのものが閉鎖されるものではないと考えております。

〇8番豊留榮子議員 そういう住民の方がまだまだ数多く私の周りにはいらっしゃるということで、それをきちっと把握していってほしいと思います。多くの方がですね、全てのデジタル化に反対ということではないと思うんですね。まず、この職員の激務を解消するための活用には、私もこれはもうぜひ必要なことだとは思っております。

次の質問ですけれども、国は自治体の業務システムを統一して標準化させると言っていますが、 自治体を国の出先機関に変質させようとしている。このまま進むと自治体独自のサービスが抑制 されてしまうのではないかという心配が出てくるんですけれども、この点はいかがでしょうか。

〇堂原耕一企画調整課長 住民基本台帳システムなど地方公共団体が基本的な事務を処理するための情報システムにおきましては、その事務の処理の大半は当然のことですが法令で定められているものでございます。そして、現状これらのシステムに関しては、各地方公共団体が個別に機能のカスタマイズなどを行っておりまして、そういうケースが多くて、その結果、個々の自治体

ごとの維持管理であったりとか、制度改正時のシステム改修などにおいて個別の対応が必要になりまして、やはりその地方に大きな負担が生じているという現状がございます。

また、近年、ネットワークを活用したコンピューターの活用技術ということで、報道等でもよく出てくると思うんですけれど、いわゆるクラウド技術の発達により、一つの標準的なシステムというのを複数の自治体で共有できる環境が整ってきている現状でございます。

これらの状況を背景といたしまして、住民基本台帳であるとか、選挙人管理名簿や市民・法人税、国民年金など、全国の地方自治体で行われている基本的な17の事務に関しまして、国が標準的な仕様書を作成し、その仕様書に沿って開発された標準的なシステム、これを全国自治体で導入することを目指して、国において検討が進められているところでございます。

質問者の御意見というか、質問の内容が、その標準化が自治体独自のサービスの抑制につながっていくのではないかとの御懸念、御心配なんだとは思うんですが、ただいま御説明申し上げましたとおり、標準化の対象となっておりますのは、処理の大半が法令で定められている全国共通的な基本的な事務でございます。

ですので、その標準システムが適用されても、自治体が独自に実施しているサービスなどにつきましては、引き続きこれは自治体の独自の判断で行われるものと思いますので、そういった御心配には当たらないものと私どもは考えております。

標準化の大きな目的と申しますのは、システム開発に要する地方のコスト削減であり、また制度改正に伴うシステム改修に要する期間が短くなることで、全国的な住民サービス展開がスムーズに行われるということにもつながっていくものと考えております。

ただ、これまで示されてきた国のスケジュールでは、今年度中にこの17の事務の第1弾の標準仕様書が示されるということになっておりましたが、国の検討がどうやら遅れているようでございまして、まだそういったものが全く示されていない現状でございます。先行きがちょっと不透明な部分もございますので、今後も国の動きをしっかりと注視していきたいと思っております。〇8番豊留榮子議員 今、課長が自治体独自のサービスが減少していくことではないっていうふうに言われましたけれども、これ分からないですよね、実際には。だから、そういう方針をきちっと市のほうで出していただきたいと思いますね。

これまでも本当に子供の医療費の無料化ですとか、給食費の無償化など、各自治体においてですね、住民の要求に沿って実施されてきたところですけれども、これが本当にデジタル庁が管理するとなると、全国一律となって完全無償化ではなくなってしまう可能性も出てくるんじゃないかという不安の声も聞こえてくるんです。

これはまたこのようなことが数々出てくるということも考えられますので、ぜひうちの枕崎市 のデジタル化に向けた方針をきちっと出していただきたいと思うところです。

次の質問ですけれども、9月1日にですね、国にデジタル庁が設置されました。個人情報保護 のルール強化が不十分だと言われている中で、個人データ保護の強化こそ必要ではないでしょう か、お尋ねします。

〇堂原耕一企画調整課長 現在、国が進めているそのデジタル社会の形成に当たりまして、個人情報保護につきましても必要な措置が講じられるものとされております。

具体的には、国の行政機関、独立行政法人等、そして民間事業者、これまではそれぞれ別々の 基準で個人情報保護に関する法律がございましたが、それが1本に統合され、統合された法によ り、地方公共団体の個人情報保護制度につきましても全国的な共通ルールが規定されるものでご ざいます。

これにより、これまでは、それぞれの個人情報保護条例を基に運用されてまいりました各自治体の個人情報保護制度に対して、今後は国と同じ規律が適用されることになります。

その上で、国の行政機関でございます個人情報保護委員会、こちらのほうが地方公共団体につ

いても国の機関に準じた監視を行うと同時に、地方公共団体側からも個人情報保護委員会に対して必要な情報提供であったり、助言を求めることが可能になるというような仕組みでございます。 デジタル化が今後浸透していき、その利用機会が増えていくからこそ、こういった国の動きを 踏まえた上で、本市の個人情報の強固な保護というのが今後も図られるよう、しっかりと対応していきたいと考えております。

- **〇8番豊留榮子議員** 本市におけるこのマイナンバーカードですね、これを取得されている方が どのくらいおられるんでしょうか、お尋ねします。
- **〇堂原耕一企画調整課長** マイナンバーカードの取得状況につきましては、令和3年8月1日時 点の本市の交付枚数が8,844枚で、交付枚数率は43.2%となっております。
- **〇8番豊留榮子議員** 分かりました。政府は、もうけのタネを増やすために、このマイナンバーカードの鍵機能を使って、これを政府が管理運営しているウェブサイト、マイナポータルを入り口にして情報連携を進め、データをさらに集積しようとしているということなんです。この情報の連携、データ集積には、マイナンバーカードがまさに鍵となるので、政府はマイナポイントなど様々なカード取得の推進策を講じてきました。

しかし、その思惑に反して普及はあまり進んでいません。利便性の高さはセキュリティーレベルの低さと表裏一体であることが、昨年夏に発覚した銀行口座の不正引き出し事件によってあらわとなっています。さらなる個人情報の集積により、個人情報漏えいの懸念は消し去ることはできません。

そもそもマイナンバー制度は経団連などの要望のままに、国民の所得、資産、社会保障の給付 を把握し、国民への徴収強化と社会保障費の削減を進める仕組みだと言われてきました。

政府はマイナンバー制度によって、公平公正な負担と給付の実現を掲げていますが、大企業の 優遇税制はそのままで、消費税増税を前提として、この税と社会保障の一体改革によって国民に は負担の増を押しつけるだけ、消費税は社会保障には回されずに大企業減税の助けとなっていま す。このような国民を惑わすようなマイナンバー制度は、私は廃止すべきだと思います。

次に、コロナウイルス感染症の拡大の中での暮らしについて質問してまいります。

コロナ感染者には支援金がありますが、この生活を一緒に支えて働いてきた濃厚接触者にはそれがありません。これまで家族が力を合わせて働いてきたからこそ生活が成り立ってきました。このままでは暮らしていけないと言われる自宅待機中の濃厚接触者にも何らかの支援金を創設すべきではないでしょうか、お尋ねします。

〇山口英雄福祉課長 新型コロナ感染症の影響を受けた市民の暮らしを支援する取組ということで答弁をさせていただきます。

6月議会でもお答えいたしましたとおり、市民の生活を直接的に支える支援の取組といたしましては、1人につき10万円を給付する特別定額給付金をはじめ、子育て世帯に対する臨時特別給付金、それから2度にわたる独り親世帯に対する臨時特別給付金、児童1人当たり5万円を給付する低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金など主に国の事業を活用した形で実施してきたところでございます。

また、社会福祉協議会が窓口となる支援制度といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受け休業等により収入が減少し、一時的な生計の維持が困難になった世帯に対し少額の貸付けを行う緊急小口資金や、失業等により生活に困窮し日常生活の維持が困難となった世帯に対し、生活再建までの必要な生活費用を貸し付ける総合支援資金の2つの特例貸付けといったものがございますけれども、御承知のとおりこの特例貸付けにつきましては、申請受付期間が本年11月末までに延長されたところでございます。

本市独自の支援金を創設すべきという御意見でございますけれども、国や県、それから他市の動向、さらには今後の新型コロナウイルス感染症による市民生活への影響等を見極めながら、そ

の必要性について検討していきたいというふうに考えております。

なお、質問者が言われました新型コロナ陽性者に関する支援ということですけれども、現在ありますコロナの感染者に対しての支援といたしましては、健康保険制度に基づく傷病手当金、これだけではないかというふうに思っておりまして、これまで国とかが行ってきました生活を支えるための支援策というのは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が悪化した、収入が減って悪化した方々に対する支援ということですので、新型コロナに感染したとか、感染していないとかというのは関係ないものであるかなというふうに思っております。

〇8番豊留榮子議員 いろいろな制度があるんですけれども、これが皆さんに伝わってないんですよね。自営業の方なんか本当に特に大変だと思うんですね、こういうコロナ禍の中で営業はなかなか思うようにいかないというところもありますし、市民への周知はどのようにされているんですか、いろいろな制度があるんですけれども。市役所玄関入り口先にも置いてありますけれどもね、そういうのが目につかない方たちがたくさんおられるんじゃないかなって思うんです。

〇山口英雄福祉課長 先ほど答弁いたしましたとおり、本市におきましては、市民生活を支える ための支援策というのは主に国の施策を活用して実施してまいりました。といったことで、いず れも国の施策でありますので、既にテレビ等のメディアを通じて周知もなされております。本市 におきましても広報紙等を通じて周知をしてまいりました。

まだ周知が足りないというような御意見かと思いますけれども、今後もですね、もし周知がまだ必要かなと思う場合につきましては、適宜、広報紙等により周知をしてまいりたいというふうに考えております。

○8番豊留榮子議員 よろしくお願いしときます。

また、自宅待機中の濃厚接触者の方なんですけれども、この方々は自宅待機している近くに知り合いがいて、食事のお世話など運んでくれるとか、そういうことができている場合は生き延びていけるかと思うんですけれども、そういう方たちがいない方のためにですね、何かこう手だて、市として何かすべきじゃないかってふと指宿の記事を読んだときに、指宿はその食事の提供を無料でしているというふうな記事を読んだんですね。

本市としては、そういう待機中の方たちへの支援をどのように考えているのか、お尋ねします。 **〇山口英雄福祉課長** 今、質問者が言われたことにつきましては、指宿市のほうで多分新型コロナで陽性と判断された自宅療養の方に対し、身内等支援をしてくださる方がいない場合にそういった支援を行うというようなことが新聞報道でありましたけれども、昨日でしたかね、県のほうがそういった感染者で自宅療養をしている方で支援者がいない方について今言われたような支援を行うというような通知が来ております。

〇8番豊留榮子議員 県が即そういうふうにしてくださるということは、いつから始まるんでしょうか。

〇山口英雄福祉課長 本年9月6日から自宅待機者に対して希望確認を行い、必要な物資を発送 するというふうになっております。

- ○8番豊留榮子議員 それは無料で配付されるんですか、無料で。
- **〇山口英雄福祉課長** 無償で提供するというふうになっております。
- ○8番豊留榮子議員 ちょっとほっとしました。

ですけれども、暮らしを支える何か本市独自の支援策というか、具体案があればお示しください。

〇山口英雄福祉課長 先ほども申し上げましたけれども、今後の新型コロナウイルス感染症の影響がどういうふうになるのかといったことも見定める必要がありますし、国県がどのような支援策を講じるのかということも見極める必要がございます。

市といたしましては、そのような国県の支援策がある中で、その支援策に上乗せして支援する

べきか、それとも支援のない方、薄い方に対して、今言われた独自の対策を講ずるべきか、こういったことを慎重に検討する必要があると思いますので、先ほど答弁いたしましたとおり、今後、国とかの動向を注視しながら必要性を検討していきたいというふうに考えております。

〇8番豊留榮子議員 当局の御苦労も本当に頭が下がる思いでいつも感じてはいるんですけれど も、今後ともよろしくお願いいたします。

また、2番目の質問ですけれども、コロナウイルスの全国的な感染が広がる中、子供への感染が急激に広がっています。この本市における対応策はいかがでしょうか。

〇山口英雄福祉課長 子供への対応策ということでございますが、まず、私が所管している保育 所とかそういったところでの対応策ということで答弁させていただきます。

まず、WHO(世界保健機関)が「COVID-19に関連した地域社会の子どものためのマスク使用に関するアドバイス」というものを出しておりますけれども、その中で5歳以下の子供は適切にマスクを使用できない可能性があるため、マスクを着用すべきでないとしておりまして、着用する場合においては、保護者などが安全に十分注意すべきであるというふうにしております。

また、国におきましても、保育所等におきましては、子供一人一人の発達の状況を踏まえる必要があることから、一律にマスクを着用することは求めないとしておりまして、特に2歳未満では、息苦しさとか体調不良を訴えることや、自分でマスクを外すことが困難であるということから窒息とか熱中症のリスクが高まるため着用は推奨しておりませんで、また2歳以上の子供で保護者の希望等からマスクを着用している場合でありましても、息苦しさを感じていないか等に十分注意し、持続的なマスクの着用が難しい場合はマスクを外すように求めております。

一方、保育士等につきましては、マスク着用が感染防止のため重要であるというふうにされておりますけれども、また一方ではですね、表情によるコミュニケーションも保育上非常に重要な要素でありますことから、フェイスシールド等を利用する場合には、飛沫拡散防止の観点から子供との距離や声量に配慮するよう求めております。

このように幼い子供たちを預かる保育所等におきましては、一律にマスクを着用するといった 対策を講じることが難しい面もありますので、石けんを用いた流水による手洗いや手指消毒用ア ルコールによる消毒を行うこと、手が触れる机やドアノブなどを消毒用アルコールや次亜塩素酸 ナトリウムで消毒すること、定期的な換気、特に多くの子供が集まる場合には、小まめな換気を 行うことなど国の指針に基づく基本的な感染防止対策を講じるとともに、子供たちと保育士の給 食の時間をずらす工夫をしたり、あるいは発熱等がある場合は登園を避けるよう保護者に要請す るといったことなどの対応により、感染の防止に努めているところでございます。

〇中村克己学校教育課長 それでは学校での取組について御紹介いたします。

各学校では日頃から、文部科学省通知、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式に基づき、マスク着用や手洗い、校内の消毒、3密を防ぐための手立てなど基本的な感染防止策の徹底が図られております。

本年度に入り、デルタ株の急速な広がりやワクチン接種が高齢者から段階的に進む中、ワクチン未接種の子供たちへの感染の広がりが懸念されており、それに伴い、今後、家庭内感染へと拡大していくのではないかと心配されております。

教育委員会では、これまでも夏休み期間中に各学校を訪問し、学校長と面接を行ったり、教頭研修会において新学期における感染防止対策の徹底について指導してまいりました。さらに8月26日、2学期を迎えるに当たっての感染防止の徹底を目的に臨時校長会を開催し、次の3つの点について指導いたしました。

まず1点目は、家庭内で家族同士の健康観察を徹底させることでございます。毎朝健康観察を 行い、発熱や風邪症状、倦怠感などが見られる際は登校を控えること、また検温の結果を記録し、 家族内でもお互いに健康状態を確認し合うことなどをお願いいたしました。 2点目は、密を防ぐ対策と換気の徹底を図ることでございます。県内における部活動等屋内活動におけるクラスター等の発生事例を踏まえ、改めて屋内活動で密にならないよう対策の徹底を図ること、また運動会や体育大会の練習で子供がマスクを外す場合も相手と十分な距離を確保することや、エアコン使用時も常時、換気の徹底を図るようにお願いいたしました。

3点目は、思いをめぐらせるということでございます。新型コロナウイルス感染症は感染力の強いデルタ株の変異により、いつ、誰が、どこで感染するか分からない、子供たちにとってさらに厳しい状況になりました。

また、万が一学校で感染者が確認された場合には、その感染者や家族へ思いをめぐらせるとと もに、相手の心の痛みに寄り添いながら思いやりを持って対応できるよう指導してまいりました。 今後も、新しい知見に基づいた国や県の通知等を基に、感染症対策の防止対策の徹底を図って まいりたいと考えております。

〇8番豊留榮子議員 学校関係、保育園関係、本当に先生方は大変かと思うんですけれども、いろいろな工夫をしていただいて、ぜひこれ以上感染者が広がらないようにみんなで注意をしていきたいと思います。

3つ目の質問ですが、本市のワクチン接種の現在の状況ですね、これを教えてください。

○西村祐一健康課長 新型コロナワクチンの接種状況についてお尋ねなんですが、本市の新型コロナワクチン接種の状況につきましては、令和3年9月1日現在で、1回目の接種を終えた方が1万3,887人、そのうち2回目の接種を終えた方が1万1,402人となっています。令和3年4月1日現在の住民基本台帳人口2万0,297人に対する割合は、1回目の接種を終えた方が68.4%、2回目の接種を終えた方が56.2%となっています。

なお、年代ごとの接種率につきましては、12歳から19歳の1回目が22.2%、2回目が3.0%、20代の1回目が44.2%、2回目が19.0%、30代の1回目が50.8%、2回目が25.4%、40代の1回目が61.7%、2回目が34.1%、50代の1回目が75.8%、2回目が53.8%、60代の1回目が86.5%、2回目が80.0%、70代の1回目が92.9%、2回目が91.7%、80代の1回目が93.2%、2回目が91.6%、90代の1回目が90.1%、2回目が88.4%、100歳以上の1回目が80.6%、2回目が80.6%となっております。

65歳以上の高齢者とそれ以外の方に分けますと、65歳以上の高齢者の1回目が91.8%、2回目が90.3%、12歳から64歳までの方の1回目が59.1%、2回目が36.8%となっております。

本市のワクチン接種の状況は、全国の令和3年9月1日現在で全体の1回目57.2%、2回目46.2%、65歳以上の高齢者の1回目88.9%、2回目86.8%と比較しても高い数値となっております。

〇8番豊留榮子議員 本市のワクチン接種の状況はスムーズにいっているということですね。 次に、防災対策についてお聞きしていきます。

今回の大雨による被害状況の1番と2番の避難指示が発令され避難された地域と避難者はということなんですけれども、大雨による被害の状況は市長のほうからもありましたので、2番目の避難指示が発令され避難された地域や避難者の方ですね、どのくらいおられたのか、ここをちょっとお聞きしたいと思います。

〇平田寿一総務課参事 市民の避難状況等につきましても市長が行政報告の中で申し上げましたが、改めて申しますと、今回の大雨では8月16日の午後4時20分に土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害発生等の危険性が高まったことから、市内全域に警戒レベル4の避難指示を発令し、午後6時に第一避難所8か所を開設いたしました。

そのうち、避難のあった避難所は6か所で、12世帯17人、男性5人、女性12人の避難がありました。

お尋ねの地区ごとにおける避難状況につきましては、枕崎地区が5世帯7人、桜山地区が5世

帯8人、立神地区が1世帯1人、別府地区が1世帯1人の避難となりました。

また、避難所ごとの避難状況につきましては、健康センターに3世帯3人、市民会館に2世帯4人、立神センターに1世帯1人、別府センターに1世帯1人、城山センターに3世帯6人、妙見センターに2世帯2人の避難となりました。

なお、8月16日の午後6時に開設いたしました市内8か所の第一避難所は8月19日の午前7時には全て閉鎖いたしましたが、翌日の8月20日の午前6時18分には再び大雨警報が発表されました。

このときは、土砂災害警戒情報の発表までは至らなかったものの、長期間降り続いた大雨により土砂災害等の発生が懸念されたことから、警戒レベル3の高齢者等避難を発令するとともに、今回初めての試みとして、市民会館1か所の第一避難所を開設し市民の避難に備えましたが、市民の避難はなかったところです。

○8番豊留榮子議員 大きな被害がなくて本当によかったなと思っているところです。

3つ目の質問なんですけれども、今、第二避難所として指定されていますね、この体育館が。 体育館の空調整備もいろいろと言ってきてはいるんですけれども、この避難所として指定されているということですので、これはぜひ空調整備を早めていただきたいと、必要ではないかなということで思うんですけれども、これに対してはどうでしょうか。

〇本田親行総務課長 本市におきましては、災害の種別に応じて避難所を第一避難所と第二避難所とに分類しておりまして、台風や大雨などが予想される場合には第一避難所を、そして地震などの大災害や突発的災害、あるいは第一避難所に収容し切れない場合には第二避難所を開設することといたしております。

第二避難所につきましては10か所指定しておりますが、全て学校と学校施設となっております。

本年度は第一避難所として指定してございます立神地区公民館の改修を実施いたしますが、避難所としての機能の向上も合わせ、空調設備の設置やトイレの改修等を行うこととしており、他の地区公民館につきましても、今後、計画的に同様の整備を行うことといたしております。

避難所においては、避難者の健康が維持されるような生活環境を整えるというのは必要でございますけれども、ただ避難所として体育館のような広いスペースに事前に空調を設置しておくとなると、設備費や空調効率を高める工事などの整備費用が多額になることはもちろんのこと、電気代やメンテナンスなどのランニングコストも生じるほか、停電時の対応等も必要となってきますので課題は非常に多いところです。

現状といたしまして、学校の体育館を避難所として利用する際には、避難者の状況や温度環境等に応じまして、大型扇風機やスポットクーラーの設置を検討するとともに、また体調のよくない避難者については、空調設備が整っている避難所に移動していただくなど、その時々の状況に応じて最善の方法を検討し、臨機応変に対応していきたいと考えております。

〇8番豊留榮子議員 今回の大雨は、本当今までかつてない大雨だったもんですから、これから 先が本当にみんな不安に思っているところなんですね。ぜひできるところから一つずつ対策をつ くっていってほしいと思うところです。

4つ目の質問ですけれども、被害に遭われた方といいますか人体そのものではなく、家の中に 水が入ってきたとか、道路が冠水したとかというような、この支援対策ですね、これはどのよう にされているのか、お尋ねします。

〇平田寿一総務課参事 今回の大雨につきましては、人的被害や住家等への被害はありませんで したが、本市におきましては災害等により被害を受けた市民に対し、被害者及び遺族の自立更生 を助長することを目的として、枕崎市災害見舞金支給制度を設けております。

この災害見舞金支給制度における見舞金の額は被害の程度によって異なりますが、住家被害に

ついて申しますと、全壊、全焼、流出につきましては1世帯につき5万円、半壊、半焼につきましては1世帯につき3万円、床上浸水につきましては1世帯につき1万円となっています。

また、災害等により不幸にも亡くなられた場合、もしくは重度の障害者になった場合には、その方が世帯の生計維持者であれば30万円、そのほかの方であれば20万円を見舞金として支給することとしています。

このほか、福祉課の所管の制度になりますが、1つの市町村の区域内において住居が5世帯以上滅失する暴風、豪雨等の自然災害により亡くなられた市民の遺族に対して災害弔慰金を、また精神または身体に著しい障害を受けた市民に対しては災害障害見舞金を支給し、また自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付けを行う制度があります。

なお、災害により亡くなられた1人当たりの災害弔慰金の額は、その方が世帯の生計維持者であれば500万円、そのほかの方であれば250万円となっています。

また、障害を受けた1人当たりの災害障害見舞金の額は、災害により負傷し、または疾病にかかった当時において、その方が世帯の生計維持者であれば250万円、そのほかの方であれば125万円となっています。

このほかにも大規模な自然災害により著しい被害を受けた方に対する国県の被災者生活再建支援制度等もありますので、それらの制度が適用されるような災害があった場合は、国や県等と連携を図りながら、被災者に対して適切な支援ができるよう努めてまいります。

- ○8番豊留榮子議員 今回は、この見舞金に該当するような被害に遭われた方はいなかったということでしょうか。
- ○平田寿一総務課参事 いらっしゃいませんでした。
- ○8番豊留榮子議員 分かりました。

5番の最後の質問ですけれども、今後の治水、地震、土砂災害への防災対策をどのように考えているのか、お示しください。

〇松田誠建設課長 建設課では、これまでも土砂災害等への防災対策を行ってきており、今後も その方針に沿った防災対策を行うこととなります。

事前対策の内容としましては、急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険箇所の151か所について 目視点検を行い、経過観察が必要と判断された箇所については関係者に周知しています。また、 今年度からは大規模盛土造成地と判断された地区のうち宅地など人命に関係する地区の点検を行ったところです。このほか、枕崎市防災点検として市長をはじめ関係課と合同で8月5日に土石 流危険渓流や山腹崩壊危険箇所など6地区を点検しております。

なお、8月16日からの土砂災害警戒情報発令中の8月18日には、急傾斜地崩壊危険箇所のうち、経過観察箇所と判断された12か所と大規模盛土造成地2か所を本市災害対策本部の指示のもと点検を行ったところです。

ハード対策としましては、防災・減災国土強靱化のための5か年加速化計画において、急傾斜地崩壊対策として5か所、砂防・土石流対策として9か所を県へ事業要望しているほか、現在、浸水対策として実施中である総合流域防災事業2級河川中洲川に追加して、花渡川本線の護岸整備事業等をお願いしているところでございます。

〇小湊哲郎農政課参事 農政課の現在行っている防災対策について説明いたします。

山地災害危険箇所として、山腹崩壊危険箇所を40か所、崩壊土砂流出危険箇所を21か所指定しており、毎年梅雨時期前に危険ランクの高い箇所の点検を行っています。また、南薩地域振興局、森林土木協会と災害協定を締結しており、7月に合同の点検を行っております。

なお、治山事業に対する地域からの要望につきましては被災した現地を確認し、治山事業での 事業化を県へ要望しているところです。

建設課と同様、今回の豪雨後につきましては、8月18日災害対策本部からの指示により、危

険箇所を数か所点検いたしましたが、異常はなかったところです。

今後の対応につきましては、昨年度被害があり、治山事業での対応を要望した下山地区及び田布川地区について、県において治山事業が実施されることとなっております。また、農業用用排水路の防災減災対策として、桜山地区及び田布川地区の用排水路8路線について、改修等の整備を令和4年度から行うこととしております。

○永野慶一郎議長 以上で、豊留榮子議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時10分 休憩 午後 2 時20分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、上迫正幸議員。

「上迫正幸議員 登壇〕

○3番上迫正幸議員 それでは通告に従いまして質問させていただきます。

近年、気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生しています。

我が国においても、激甚な豪雨、台風災害や猛暑が頻発しており、地域は大きな影響を受けています。

2018年に公表された報告書では、世界全体の平均気温の上昇を、2度を十分下回り、1.5度の水準に抑えるためには、二酸化炭素排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。

菅総理が2050年カーボンニュートラルを宣言した際、国と地方で検討を行う新たな場の創設を表明し、国・地方脱炭素実現会議を設置し、地域の取組と密接に関わる暮らし、社会の分野の脱炭素方策の検討を行いました。

地域脱炭素は、脱炭素を成長の機会と捉える時代の地域の成長戦略であり、自治体、地域企業、市民など地域の関係者が主役になり、今ある技術を適用して再生可能エネルギー等を最大限に活用し、経済を循環させ、防災や暮らしの質の向上等の地域の課題を解決し地方創生に貢献できるといわれています。

本市の人口が減少する中、枕崎市が目指す地域エネルギー社会とはどういうものなのか、また 地域新電力会社を設立し、どのように市民に還元していくのか、そして最も重要視する目的は何 なのかをお尋ねいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 我が国の電気事業については、2016年の電力小売全面自由化、2020年の送配電部門の法的分離、また国が表明した2050年カーボンニュートラル宣言に後押しされる形となっている再生可能エネルギーの導入拡大など近年様々な動きが見られるところです。

このような状況の中、本市では総務省の補助事業である分散型エネルギーインフラプロジェクトを活用し、従来の大規模・集中型のエネルギー供給システムではなく、分散型のエネルギーシステムの構築に向けた調査・研究を行い、本市の総合的なエネルギー政策に関するマスタープランを策定しているところです。

このマスタープランは、本市の様々な地域課題の解決や脱炭素社会の実現に向けた貢献を図ることを目的として策定するもので、同じく今年度策定を進めております地域公共交通計画など、本市のまちづくりに関する各種施策とも連携し、相乗効果が期待されるものと考えております。

計画の基本方針、その目的として、1つ目に、エネルギーの地産地消やエネルギーコストの市内循環、また、エネルギー事業に携わる雇用の創出といった経済の活性化。2つ目に、再生可能エネルギーの普及による脱炭素社会の構築という環境面の貢献。3つ目に、太陽光と蓄電池の組合せなどによる防災レジリエンスの向上。4つ目に、電力小売業で得た収益を活用した住民サー

ビスの充実といった項目を掲げ、これらの地域課題の解決に向けた視点を軸に、その活動を形にするためのプラットフォーム、基盤として、地域の再生可能エネルギーを主電源として地域に電力を供給する自治体新電力事業を実施していくものであります。

私どもとしましては、自治体新電力会社については、設立して収益を得ること自体が目的ではなく、今申し上げました基本方針に掲げた目的を達成するための一つの手段と捉え、マスタープラン策定の中で、その設立に向けた検討を進めているところです。

マスタープランにおいて検討する自治体新電力事業を推進していくためには、行政のみではなく、多様なステークホルダー、利害関係者の方々の御協力が必要であり、多くの企業や市民の皆様にも、需要家として、また会社設立に当たっては、出資者という形で御賛同、御協力いただきたいと考えております。

そのため、私自身が先頭に立ち、積極的にトップセールスを進めてまいりたいと考えております。

○3番上迫正幸議員 国からの方針も入っているようですが、この新会社を設立した場合に、設立に対しての国からの何か補助金、または交付金とかはないんですか。

〇堂原耕一企画調整課長 自治体新電力会社の設立自体は、今、市長のほうからも答弁がございましたように事業者の皆様などに出資などといった形で御協力を求めていって、もちろん市自身も出資という形で行っていきますが、会社の設立ということになりますので、それ自体に対する補助金はありません。

ただ、今後、この新電力事業で行っていく様々な、例えば環境面に資する事業であったり、再 生可能エネルギーの推進に係る事業であったりとかという、それぞれ個々の事業に対しては、 様々な交付金、補助金等の活用を考えているところでございます。

- ○3番上迫正幸議員 新会社の規模や本市の出資率をお願いいたします。
- **〇堂原耕一企画調整課長** 自治体新電力会社は全国で様々できておりますが、いろいろな形態が ございまして、その規模や自治体の出資比率もそれぞれで、いろいろな形がございます。

本市にとってどのような形でこの自治体新電力をスタートさせていくのかにつきましては、今後、今現在つくっておりますマスタープランを策定していく中で、市内の再生可能エネルギー発電所や電力需要家などに対する詳細な調査を行って、その内容をもって電力需給のシミュレーションでありますとか、事業採算性の検討などを行い、それを重ねていって決定していきたいと考えているところでございます。

ただ、一般的に申し上げまして、売電事業の実施自体には、大規模なインフラ整備というもの は必要ございません。極端に言えば、パソコン1台があれば売電事業そのものはできるところで はございます。

そういった点や、やはりスタートにおいては経営リスクの低減というのを図らないといけないというところもございますので、事業立ち上げ時の規模については、スモールスタートというのを基本とし、規模の拡大に関しましては、実績を重ねながらまずは収益化を目指して、その後、必要に応じて着実に行いたいと考えております。

また、出資先については、先ほども申しておりますが様々な事業者の皆様に呼びかけていきたいと考えておりますが、本市の出資比率、これにつきましては、市としての自治体新電力の設立責任でありますとか、その後の政策展開というものを考慮いたしますと、過半数の比率というのが適当なのではないかと考えているところでございます。

- **○3番上迫正幸議員** 第三セクター的な会社になると思うんですが、今課長の説明でパソコン1 台でできるということで、雇用は生まれるもんですか。
- **〇堂原耕一企画調整課長** 自治体新電力事業で行っていく目的の一つは、その電力事業を推進していく上で必要となる人員の雇用を生み出すというところも一つの重要な要素になってまいりま

す。

パソコン1台でとは申しましたが、当然それを操作する人員も必要ですし、電力事業の全体のコーディネートをする者も必要になりますし、あとは、行く行くはその事業拡大をしていくに当たっては、例えばセールスをしていくスタッフというのも必要になってくるかと考えております。なので、現時点で、例えば何名の雇用が生まれますというところは、まさに今から検討していくところですので、はっきりと申し上げることはできませんが、雇用は生み出すものであるかと考えております。それは、会社の段階を追って、その数も増えていくというところは考えられるのかなと考えているところでございます。

- **○3番上迫正幸議員** 本市が50%出資するということで、あとの50%の参加企業ですね、何社 ぐらいを予定しているものですか。
- **〇堂原耕一企画調整課長** こちらにつきましても、協力いただける企業があれば、私どもとしてはもう多くの企業に賛同していただき、御協力をしていただきたいと考えております。

ですので、例えば今この時点では出資していただく会社を1社とか2社とかという数をはっき り申し上げることはできないと考えております。

- ○3番上迫正幸議員 それでは新電力会社に向けての進捗状況を教えてください。
- **〇堂原耕一企画調整課長** 先ほど来申し上げておりますとおり、この自治体新電力の設立については、マスタープランの策定の中で検討を進めているところでございます。

このマスタープランの策定の今の進捗状況について御説明申し上げますと、6月に公募型のプロポーザルでの選考を実施いたしまして、策定支援を委託するコンサルタント会社を決定しているところでございます。

現在、そのコンサルタント会社と入念に打合せいたしまして、そのスケジュールに沿いまして、 市民、事業者の皆様へのアンケートでありますとか、その分析、そして主要な再生可能エネルギー発電所や電力需要家の皆様への調査準備などを進めているところでございます。

また、庁内におきましては、市長を委員長といたしまして、関係各課の課長等により構成される地域エネルギー事業検討委員会を設置いたしまして、庁内の情報共有と事業推進に向けた検討、これを行っております。

さらに、様々な立場の方々からの本市のエネルギー政策に対する御意見をいただく場として、 市内の各団体、事業者の皆様で構成される地域エネルギー社会活性化協議会を設置し、先日、第 1回目の協議を行ったところであります。

自治体新電力につきましては、これらの調査で得られたデータでありますとか、検討会や協議会で出された意見などを参考にしながら、シミュレーションを重ね、会社の推進体制でありますとか、事業採算性の検討などを行って、大まかではございますが、来年度中の設立というのを目指していきたいと考えているところでございます。

- **○3番上迫正幸議員** 今、個人や企業へのアンケートを行っているということでありますが、その回収状況はどれくらい進んでいるもんでしょうか。
- **〇堂原耕一企画調整課長** まず、住民の皆様、市民へのアンケートについてですが、対象数を 2,000人の方々に向け調査をさせていただきました。

8月6日から8月31日までの期間、照会させていただきまして、回収数は601、回収率としては30.1%となっております。

その照会内容につきましては、それぞれの御家庭の平均的な電気料金であったりとか、今後自 治体新電力が設立された場合の切替えに対する意向など、そういったことなどについてお尋ねを しているところでございます。

また、事業者の方々に対するアンケートにつきましては、市内の300事業所に対してアンケートを実施いたしました。回答数が132で、回収率が42.0%となっております。

その照会内容につきましては、電力の契約の内容であったりとか、年間使用する電気料であったりとか、市民の方々と同じように自治体新電力への切替え意向などについてお尋ねしているところでございます。

- ○3番上迫正幸議員 個人のアンケートの回収率で30.1%、企業で42.0%ということですが、50%もいっていないということで、これに関しては、どんな分析をなさっているんでしょうか。○堂原耕一企画調整課長 住民アンケートにつきましては、一応、統計的な観点から申しまして、30%の回収率は必要であると考えておりまして、それを目標とはしていたところでございます。ですので、目標値には到達はしているところではございますが、おっしゃるとおり、回収数のこれが多いか少ないかということであれば、50%を下回っているような状況ではございますので、ちょっとそこについては、ある意味、反省点なのかなとは思っているところでございます。ただ、今申し上げましたとおり、当初の目標値というところはクリアしているのかなと考えているところでございます。
- **○3番上迫正幸議員** ここにアンケートを持っているんですが、アンケートの中の図に地域新電力会社と他地域の地域電力会社との連携とありますが、近隣の市町村で取り組んでいるところはあるんでしょうか。
- **〇堂原耕一企画調整課長** 本市が設立しようとしている地域新電力会社と同じような県内の会社 を御紹介いたしますと、肝付町のほうで設立しております大隅スマートエネルギーという会社、 そしていちき串木野市が出資して設立しておりますいちき串木野電力というこの2社がございま す。
- ○3番上迫正幸議員 今現在、2つの地域ということでありますが、ほかには動きはないんでしょうか。
- **〇堂原耕一企画調整課長** あとは出資比率などの面から言いますと、行政、自治体の関与はある程度の率なんですが、日置市にも同じように電力会社がございます。

県内では、今のところ主に我々のほうで調査であったり、連携などをしているところはこの3 社になるのかなと考えております。

- **○3番上迫正幸議員** 設立に向けて解決しなければならない問題等は何かほかにあるのか、あったら教えてください。
- **〇堂原耕一企画調整課長** 現在進めているマスタープラン策定の中で、詳細な調査というものを行い、そこで得られたデータなどを基に複数の事業推進体制を想定したシナリオを描きながら、シミュレーションを実施して、それぞれのシナリオごとにどのような課題があるのかを明らかにして、例えば経営分析におきましては、それぞれの損益計算書のシミュレーションであったりとか、現金のフローのシミュレーションであったりとかという、より具体的な分析を行っていくことになっております。

そういった過程を踏みながら、最適な自治体新電力の形を検討していきたいと考えておりますので、設立に向けて解決しなければならない課題というのは、そういった調査、分析を行う中で、具体的な、こういうところを解決しないといけない、そうなったらこっちのほうを選択しないといけないというようなところは、今まさに行おうとしているその調査を基にした分析の中で、明らかになっていくのかなと考えております。

〇3番上迫正幸議員 最後に、将来の展望ということでお尋ねいたします。

ぜひ、この新電力会社設立に向けて頑張っていただきたいと思いますが、将来の展望ですね、 市はどういうふうに考えているのかをお答えください。

〇堂原耕一企画調整課長 冒頭市長からもありましたとおり、現在策定中のマスタープランは、電力事業を通じて、経済の活性化、環境への貢献、そして防災レジリエンス、強靱性の向上といった地域課題の解決を図ることを目的に策定しているものでございます。

自治体新電力は、マスタープラン策定の基本方針に掲げるこれらの目的を達成するために必要な基盤でございまして、そして核になるべきものであると考えております。

私、先ほどの答弁の中で自治体新電力の立ち上げに当たってはスモールスタートでというふうに申し上げたところですが、自治体新電力が、今後本市のエネルギー政策の核として役割を将来にわたって果たしていくためには、会社自体もやはり成長をしていかなければならないものと考えます。

ですので、自治体新電力の段階的な成長であったりとか、将来的な展望につきましても、先ほどの答弁とちょっと重なるところもございますが、具体的なデータを基にして、様々な可能性についてしっかりと検討していきたいと思います。

〇3番上迫正幸議員 いい事業ですので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

それでは次に、空港跡地のソーラー発電についてお尋ねします。

平成26年9月に運用していますが、現在の稼働率、稼働から8年たっているわけですが、性能が落ちてないのか、そういうところの説明をお願いいたします。

〇堂原耕一企画調整課長 ただいまお尋ねのメガソーラー施設につきましては、平成25年3月に廃止しました枕崎空港の跡地に整備され、質問者のおっしゃるとおり平成26年9月から稼働を開始しているところでございます。

この事業は、オリックス株式会社と株式会社九電工が出資して設立した事業者である K クリーンエナジー株式会社、こちらのほうが本市から空港跡地の約12万9,000平米の用地を借用して実施しており、発電電力は6,980キロワットとなっております。

稼働状況についてのお尋ねということなんですけど、こちらにつきましては、一民間事業者が 実施している発電事業でございます。本市において、また管理を委託されております南薩エアポートのほうでも、どのような稼働なのかというところは、もうそこについては把握はしていない ところでございます。

○3番上迫正幸議員 当時の市報に掲載されております研修スペース設置とありますが、現在は どのように活用されているのか、お尋ねします。

○堂原耕一企画調整課長 今お尋ねの研修室につきましては、メガソーラーパネルからの発電の 仕組みを通じて、再生可能エネルギーについて学ぶことなどを目的とするメガソーラー研修室と して旧枕崎空港管理棟1階の待合ロビー跡に設置されております。また、同じく2階部分はメガ ソーラーの見学施設となっておりまして、どちらも南薩エアポート株式会社により運営されてい るところでございます。

この研修室は、広さ約68平米のスペースにメガソーラーの建設の経緯とその意義を伝える映像、こちらを視聴ができたり、また、メガソーラーで今どれだけの発電量がなされているかという、その発電量をリアルタイムで把握できるようなモニターなどや、あと当然ですが、机、椅子などが設置され、それらを用いてメガソーラー見学に訪れた来場者に対しまして、再生可能エネルギーに関する基礎的な講座などを行う場として活用されているところでございます。

ただ、鹿児島県にまん延防止等重点措置が適用されたことなどに鑑みまして、南薩エアポートのほうでは、8月16日から、このまん延防止等重点措置の適用期間である9月12日まで、研修室、見学施設ともに閉鎖していると聞いております。

○3番上迫正幸議員 これも当時の市報からなんですが、環境学習は現在も行われているんでしょうか。

〇堂原耕一企画調整課長 先ほど答弁させていただきましたとおり、空港跡地におきまして研修室と見学施設を活用して、これが環境学習の一環として、来場者に対し、再生可能エネルギーに関する基本的な知識を伝える講座などが行われております。

この講座の内容についてですが、空港跡地にメガソーラーが設置された理由、そして太陽光発

電は半永久的で二酸化炭素を排出しない安全でクリーンなエネルギーであることなどを内容とし、 講座の合間には、クイズ形式を取り入れるなど誰にでも分かりやすく伝える工夫もなされている ようでございます。

また、九電工の技術者を招いて、より専門的な講座も年数回ではありますが開催することもあるようです。この講座の利用者についてですが、社会科見学として訪れた市内外の保育園や小中高生をはじめ、消防団の方々であったりとか、老人会の方々であったりとか、市外の公民館、比較的大きな公民館の社会科見学的な活動であったりとか、そういった社会人の方々も含め、多岐にわたっているようでございます。

最近の例で申し上げますと、今年、本市に赴任された新人教員の7人の方々ということですが、 また、社会科見学として桜山中学校1年生の生徒21名などがお越しになられ、再生可能エネル ギーに関する講座をお受けになられたと聞いております。

これらの取組により、このメガソーラー見学に訪れた方々の再生可能エネルギーや環境意識に 対するその意識醸成につながっているものと考えております。

- **○3番上迫正幸議員** 見学された方々から、何かこう見学してよかったなあみたいな感想とか、 それとその研修にかかる時間が分かりましたら教えてください。
- **〇堂原耕一企画調整課長** 研修時間については、ちょっと正確には申し上げられません。二、三十分ぐらいのものだと考えております。

それぞれ、特に社会科見学の実施などによる場合につきましては、学校単位でそういう感想などをお書きいただいて、そちらのほうを御意見と申しますか、感想という形で南薩エアポートのほうには送っていただいているというところもあるようです。

- **〇3番上迫正幸議員** 現在までの来訪者の数と、その推移が分かりましたら教えてください。
- **〇堂原耕一企画調整課長** 見学者の推移という形で申し上げますと、平成26年度が1,370人、平成27年度が1,228人、平成28年度が1,150人、平成29年度が1,513人、平成30年度が1,417人、令和元年度が1,826人、令和2年度が1,506人という数字で把握しております。
- **〇3番上迫正幸議員** 最後に、地域エネルギー発電関連で風力発電についてお尋ねしたいと思います。市は、風力発電についてはどういうふうにお考えなのか、最後に教えてください。
- **〇堂原耕一企画調整課長** 風力発電についてお尋ねということなんですが、風力発電につきましては、一定規模の施設の建設というのがどうしても必要になります。

そして、あとはその建設に当たっては景観に与える影響など、その設置に当たって様々な課題があるというのは、我々も承知しているところでございます。

ですので、こういった理由により、現在のところ、この自治体新電力におきまして、この風力発電を設置するということは考えてはいないところでございます。

○永野慶一郎議長 以上で、上迫正幸議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時52分 休憩 午後 3 時 1 分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、東君子議員。

[東君子議員 登壇]

O12番東君子議員 今回も正々堂々、真っ白な心で一般質問を行ってまいります。

初めはそうじゃなかった。国会という扉を開け、真っ赤なじゅうたんの上を行ったり来たりするうちにすっかり気が変わった。国民のためから自分のために大きくかじを切り直し、今じゃ何のために政治家になったのか、誰のために政治家になったのか、全てけ忘れ、何のことだか記憶にございませんとつぶやく。

80歳を超え、1人で食堂を切り盛りしている女性店主、ワンコイン500円で食べ放題、子供はただ、毎月赤字は7万円。幼少期、自分はいつも食べ物に困りお腹をすかせていた。今の子供たちにはあんな思いはさせたくない、元気なうちはずっと店を続けたい。

派閥合戦に重きを置く方々、庶民の暮らしぶりは見えていますか。国はさっさとこども庁を立ち上げ、国はさっさと全国の学校給食をただにしてください。必ず実現させる。食べ物が豊富な日本という国で、空腹という2文字が生み出す残酷な悲劇。

子供に関係した事件や事故のニュースを見ない日はありません。未来ある子供たちを市全体で 守り抜くという強い姿勢が大切だと思います。

市長の思いをお聞かせください。

「前田祝成市長 登壇〕

〇前田祝成市長 この夏は、千葉県八街市の市道で飲酒運転のトラックが児童の列に突っ込み、 児童5人が死傷する事件が起きました。福岡県中間市の保育園では5歳の男児が送迎バスに閉じ 込められて熱中症で死亡する事故も起きました。また、滋賀県大津市で17歳の少年が6歳の妹 を死なせたとして逮捕されるという事件も起きました。

このように未来のある子供たちが被害者となる事故や事件が報道されるたびに、本人はもちろん家族や学校関係者などの心中を察すると悲痛な思いに駆られるところです。そして、悲惨な事故や事件が発生するたびに、未然に防ぐ手だてはなかったのかという思いにもなります。

本市としては、未来ある子供たちの尊い命を守るために、子供たち一人一人の心に寄り添いながら、学校、家庭、地域、さらに関係機関等が連携を密にして対応していくことが大切であると考えております。

〇12番東君子議員 夏休み期間中に衝撃的なニュースが流れてきました。今、市長がおっしゃっていた中に1つ事件で入っているんですが、お兄ちゃんが妹を死に追いやってしまったという事件です。体には無数の殴られた痕がありました。

貧困や虐待、ヤングケアラーなど、決して安全と言い切れない子供たちの現状の中、この夏休 み期間中の子供たちの生活の様子、先生方はどうやって把握したのでしょうか。

〇中村克己学校教育課長 夏休み期間中に部活動や水かけ当番、出校日など登校した児童生徒の 状況については、学級担任を中心に管理職や学年の職員、生徒指導主任、養護教諭など複数の教 職員で児童生徒一人一人の様子を観察しながら個々の状況を把握するよう努めております。

また、出校日等に登校しなかった児童生徒についても、学級担任が電話をかけたり、家庭訪問を行ったりしながら、直接子供から夏休み中の生活の様子を聞き取るとともに保護者からも子供の様子に変わったことがないか、気になることはないかなどについて確認を行っているところでございます。

さらに、日頃の学校生活や家庭生活の様子から気になる児童生徒につきましては、ラジオ体操や地域行事への参加状況等の様子を聞き取ったり、出校日の前に家庭訪問や電話連絡を行ったりしながら、ささいな変化に気づいていけるよう努めているところでございます。

また、8月23日と26日に開催しました管理職研修会においても9月1日の始業式に向け、気になる児童生徒に対して積極的に関わり、安心して登校できる環境をつくるよう指導したところでございます。

また、夏休みの課題についても、児童生徒一人一人の学力の状況を鑑みながら対応しております。特に、課題が提出できそうにない児童生徒に対しては、教職員が助言を与えながら児童生徒 一人一人の状況に応じた適切な手だてを講じるよう指導しているところでございます。

6月議会でも御質問がありましたヤングケアラーの問題につきましても、7月に開催しました 管理職研修会において、学校長及び教頭にヤングケアラーの定義について具体的に説明し、各学 校の児童生徒や保護者に周知するよう指導したところでございます。 それを受け各学校では、夏休み期間中にその定義を基に全校児童生徒一人一人をスクリーニングし、全教職員で情報を共有するとともに今後の対応の在り方について検討を行っているところでございます。

今後も共通理解された情報を基に学校と教育委員会と福祉関係機関が連携を密に図りながら、 本来は大人が担うはずの家事や病気の家族の世話など、何らかの理由で日常的に困っている子供 たちの心の叫びに気づいていけるよう取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

〇12番東君子議員 学校現場は率直に言って1人の先生にすごく負担がかかり過ぎていると思います。私も男の子ばかり持っていますが、ずっとPTA活動をやってきて、他県でもやっぱりPTA活動をやっていたんですが、本当にですね、人手が足りないというか1人の先生にすごく負担がかかっている。これがすごく問題だなと思っています。

そして、子供の友達の中にはですね、お父さんにいつも殴られているという子供もいました。 先生は知っているのかと言ったらですね、担任の先生が24時間いつでも電話してこい、夜中で も構わんと言ったそうです。朝学校に来たときはいつもその子と一緒に語って、どうだったか、 昨日は大丈夫だったかということでですね、話をしている。それは子供たちも知っていました。

そして、その担任の先生にも子供がいますし、家庭があります。夜勤だったらまだこの日は夜勤だけど、今日は夜勤じゃないということでほっとしますが、24時間体制でいつかかってくるか分からないということで、もう本当にほっとする時間が家族にもあるのかなっていうふうに思っています。

誰かの犠牲の上に学校教育が成り立っている現状、子供たちの命を守るために1人の先生に負担がかかり過ぎないような学校現場での取組、こういうことはなされていますか。

〇中村克己学校教育課長 1人の先生に負担をかけ過ぎないことで、先生方が子供たちに向き合う時間を確保し、そのことによって子供たちの健康で安全な学校生活を保障することが今の学校現場では強く求められており、本市の各学校ではまずは学校行事等の精選を図り、教職員の働き方改革に努めているところでございます。

また、教育委員会では、スクールサポートスタッフや特別支援教育支援員などの専門スタッフを各学校に配置しております。スクールサポートスタッフは各学校に1人ずつ配置され、感染症対策としてアルコール消毒を行ったり、プリント等の印刷、仕分など教職員の補助の業務を行ったりしております。

また、特別支援教育支援員は市全体で20名を各学校に配置し、通常の学級に在籍する教育的 支援が必要な児童生徒を支援する業務を行っております。

これらの専門スタッフの活用により、教職員の負担が軽減され、一人一人の児童生徒に向き合う時間が増えてきております。その結果、子供たちの健康と安全の実態をつぶさに把握し、教育の質の充実にも努めておるところでございます。

〇12番東君子議員 何が問題か。国が教育にお金をかけない、これが大問題です。 次に入ります。

新型コロナウイルス感染拡大防止策への理解、取組について伺ってまいります。

マスク着用について、学校現場では体育の授業や休み時間、給食の時間など様々な場面によって、また子供たちの体格の違い、その日の体調に合わせてどのような対応が取られていますか。

〇中村克己学校教育課長 現在の各学校における感染症対策は、文部科学省の学校の新しい生活様式の衛生管理マニュアルに基づいた対応をしております。特に日常における基本的な感染症対策としまして、マスクの着用や手洗い、3密を防ぐなどの対策を徹底しているところでございます。給食時間には換気の徹底、周囲との間隔の確保、友達と向かい合わせで食べないこと、黙食の徹底などの対策を講じております。

マスクの着脱については、体育や運動部活動など子供が運動する際、呼吸が荒くなるような活

動をする際は基本的にマスクを外すよう指導しており、その際、個々の距離を保つこと、大声を 出さないことなども併せて指導しております。現在のところ、児童生徒や保護者から体格の違い や呼吸器系の病気、感覚過敏、皮膚疾患など様々な理由でマスクの着用が難しいとの相談や要望 を受けておりませんが、今後そのような相談がありましたら保護者としっかり話し合い、対応の 在り方について検討してまいりたいと考えております。

〇12番東君子議員 できない人への理解をお願いしますということで、ほかの自治体では様々な病気や障害などを抱え、無理してマスクを着用している方がいることを想定し、市が意思表示カードを作成し、障害を持たれている方などに配付する取組を行っているところがあります。

これは霧島市なんですけれども、窓口に来られた方々に対して理由を聞かずに配付をしていますということで、このときにですね、何か悪用されるのではないか、マスクをしていないことでせきをして、結構外国なんかでも殴り合いになったり、トラブルになったりしているので、あれっと思って、悪用されるおそれがあるから大丈夫なんですかみたいなことを担当の方と話をしたんですね、そしたらもう親切丁寧に答えていただきました。

障害を抱えていらっしゃる方、過去のトラウマ、PTSD、鼻や口を塞ぐマスクをすることでつらい過去を思い出してしまう方々、何らかの事情があって窓口に来られる市民の方々に対して事情を聞いたりはしませんということでした。

人口も枕崎に比べて12万人ですかね、何倍も大きいところですよね。そして、今何枚ぐらい配られたんですかって聞いたら、100枚以上はもう手渡しました。今度また追加をしますということなんですが、枕崎でも同じ取組を行う考えはありませんか。

〇山口英雄福祉課長 世界的な新型コロナウイルス感染症の流行によりまして、今や我が国においてもマスクの着用が常態化している状況にありますけれども、今言われたとおり、例えば皮膚の病気等のために体温の調節が難しい方とか、肺や気管支など呼吸器の病気がある方、あるいは発達障害などによりまして一般の人が気にならないような刺激を非常に強い刺激に感じてしまう感覚過敏の人など、見た目では分かりにくい障害とか特性等によりマスクを着用することが困難な方がいることは存じております。

このように、見た目では分かりにくい事情によりマスクを着用できない方が変に誤解されずに 周りに正しく理解されるようにするための市の意識啓発といたしましては、これまで特にそういったことに特化した啓発活動はしておりませんで、新型コロナウイルス感染症に関し、誹謗中傷などにつながらないよう人権を守るための意識の啓発として取り組んできたところでございます。今、お尋ねのマスクを着用できない方のために意思表示カードを配付してはどうかというような御意見でございますが、本日の新聞にも霧島市が意思表示カードを作成し配付しているという取組が載っておりましたけれども、本市といたしましては本市が意思表示カードを作成し配付するというのではなくて、まずはマスクを着用したくても着用できない事情のある方がいるということ、そしてこのような障害とか特性等を持つ方に対する理解を深めるための啓発活動を進めることが重要であるというふうに考えております。

なお、意思表示カードにつきましては、全国の各自治体でも取り組んでいるところがございますけれども、例えば、「わけがありますプロジェクト」など意思表示カードデータを無料でダウンロードできますというような取組を推進している民間団体等もありますので、全国の自治体でもそういったところを紹介するといったような取組で、このマスクがつけられない方に対する理解を深めるための啓発活動をやっているところもございますので、本市におきましても、わけがありますプロジェクトなどの取組等を紹介して、御希望の方は意思表示カードをダウンロードしてくださいといったようなことを紹介していきたいなというふうに考えております。

〇12番東君子議員 代用できるものがあればダウンロードとかして、そういう方法を枕崎市は 取りたいということなんですが、何でできないのかなとも思うんですよ、できているところがあ るのに。

これがあるとですね、非常に助かるんですね。やはり外出するときに、例えばお母さんが障害を抱えている子供を連れてとか、いろんな事情でできない人、それがですね、県外とか行ってお店とか入ったときに、あら、あの子はマスクしてないがというようなことになるわけですよね、いろんなトラブルがあります。

そのときに、例えば、枕崎市って書いてあるものを見せれば、市がちゃんと対応されているんだなということで、いろんなトラブルも防げると思うんですよ。だから、その枕崎市って書いてあることがとっても重要なんですよね。

何か話を聞いていると、市民と枕崎市の間に何か壁があって、まずは自分に火の粉がかからないように、そしてトラブルに自分が遭わないように、こんな人がいるかもしれない、マスクしていなくて、何かトラブルになって市に電話かかってきたらどうしようかというような感じでですね、出るか出ないか分からないお化けばかりを気にして、そんな感じがするんですね。市民を守るのか、まずは自分を守るのか、どっちを取るかによって後の行動が大きく変わってきます。私はね、こういうことが、人口がね、これから減っていくのか、増えていくのか、すごく関わってくると思いますよ。

こういうことをね、市がね、やってくださったらね、若い人たちもね、もうどんどんとね、やっぱり枕崎市は安心して住めるということで、そういうのもね、やっぱり人口減少につながってるんじゃないですか。誰一人市民を取り残さない、ほかの自治体の考え方、思い切った取組に対して心からの敬意を表したいと思います。

次に入ります。

消費者被害を防止するための取組について伺ってまいります。消費生活に関する相談体制はどのようになっていますか。市に寄せられる相談内容についてお尋ねをいたします。

〇水産商工課長(鮫島寿文) 本市では平成24年4月1日に消費生活センターを設置し、平成28年4月1日に施行された消費者安全法の一部改正に伴い、同法の規定に基づき消費生活センターの組織及び運営等に関する事項を定めるため条例を制定しました。

同センターでは、現在、消費生活相談員1名を配置し相談業務等に当たっています。業務内容としましては、消費者安全法に掲げられている事項としまして消費者安全の確保のために、消費者からの苦情に係る相談、消費者からの苦情の処理のためのあっせん、必要な情報の収集及び市民への情報提供、県との消費者事故等の発生に関する情報交換、関係機関との連絡調整などの業務を行っているところです。

令和2年度に消費生活センターで来所及び電話で受け付けた相談は64件ありまして、うち契約に関する相談が最も多く41件となっております。なお、令和元年度の相談件数は63件、平成30年度につきましても相談件数は63件となっており、いずれも契約に関する相談が最も多くなっているところです。

〇12番東君子議員 消費者トラブルや相談のあった方々の中で、特に多い年齢層や世帯構成は どのようになっていますか。

〇水産商工課長(鮫島寿文) 本市の消費生活センターには、老若男女問わず幅広い年代の方から相談がありますが、電話による相談が多く、年齢や家族構成などについて確認できない部分、お聞きできない、お答えいただけない場合もございます。

しかしながら、消費者庁の令和3年度版の消費者白書によれば、相談全体に占める高齢者65歳以上の方の相談割合は約3割と報告されておりますので、本市も同様またはそれ以上の割合で高齢者の相談があると推察しております。

消費者相談の内容につきましても同白書によりますと、若者についてはインターネットや美容 関連の相談が上位となっており、高齢者では迷惑メールや架空請求などが最多となっているよう です。また、最近では定期購入を含む健康食品関連の相談等が増加傾向にあるとされております。 本市で消費生活における大きな被害に遭ったという事例は平成24年4月にセンター設置以来、 ないところです。

- **〇12番東君子議員** 防災無線で、市の職員を名乗った詐欺事件が発生したとの放送を以前聞きましたが、これはどのようなものだったのでしょうか。
- 〇平田寿一総務課参事 ただいま議員からありました詐欺事件発生に関する防災無線の放送につきましては、本市において市役所職員をかたった詐欺事件が発生したといったことではなく、還付金詐欺の被害を未然に防ぐため、枕崎警察署からの放送依頼により7月30日と8月1日の2回、市民に詐欺事件に対する注意喚起を促したところです。

具体的な放送内容につきましては、現在、県内において市役所職員や金融機関職員をかたった 還付金詐欺の相談が増加しており、金融機関やコンビニエンスストアなどのATMに誘われたと きは枕崎警察署に通報するようにといった内容でした。

なお、加えて申しますと、枕崎警察署に問い合わせたところ、防災行政無線で詐欺事件に対する注意喚起を促してから9月6日までの間、本市において還付金詐欺の被害や相談は確認されていないということでありました。

〇12番東君子議員 実はですね、私も苦い体験がありまして、1度だけ会合でお会いをした方なんですけれども、電話がかかってきて、相談したい方がおられるということで、どこどこのお店に行ってほしいということで、議員ですから相談したい方がいるって言えばですね、こんな私でも頼ってくださるということで、純粋な気持ちで指定されたお店に行ったんですね。

そしたら、10人ぐらい女性が入って来られて、その中に中国、外国の方もいらっしゃったんですが、早い話、結局はサプリメント販売だったんですが、そのサプリメントもですね、本当に健康のためにっていう方でお仕事をされている方がほとんどだと思うんですけれども、1箱がかなり高額、4万6,000円、美容にいい、きれいになる、今がきれいじゃないんでしょうかね。

「傍聴席で話す者あり〕

- ○永野慶一郎議長 傍聴席はお静かにお願いいたします。
- **〇12番東君子議員** こういう飲んだりするものに興味はありませんと断ったんですね、そしたら今度はですね、いや、これはビジネスなんだと、売れば売るほどもうかる、そういうお話でした。

そして、その美容にいいというサプリメント、先日ですね、高齢者の男性の方に800万円分売ったんだというお話だったんで、もうびっくりしてですね、これはまずいと思ってすぐにその店を私は出ました、用事があるって言って。今考えてみると、定額給付金が入るちょっと前だったんですよね。

私に行ってほしいって言われた方は多分私が買ったらですね、もう自分の懐に入るから、この人は何と言えば動くかなということを頭に入れているわけですよね、だからそこからですね、やっぱりもう始まっているなというふうに思いました。しかし、自分もですね、すごく反省しました。やっぱり名前とかいろんなことを詳しく聞いて動かないといけないなと思います。

そして、本人はですね、例えば私なんかがたくさん買ったと、これはニュースで流れてきたこれかなと思って、消費生活センターなんかに電話しようとしてもですね、例えばいっぱい買った中でお友達にその商品を紹介したりすれば、何か被害者なのか加害者なのか分からなくなって、今度は電話もできないと思うんですよね。

それで本当にですね、いたちごっこで、コロナ禍の中、あの手この手を使って巧みに枕崎にも 悪徳商法が入り込んできています。安心して暮らせるまちづくりを目指して、被害者にも加害者 にもさせない消費生活相談マニュアルを作成して配布し、詐欺被害を未然に防ぐ取組が必要では ないでしょうか。 **〇鮫島寿文水産商工課長** 今、質問者がおっしゃいました事案についてはですね、連鎖販売取引 という商法だと思われます。

質問者のほうからそういった問合せといいますか、相談がございましたので、私どものほうでも調べまして、その事業者につきましては消費者庁のほうから行政処分が8月にされております。 また、枕崎警察署のほうにもその旨を情報提供ということでですね、双方情報共有をしております。

そういった事案があったということで、やはり質問者がおっしゃいましたとおり、加害者にもなり、被害者にもなるということでございますので、そこは私どものほうも県の消費生活センター並びに消費者庁に情報確認をしまして、当該事業者は行政処分を法人として受けて、また代表者も受けております。そういった確認をしているところです。

お尋ねの、相談マニュアルというような作成ということでございますが、消費生活センターでは、相談業務のほかに消費者トラブルを未然に防ぐための啓発活動にも力を入れております。

具体的に申し上げますと、広報まくらざきでの消費生活メモの掲載や、広報まくらざきに年3回、消費生活だよりというA4の表裏のカラーのチラシを入れております。実は本日9月7日発行の広報まくらざきのほうにも折り込んでおり、緑色のチラシを折り込んだところです。

また、各公民館におきまして、消費生活出前講座を開いております。出前講座の内容としましては、各種の悪徳商法やクーリング・オフ制度の紹介などをテーマとして開催しているところです。

また、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることを踏まえた若年者への取組強化としまして、昨年度は市内の小学6年生及び高校生に消費者啓発リーフレットを配布しております。本年度につきましても同様に配布を予定しているとこところです。

今後も先ほど言いましたとおり、県の消費生活センターや枕崎警察署などの関係機関と連携して、消費者トラブルについて未然に防いでいきたいと、そういった取組を進めてまいりたいと思っております。

〇12番東君子議員 このことに関してはですね、私も警察のほうに行って刑事課の方とですね、 全部こういうことがあったんだとお話をしました。

そしたら、いろいろ調べるということで、あと市民の皆様にお願いがあるんですがということで、警察というとすごく敷居が高いように市民の方は思っていると思うんですが、そんなことありませんと。気軽にですね、何でも話してくださいということでした。大変心強いお話をいただきました。

これから独り暮らしの方々が年々増え続けていますので、一歩踏み込んだ行政サービスが求められているのではないかと思います。

これで私の一般質問を終わります。

[傍聴席で拍手する者あり]

○永野慶一郎議長 お静かにお願いします。

以上で、東君子議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

次に、日程第2号諸般の報告を行います。

まず、総務文教委員会の清水委員長から委員長の辞任願が提出され、昨日、同委員会を開催し、 委員会条例第10条の規定により許可されたため、新たな委員長に上迫正幸委員を選出しており ます。

また、清水議員の総務文教委員会委員長辞任に伴い議会運営委員会委員の辞任願が提出された ため、委員会条例第11条の規定により辞任を許可しましたので、同条例第5条第2項の規定に より上迫正幸議員を議会運営委員会委員に選任いたします。 以上で、報告を終わります。 以上で、本日の日程を終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時37分 散会

本会議第4日

(令和3年9月10日)

令和3年枕崎市議会第6回定例会

議事日程(第4号)

令和3年9月10日 午前9時開議

日程 番号	件	3
1	認定事項第6号令和2年度枕崎市水道事業決算の訂正につい	ハて

○ 本日付議された事件は議事日程(第4号)のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番 永 野 慶一郎 議員 2番 眞 茅 弘 美 議員 3番 上 幸 4番 沖 袁 強 迫 正 議員 議員 占 男 5番 禰 通 議員 6番 城 森 史 明 議員 吉 豊 7番 松 幸 夫 議員 8番 留 榮 子 議員 徳 議員 芳 議員 9番 1 石 幸 10番 下 竹 郎 君 11番 中 原 重 信 議員 12番 東 子 議員 13番 水 和 弘 議員 14番 吉 嶺 周 作 議員 清

1 本日の書記次のとおり

沖 園 信 也 事務局長鷺 山 美津代 書記大 江 武 史 書記溝 口 達 也 書記山 口 美津哉 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長 小 泉 智 資 副市長 堂 本 田 親 行 総務課長 原 耕 企画調整課長 文 水産商工課長 佐 藤 鮫 島 寿 祐 司 財政課長 西 村 祐 一 健康課長 永 江 隆 水道課長 上 袁 秀 人 水道課参事 橋 口 和 洋 監查委員事務局長

水 流 敏 幸 監査委員 新屋敷 増 水産商工課参事

田 代 勝 義 企画調整課参事 山 口 太 総務課主幹兼行政係長

午前9時 開議

○永野慶一郎議長 本日は休会日でありますが会議規則第7条第3項の規定に基づき、また午前 9時に繰り上げて本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1号を議題といたします。

市長に説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 認定事項第6号令和2年度枕崎市水道事業決算の訂正について説明を申し上げます。

本件は、令和3年9月3日に提出しました認定事項第6号令和2年度枕崎市水道事業決算において、貸借対照表の数値に誤りがございましたので、お手元に配付してあります正誤表のとおり訂正をお願いしようとするものです。

また、併せて、同決算に付された令和2年度枕崎市公営企業会計決算審査意見書及び報告事項 第6号資金不足比率についてに付された令和2年度枕崎市公営企業会計資金不足比率審査意見書 につきましても、同様に訂正の必要が生じましたので、お手元に配付してあります正誤表のとお り訂正させていただきたいと思います。

なお、9月3日の初日本会議において報告いたしました報告事項第6号資金不足比率について における令和2年度の枕崎市水道事業会計の資金不足比率につきましては、数値なしの表記から の変更はございません。

以上でありますが、この度、このような形で決算書等の訂正をお願いする事態に至りましたことは、ひとえに私どもの確認不足によるものであります。

議会並びに議員の皆様に対し、大変御迷惑をおかけしますことを深くおわび申し上げますとと もに、今後は十分精査してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

- ○永野慶一郎議長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。
- ○9番立石幸徳議員 公文書の取扱いですので、議会としてもですね、本当にどういう取扱い、 対応が妥当なのか、正解なのか、しっかりとしないといけないちゅうそういう気持ちからですね、 少しお尋ねをさせていただきたいんです。

もちろん、どういう事柄であっても人のすることですので、それは完璧にっていうか、人間の する業でございますので、過ちがあるということはもう重々承知の上でですね。

まず、今度の水道決算の過ち訂正の部分ですね、これが決算書、決算報告書ではない。これまでもいろんな一般会計をはじめ各会計の訂正等もあったと記憶していますけど、決算報告書に関わる部分は説明資料ですので、当然ながらそれなりの配慮ができるんですけれども、決算書ということになりますと、まさしく議案そのものですよね。

そうしますとね、市長が言われた初日に出された2年度の本市の水道決算書と訂正をされた4 か所訂正ですね、この決算書は別議案、違った議案であるのかないのか、その点をまず明確にしてください。

〇前田祝成市長 ただいま私のほうで説明させていただきました訂正についてでございますが、 議員がおっしゃる内容につきましては受け止めます。

今回については、3日に出した決算書に間違いがあったということは事実でございますが、その内容を取り下げて改めて上程するということではなく、審査をいただく前にその間違いに我々のほうで気づきまして、訂正という形でお願いしたいというのが我々からの今回のお願いでございます。

〇9番立石幸徳議員 私の質疑にきちんと答えてくださっていないというふうに私は考えるんですけどね。つまり、初日本会議、3日に上程された水道決算書と、今訂正をして出している決算

書、これは別物なのかどうなのか、4か所も訂正しているわけですよね、その部分を明確にして くださいということですよ。

○永野慶一郎議長 立石議員、通常の質疑と同様3回までなんですけど、まだいろいろございますか。(「まだ私は3回もしてないですよ」と言う者あり)そこを御承知おきくださいということでした。(「これは、ちょっと休憩してください」と言う者あり)

暫時休憩いたします。

午前 9 時 9 分 休憩 午前 9 時 11 分 再開

○永野慶一郎議長 再開いたします。

ただいま立石議員のほうから、本日資料を貰ったばかりで一応、目を通す時間もないということで、質疑が3回じゃ事が足りないんじゃないかという御意見がございました。

質疑については、会議規則第36条第3項を適用し、回数の制限をしないことにいたします。

○前田祝成市長 今回の貸借対照表の訂正の内容につきましてはですね、負債の部の中の企業債、企業債の仕分けに関しまして固定負債に仕分する部分と流動負債に仕分する部分があるんですけれども、その中の流動負債に仕分する部分、これは企業債残高合計の中から決算年度の次年度1年間で返済する予定額を本来、流動負債として仕分しなければならないというところがあるんですけれども、そこについてですね、本来その次年度の返済予定額を、流動負債として仕分する部分をこちらのほうの間違いで次年度の借入れ予定額ですね、起債予定額、それの1億1,000万円を流動負債のほうに計上してしまったと。

ここにございますように流動負債のほうに次年度の返済予定額を計上しなければならないところを、次年度の起債予定額、次年度新たに借りる起債の予定額を計上してしまったというところが間違いでございます。

本来でしたら、1億3,526万7,169円を流動負債として仕分する部分を来年度の起債予定額の 1億1,000万円という数字を流動負債のほうに計上してしまったということです。

企業債の合計額自体は変わりませんので、その固定差額分が固定負債のほうに入るわけなんですけれども、そこの数字も変わってきたということで修正が4か所になったという形になります。 〇9番立石幸徳議員 どういう手順というかそういう間違ってきたのかということは後もって私は聞こうと思っていたんですよ。

その前段に、市長もいろいろこういうことで、ああいうことでっていうその今回の間違いの原因みたいなものを言われますけどね、まだ私が最初聞いた質疑の答えには全然なっていないんですよ。3日に出された決算書と今訂正をしてきたこの決算書は別物なんですか、別議案なんですか、どうなんですかと聞いているんですよ。

○前田祝成市長 別物では決してなくてですね、同様の議案を、その中身を訂正させていただく ということでお考えください。

〇9番立石幸徳議員 市長が今明確にですね、3日の決算書、議案と今の訂正したやつも一緒だと。そういうことですので、それはなぜ一緒になるのかということまでですね、また議会のほうでも、いつかはその辺のところについては、その根拠をはっきりさせていただきたいんですが。

先ほど市長からもありました内容の面でですね、なぜ違ってきたのか。実は私ここに本年度、令和3年度のですね、水道事業の当初予算、本年度の当初予算ですね3月に出す。この中のいわゆる貸借対照表、本年3月31日現在のいわゆる予定表ですね、貸借予定表、これは間違いなく今訂正されたものと一緒の予定表が掲載されているんですよ。出されているわけですよ。

そこがね、3月にはこの訂正された、訂正されたですよ、バランスシートになっているのに、何でその後、その今度の決算書にですね、間違ったバランスシートが出てきたのか、その辺の経過についてはどうなんですか。

○永江隆水道課長 先ほど市長が申されたとおりの内容なんですけれども、この決算を作成する際に担当者の決算作成システムといいますか、その中に次年度の流動企業債というような書き方をされていたのを、担当者が次年度の借入れ予定額というふうな勘違いというかそういうことがあったということです。

そしてまた、入念なチェックがされたというのはこういう結果になりましたので何とも申し上げにくいんですけれども、それをそのままチェック者も同じようにスルーしてしまったということでございます。明らかに初歩的なミスであったというふうに思っております。

議員がおっしゃるように、次年度の企業債償還予定額というのが当初予算の貸借対照表には明確に表示されております。今後、そういったミスがないような一連の予算及び決算、その辺をどういうふうにしたらミスがなくなるのか、そういったことも、水道事業、公共下水道事業、両者の担当者も交えて今話合いをしている最中でございます。

その経緯についてでございますが、今回9月7日に判明をいたしまして、それというのも決算の委員会を前にして説明資料等を作成しているうちに、その流動負債の計上ミスが判明してしまったといった経緯でございました。

今後、また二度とこういうことがないように、水道課の公共下水道事業と水道事業と統合されたそういったメリットを次回からはちゃんと生かしながら、そういったことのないように努めていきたいというふうに考えております。誠に申し訳ございませんでした。

〇9番立石幸徳議員 謝っていただくことも、私どもとしてはさらにまた謝っていただいた上にですね、どうのこうの言う気はないんですけど、はっきり申し上げまして、ここ私の個人的な記憶かどうか知らんけど、決算とかこういう訂正のですね、一番の頻度を、私はどの担当課が一番間違いを犯しているか、そんなものを控えてはおりませんけど、ただ感じとしてですね、水道課の間違いが一番多いですよ、はっきり言いまして。

それで、そういうこともあるもんですから、私は以前、もう覚えてもいませんけど、水道課にいつか足を運んで何でこんな間違いになっているのって聞いたこともありました。課長も覚えているはずです。そういうこともありますのでね、今後今後ち言われとっても、またこんだけいろいろ言っとって、また起きたということに私はなってほしくないんですね。

もう一遍聞きたいんですが、企業会計の場合は下水道も今度、企業会計で初めて決算が出て、何がメリットかというと、いわゆる出納閉鎖期間がなくて、3月末の決算ちゅうのが決算のスピードが特別会計より2か月間早く決算が出るわけですね。そうしますと当然、経営の実態とかいろんなもろもろが早めに分かる。そして、こうしてほかの会計と一緒にですね、いろんな監査のチェックもする。監査のチェックの際はこの訂正の部分は素通りだったんですか、担当課は何も気がつかなかったんですか。

〇永江隆水道課長 今回の決算に関する書類についても監査のほうにいち早く提出をいたしまして、審査をいただいたところでございますけれども、一連の令和2年度の事業内容によるいろんな数値、決算結果にはこの流動負債という額が次年度の償還予定額でございますので、そういったのがなかなかチェックからちょっと漏れてしまったというふうな感じで受け止めております。

その辺を監査事務局とも話をしまして、一連の提出書類に次年度の予算書の写し、そして償還予定表、それらも添付して提出をいただきたいというふうに監査事務局からも指導を受けまして、 二度とこういうことがないように改善をしていくというようなことで行いたいと思っております。

○永野慶一郎議長 ほかに。

〇5番禰占通男議員 すみませんけど、質疑にならないかもしれないですけど、市長の説明と担当課長の説明ということで、この企業会計の損益計算書における企業債の扱い方ということでしょう、平たく言えば。

私も専門家じゃないから細かいことは分からないけど、帰ってからいろいろ手持ちの資料を調

べていましたら、例えば償還年が1年を切ると、もう固定から流動になりますってその抜本的な 認識が共有されてなかったっちゅうことじゃないかなと思っていたんですよ、どうなんですか。

〇永江隆水道課長 公営企業会計制度につきましては、平成26年度に会計制度が移行されました。以前は一本立てで企業債残高ということで貸借対照表には計上されていたんですけれども、その平成26年度の移行後、ワン・イヤー・ルールに基づきまして、同じ企業債残高の中でも1年以内に償還予定する額は流動負債に計上するように会計制度が移行になったところでございます。

それ以降、担当者及び経理担当者全て含めてですね、そういった意向に対してスムーズにいくように、いろんな研修を受けたりして、そして今まではちゃんとそういった正確な貸借対照表が決算のほうで報告されていたんですけれども、今回に至っては、そこにちょっとした勘違いが生じたということで、こういう事態になったところでございます。

それをチェックして正確なものを出さないといけないんですけれども、今回、水道課で話をしていることは、今回初めて下水道事業のほうも同じような公営企業会計決算書及び予算書になっております。

ですから、経理担当者もその分増えておりますので、それらも含めて上水道、下水道の情報を 共有しながら、そのチェック体制を強化していくと、そういう取組で担当者とも話をしていると ころでございます。

○5番禰占通男議員 あといろいろこの作業の中で、今、何ていうか、ICT、便利なんだけど、 自分が打った文章も、結局自分だけで点検すると間違いは絶対見つけられないですよね。やっぱ り皆さんもそれは分かっていると思うんだけど、それが面倒くさくてまた先送りされたり、まず そういった作業の内容、それと今こういうことが起きるっちゅうことは、あと何かその項目の仕 分ですよね、まずそういった作業の部分もあると思うんですよね。

そして、今9番議員からも出ましたけど、私も議員になって何かちょっと間違っとったってい うのも、私も前の課長、副市長にも言って、内々で直してもらったところもあります、実際。ど こがどうのと言わないけれど、会議前にですね。

それで、今いろいろこう何年か水道、下水道課の統合があった。その中で人員削減で経費削減ということが何年かこうきて、今、議案の概要とかそういう中でも何度か取り上げられてきてますよね。それと、人員の削減等が原因なのか、やはりそこら辺も改めて考える必要があるんじゃないですか。職員が優秀だ、どうのこうのじゃないですよ。結局、一つのまとまった仕事をするのに、やっぱり人員は幾らかっていうのは必要なわけでしょう。そこを無理やり削減したら絶対ミスが起きるっていうのはずっともう資本主義社会では分かってきたことですよね。

だから、そこら辺も今後検討していただきたい。また、そういうふうに何かこういい方法があればなと思っています。もう質疑になりませんけれど、お願いしときます。

○永野慶一郎議長 ほかにありませんか。──これをもって質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第1号については、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、認定事項第6号令和2年度枕崎市水道事業決算の訂正については、承認することに決 定いたしました。

ただいま訂正を承認した認定事項第6号令和2年度枕崎市水道事業決算につきましては、既に 決算特別委員会に審査を付託されております。

よって、決算特別委員会におかれましては、訂正後の議案にて審査をお願いいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。 本日は、これをもって散会いたします。

午前9時29分 散会

本会議第5日

(令和3年9月24日)

令和3年枕崎市議会第6回定例会

議事日程(第5号)

令和3年9月24日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件名	付 委員	託員会
1	4 8	枕崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	総	文
2	4 4	令和3年度枕崎市一般会計補正予算(第4号)	予	特
3	4 5	令和3年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	J	J
4	4 6	令和3年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	J	J
5	4 7	令和3年度枕崎市介護保険特別会計補正予算(第2号)	J	J
6	5 0	枕崎市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について		
7	5 1	議員定数適正化及び議員報酬等調査特別委員会の設置についての決議		
8	5 2	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意 見書		

○ 本日付議された事件は議事日程 (第5号) のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番 永 野 慶一郎 2番 眞 茅 弘 美 議員 議員 上 袁 3番 泊 正 幸 議員 4番 沖 強 議員 占 男 5番 禰 通 議員 城 森 史 明 議員 6番 7番 吉 松 幸 夫 議員 8番 豊 留 榮 子 議員 議員 芳 9番 <u>\f</u> 徳 10番 下 竹 郎 議員 石 幸 11番 中 原 信 議員 12番 東 君 子 議員 重 13番 水 和 弘 議員 14番 吉 嶺 周 作 議員 清

1 本日の書記次のとおり

沖 袁 信 也 事務局長 鷺 Ш 美津代 書記 大 武 史 溝 江 書記 П 達 也 書記

山 口 美津哉 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長 小 泉 智 資 副市長

本 田 親 行 総務課長 堂 原 耕 一 企画調整課長

鮫 島 寿 文 水産商工課長 日 渡 輝 明 市民生活課長

佐藤祐司財政課長 山口英雄福祉課長

中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長 松 田 誠 建設課長

原 田 博 明 農政課長 西 村 祐 一 健康課長

堂 園 力 郎 地域包括ケア推進課長 橋 口 和 洋 監査委員事務局長

水 流 敏 幸 監査委員 小 湊 哲 郎 農政課参事

新屋敷 增 水産商工課参事 松 田 勇 一 市民生活課参事

駒 水 孝 広 農委事務局長兼農業振興係長 松 田 章 子 会計管理者兼会計課長

田 代 勝 義 企画調整課参事 平 田 寿 一 総務課参事

丸 山 屋 敏 教育長 宮 原 司 教育総務課長兼給食センター所長

中 村 克 己 学校教育課長 田 中 幸 喜 消防長

中 原 広 次 消防総務課長兼消防団係長 俵積田 一 豊 警防課長兼消防署長

山 口 太 総務課主幹兼行政係長

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1号を議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

[上迫正幸総務文教委員長 登壇]

○上迫正幸総務文教委員長 ただいま議題となりました日程第1号について、総務文教委員会の 審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

委員から、地方公共団体情報システム機構について質疑があり、マイナンバーカードに関する 事務、地方公共団体の情報システムに関する事務をしている組織とのことです。

また、委員から、徴収したマイナンバーカードの再交付手数料について質疑があり、市としてはこれまでのとおり手数料を徴収するが、徴収した手数料は歳入歳出外現金として保管し、機構へ納入するとのことです。

そのほか、委員から、機構からの委託料について質疑があり、手数料徴収事務に要する市の事 務経費については、個人番号カード交付事務費補助金及び普通交付税措置の対象となるため市の 負担は生じず、委託料については無償とされているとのことです。

なお、今回の改正により、住民に対する影響は生じないとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。──質疑なしと認めます。 ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。 これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第1号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第2号から第5号までの4件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[禰占通男予算特別委員長 登壇]

○禰占通男予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第2号から第5号までの4件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

委員会は、去る9月9日に開催し、委員長に禰占通男、副委員長に眞茅弘美委員を選出いたしました。

付託された補正予算4件は、議長を除く全議員で構成された特別委員会を設置し、慎重に審査 を行いました。

委員会における詳細な審査経過につきましては、配付のとおりであります。

ここで一言、皆さんも御存じのとおりと思いますが、審査内容に関する新聞の報道もありましたことをつけ加えておきます。

審査の結果について御報告いたします。

審査の結果といたしましては、日程第2号令和3年度枕崎市一般会計補正予算(第4号)、日程第3号令和3年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、日程第4号令和3年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、日程第5号令和3年度枕崎市介護保険特別会計補正予算(第2号)の4件は、いずれも全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いた

しました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。──質疑なしと認めます。 ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。 お諮りいたします。

日程第2号から第5号までの4件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。 [「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第44号から第47号までの4件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6号を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、議長を除き、全議員が提出者となっておりますので、会議 規則第36条第3項の規定を適用して、委員会付託を省略し、本会議において審議するとともに、 提案理由の説明、質疑及び討論は省略いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第6号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7号を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

「吉嶺周作議員 登壇〕

O14番吉嶺周作議員 議員定数適正化及び議員報酬等調査特別委員会の設置についての決議に 関する提案理由を申し上げます。

本市議会における適正な議員定数及び議員の報酬等について、調査研究を行うことを目的に、 議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置するものであります。

なお、設置期間は令和4年9月30日までとなっております。

以上、御提案申し上げます。

「傍聴席で話す者あり〕

○永野慶一郎議長 傍聴席はお静かにお願いいたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用して、委員会付託を 省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行いますが、質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

〇9番立石幸徳議員 議案第51号についてですね、質疑をいたしたいと思います。

議案第51号は、提案者、議員12名ということで本市議会における多数を占めておりますので、 特別委員会が設置されることはもう明白になっているわけであります。

しかしながら、提案されている特別委員会の意義、調査目的に、判然としない事項があると考えますので、市民の前に極めて重要な市議会議員定数のあるべき姿を明らかにしなければならないと考えます。そういった点から、幾つか質疑をさせていただきます。

まず、議案第51号とさきの6月定例会で採択されました陳情第3号、この関連性でありますが、議案第51号は陳情第3号の採択を受けて提案されたものであると確認してよろしいのか、最初にお尋ねをいたします。

- **○14番吉嶺周作議員** 6月議会で提出された陳情が全会一致になったものですから、この議案 第51号とは関連はしております。
- ○9番立石幸徳議員 そこでこの6月定例会で採択された陳情第3号とですね、現在の提案されている市議会議員定数を適正化すべきという委員会設置の議案、この内容でありますが、先ほど提案理由にありましたように、来年9月末までの調査期間でもって調査研究される本市議会の定数、これが現在の14名定数ということは結論としてはあり得ない。陳情は現在の定数を適正化せというわけでしょう、採択された。

ですから、特別委員会の結論は14名定数はあり得ない、こういうふうに考えてよいのか、お 尋ねをいたします。

- **〇14番吉嶺周作議員** それは立石議員の解釈の仕方だと思いますが、この陳情書では検討する 調査特別委員会を設置してくださいということで採択されまして、今日のこの議案でですね、特 別委員会を設置するということで、そこの中で審査をしていけばいいのではないかと思います。
- **〇9番立石幸徳議員** 思いますじゃ困りますよ。陳情第3号は現在の定数を適正化してください という陳情を採択されたわけでしょう。私の考えじゃないですよ、そんなことを言っていると、 陳情者の陳情の趣旨を否定することにつながりますよ、そうじゃないんですか。

私1人の解釈ではない。適正化という意味は今の定数が不適正であるという見解から陳情は出 されているわけですから、明確に答えていただきたいと思います。

- **〇14番吉嶺周作議員** 陳情書でありますように、議員定数の在り方を検討する調査特別委員会を設置してくださいということですので、今回その調査特別委員会を設置いたしまして、その中で議論をすればいいのではないかと私は思います。
- **〇9番立石幸徳議員** おかしな答弁ですよ。その中でいうと現在の定数が陳情された方々が妥当、 適正であるという立場に立てば、何も適正化しなさいという陳情が出されませんよ。

陳情文にもですよ、下から6行目、議員定数の削減を求める多くの市民の声があることは周知 の事実でありますという陳情が6月定例会で出されて、採択されたわけですよ。

議長、明確にその14名が結論としてあるのかないのかをはっきり答えさせてください。

- **○14番吉嶺周作議員** 14名という文言は一言もこの陳情書には書かれておりませんので、14名 を削減しろという意味ではないと考えます。
- **〇9番立石幸徳議員** 実におかしな私は答弁に聞こえてならんのですよね。いずれにしても、現在の14名定数を適正化してくださいと、削減を求める多くの市民の声がありますと、その陳情を採択されたわけじゃないですか、議会として。

それは当然ながら、現在の定数は陳情の趣旨とはマッチングしませんよ、合致していないわけですよ。その立場に立って特別委員会は調査研究をしなければならないんじゃないですか。

○4番沖園強議員 提出者の1人として申し上げます。

まず、14名が適正なのかどうかということは陳情者は申し上げてはいないと思います。ですから、いかなる形が報酬を含めてですね、どういった形が一番本市の議会としてふさわしいのか調査研究をしましょうという特別委員会の設置の決議だと思います。

当然ながら、前回の統一地方選挙で定数ぎりぎりで定数割れをするんじゃないかというような陳情書にも書かれておりますように…… (「議長、聞いてることだけを答えさせてくださいよ、議事進行、議長、ちゃんと議事整理してください」と言う者あり) 14名にはこだわっていないということでこの決議書が出されているということです。

○9番立石幸徳議員 実におかしな答弁ですよね。陳情第3号の内容は、先ほども申し上げて繰り返しますけど、議員定数の削減を求める多くの市民の声があることは周知の事実であるという陳情文、それを本市議会は採択したわけですよ。

今言ったような答弁になるとですね、陳情第3号の内容と提案をされているこの調査特別委員会の調査目的の整合性を明確にしていただかないと、陳情を採択しているのに、採択された陳情の趣旨をですよ、否定するような特別委員会の運営、あるいは1年後の特別委員会の結論、陳情そのものを否定していくことになりますよ。

〇4番沖園強議員 質疑者が、先般の審査の中に交わって今のような御意見を申し上げればよかったんでしょうけど、自分は外れておきながら、今さら…… (「聞いてることを答えさせてください、議事整理をしてください」と言う者あり)自分は…… (「議長、ちゃんと整理せんな、聞いてもないことを答えてますがね」と言う者あり)いや、答弁しているから聞いてください。

自分はその審査に加わらないで今さら言われているわけなんですけど、全然陳情を無視した形ではないと。

市民の声というものは確かにあることを審査した議員の皆さんは承認した上で陳情を採択し、 そしてまた全会一致ですね、その中でどういった形が一番ふさわしいのか、調査研究をしましょ うと、たったそれだけの決議にすぎないと思います。

〇9番立石幸徳議員 私自身のこれまでの態度に関わることもありますのでね、わざわざそれを 突かれたんで、議長その説明をしていいですか、今質疑の時間ですけど。

私が6月定例会では、当然、議会運営委員会でですね、審査結果の報告があって質疑をしていますよ、これは会議録を持ってきてますけどね。まず、その陳情者は今度の陳情の中で本市議会の定数は何名が陳情者の希望される定数かつったら、議会運営委員長がそれが不明でありますと、分かりませんと。分からないちゅうことだったら、陳情者に議会事務局を通じて、議長を通じて尋ねたらどうかと、それもされていない。

そしてですよ、委員長が、私の6月定例会のこの件の議会運営委員長に対する3回目質疑、陳情を採択し、陳情に基づいての特別委員会と、全くの白紙の状態で議会自ら特別委員会を立ち上げるということは、当然ながら委員会の目的が違ってきますよ。特別委員会自体は何も陳情がなくても議会自らいつでも皆さんの同意があればできるんですよ。白紙の状態でいろいろ論議するちゅうことは可能、それで私自身は当然ながらこの陳情採択に当たっては退席し、棄権をいたしました。だから、その後の賛成者だけの話合いに私が交わる必要もない、そういった経過ですよ。ですから、まだ先ほどからこの件のきちっとした答えが出ていない。つまり、陳情は採択している。つまり、何度も言うように、市民の声は削減しろという多くの声があるという陳情を議会は採択した。しかし、今後の特別委員会では、現在の定数もあり得るということなんでしょう。そういうことじゃおかしくなりますよ、陳情の趣旨を否定していますがね、そこを明確にしてください。

[傍聴席で話す者あり]

○永野慶一郎議長 傍聴席はお静かにお願いいたします。

○4番沖園強議員 先ほど提案理由の説明をなされた副議長のほうからもございましたように、まず報酬を含めてですね、この定数が適正なのかどうかというものを調査研究しましょうと。その中で答えを見出していきましょうと、非常に分かりやすい決議であると。また、陳情の採択の在り方であったと、そういうふうに思います。

○9番立石幸徳議員 最後の陳情の在り方じゃないですよ、陳情文に明確に書いてありますがね。 県下19市の中でも行政面積が一番小さい、あるいは人口も2万人割れとなってきつつあるよう な状況と。

つまり陳情は、削減を求めたその趣旨で陳情が出ているわけですよ。それをですね、採択しとって、その陳情はどっかにもう置いて、現在の定数も視野にあっていろいろやるんです。これは 堂々巡りになりますのでね、一応時間の関係もありますので、一応置いておきます。

それからもう一つ、この調査目的に議員報酬が出されているんですね。議員報酬という文言は、 陳情文には一言もないですよ。なぜその陳情者が陳情している文言には何もないものが、調査研 究という目的に入ってきたんですかね。

- **〇4番沖園強議員** 非常に、質疑者の質疑も矛盾したものがございまして、陳情はなくても自分たちででも白紙の状態で調査特別委員会を設置できるんだというようなことを言われておりますように、当然、議員報酬を上げるか下げるか、あるいは定数を減らすか、そのままか、増やすか、そこを含めて全体的に網羅した中で調査研究をしましょうと、たったそれだけのことです。
- ○9番立石幸徳議員 たったそれだけじゃないですよね、私に言わせると。最初、副議長のほうから説明があったように、さきの6月議会での陳情第3号を基に、この特別委員会というのは立ち上がってきたんだと。だから、その点を私は確認したわけですよ、そういうことでございます。だから、白紙の状態でつくるちゅうことであれば、陳情とは全く別個に特別委員会設置を検討せんといかんわけですよ。

それからもう一点ですね、先ほど予算特別委員長が今度の一般会計補正 (第4号) を説明し議決されました。その中に議会費としてアンケート調査の経費が入っているわけです。そうすると、このアンケート調査についても陳情の趣旨、つまり定数削減を前提にしたアンケート調査になるのかどうか、そこを確認しておきます。

- **〇14番吉嶺周作議員** アンケート調査におきましてはこの陳情書に基づいて、市民からアンケートをいただいたほうがいいのではないかという全員協議会での皆さんとの話合いで決めております。
- ○9番立石幸徳議員 最後にもう一点確認をしますが、いわゆる調査期間が来年の9月30日まで、この調査期間内に次の枕崎市議会の市議選ですね、再来年の4月になると思うんですけれども、次の市議選の選挙が実施されるかどうかということについては、来年9月末までに判断できるということになるんですか、その点を最後に聞いておきます。
- ○4番沖園強議員 私が答えていいのかどうか分かりませんが、当然、逆算しまして9月議会までの調査特別委員会の調査結果を参考にして、調査結果に基づいて定数の削減か、据置きか、増か、報酬を増減するのか、そこを12月までに出さないと、4月の選挙に間に合わないんじゃなかろうかという配慮はあったかと思います。
- ○永野慶一郎議長 ほかにありませんか。──これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。――討論なしと認めます。

これから採決いたします。

日程第7号は、起立により採決いたします。

日程第7号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8号を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、議長を除く全議員が提出者となっておりますので、会議規則第36条第3項の規定を適用して、提案理由の説明及び委員会付託を省略するとともに、質疑及び討論を省略いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第8号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました意見書の事後の取扱いについては、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時2分 散会

本会議第6日

(令和3年10月1日)

令和3年枕崎市議会第6回定例会

議事日程(第6号)

令和3年10月1日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件名	付 託 委員会
1	認 1	令和 2 年度枕崎市一般会計歳入歳出決算	決 特
2	認 2	令和2年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	11
3	認 3	令和2年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	"
4	認 4	令和 2 年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算	11
5	認 5	令和 2 年度枕崎市立病院事業決算	"
6	認 6	令和2年度枕崎市水道事業決算	"
7	認 7	令和 2 年度枕崎市公共下水道事業決算	11
8	5 3	令和3年度枕崎市一般会計補正予算(第5号)	
9	報 7	専決処分の報告について	
10		継続審査申し出について	

○ 本日付議された事件は議事日程 (第6号) のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

野 慶一郎 2番 眞 茅 弘 美 議員 1番 永 議員 3番 上 迫 正 幸 議員 4番 沖 袁 強 議員 男 5番 禰 占 通 議員 6番 城 森 史 明 議員 7番 吉 松 幸 夫 議員 8番 豊 留 榮 子 議員 幸 芳 郎 9番 立 石 徳 議員 10番 下 竹 議員 中 君 子 11番 原 重 信 議員 12番 東 議員 13番 清 水 和 弘 議員 14番 吉 嶺 周 作 議員

本日の書記次のとおり 1

袁 鷺 沖 信 也 事務局長 Щ 美津代 書記 中 澅 大 江 武 書記 達 批 書記 Ш П 美津哉 書記

地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

田 祝 成 市長 小 泉 智 資 副市長 前 本 親 行 総務課長 堂 原 耕 企画調整課長 田 鮫 寿 文 渡 島 水産商工課長 日 輝 明 市民生活課長 佐 藤 祐 司 財政課長 Щ П 英 雄 福祉課長 中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長 松 田 誠 建設課長 博 明 西 村 祐 原 農政課長 健康課長 田 神 袁 信 税務課長 堂 袁 力 郎 地域包括ケア推進課長

永

袁 水道課参事 江 降 水道課長 上 秀 人

彦 高 Щ 京 市立病院事務長 橋 和 洋 監查委員事務局長 П

流 敏 幸 監査委員 湊 哲 農政課参事 水 小 郎 新屋敷 増 水産商工課参事 松 \mathbb{H} 勇 市民生活課参事 駒 孝 広 農委事務局長兼農業振興係長 亚 塚 孝 三 選管事務局長 水 子 松 田 章 会計管理者兼会計課長 田 代 勝 義 企画調整課参事

平 田 寿 _ 総務課参事 丸 山 屋 敏 教育長

宮 原 司 教育総務課長兼給食センター所長 中 村 克 己 学校教育課長

豊 信 留 生涯学習課長 田 中 幸 喜 消防長

中 広 原 次 消防総務課長兼消防団係長 俵積田 豊 警防課長兼消防署長

Ш 太 総務課主幹兼行政係長

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1号から第7号までの7件を一括議題といたします。

決算特別委員長に報告を求めます。

「清水和弘決算特別委員長 登壇」

○清水和弘決算特別委員長 ただいま議題となりました、日程第1号から第7号までの7件について、決算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

委員会は、去る9月10日、13日及び14日の3日間にわたり開催し、委員長に清水和弘、副委員長に東君子委員を選出いたしました。

付託された認定事項7件は、議長及び議選の監査委員を除く全議員で構成された特別委員会を 設置し、慎重に審査を行いました。

その審査経過につきましては、配付のとおりであります。

審査の結果といたしましては、日程第1号令和2年度枕崎市一般会計歳入歳出決算、日程第2号令和2年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、日程第3号令和2年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、日程第4号令和2年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算、日程第5号令和2年度枕崎市立病院事業決算の5件については、いずれも賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号中、令和2年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書については、全会一致で原 案のとおり可決すべきもの、日程第6号令和2年度枕崎市水道事業決算については、賛成多数で 認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号中、令和2年度枕崎市公共下水道事業剰余金処分計算書については、全会一 致で原案のとおり可決すべきもの、日程第7号令和2年度枕崎市公共下水道事業決算については、 賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。──質疑なしと認めます。 これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、これを許可いたします。

まず、豊留榮子議員。

〇8番豊留榮子議員 ただいま報告のありました認定事項につきまして、日本共産党は反対の立場から討論いたします。

まず、認定事項第1号令和2年度枕崎市一般会計歳入歳出決算につきましては、市立図書館の整備については床や壁などの改修や照明のLED化など、そして2階へのエレベーターや多目的トイレの設置など、本格的な改修工事を手がけたことにより、小さな子供から高齢者の方も気軽に図書館に足を運ぶ回数も増えることでしょう。

さらに、身近に参加できるスポーツ環境の整備ということで、塩浜運動場に高さ10メートルの防球ネットの新設と64台止めることのできる駐車場の整備が行われ、また野球によるまちづくりを推進するためにスポーツ振興くじ助成金を活用して、市営野球場の全面改修を行い、軟式野球、硬式野球いずれでも利用できるという野球場ということで、市民の楽しみも増えることでしょう。

また、この新型コロナウイルス感染症対策関連経費として、国庫支出金により新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、家計への支援一律10万円の給付を実施、さらに事業主応援資金支給事業として売上げが急減した市内事業者への支援、新しい生活様式への対応など、事業全般に広く使える応援資金が支給されたところですが、このコロナ禍の終息が見えない中で国からの支援金はまだまだ足りないという声があります。

また、社会保障・税番号制度発展のためにマイナンバーカード交付円滑化計画に沿って取組を推進し、マイナンバーカードの申請や交付事務を円滑に行い、また普及のために周知活動や出張申請の受付、日曜も受付を行いマイナンバーカードの普及に力を入れてきましたが、このマイナンバーカードの取得数、令和3年9月現在で8,998件、43.94%だということです。

このように危険を含んだカードを国に集約させ個人情報を国が把握する。なぜそんなことが必要なのか、国は利便性だけを強調しているが、小さい子供を抱えた方は、子供が成長するために顔も姿も変わる、その都度写真を撮り申請をし直すのか。まして子供はカードなどを使わないし必要はないと言われる、もっともです。

今のところマイナンバーカードによる被害情報はないということですが、まだ安全性が確保されたことではありません。カードを取得するかは個人の判断に委ねられているところですが、自治体としては市民の判断を尊重すべきと国に抗議すべきではないでしょうか。

次に、認定事項第2号枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、国民健康保険の方は一般企業で働く会社員や公務員等を対象とした医療保険ではなく加入できない。全ての国民が加入することのできるのが国民皆保険です。国保の加入者は高齢者や自営業、農漁民、さらに無職の人、学生等も対象にしています。

収入の安定しない人も多く、国保税を払いたくても高過ぎて払えずに苦しんでいる人もいることでしょう。滞納者は238人、昨年と比較しますと滞納者は47人減となっています。国保加入者の方が受診を控えたり、我慢して病気の悪化を引き起こすことにならないよう一般会計からの繰入れを国に認めさせ、払える国保税にすること。また、国が国保財政の公費負担を削減したことが国保事業の厳しい要因となっていることから、公費負担の増額を国に求めていくべきです。

次に、認定事項第3号枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、後期高齢者医療制度は75歳以上の方々を年齢で切り離す、これは差別医療です。令和2年度の被保険者数は4,299人で、前年度は4,348人と49人も少なくなっているところです。

高齢になると、病弱であったり、高齢で年金が少なかったり、失業中で苦しい思いをしている人たちもいることでしょう。そんな中、少ない年金から保険料を天引きする容赦ない制度となり、高齢者は年金が減り、医療費負担が増えて暮らしは大変になるばかり、病気になっても病院へ行かず、受診を控えるようになると病状は悪化し、重症化を引き起こすことになりかねません。国は自治体に制度を丸投げするのではなく、元の老人保健制度に戻し、後期高齢者医療制度は廃止すべきです。

次に、認定事項第4号枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算につきましては、介護保険の対象の多くは年金受給者で少ない年金から容赦なく天引きされます。この年金から引き落とされる特別徴収の方からの滞納は発生しませんが、無年金の方などは普通徴収となり口座振込など自分で納めに行く必要があります。

この介護保険は3年に1度の見直しがされ、その都度、保険料も利用料も引き上げられ、またサービスを受けようとしても、介護度によってなかなか利用できないというのが現状です。

市は高齢者が介護保険に頼らずに元気な老後が送れるようにと、高齢者元気度アップポイント事業、そしててげてげ広場事業などに取り組み、参加者も増えて皆さんの励ましになっているところですが、これに参加できない方もいます。高齢者が増える中では、やはり制度の見直しや介護保険料・利用料の引下げが必要です。

次に、認定事項第5号枕崎市立病院事業決算につきましては、コロナ禍の中で新型コロナウイルス感染拡大に伴う受診控えなどのほかに、感染の疑いのある患者を含めた受入れ病床を確保した影響によって患者数が大幅に減少し、小規模医療機関にとっては医療従事者の不足も併せて厳しい状況が続いているという中で、常勤医師は3人、非常勤医師10名の医療体制で、小児科診療は令和2年度が55回、前年度が57回、医師派遣は令和2年度が延べ186人、前年度が496人の診療を行い、また地域子ども・子育て支援策として病児保育事業の利用者は令和2年度が延べ193人、前年度が339人と激減しています。

この新型コロナウイルス感染拡大により、医療体制を維持していくことは本当に大変なことと思います。何よりも頼りになる市立病院として市民に受け入れられるよう、引き続き医師を含む医療従事者の確保をはじめ、働きやすい誇りの持てる職場づくり、処遇改善に取り組むべきです。次に、認定事項第6号枕崎市水道事業決算につきましては、毎年のごとく給水戸数は減り続けているところです。

今年度は給水戸数1万0,305戸、給水人口1万7,614人と昨年度より給水戸数は98戸の減、給水人口は407人の減となっています。生活していく上でなくてはならない大事な飲み水、このま

までは市民への水道料の大幅値上げになりかねません。水道事業を守ることからも一般会計から の繰入れで水道事業の立て直しを図るべきです。

次に、認定事項第7号枕崎市公共下水道事業決算につきましては、令和2年度から下水道事業特別会計から企業会計へ移行したということで、いろいろな利点も出てきて頑張っているところですが、令和2年度末で水洗化戸数は5,870戸、水洗化人口は1万1,306人となり、前年度に比べ水洗化戸数で18戸、水洗化人口で93人の減となり、水道事業と同じように減少傾向にあります。

そういう状況の中で、一般会計からの繰入れをやめたら使用料の値上げをしなければならないことになります。市民の暮らしにもっと目を向け、一般会計からの繰入れで下水道事業の立て直しを続けるべきです。

以上で、反対討論といたします。

- 〇永野慶一郎議長 次に、立石幸徳議員。
- ○9番立石幸徳議員 私は日程第1号令和2年度枕崎市一般会計歳入歳出決算についてですね、 認定すべきであるとの立場から、討論をいたします。

本来、決算不認定というものは行政執行上違法もしくは不当、不正な支出があったときのみ不認定とするものであります。令和2年度の枕崎市一般会計決算審査において、そういったことは何もなかったところであります。

まず、本市財政全体の評価として、本市が長年苦しんでおりました将来負担比率は、令和2年度は27.7%であり、対前年度より28.9ポイントも低くなっております。

本日、地元南日本新聞で公表されました県平均が7.4%でありますが、本市が将来負担比率を 算定するようになった平成19年度から実に13年間連続して改善してきていることは高く評価さ れなければならないと考えます。

また、各事業下におきましても、決算報告書に示されておりますように十分とは言えませんが、 多くの成果が報告されております。特に本市の産業の中で特徴であります水産行政においては、 防災対策として総額10億円以上が投入されます枕崎漁港高潮対策事業、この負担金を納入する ことで事業が始まってきております。

本市の漁港のハード面の整備は全国的にも評価され、来月11月10日には東京都で開催されます全国漁港漁場協会の全国集会において、枕崎漁港の高度衛生管理化と漁船大型化への対応を事例発表するようになっております。このことは、これまでの本市水産行政の努力のたまものであろうと考えます。

また、教育行政においても、地方創生事業の一つである英語検定料助成によりまして、受験者 200人中135人が合格するという成果も報告されました。今後とも本市英語教育の推進を期待す るところであります。

ただ、水道会計の決算でございますが、市長部局の一般会計にも関連することとして申し上げます。

今回、水道会計の決算書が上程後の修正という事態が発生をいたしました。この点については、 水道課のみならず、市長部局も猛省をしていただきたい。今後こういったことが二度と再発しな いよう、決算マニュアル化の取組など再発防止に取り組んでいただきたいということを申し上げ まして、日程第1号に認定の賛成をいたします。

○永野慶一郎議長 これをもって討論を終結いたします。

これから日程第1号から第7号までの7件について、順次、起立により採決いたします。まず、日程第1号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立〕

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、認定事項第1号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第2号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、認定事項第2号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第3号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立〕

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、認定事項第3号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第4号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立〕

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、認定事項第4号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第5号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、認定事項第5号は、認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

次に、日程第6号中、令和2年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、令和2年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書は、原案のとおり可決されました。

日程第6号は、起立により採決いたします。

日程第6号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立〕

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、認定事項第6号は、認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

次に、日程第7号中、令和2年度枕崎市公共下水道事業剰余金処分計算書は、委員長報告のと おり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 異議なしと認めます。

よって、令和2年度枕崎市公共下水道事業剰余金処分計算書は、原案のとおり可決されました。 日程第7号は、起立により採決いたします。

日程第7号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立〕

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、認定事項第7号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第8号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

「前田祝成市長 登壇」

〇前田祝成市長 ただいま上程されました議案第53号令和3年度枕崎市一般会計補正予算(第5号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億4,168万円を追加し、予算総額を161億4,328万円にしようとするものです。

地方債の補正は、補助災害復旧事業及び単独災害復旧事業の追加と過疎対策事業の変更によるものです。

補正予算の主な内容は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けている事業者に対する雇用調整助成金申請費支援事業、事業者応援資金支給事業、新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金事業などのほか、県の地域振興推進事業の助成を受け市営野球場のスコアボード等の整備を行う多目的交流拠点整備事業や、8月豪雨による農地、農業用施設等の災害復旧事業などをお願いしてあります。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただ

きます。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

〇永野慶一郎議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行いますが、質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

- ○4番沖園強議員 単独災害復旧事業、補助災害復旧事業について若干お尋ねしておきます。 施設災害ということで負担金は発生しないんですけど、農地4件、この分でその他特定財源、 分担金ですよね、100万ほど計上されているんですけど、この4件についての100万の負担金なんですが、補助率はどうだったんですかね、補助率についてお伺いします。
- **〇小湊哲郎農政課参事** 農地災害の負担金につきましては、工事費の5%を受益者から頂くということで100万円計上しております。

農地災害の国庫補助率につきましては通常は50%でありますが、国の激甚災害の指定が9月28日時点で閣議決定されておりますので、激甚災害ということで84%の国庫補助率ということで農地の場合がですね、それで補助金のほうを計算しているところです。

- ○4番沖園強議員 すると、施設関係におきましては、農地の場合84%の激甚の対象になったと。施設災害の場合、これからいけばどうなりますかね、地方債と一般財源の率は補助災害の場合も84%なんですか。
- **〇小湊哲郎農政課参事** 農業用施設の補助災害の国庫補助率につきましては通常でありますと 65%でありますが、激甚災害ということで93.7%ということになっております。

農地災害と農業用施設災害の補助災害につきましては、補助率増高申請等を行いますと、この率よりも増えていくことになろうかとは考えております。工事請負費のみが国庫補助の対象ということであります。

- ○4番沖園強議員 そうすると工事請負費のみが国庫補助の対象ということで、調査設計委託料等はもうその対象にならないと、こう確認していいんですかね。
- **〇小湊哲郎農政課参事** 補助災害の委託費につきましては、補助災害申請箇所の測量設計業務委託費を計上させていただいているところでありますが、今後、国の災害査定を受けていきますけれども、災害査定の工事費等と勘案しまして、その地区にかかった委託費の計算等を行いまして、補助の対象になるかどうかというのは今後決められていくことになるというふうに考えております。
- ○永野慶一郎議長 ほかに。
- **〇10番下竹芳郎議員** 説明書の1番の(2)の事業者応援資金支給事業なんですが、これの観光関連事業者等というのはどういう業種が対象になるんですか。
- ○鮫島寿文水産商工課長 お尋ねの観光関連の事業者としましては、宿泊業や運転代行業、タクシー業、旅行業、貸切りバス業、レンタカー業、酒類製造業、酒類の販売業、かつおぶし類等の製造業、あと県の時短要請を受けて対象となっている飲食店以外の飲食店ということで考えております。

この背景としましては、8月に入ってからの全国的な感染者の急増、第5波による緊急事態措置やまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業時短営業または外出自粛等の影響を受けて、売上高が急減した観光関連の産業、また酒類であったり、節類の製造事業者、こういった事業者に対して応援資金を支給したいと思っております。

時短要請に関わります鹿児島県からの協力金につきましては、飲食店のみということでありまして、こういった飲食店以外の事業者につきましては対象ではないということ。それと、国県の月次支援金とか、そういった支援金もございますが、個人事業者で支給額が10万円、法人が20

万円、そういった支援金になっているようでございます。

それと、売上高の減少高というのが50%以上ということで、非常に要件が厳しいという声もですね、市内の事業者から寄せられていたところです。そういったことでですね、飲食店以外のそういった事業者の皆さんへの支給ということで考えているところでございます。

〇10番下竹芳郎議員 時短要請された店以外でも出すということで、例えば幾らぐらいの支援がある事業なんでしょうか。

○鮫島寿文水産商工課長 これまで事業者応援資金としましては、令和2年に1回目、そして令和3年度も30%以上の売上高の減少の対象で支給しております。

そして、3回目ということで、令和3年5月の売上げが非常に落ちたということで、飲食店のみを対象に30%以上の売上げ減少の事業所に出したところですが、そのときから売上高区分に応じて15万円からたしか60万円程度を上限で出したと思いますが、今回につきましては同じく15万円から売上高に応じて21段階の区分で115万円ということで支給を予定しております。

前回は11区分ということでありましたが、細かく少し申し上げますと、売上高300万円以下の事業者の応援資金の支給額は15万円、売上高300万円累進で5万円を上積みしていく考えでございます。その上の段階ですね、年間売上高が300万円超600万円という区分では5万円上積みをして支給額を20万円としております。

こういったことで、3,000万円までは300万円単位で5万円ずつ上積みをしていきます。3,000万円超につきましては2,000万円単位で上がっていきまして、年間売上高が5,000万円以上の場合には5,000万円刻みでですね、上限の115万円という支給で、売上高に応じて支給をしたいと考えております。

〇10番下竹芳郎議員 これは申請開始はいつぐらいからになるんですか。この要綱は、ホームページではいつぐらいから始まりますか。

○鮫島寿文水産商工課長 本日の御審議をいただきまして、日程的には10月中旬以降に申請要領というものを公表して、対象者の皆さんには申請いただければなと。そういったスケジュール感を持って取り組んでいきたいと考えております。

○6番城森史明議員 以前はたしか農業者、漁業者等も対象となっていたと思うんですが、今回はどうなっているんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 先ほど10番議員の質疑に対してちょっと先に、かつおぶし類等ということで、かつおぶしに限らずに少し広い意味での業者を考えております。

今の御質疑につきましては、令和2年の第1回目は全業種、そして令和3年度の、まず当初予算に上げました応援資金も通算2回目となりますが、そこも全業種としておりました。

第3回目の飲食店のみということでやった支給事業につきましては、今申し上げました飲食店のみということですが、今回はですね、一次産業の農業者、漁業者というのは対象には入れてございません。

〇6番城森史明議員 なぜ入れないんですか。私はやっぱり漁業関係もですね、魚が全然売れてないんですよ。魚価も下がっている、非常に下がっている。だから、当然そこも入れるべきじゃないですか。農業者にとってもお茶なんかも大分価格低迷とかその辺の影響を受けているんじゃないんですか、入れるべきじゃないんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 農業者、漁業者に関しましては、私どもももちろん、農政課、そして 漁業者関係につきましては漁協ともお話をしてですね、今回、特に8月の状況を見まして、市内 の事業者、そういったところの全ての関係の皆さん加工組合、商工会議所、漁協、そういった関 係者とお話をする中で業種を今回は、5月は飲食店のみでしたが、飲食店等については先ほども 申し上げました県からの休業要請の協力金等もございましたので、それ以外のところで業種を検 討したところです。

今申し上げました酒類製造、観光関連産業につきましては、国関係の機関からですね、事業者 支援の地方創生の臨時交付金、この支援が国からもございましたので、そういった事業者支援の 立場で国等の機関からも支援要請が来ておりました。

それに加えまして、先ほど言いました市内の事業者、また関係団体の皆さんと協議をした中で、 今後ですね、農業者、漁業者そういった方も影響がずっと厳しいということがあれば、また検討 していくということで確認しております。

質疑者がおっしゃいましたとおり、今回支給対象とした事業者の中でもですね、意外にも厳しいというところも聞いておりますが、今回、私どもとしましては、県内の状況、本市の地域特性を鑑みて、このような事業者の選定としたところでございます。

〇6番城森史明議員 業界団体とお話をしたということですが、やはり現場の声をもっと聞くべきじゃないですか。

特に中小の沿岸漁業とか、そういう農協にも納めていないそういう農業者、現場の声はどうなっているんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 私のほうからまず漁業者につきましては、実際にお話を聞いております。6番議員がおっしゃったとおり、先週も私も入札を見ておりますと、高級魚にかかわらず浜値、魚の値段がですね、低いようでございます。

しかしながら、状況によっては農産物もだと思いますが、天候の状況とか、そしてまた需要の関係、市場の値段というのは上がったり下がったりもありますが、今のところですね、踏ん張れるといいますか、こういった支給対象にせずとも、まずはほかの事業者の皆さんのほうを優先して対象としたところでございます。そういった御理解をいただいているところです。

農業関係につきましては、農政課のほうとも、担当のほうとも協議をしながら、状況を見ながら、農業関係もお茶であったり、野菜であったり、かんきつ類等もありますが、そういったものを含めて業種によっては厳しいところ、また値段が戻ってきたところ、そういうお話も聞いております。そういった中で、私どもは庁内でこういった判断をしたところでございます。

〇6番城森史明議員 そういうことで農業、漁業についてもですね、もうほとんど居酒屋等が営業しないことによって、やはりそういう見えないところで影響を受けていると思うんですよね、コロナ禍で。ですから、その辺も当然今後も含めてですね、頭に入れてもらって、気候で農業なんかも非常に厳しい状況があるんですが、コロナ禍の影響を受けているということで今後検討をお願いしたいと思います。

次に、コロナ関連として質疑いたしますが、今回薬局でPCR検査キット、これが売れるようになりました。枕崎地区ではどういう流れになっているんですか。

- ○西村祐一健康課長 ただいまの質疑は、PCR検査キットではなくて抗原検査キットのことでしょうか。
- **〇6番城森史明議員** 両方じゃなかったけ、マスコミ等で最近放送がされましたよね、その件です。
- **〇西村祐一健康課長** 申し訳ございません。一応、その情報については承知しているところでございますが、市内の調剤薬局等に調査をかけたりして、その状況については把握していないところでございます。
- ○6番城森史明議員 当然、また正月あたりに第6波がくるということで予想されているんですよね。そういう意味でやはりPCR検査キットをですね、社会でそういうのが売られるようになったということですから、やはり次はそれに対する行政がどういう支援をするのか、それは非常に大事なことで、スピーディーにやらなければできないと思うんで、ちょっと予算とは関係ないとさっき私言いましたからね、コロナ関連ということで、非常に私は大事なことだと思うんですよね、PCR検査をするちゅうこと。

それがだんだんそういう薬局で政府が公認した形で発表されましたので、それはやっぱり市民に対して、要望ですが、行政の支援をよろしくお願いして、コロナ対策としてやらなきゃいけないと思うんで要望しときます。

- ○永野慶一郎議長 議案に対しての質疑をお願いいたします。(「関連だからいいんじゃないですか、12月で新しくできますよ」と言う者あり)要望とかではなく、できる限り質疑をお願いいたします。
- **○9番立石幸徳議員** 私も先ほどから出ている本市のこのコロナの影響による経済状況ですね、 実は今日から10月に入りましたけど、今月中旬に市街のメイン通りのある商店が閉鎖すると。 かなり目立つところですので、非常に影響が気がかりというような情報も入っている中でですね、 本当に我が枕崎の商店街はどうなっていくのかと。

そこで、まずこの説明資料の、先ほどありました事業者応援資金、まずこれは財源として昨年度から国が手当てしております地方創生臨時交付金、これを今回の2,563万5,000円は、今年3年度に初めて創設された事業者支援分の追加交付金、市町村分、これが本市に割当てをされているわけですね、残りが6,000万円ぐらいですか、3,400万円ぐらいが一般財源。

そこで、先ほど6番議員からもありましたその対象事業者をどうするのかというときにですね、 国からのいわゆるその地方創生臨時交付金の追加交付金の算定方法ですね、どういうことで算定 しているのか。その説明は国の資料によりますと内閣府のですね、事業所数を基礎とし、財政力 を反映して算定する。

これ事業所数というのは、本市の先ほど出た、例えば農業、漁業者も含めたどういった事業所の数になっているんですか。それをまず教えていただきたいと思います。

〇田代勝義企画調整課参事 今回の事業者支援交付金分の算定の事業所数につきましては1,186 事業所となっておりますけれども、この事業所数につきましては国から経済センサス基礎調査規 則によって公表された令和元年経済センサス基礎調査(甲調査確報)における事業所数を使うと いうことで示されておりますので、事業所数としましては1,186となっております。

この算定につきましては、もう国のほうが算定をしておりまして、市のほうにつきましてはその分が配分というか限度額の通知がされたところであります。

○9番立石幸徳議員 一番聞きたいのは、今言われた1,186、経済センサスでやっているというんですけど、その経済センサスの中には、先ほどもちょっと出された本市の農業者、漁業者は入っているんですか、いないんですか。

〇田代勝義企画調整課参事 市内においての事業所数ということで、入っているものと思われます。

〇9番立石幸徳議員 ですから、算定においては農業者の人、漁業者の人の分も含めて算定して 交付金が来ているわけですよ。それを市のほうで、今回はこういった事情ですから、先ほどから 幾つか言われた特定の事業者に応援をするということではないんじゃないですか。

確かに今この追加交付金、これは8月20日に決定された追加交付ですけどね、その後8月25日に全国市長会の会長と内閣府の地方創生担当大臣で語って、その20日の追加交付だけでは足らんと、まだ1兆円欲しいと、これ要望ですけど出されていますよ。

ただ今回は、追加交付金分は3,000億円、まだ3倍ぐらい出せと言っていますけど、これがどう実現をするのか分かりませんけど、私はもうちょっとですね、その出どころは農業者、漁業者の対象になった計算をしてるのに、支給は対象外というようなそういったことでもいかがなもんかと思いますよ。

そこで、先ほど出された申請に当たってですね、私は急いでほしい、というのは先ほど最初に言いましたように、もう悲鳴どころかもう現実に被害で倒産あるいはその店じまいをしなきゃならないという事態が出ているときですよ、のんべんだらりとは言いませんけれども、その対応がちょっと生ぬるいような感じを持つんですけど、これを迅速に対応するためにはどういうことを考えておられるんですかね。

○鮫島寿文水産商工課長 本日追加提案した経緯を少し申し上げますと、8月からのまん延防止措置の適用ですとか、いろんな緊急事態宣言がありまして、8月初旬から庁内で検討をしていたところです。

国県の支援の状況ですとか、それと実際に観光関連の産業の方の団体の皆さん、それと個人の事業者等からも御意見を伺いながら、こういったぎりぎりまで見極めてですね、本日の提案としたところですが、今後の支給日程につきましては、議員がおっしゃいますとおり本日の議決をもってですね、なるべく早い段階で支給申請が始まるように、この応援資金の支給事業の仕組みを整えてですね、早急に申請を受け付けて、そして審査をして交付できるよう努めてまいりたいと思います。

また、関係の商工会議所、そういったところにも早めにお知らせをしてですね、関係の事業所の皆さんへの紹介ですとか、周知について協力をいただきたいと思っております。

また、広報紙等につきましても内容につきましては、固まり次第掲載しまして、ホームページ と併せて事業者の皆さんに漏れのないように周知ができるよう努めてまいりたいと思っておりま す。

- **〇9番立石幸徳議員** 最後にですね、急がなきゃならないと思う気持ちは一緒なんでしょうけど、 その前にこの事業者支援交付金の実施計画、内閣府の資料によりますと、まず計画を内閣府に上 げないといけないわけでしょう。そこの計画提出は今の段階でどうなっているんですか。
- **〇田代勝義企画調整課参事** この事業者支援分の計画書につきましては、県のほうから10月1日本日までが提出締切りとなっておりますので、本日中に提出することになっております。
- ○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。
- **〇堂原耕一企画調整課長** 先ほどの企画調整課参事の説明に補足説明をさせていただきたいんですが、経済センサスのほうで捕捉しております事業者数に関しましては、農業・漁業事業者の個人の事業主の方は入ってはおりませんので、その点だけは補足をさせていただきます。
- **○5番禰占通男議員** コロナ関係でですね、先ほども6番議員に議長から関連を認めないことになりましたけど、先ほどの補正予算の審査を発表する前に、新聞の記事内容と県の指針といいますか、そこの齟齬ですよね、違いですよね。うちの議場では公表できないということだったんだけど、新聞等ではもうそれは可能だということ。

そのあとまた厚生労働省から柔軟に対応せよという都道府県への指針か通知が出されているんですけど、その後どうなったんですかね、その件については、自宅療養者の氏名、住所の公表についてです。

○西村祐一健康課長 ただいまの質疑の内容は、9月21日に南日本新聞で報道された内容のことでよろしかったでしょうか。──新聞記事で報道された内容につきまして、県の健康増進課のほうに確認しましたところ、情報提供につきましては疫学調査時に保健所が聞き取りを行い、独居や徘回がある方、災害時の避難など、支援が必要な方のみに本人の同意をもらった上で、市町村へ情報を提供しているという認識で調査には回答しているということでございます。

この情報提供の管内の状況につきまして加世田保健所に確認しましたところ、これまでにこれらの要件を満たして市と情報共有をした案件は、管内では1件だったということでありますが、これについては本市ではないほかの市ということでございます。

○5番禰占通男議員 このコロナに対してはもう個人情報というのは相当もう弊害なのかどうなのか分かりませんけど、結局、この自治体の役目としてですよ、市民の生命、財産を守るという第1の使命の下だったら、我々は知らなくてもいいですよ、だけど本市の関係者もろもろはそれは理解するべきじゃないですか。本当に言えば、今回の第5波についても本市で散発的に感染者も出ましたけど、大きな感染者が出なくてよかったんだけど、そうなった場合、このいざ蔓延した場合、どういう対応するのか。危機管理ということで問われたら、どうなんですかね。

私はコロナについてはですよ、自宅療養者が自分の家で療養している。それで保健所には連絡してください、保健所からは確認の電話をしますって言ったって、重症化してきたら電話にも出られないと思いますよ、そして亡くなる。

そして、今裁判沙汰にはなっていませんよね。これはいずれかは裁判沙汰になったらもう絶対 行政も負けると思うんだけど。だってあんたは、今言ったように、生命と財産を守るのは国、自 治体の役目じゃないですか。それが今、訴訟になっていないだけのことですよ、時効になる前に はある程度出てくるかもしれない、でしょう。だったら、そこまでやったらやっぱり行政もある 程度、内容は把握して、その中で自分たちで何ができるかということを考えないといけないんじ ゃないですか。

だから、今テレビ等でも5波は一応、鎮静化してきているけど、6波がってもう予測してますよ、メディアを見てて。やはり、それは今後県ともいろいろな折衝を積むなり、各市長会、議長会、そこら辺でいろいろ揉んでもらって、やはり情報だけは確保していくって、もうそれしかないと思うんですけど、どうなんですか。そういう、今後、行動を起こすことが必要だと思うんですけど。

〇西村祐一健康課長 ただいま議員からありましたとおり、ここにいらっしゃる皆様方、議員、 私どもも同じなんですが、県のほうもですね、感染者の命を守るために緊急の必要があると判断 した場合は、情報共有を行っていく方向だと思っております。

私どももですね、今後とも市民の安心安全のために市と県が共有すべきと考える情報の提供に

つきましては、県のほうには求めていきたいと考えております。

- ○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。
- **〇7番吉松幸夫議員** 地域振興推進事業についてお尋ねいたします。

昨年からの野球場改修工事が非常に進んできて、喜ばしいことであるというふうに感じております。この4番のところにございます多目的大型LEDビジョン(スコアボード)ということなんでしょうけれども、これスコアボード等とあるんですが、そのほかにどういうものがあるんでしょうか。

〇中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 説明資料のところにですね、まず野球場関係経費の3というのがございますけれども、新たに今回多目的大型LEDビジョン(スコアボード)の整備をお願いするものでございます。

その経費の中身を申し上げますと8,300万円となります。

説明資料の3と4番の地域振興事業につきましては、県の補助事業で3のスポーツ交流拠点事業は、さきの6月補正で可決いただいた事業となります。今回、マイナスですね、1,700万円の減額を記載しておりますが、バックスクリーンの移設、そして屋外ステージの設置にかかる経費、こちらは県の地域振興推進事業で一般枠と言われている事業となりましたけれども、このバックスクリーンと屋外ステージにつきましては、地域振興推進事業の中からちょっと経費として見送られた経緯もございます。

そこで、再度、県の事業としてチャレンジして、認められた事業が4の多目的交流拠点整備事業になります。説明を加えますと、4の多目的交流拠点整備事業は県からですね、年度途中でありますが、一般枠でなく将来の鹿児島の発展につながるような地域発の事業が条件となります。

非常にちょっとハードルの高い事業となりますけれども、こちら多目的大型LEDビジョン (スコアボード) そして先ほどの減額しましたバックスクリーンの設置、屋外ステージの設置と併せて枕崎市多目的交流拠点整備事業として要望したところ、県から9月2日に事業の承認をいただきまして、今回、追加の補正をお願いする。そういった事業の内容となっております。

〇7番吉松幸夫議員 大型のビジョンができると非常にまた活気づくのではというふうに想像が されます。

以前も一般質問のときに聞いたことがあったと思うんですけれども、整備事業はまだまだこれから続きますよねという形で市長にお尋ねしたところ、続きますというお答えだったかと記憶しているんですが、バックネットとあそこの施設のですね、また改修工事もまだあろうかと思うんですけれども、私が1つ気になっているのは、ホームベースからバックネットまでの距離は旧態依然の距離で造られたまんまなんですが、それの改修は計画に入っているのでしょうか。

〇中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 今回の補正の予算には入っておりませんし、今後ちょっと そのような計画もございません。ただ、バックネットにつきましては、更新事業として今年度、 社会資本の整備事業で実施していくということになります。

○7番吉松幸夫議員 私も入っております自公連の主催する少年野球というのがあるんですが、 準決勝、決勝は市営球場でするんですけれども、どうしても小学生の子供に関しては、バックネットまでの距離が長過ぎてですね、1回パスボールしたらもう子供たちへとへとになるんですね。 以前から要望しておったんですが、今回のオリンピックで、女子ソフトボールが仮設のバックネットというものを造っていたのに、非常にできるんだというような思いもありましてですね、子供たちがやっぱり同じ条件の中で野球ができるようなああいうバックネット施設、仮設でも我々が小学校の頃はネットで張ってあったような気がしたんですけれども、それだとちょっとみすぼらしいので、ああいうソフトボールで使ったような、きちっとしたバックネット整備をですね、もう一つその中に入れていただければありがたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

〇中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 市営球場の使われ方として、地域の子供野球であったりとか、軟式、そして硬式、そしてソフトボール、いろいろ多岐にわたって球場の使われ方というのがあろうかと思います。

用途に合わせてやはりそういった御意見等を受けておりますので、検討してまいりたいと考えております。

○6番城森史明議員 関連なんですが、LEDビジョンが1億円ということなんですが、非常に高いような感覚もするし、私も全然そういう内容を知らないので、どういう経緯で1億円だったのか、説明をお願いします。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 今回の補正の内容といたしましては、先ほども申しました 多目的LEDビジョンが金額としまして8,000万円、額としては非常に高いかと思いますけれど も、近隣市町村と比べてこの金額が高いか安いかとなれば、高いと言える金額ではないかと思い ます。あと屋外ステージ、バックスクリーン等を含めまして1億円、そのような金額になってお ります。

○6番城森史明議員 8,000万円という価格が安いのか、それもいろんな機能によって変わって くると思うんですよね。そういう意味で、例えば見積りをもらって決定するに至った経緯はどう なっているんですか。

〇中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 LEDビジョンにつきましては、サイズによって大きく変わってきます。家庭用の液晶テレビと同じようにですね、小さいサイズであったり、大きいサイズによってかなり金額も変わってくると思いますし、その表示の色の発色、数、そちらについても大きく変わってきます。

今回お願いしておりますのは、多目的ということで、文化的なイベントであったり、得点、チーム名の表示だけでなくて、いろいろ動画をマルチビジョン的に発信する、そういうようなビジョンを考えておりますので、このような金額で設計しておるところでございます。

○永野慶一郎議長 ほかに。

○5番禰占通男議員 LEDの大型ビジョン、これ映像はいいんだけど、その音響は伴うんですかね。なぜかちゅうと、住宅地が西側といえばいいけど、そこら辺がありますから、どうなんですか。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 この整備事業でアナウンス程度のスピーカーは設置する予定でございますけれども、イベント等になれば、それぞれ対応したイベント業者であったりとか、そういったところの音響設備はリースであったりとか、そういった形で設置されていくと、その都度その都度になってこようかと思います。住民に御迷惑がかからないような形でイベント等が行われていく、そのように考えております。

〇2番眞茅弘美議員 私もこの大型LEDビジョンがどういう使われ方をするのか気にはなって たんですけども、今お話がありました。

あと、野球場の施設整備を進めながらですね、スポーツ合宿推進事業というのが本年度計上されていると思うんですけれども、今の状況はどのような状況でしょうか。

〇中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 今現状といたしまして、お問合せは非常に多くいただいているところですけれども、ただ希望団体があるんですけれども、例えば学生の団体であればですね、クラブ活動単位的には参加したいという要望があるんですけれども学校の許可が得られないとか、そういったところで、今年度につきましては宿泊を伴う合宿というのはございません。

今後また市営球場の整備を実施していくわけですけれども、来春ですね、春の合宿に向けているいろそういった誘致活動は必要になってくるかと考えております。

- ○2番眞茅弘美議員 それはコロナが関係しているっていうことでしょうか。
- **〇中嶋章浩スポーツ・文化振興課長** なかなか県外からとかそういうところになれば、許可を出す学校とかが厳しい、コロナの影響があろうかと思います。
- **〇2番眞茅弘美議員** 野球場につきましては市民の方からもですね、私も感じているんですが、 多額のお金を投じていると思うんですね。中にはどうなっているんだとか、どういう合宿が始ま っているんだという意見もございます。まだまだ今整備を進めている段階ではございますけれど も、いつ頃からですね、本格的に稼働が始まるんでしょうか。

〇中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 野球場についてはですね、ある程度のめどをつけて整備を 完成させていきたい、そのような思いで今回の事業を取り入れております。ですので、先ほども 申しましたスポーツ合宿につきましては、もう既にですね、誘致については始まっています。旅 行業者であったり、スポーツマネジメント会社であったりとかですね、来春に向けて動きは出て きております。コロナ後のことも含めてですね。 ですので、来春以降、やはりそういった活動というかですね、実際、合宿の誘致はもう積極的に行っていかないといけないと考えております。

- ○2番眞茅弘美議員 最後ですけれども、3月の現議長の一般質問の中でも、市長もプレゼンテーションを働きかけていくという話でしたけれども、そして本市のですね、魅力を発信するセミナーですね、たしか今年度開かれるっていうことだったと思うんですけれども、今後でしょうか、それとも開かれたんでしょうか。セミナーに参加するっていうお話だったと思うんですけれども、お願いします。
- **〇中嶋章浩スポーツ・文化振興課長** 今ですね、県のほうから問合せが来ておりまして、10月 下旬頃で調整が進んでいる、そういう状況でございます。
- ○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。──これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。――討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第8号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9号について、市長に報告を求めます。

「前田祝成市長 登壇]

〇前田祝成市長 報告事項について報告いたします。

報告事項第7号、専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専 決処分した損害賠償の額の決定及び和解について、同条第2項の規定に基づき、これを報告する ものです。

以上、報告を終わります。

〇永野慶一郎議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

次に、日程第10号を議題といたします。

お諮りいたします。

総務文教委員長から、お手元に配付のとおり、陳情第4号に係る閉会中の継続審査の申出がありましたが、申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、申出のとおり決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を 議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事の全てが終了いたしましたので、令和3年第6回定例会を閉会いたします。

午前10時49分 閉会

一般質問の要旨

令和3年 第6回定例会一般質問及び要旨

質問者		13年 第6回定例会一般質問及び要旨 質 問 の 要 旨	答弁者
①中原 重信	農業振興について	1 サツマイモ基腐病について、本市の現在の被害状 況は	市 長 副市長 課 長
		2 基腐病被害軽減のためにも、ウイルスフリー苗 (バイオ苗)の生産、供給体制の強化はできないの か	
		3 基腐病予防として堆肥散布等の土壌改良も必要と 考えるが対策はあるのか	
		4 高齢化が進み防除作業は大変な重労働である。労働力不足の解消、作業の効率化として、ドローンの活用は有効なツールと考える。ドローン導入について、現在、補助制度等はどのようになっているのか	
		5 ドローン防除の受託作業の状況は	
	災害について	1 先般の長雨、豪雨による本市の災害状況は(道路、河川、農地等)	市 長 副市長 課 長
		2 農地、農業用施設の災害復旧事業の採択要件で対象にならないものは	
		3 小規模災害への対応はどのようになるのか	
		4 農地等小災害復旧事業債の活用は	
②真茅 弘美	コロナ禍により顕在化した 「生理の貧 困」の現状に	1 県内では「生理の貧困」に関する取組を始めている市もあるが、本市でも取り組む考えはないのか	市 長 長 長 長 長
	ついて	2 各小中学校では生理用品が必要な児童生徒については保健室で相談を受けていると聞いているが、児童生徒への周知はどのように行っているのか。ま	

質問者	質問の主題	質問の要旨	答弁者
		た、安心して学校生活が送れるように小中学校の個 室トイレに生理用品を設置する考えはないのか	
		3 生理は長い間語ることがタブー視されてきたが、 生理をタブー視せず社会全体で共有し、理解を深め ていく取組が必要と考える。枕崎市男女共同参画推 進条例第3条第5号においても示されているが、性 と生殖に関する健康と権利についてどのように取り 組んでいくのか	
	動物愛護管理の推進について		市長副市長課長
		2 県では飼い主のいない猫を保護し、譲渡目的で飼養管理を行う地域猫活動を推進し助成しているようだが、本市にこのような活動を行っている団体はあるのか。また、本市でも飼い主のいない猫の避妊・去勢手術に助成はできないのか	
		3 飼い主のいない猫との共生を目指し、避妊・去勢 手術費用や活動費を捻出するために市と団体が一体 となってクラウドファンディングを計画してはどう か	
	農業に関する 機械導入支援 について	1 高性能茶機械施設等導入支援事業の申請状況はど うなっているのか。また、荒茶価格低迷により経営 が逼迫しているため事業の補助件数と補助額を増や すことはできないのか	市長副市長課長
		2 本市の全作物に適用する機械購入補助事業を増額 できないのか。また、周知は徹底されているのか	
③城森 史明	枕崎市環境基 本計画につい て	1 本市のごみ総排出量は県下19市の中で1位となっている。平成30年度においては、1人当たりのごみ排出量は19市の平均は332キログラムであるが、本市は426キログラムである。その差が1人当たり94	市 長 副市長 課 長

質問者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答弁者
		キログラムと突出して高い状況を早急に改善すべき と思うが、具体的な改善計画をどのように考えてい るのか	
		2 8月号の市報にごみ処理の概要が示されている。 その中で構成市における1人当たりのごみ排出量が 示されているが、本市は他3市(日置市、南さつま 市、南九州市)に比べ断トツで多い状況であるが、 原因についてどのように分析しているのか	
		3 構成市において、平成30年度におけるごみ排出量 に係る経費はどうなっているか。ごみ排出量が多い ことによる本市の財政的な負担は幾らか	
		4 生ごみ処理機の補助制度で生ごみの減量を図ると のことだが、具体的に生ごみ減量の数値設定をして いるのか	
		5 生ごみ処理における今後の方向性はどのように考 えているのか	
		6 平成29年度における全国の一般廃棄物のリサイクル率は20.2%である。本市の令和元年度のリサイクル率は11.3%と低い理由は何か。改善のための具体策をどのように考えているのか	
		7 ごみ排出量が多いことは、SDGs達成と地球温暖化の抑制に逆行すると思うが、どのように考えるのか	
		8 自然共生の中に耕作放棄地が取り上げられている。令和12年度の耕作放棄地面積を95ヘクタールを 目標としているが、どのような内容か。地目変更分 も含まれるのか	
		9 住宅地等の周辺の耕作放棄地は、衛生面や景観面 において大きなマイナスとなっている。海の日に実 施する美化活動と同じように、耕作放棄地に対し市	

質問者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答弁者
		と市民が一体となった美化活動に取り組む考えはな いのか	
④清水 和弘	、 人口減少が地 方財政に与え る影響につい て	ることが社人研の推計で出されている。高齢化や人	市 長 副市長 課 長
		2 人口急減地域特定地域づくり推進法への取組について	
	SDGsの認 識と取組につ いて	1 本市のSDGsに対する認識について2 SDGsについて、本市はどのように位置づけているのか	市 長 制 市 長 制 市 長 表 長 表 表 課 長
		3 SDGsアクションプラン2021の重点項目1感染症対策と次なる危機への備え、保健所の機能強化など国民の命を守るための体制確保を進めるとある。本市の取組について	
		4 ビジネスとイノベーションを通じた成長戦略について、経済成長を実現し、持続可能な循環型社会を 推進するとある。本市の対応について	
		5 SDGsアクションプラン2021の重点項目4一人 ひとりの可能性の発揮と絆の強化を通じた行動の加 速とある。「できる職員の行動」5つの柱につい て、平成27年に講習を受けているが講習を受けた経 緯とその後について	
		6 女性参画を推進し、誰ひとり取り残されることの ない包摂的社会を目指すとある。これまでの効果に ついて	
		7 ダイバーシティーに取り組むことで職員への影響	

と効果について	質問者
8 SDGs実施方針8つの優先課題の持続可能な開発のための教育(ESD)の推進について、本市教育の推進状況について 9 地方創生SDGs官民連携プラットフォームを通じた地域課題の解決に向けた民間参画の促進と地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環の形成等の取組を促進するとある。SDGs未来都市に対する本市の取組について 10 持続可能で強靭な国土と質の高いインフラの整備について、内機清掃センター付近海岸沿いの現在の状況と今後の対応について (10) 新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者による雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の活用状況はどのようになっているのか (2) 新型コロナウイルス感染症対応体業支援金・給付金の活用状況はどのようになっているのか (3) 枕崎市事業者応援資金支給事業、雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応体業支援金・給付金の活用状況はどのようになっているのか (4) 10月以降の最低資金引上げについて、中小企業等への施策はどうなっているのか (4) 10月以降の最低資金引上げについて、中小企業等への施策はどうなるのか	禰占 通男

質問者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答弁者
		(2) 資金繰りについて金融庁の企業アンケート調査 結果が公表されている。国の要請についての対応 はどのようになっているのか	
⑥沖園 強	8月豪雨について	1 河川・水路において越水・滞水はなかったのか	市 長 副市長 課 長
		2 土石流危険渓流における被害状況はなかったのか	
		3 地すべり防止施設災害復旧事業計画区域における 災害はなかったのか	
		4 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画区域における災害はなかったのか	
		5 浸水常襲地域(水防箇所10か所)の状況はどうだったのか	
		6 地域防災計画の水防箇所として漏れている一部の地域がある。今後、計画を見直すべきであると考えるが見解は	
		7 水流・山下地区の状況はどのような状況だったのか	
		8 住民の不安を解消するために山下地区に揚水機の設置が必要ではないのか	
		9 招魂塚幼稚園跡を西鹿篭地区の避難所として整備すべきと思うが検討はされていないのか	
	第三セクター 等と市の関与 について		市 長 副市長 課 長

質問者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答弁者
⑦立石 幸徳	新型コロナウ イルス感染拡 大防止策につ いて	1 鹿児島県独自の緊急事態宣言発令や「まん延防止 等重点措置」の適用による本市公共施設の利用制限 等の在り方について	市長副市長課長
		2 自宅待機のコロナ患者対策や今後のワクチン接種 (3回目接種、12歳未満など)について	
	市と社会福祉協議会との連携について		市長副市長課長
		2 社協の訪問介護事業について	
		3 福祉給食サービスについて	
	教育について	1 学校給食費無償化について	市 長 副市長 教育長
		2 小学校高学年の「教科担任制」について	課長
	下水道事業の 課題について	1 初めての下水道企業会計決算をどのように分析し ているのか	市 長 副市長 課 長
		2 今後の下水道料金改定の在り方について	
⑧豊留 榮子	自治体のデジ タル化につい て	1 菅政権はデジタル社会の実現に向けた改革の基本 方針を示し行政のデジタル化を進め、システムの標 準化、官民の情報連携、マイナンバー制度の活用な どを行おうとしているが、市はどのように受け止め ているのか	市 長 副市長 課 長
		2 経済的に通信端末を持てない住民や高齢者、障害 者などデジタル化に対応できない住民への対応は	

質問者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答弁者
		3 デジタル化によって窓口サービスの減退が懸念されるが、住民にとって身近な窓口の維持・充実をどのように考えているのか	
		4 国は、自治体の業務システムを統一し、標準化させるという。自治体を国の出先機関に変質させ、自治体独自のサービスが抑制されてしまうのではないか	
		5 9月には国にデジタル庁が設置されるが、個人情報保護のルール強化は不十分だと言われている。個人データ保護の強化こそ必要ではないか	
	コロナウイル ス感染症拡大 の中での暮ら しについて		市 長 長 長 長 長 長
		2 コロナウイルスの全国的な感染が広がる中、子供 への感染が急激に広がっている。本市における対応 策は	
		3 市のワクチン接種の現在の状況は	
	防災対策について	1 今回の大雨により市全域に避難指示が発令され た。避難された地域、避難者数は	市 長 副市長 課 長
		2 第二避難所として指定されている体育館の空調整 備も必要ではないか	
		3 被害に遭われた方への支援はどのように行われて いるのか	
		4 今後の治水、地震、土砂災害への防災対策をどの ように考えていくのか	

質問者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答弁者
⑨上迫 正幸	地域エネルギ ーについて	1 地域新電力会社の目的は何か	市長副市長課長
		2 新電力会社の規模や本市の出資率について	
		3 新電力会社設立に向けての進捗状況について	
		4 設立に向けて解決しなければならない問題は何か	
		5 将来の展望は	
	空港跡地のメ ガソーラーに ついて	1 平成26年9月に運用開始しているが、現在の稼働 状況はどうか	市 長 副市長 課 長
		2 当時研修スペースを設置するとあるが、現在はどうなっているのか	
		3 環境学習は現在も行われているのか	
		4 現在までの来訪者の数とその推移は	
⑩東 君子	コロナ禍で迎 える2度目の 夏休み。家庭 にいる時間が 長い子供たち	1 子供に関係した事件や事故のニュースを見ない日はない。未来ある子供たちを市全体で守り抜くという強い姿勢が大切だと思う。市長の見解は	市 長 長 長 長 長
	の生活状況の 把握について	2 貧困や虐待、ヤングケアラーなど、決して安全と 言い切れない状況の中、夏休み中の子供たちの生活 の様子を先生方はどうやって把握したのか	
		3 子供たちの命を守るために、1人の先生に負担がかかり過ぎないような学校現場での取組がなされているのか	

質問者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答弁者
	新型コロナウ イルス感染拡 大防止策への 理解、取組に ついて	1 マスク着用について、学校現場では体育の授業や 休み時間、給食の時間など様々な場面によって、ま た子供たちの体格の違い、その日の体調に合わせ て、どのような対応が取られているのか	市長割市長教育長課長
		2 様々な病気や障害などを抱え、無理をしてマスクを着用している方々がいることを想定し、市が意思表示カードを作成し、障害を持たれている方などに配付する取組を行う考えはないのか	
	消費者被害を 防止するため の取組につい て	1 消費生活に関する相談体制はどのようになっているのか。また、市に寄せられる相談はどのような内容か	市 長 副市長 課 長
		2 消費者トラブルや相談のあった人たちの中で、特に多い年齢層や世帯構成は	
		3 防災無線で市職員を名乗った詐欺事件が発生した との放送を聞いた。どういった内容のものだったの か	
		4 安心して暮らせるまちづくりを目指して、被害者 にも加害者にもさせない消費生活相談マニュアルを 作成・配布し、詐欺被害を未然に防ぐ取組が必要で はないのか	

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 永 野 慶一郎

枕崎市議会議員 城森史明

枕崎市議会議員 立石幸徳